# 坂井市地域防災計画

## 第２編　震災対策編

## （案）

平成１９年３月作成
平成２７年３月修正
平成３０年３月修正
令和　４年３月修正

坂井市防災会議

# 目　　次

# 第２編　震災対策編

第１章　総則 . . . . . 1

第２章　震災予防計画 . . . . . 25

第３章　震災応急対策計画 . . . . . 95

第４章　震災復旧・復興計画 . . . . . 225

# 第１章　総則

# 第１章　総則

## ≪目　次≫

第１節　計画の方針 ..... 3
第２節　防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 ..... 5
第３節　坂井市の既往の主な地震・津波災害 ..... 14
第４節　坂井市の地質 ..... 16
第５節　被害の想定 ..... 17

# 第１節　計画の方針

## 第１　計画の目的

この計画は、平成７年１月の阪神・淡路大震災や平成23年３月の東日本大震災等、我が国に未曾有の被害をもたらした地震や津波災害の教訓をもとにして、国の防災基本計画及び県が作成する福井県地域防災計画並びに市民の幅広い意見を受けて、本市において震災対策上必要な諸施策についての基本を定めるものである。

市民をはじめ、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、震災対策に向けての積極的、計画的行動と相互協力のもとで、それぞれが役割を分担しながら市民の生命、身体、財産を保護するためこの計画の推進を図る。

## 第２　計画の性格

本計画は、地震が一般的に予知することが困難であり、その被害が突発的・広域的・津波等二次災害の発生といった特徴や社会的影響の大きさに鑑み、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき作成された「坂井市地域防災計画」の「震災対策編」として坂井市防災会議（以下「市防災会議」という。）が作成する計画である。

地震に伴う被害としては、主に“揺れ”と“津波”によるものがあることから、この計画では、主に揺れの被害に対する地震災害対策、主に津波の被害による津波災害対策、また、両者は重なるところも多いことから両者を合わせた震災対策について記載する。

なお、この計画に定めのない事項については「坂井市地域防災計画（一般対策編）」に準拠する。

## 第３　計画の構成

防災には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があり、本計画は、坂井市において想定される地震・津波の災害に対して、市が処理すべき事務又は業務に関し、地域内の関係機関の協力業務を含めて定めるものであり、総則、震災予防計画、震災応急対策計画、震災復旧計画から構成される。

### １　総則

本計画の目的、防災関係機関の責務の大綱等、市が行う地震・津波の対策に関する計画の方針について定める。

### ２　震災予防計画

地震・津波の災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるための基本的な措置等について定める。

### ３　震災応急対策計画

地震・津波の災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、これを防ぎょし、又は応急的対応を行うなど、災害の拡大を防止するための応急的に実施する対策の基本的な措置等について定める。

### ４　震災復旧・復興計画

地震・津波災害の復旧・復興に当たっての各種援護措置及び公共施設復旧の実施並びに復興計画の策定に当たっての基本方針について定める。

### 第４　計画の修正

本計画は、災対法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

### 第５　細部計画の策定

本計画を具体的に実施するに当たって必要な細部計画については、市各部局及び防災関係機関において定め、震災対策の円滑な推進に努める。

また、市は、防災アセスメント及び被害想定を推進し、地域の災害特性や災害危険性を市地域防災計画に十分、反映させるとともに、必要に応じ、地区別防災カルテを作成し、きめの細かい防災対策の推進と地域住民の防災活動の活性化を図る。

### 第６　国・県の防災計画との関係

本計画は、国が定める防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関が定める防災業務計画並びに福井県地域防災計画（震災対策編）との整合性・関連性を有する。

### 第７　計画の習熟

市各部局及び防災関係機関は、本計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分果たせるよう平素から研修・訓練の実施により、本計画及び本計画に関連する他の細部計画の習熟に努める。

また、市民への周知を図るため、広報・啓発活動に努める。

### 第８　計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、市民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を行う市民運動の展開に努める。

また、男女双方や、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者、乳幼児等の参画拡大など男女共同参画及び要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努める。

企業は、地震発生時における施設の利用等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

# 第２節　防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

## 第１　防災関係機関及び市民の責務

### １　市

市は、災対法第 5 条の規定に基づき、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、市民及び事業者の協力を得て防災活動を実施する。

### ２　県

県は、災対法第 4 条の規定に基づき、災害が市町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

### ３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災対法第 3 条の規定に基づき、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、坂井市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

### ４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災対法第 6 条の規定に基づき、その業務の公共性又は広域性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、坂井市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

### ５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

坂井地区医師会等の公共的団体及び病院等の防災上重要な施設の管理者は、災対法第 7 条第 1 項の規定に基づき、平常時からそれぞれの業務に応じた災害予防体制を整備するとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、市町、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

### ６　市民及び事業所

市民及び事業者は、災対法第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、「自らのまちは自ら守る」という意識を持ち、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的に防災活動に参加するなど、それぞれの立場で防災に寄与するものとし、災害時には相互に協力し、助け合う。

また、最低 3 日間の自力救済の備えに努める。

## 第２　各機関の連携

災害対策の実施に当たっては、防災関係機関がそれぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達する時間がないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

併せて、国、県、市を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力の向上のため、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することにより、国、県、市、事業者、市民等が一体となって防災対策を推進する。

## 第３　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

### １　市

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| (1)　坂井市 | ①　市防災会議に関する事務<br>②　防災に関する施設及び組織の整備<br>③　防災上必要な教育及び訓練<br>④　防災思想の普及<br>⑤　災害に関する被害の調査報告と情報の収集及び広報活動<br>⑥　災害の予防及び拡大防止<br>⑦　救難、救助、防疫等被災者の救護<br>⑧　災害応急対策及び災害復旧資材の確保<br>⑨　災害対策要員の動員、借上げ<br>⑩　災害時における交通及び輸送の確保<br>⑪　災害時における文教対策<br>⑫　被災施設の復旧<br>⑬　被災市営施設の応急対策<br>⑭　管内の関係機関等が実施する災害応急対策等の調整<br>⑮　義援金、義援物資の受入れ及び配分 |
| (2)　嶺北消防本部 | ①　火災等の災害による市民の生命、身体及び財産の保護<br>②　水害、火災、地震等の災害防除及び災害による被害の軽減<br>③　災害情報の収集、伝達 |
| (3)　福井坂井地区広域市町村圏事務組合 | ①　所管資料の提供<br>②　一般廃棄物の処理 |
| (4)　坂井地区広域連合 | ①　し尿の処理 |

### ２　県

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| (1)　福井県 | ①　福井県防災会議に関する事務<br>②　防災に関する施設、組織の整備<br>③　防災上必要な教育及び訓練<br>④　防災思想の普及<br>⑤　災害に関する被害の調査報告と情報の収集<br>⑥　災害の予防及び拡大防止<br>⑦　救難、救助、防疫等被災者の救護<br>⑧　災害応急対策及び災害復旧資材の確保と物価の安定<br>⑨　災害時における交通、輸送の確保<br>⑩　災害時における文教対策<br>⑪　災害時における公安警備<br>⑫　被災産業に対する融資等の対策<br>⑬　被災施設の復旧<br>⑭　被災県営施設の応急対策<br>⑮　災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整<br>⑯　市町が処理する事務、業務の指導、指示、あっせん<br>⑰　義援金、義援物資の受入れ及び配分 |

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| (2)　福井県警察（坂井警察署・坂井西警察署） | ①　災害情報収集<br>②　周辺住民及び一時滞在者への情報伝達<br>③　避難誘導<br>④　避難路、緊急交通路の確保等交通規制<br>⑤　救出救助<br>⑥　緊急輸送の支援<br>⑦　行方不明者の捜索<br>⑧　検視及び身元確認<br>⑨　犯罪の予防及び社会秩序の維持<br>⑩　広報活動 |
| (3)　三国土木事務所 | ①　県管理の公共土木施設の 維持・管理並びに被害施設の復旧 |
| (4)　坂井健康福祉センター | ①　災害時における防疫、救護等の実施<br>②　災害時における公衆衛生の向上及び増進<br>③　医薬品、防疫用薬剤等の調達 |
| (5)　福井県税事務所 | ①　災害時における県税の特別措置 |
| (6)　坂井農林総合事務所 | ①　農地及び農業施設の防災指導<br>②　農地及び農業施設の災害応急対策等の指導<br>③　林地及び林業施設の防災指導<br>④　林地及び林業施設の災害応急対策等の指導 |
| (7)　福井港湾事務所 | ①　港湾区域内の管理、港湾施設の整備並びに防災施設の施工<br>②　被災港湾施設の災害復旧 |
| (8)　福井空港事務所 | ①　飛行場及び飛行場周辺以外の航空災害の処理<br>②　空港及び航空保安施設の管理運用<br>③　遭難航空機の捜索及び救助関係機関への協力 |
| (9)　福井県防災航空事務所 | ①　福井県防災ヘリコプターの運航 |
| (10)　龍ヶ鼻・永平寺ダム統合管理事務所 | ①　洪水調節<br>②　放流に関する通報 |
| (11)　(公財)福井県下水道公社 | ①　下水の処理 |

**３　指定地方行政機関**

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| (1)　中部管区警察局（福井県情報通信部） | ①　管区内各県警察の指導・調整<br>②　他管区警察局との連携<br>③　関係機関との協力<br>④　情報の収集及び連絡<br>⑤　警察通信の運用 |
| (2)　北陸総合通信局 | ①　電波の監理及び有線電気通信の確保<br>②　災害時における非常通信の確保 |

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| (3)　北陸財務局（福井財務事務所） | ①　公共土木施設等の災害復旧事業費査定の立会<br>②　地方公共団体に対する災害復旧事業債及び地方短期資金（災害つなぎ資金）の貸付<br>③　災害時における金融機関の緊急措置の指示<br>④　災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付<br>⑤　避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舎）の情報収集及び情報提供 |
| (4)　近畿厚生局 | ①救援等に係る情報の収集および提供 |
| (5)　福井労働局（福井労働基準監督署） | ①　事業場における災害防止の監督指導<br>②　事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導 |
| (6)　北陸農政局（福井県拠点） | ①　国営農業用施設等の整備と防災管理<br>②　国営農業用施設の災害復旧<br>③　農地及び施設の災害対策に関する県及び本省との連絡調整<br>④　農地及び農業施設の緊急査定<br>⑤　災害時における米穀及び応急用食料等に関する県及び本省との連絡調整 |
| (7)　近畿中国森林管理局（福井森林管理署） | ①　国有保安林、治山施設等の整備<br>②　国有林における予防治山施設による災害予防<br>③　国有林における荒廃地の復旧<br>④　災害対策用復旧用材の供給<br>⑤　林野火災の予防 |
| (8)　中部経済産業局 | ①　電気の供給の確保に係る指導・要請 |
| (9)　近畿経済産業局 | ①　災害対策用物資の供給に関する情報の収集および伝達<br>②　災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達<br>③　被災中小企業の事業再開に関する相談、支援<br>④　電力・ガスの供給の確保および復旧支援<br>⑤　工業用水道の供給の確保に係る指導および要請 |
| (10)　中部近畿産業保安監督部 | ①　電気の保安の確保 |
| (11)　中部近畿産業保安監督部近畿支部 | ①　電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保<br>②　鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の防止についての保安の確保 |
| (12)　北陸地方整備局（敦賀港湾事務所） | ①　港湾区域内の直轄、港湾施設の整備ならびに防災施設の施行<br>②　被災港湾施設の災害復旧 |
| (13)　中部地方整備局（岐阜国道事務所） | ①　直轄道路の災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興 |

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| (14)　近畿地方整備局（福井河川国道事務所、九頭竜川鳴鹿大堰管理所、足羽川ダム工事事務所、九頭竜川ダム統合管理事務所） | ①　直轄公共土木施設の整備と防災管理<br>②　直轄公共土木施設の災害の発生防ぎょと拡大防止<br>③　直轄河川の洪水予報、水防警報の発表、伝達と水害応急対策<br>④　直轄公共土木施設の災害復旧<br>⑤土砂災害緊急情報の発表等に関すること<br>⑥　緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施 |
| (15)　中部運輸局（福井運輸支局） | ①　災害時における自動車運送事業者に対する運送協力要請<br>②　災害時における自動車の調達及び被災者、災害必需物資等の運送調整<br>③　災害による不通区間における迂回輸送、代替運送等の指導<br>④　所轄する交通施設及び設備の整備についての指導<br>⑤　災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達<br>⑥　災害時における貨物輸送確保にかかる内航海運事業者に対する協力要請<br>⑦　特に必要があると認める場合の輸送命令<br>⑧　情報連絡員（リエゾン）等の派遣による県等の行う情報収集、応急対策等の支援 |
| (16)　大阪航空局（小松空港事務所） | ①　飛行場および飛行場周辺以外の航空災害の処理 |
| (17)　東京管区気象台（福井地方気象台） | ①　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表<br>②　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説<br>③　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備<br>④　気象地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施<br>⑤　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施 |
| (18)　第八管区海上保安本部（敦賀海上保安部福井海上保安署） | ①　海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに災害における避難対策、救援物資輸送等の援助、流出油の防除等に関する指導<br>②　船舶交通の障害の除去及び規制<br>③　海上衝突予防法及び港則法の励行指導<br>④　沿岸水域における巡視警戒 |
| (19)　中部地方環境事務所 | ①　有害物資等の発生等による汚染状況の情報及び提供<br>②　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 |
| (20)　国土地理院（北陸地方測量部） | ①　災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の提供<br>②　地理情報システムの活用に関すること<br>③　公共測量の技術的助言 |

**４　自衛隊**

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| (1)　自衛隊 | ①　災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣 |

## ５　指定公共機関及び指定地方公共機関

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| (1)　電気通信関係機関<br>・西日本電信電話(株)（福井支店）<br>・(株)ＮＴＴドコモ（北陸支社）<br>・ＫＤＤＩ(株)（北陸総支社）<br>・ソフトバンク(株) | ①　電気通信施設の整備及び防災管理<br>②　災害時における優先通信の確保<br>③　被災通信施設の復旧<br>④　緊急速報メール・エリアメールによる広報 |
| (2)　日本郵便(株)（北陸支社（各郵便局)） | ①　災害時における郵便業務の確保<br>②　災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策<br>③　災害時における郵便局の窓口業務の維持 |
| (3)　日本赤十字社（福井県支部） | ①　災害時における被災者の医療救護およびこころのケア<br>②　災害救助等の協力奉仕者の連絡調整<br>③　義援金の受付<br>④　支部備蓄の救援物資の配分<br>⑤　血液製剤の供給 |
| (4)　北陸電力(株)（福井支店） | ①　施設の整備と防災管理<br>②　災害時における電力供給の確保<br>③　災害対策実施と被災施設の復旧 |
| (5)　北陸電力送配電（株） | ①　施設の整備と防災管理<br>②　災害時における電力供給の確保<br>③　災害対策実施と被災施設の復旧 |
| (6)　(一社)福井県ＬＰガス協会 | ①　施設の整備と防災管理<br>②　災害時におけるガス供給の確保<br>③　災害対策の実施と被災施設の復旧 |
| (7)　鉄道事業者<br>・西日本旅客鉄道(株)（金沢支社）<br>・えちぜん鉄道(株) | ①　施設等の整備と安全輸送の確保<br>②　災害時における輸送の確保<br>③　災害対策用物資、被災者等の緊急輸送<br>④　被災施設の復旧 |
| (8)　日本通運(株)（福井支店） | ①　安全輸送の確保<br>②　災害対策用物資等の輸送<br>③　転落車両の救出等 |
| (9)　中日本高速道路(株)（福井保全・サービスセンター） | ①　道路及び防災施設の維持管理<br>②　被害施設の復旧<br>③　交通安全の確保 |
| (10)　日本銀行（福井事務所・金沢支店） | ①　災害時における現地金融機関の指導<br>②　災害時における金融機関による金融上の措置の実施<br>③　災害時における損傷通貨の引換え |
| (11)　坂井市土地改良合同事務所 | ①　土地改良事業によって造成された施設の維持管理<br>②　災害復旧事業、湛水防除事業及び各種防災事業の調査並びに |

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| | 測量設計業務 |
| (12)　報道機関<br>・日本放送協会（福井放送局）<br>・福井放送(株)<br>・福井テレビジョン放送(株)<br>・福井エフエム放送(株)<br>・(株)福井新聞社<br>・(株)日刊県民福井 | ①　市民に対する防災知識の普及と予警報等の迅速なる周知<br>②　市民に対する災害応急等の周知<br>③　社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力 |
| (13)　(一社)福井県医師会 | ①　災害時における医療救護活動の実施 |

**６　公共団体その他防災上重要な施設の管理者**

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| (1)　福井県農業協同組合坂井基幹支店 | ①　市が行う被害状況調査及び応急対策の協力<br>②　農作物の災害応急対策の指導<br>③　被災農業に対する融資、あっせん<br>④　農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん<br>⑤　農作物の需給調整 |
| (2)　坂井森林組合 | ①　市が行う被害状況調査その他応急対策の協力<br>②　被災組合員に対する融資又はそのあっせん |
| (3)　三国港機船底曳網漁業協同組合、三国港漁業協同組合、雄島漁業協同組合 | ①　市が行う被害状況調査その他応急対策の協力<br>②　組合員の被災状況調査及びその応急対策<br>③　被災組合員に対する融資又はそのあっせん<br>④　漁船、共同利用施設の災害応急対策及びその復旧<br>⑤　防災に関する情報の提供 |
| (4)　坂井市商工会 | ①　商工業者への融資、あっせん実施<br>②　災害時における中央資金源の導入<br>③　物価安定についての協力<br>④　救助用物資、復旧資材の確保、協力、あっせん |
| (5)　坂井地区医師会 | ①　災害時における医療救護活動の実施 |
| (6)　病院等医療施設管理者 | ①　避難施設の整備と避難訓練の実施<br>②　災害時における病人等の収容、保護<br>③　災害時における負傷者等の医療、助産救助 |
| (7)　社会福祉施設管理者 | ①　避難施設の整備と避難訓練<br>②　災害時における利用者の保護 |
| (8)　社会福祉法人坂井市社会福祉協議会 | ①　低所得世帯等に対する生活福祉資金の融資<br>②　福祉にかかる各種専門職の派遣<br>③　被災者の救済、保護等に協力<br>④　ボランティアに関する事項 |
| (9)　金融機関 | ①　被災事業者等に対する資金の融資 |

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| (10) 文化事業団体 | ①　市の応急対策等への協力 |
| (11) 危険物関係施設の管理者 | ①　危険物施設の防護施設の設置<br>②　安全管理の徹底 |
| (12) 自主防災組織等 | ①　自主防災組織等の確立及び訓練の実施<br>②　災害時における避難誘導<br>③　市の応急対策等への協力<br>④　避難行動要支援者の把握<br>⑤　避難所運営の協力 |
| (13) 福井ケーブルテレビ(株)、さかいケーブルテレビ(株) | ①　市民に対する防災知識の普及と予警報等の迅速なる周知<br>②　市民に対する災害応急等の周知<br>③　社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力 |

# 第３節　坂井市の既往の主な地震・津波災害

## 第１　地震

### １　福井県に被害を及ぼした主な地震

陸域の浅い被害地震としては、福井平野で発生した 1948 年の福井地震（2 参照）がよく知られている。それ以外で明治時代以降の地震としては、濃尾断層帯などで発生した 1891 年の濃尾地震（M8.0）があるが、この震源域は福井県南東部まで延びており、県南で死者 12 名などの被害が生じた。また、福井・岐阜県境付近で発生した 1961 年の北美濃地震（M7.0）では、県内で死者１名などの被害が生じた。

このほか、M6 程度以下の地震としては、1978 年の福井市付近の地震（M4.7）、1996 年の嶺北地方の地震などで局所的に被害が生じたことがある。

◆福井県に被害を及ぼした主な地震◆

| 西暦<br>（和暦） | 地域（名称） | M | 県内の主な被害 |
|---|---|---|---|
| 1640.11.23<br>（寛永 17） | 加賀大聖寺 | 6.3～6.8 | 越前、加賀の国境で家屋破損、死傷者多数。 |
| 1891.10.28<br>（明治 24） | （濃尾地震） | 8.0 | 越前で死者 12、負傷者 105、家屋全壊 1,090。 |
| 1900.3.22<br>（明治 33） | 福井県鯖江付近 | 5.8 | 負傷者 6、家屋全壊 2。 |
| 1948.6.28<br>（昭和 23） | （福井地震） | 7.1 | 福井平野及びその付近で被害。死者 3,728、負傷者 21,750、家屋全壊 35,382、同焼失 3,851。 |
| 1961.8.19<br>（昭和 36） | （北美濃地震） | 7.0 | 死者 1、負傷者 15、家屋全壊 12。 |
| 1963.3.27<br>（昭和 38） | （越前岬沖地震） | 6.9 | 敦賀湾・若狭湾沿岸で被害。住家全壊 2。 |

（M：マグニチュード）

### ２　福井地震（1948（昭和 23）年 6 月 28 日、M7.1）

昭和 23 年 6 月 28 日に突如として襲った福井地震は、丸岡町付近を震源域として発生した陸域の浅い地震で、坂井市で震度 6 が観測された。

軟弱な地盤の広がる福井平野では木造建築の被害が極めて大きく、断層線の丸岡町、春江町では全壊率が 100%だった。（図　福井地震の家屋全壊率分布　参照）

被害は、県内外全体で死者 3,769 名、家屋倒壊 36,000 以上に及んだが、その発生地域は福井平野及びその付近に限られる。その他、列車の脱線転覆もあり、また土木構造物への被害も大きく、鉄道・道路・河川などに関係する構造物に被害が生じた。

さらに、福井市など福井平野の各地で火災が発生して焼失家屋数は 3,800 以上に達した。

この地震では、福井平野の中央部など震源域に近い地域では震度 6 であったが、家屋の倒壊等の被害が極めて大きかったため、この地震を契機にして、気象庁震度階級に震度 7（家屋の倒壊 30%以上に及び山くずれ、地割れ、断層などを生じる程度）が追加された。福井平野の中・北部では、ほとんどの地域において住家全壊率が 30%以上になっているため、ここでは震度 7 相当であったとみられる。福井地震は、軟弱な地盤上に広がる近代的な市街地のほぼ直下で起きた地震であり、このような地震は比較的限られた地域に甚大な被害を及ぼすことを認識させられた。

坂井市での被害状況は、震源地ということもあり、死者 1,018 名などの被害が生じた。

◆福井地震の家屋全壊率分布［河角（1949）、地理調査所（1949）から作成］◆

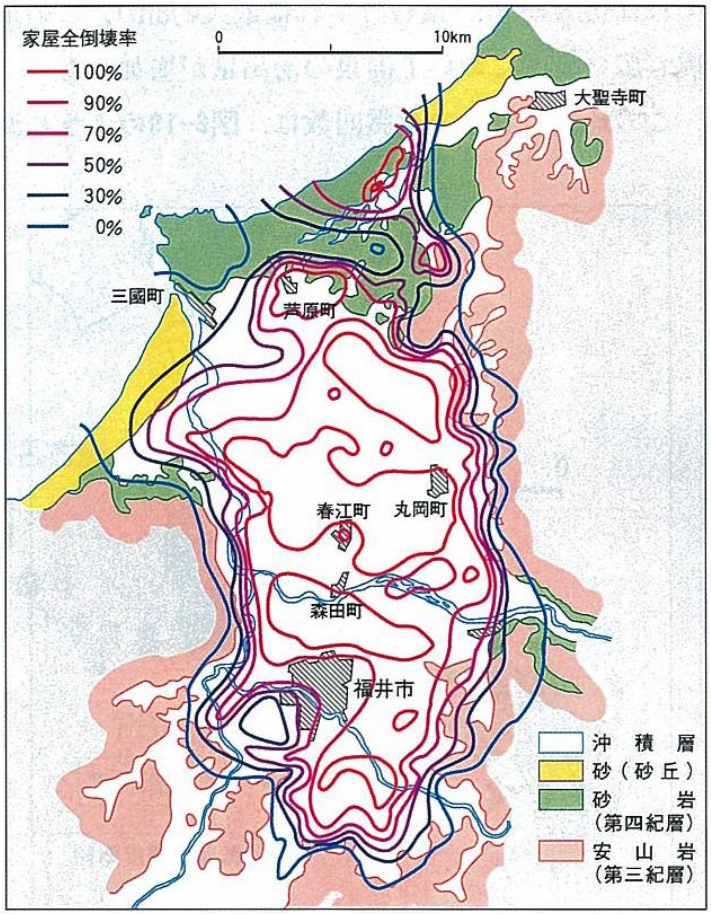


## 第２　津波

今までに県に襲来した津波の状況は、次の表のようになっており、北海道南西沖地震による津波の水位上昇をみると、越前海岸で1.0m、福井港で1.24mとなっている。

また、県内では高潮の被害記録は見当たらない。

◆福井県の過去の津波（明治以降）◆

| 年 | 地　震 | M | m | 福井県での津波 |
|---|---|---|---|---|
| 1892（明治25）年 | 石川県西岸 | 6.4 | 0 | 福井県近傍の地震、津波の影響なし |
| 1927（昭和2）年 | 北丹後 | 7.3 | -1 | 福井県近傍の地震、津波の影響なし |
| 1940（昭和15）年 | 神威岬沖 | 7.5 | 2 | 隠岐島で0.5～1.5m、福井県には影響なし |
| 1963（昭和38）年 | 越前岬 | 6.9 | | 揺れによる被害を生じたが津波は発生せず |
| 1964（昭和39）年 | 新潟地震 | 7.5 | 2 | 敦賀などで数十センチの波高（検潮記録） |
| 1983（昭和58）年 | 日本海中部 | 7.7 | 3 | 三国町で1.2m、高浜町和田で1.9m |
| 1993（平成5）年 | 北海道南西沖 | 7.8 | 3 | 高浜で1.4m（漁協敷地まで浸水）、漁船1隻転覆 |

（M：マグニチュード）

（m：今村・飯田の津波規模階級）

# 第４節　坂井市の地質

## 第１　坂井市の地質

坂井市の地層は、九頭竜川の氾濫により運ばれた砂礫や泥土で埋められたものであり、地層の断面は粘土と砂利が交互に折り重なっている。

河川の氾濫の度に堆積されてできた地形は沖積平野と呼ばれ、洪積層との境から上の現在の平地ができるまでには１万年以上もかかったといわれる。

この平野の特徴は、およそ 250 メートル前後堆積した砂礫や粘土の下に岩盤があるために、地盤が軟弱であるということである。そのため地震による被害は受けやすく、地割れや家屋の破壊等のおそれがある。

また、九頭竜川の河口付近より北の東尋坊は断崖をはじめ砂岩の岩場が多く、その東側は加越台地、河口付近の南は三里浜の砂丘となっている。

## 第２　福井地方の地質

(1)　洪積層　福井平野北部、九頭竜川等の河川流域の一部
(2)　沖積層　福井平野一帯
(3)　砂丘地　福井平野北西部

福井平野には豊富な地下水が流れているが、沖積層地や水域に近いところでは、地震の直後に液状化現象がみられた。

◆福井地方地質図〔「新考坂井郡誌」の「福井県坂井郡地方地質図」による〕◆

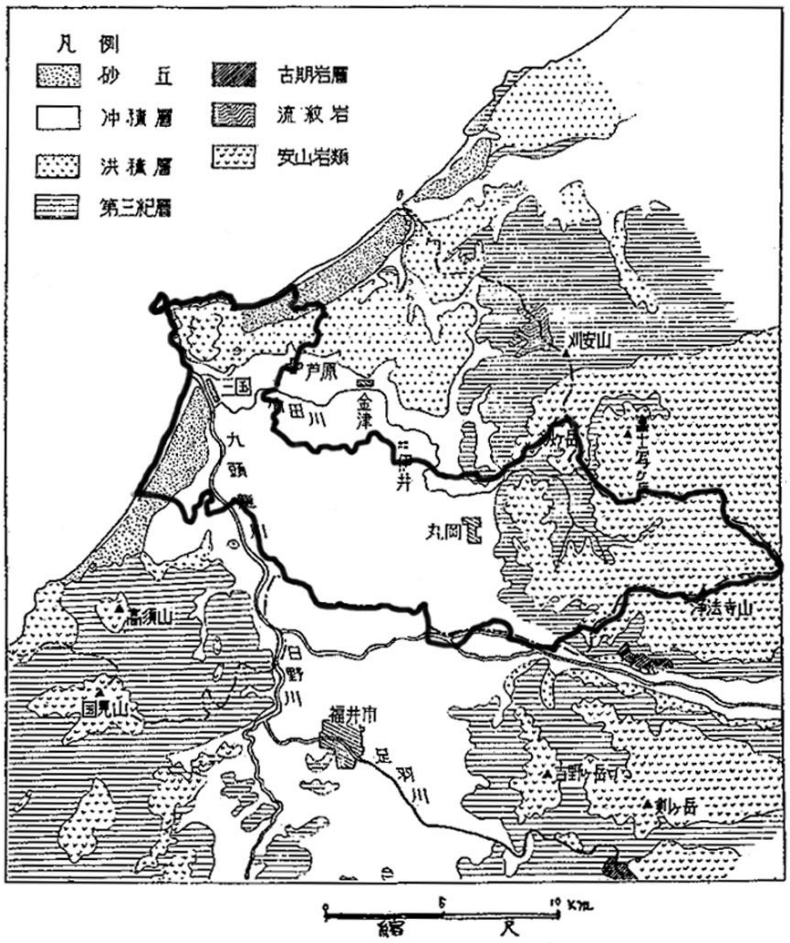

# 第５節　被害の想定

## 第１　地震被害の想定

### １　想定地震

県では、平成７・８年度に、過去において、県に最も影響のあった福井地震及び嶺南地域を中心とした被害を想定するための敦賀市付近を震源とする地震を想定し、地震被害予測調査を実施した。

福井県地震被害予測調査報告書（平成９年３月）では、1948 年（昭和 23 年）福井地震（嶺北：1948 年M＝7.1 福井地震の再来を想定）と敦賀断層による地震（嶺南：活断層を考慮）のいわゆる都市直下（近）の地震を想定して、地表における地震動（震度）及び液状化の状況を推定し、これによる建物や人的被害等の推定が行われた。

その後、県においては、平成 22・23 年度に改めて地震被害予測調査を実施しており、県内及び周辺地域の直下で発生し、嶺北地域と嶺南地域にそれぞれ最も大きな地震被害を及ぼすと考えられる断層を想定している。なお、これは国の地震調査研究推進本部が平成 21 年７月に全国の主要活断層の評価を公表したことを受けたものである。本市においても、この調査結果の公表を受け、特に嶺北地域に大きな被害をもたらすとされる「福井平野東縁断層帯」による地震被害想定を基に、内容の一部修正を行うものとする。

### ２　地盤の分布

地震による地面の揺れの大きさは、震源の規模（マグニチュード：M）と震源からの距離（震源距離など）だけでなく、地盤の状況によっても大きく変わってくる。

一般的に時代が古いほど岩盤は硬く、火山岩類はそれぞれに特徴がある。また、土の種類（砂質土、粘性土、礫質土）によっても揺れ方への影響の度合いが違う。沖積層の地盤が最も注意すべきものであり、なかでも砂質土を含んでいると液状化の可能性も考えておく必要が出てくる。

本市の地盤は、沖積粘性土や沖積砂質土、沖積礫質土で形成されている地区があるため、注意を要する。

### ３　地震動分布

一般的には、軟らかい地盤での震度が高く、硬い地盤では比較的に震度は低くなる。本市では、先にも述べたとおり沖積層で形成されている地域があるため、地盤は軟らかく、予想される震度は最大震度７に及ぶ地域が想定（次頁「震度分布図」参照）され、相当の被害が予想される。ただし、ここでいう地震動の強さは揺れの強さであって、被害ではないので、地表あるいは地中にある構造物の強さや特性によるもので、それぞれの構造物に対する被害予測の解析が必要である。

### ４　液状化の危険度

地下水位の浅い、軟らかい砂質地盤では、強い地震動（一般的には震度４程度以上）によって地下埋設管や地中タンク、浄化槽が浮き上がったり、建物の基礎がゆるんで傾いたりする、いわゆる液状化現象が発生することがある。1948 年の福井地震では坂井市～福井市内の後背湿地～三角州・海岸低地の範囲を中心に広く液状化が確認され、1995 年の兵庫県南部地震や 2011 年の東日本大震災においても、埋め立て地を中心とした大規模な液状化が発生している。

市内では、次頁に示す液状化危険度分布図が公表されており、液状化危険度が「非常に高い」あるいは「高い」と判定された地区では、特に液状化に対する対策を考えておく必要がある。

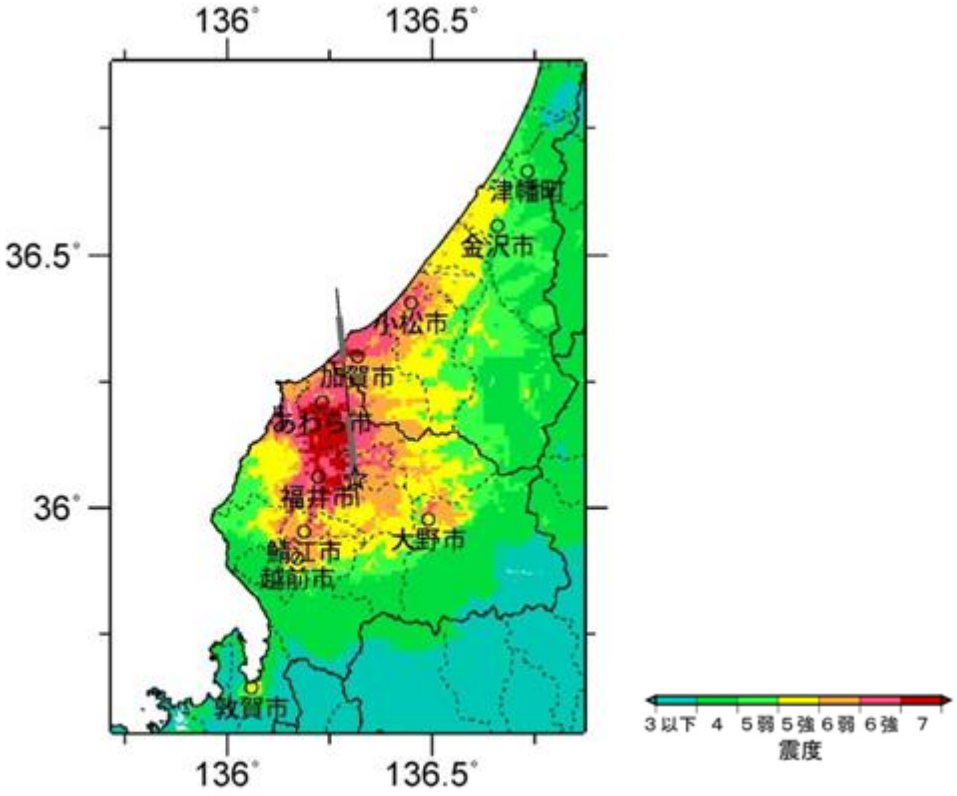


◆震度分布図〔想定断層：福井平野東縁断層帯（主部)〕◆

出典：福井県地震被害予測調査

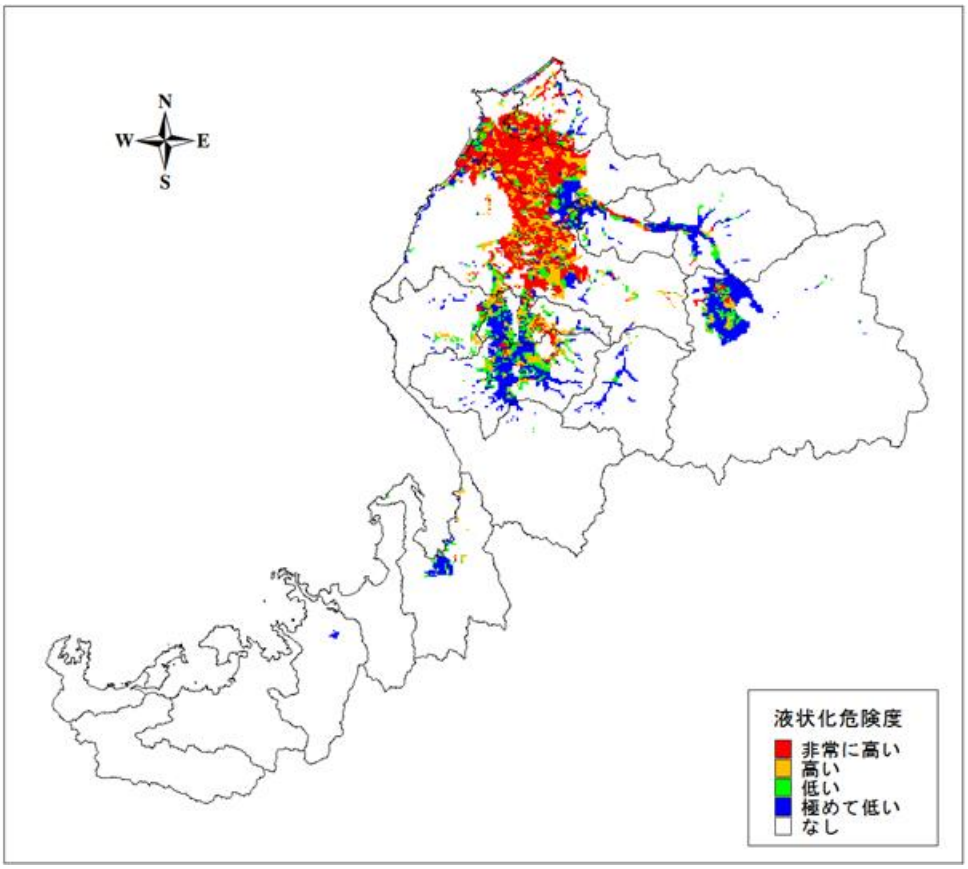


◆液状化危険度分布図〔想定断層：福井平野東縁断層帯（主部)〕◆

出典：福井県地震被害予測調査

(1)　建物被害

地震による大きな揺れや、液状化の発生によって、建築物は大きな影響を受ける。今回の調査結果では、自治体判定基準（建物罹災証明基準）の全壊及び半壊を建物被害の尺度とし、想定を行っている。

また、建築物の構造によってその影響は異なるため、ここでは構造種別に木造、ＲＣ（鉄筋コンクリート）造、Ｓ（鉄骨）造、軽量Ｓ（鉄骨）造の４区分と、建築年代別、積雪の影響等を考慮に入れている。建物の被害予測について下表に示す。これによると、木造と非木造（ＲＣ造、Ｓ造、軽量Ｓ造）合わせて２万棟以上が全半壊すると想定されている。

◆建物被害予測一覧表（坂井市内）◆

| 想定地震 | | 福井平野東縁断層帯（主部）による地震 | |
|---|---|---|---|
| 建物被害 | 構造種別 | 木　造 | 非木造 |
| | 総棟数　（棟） | 37,557 | 7,045 |
| | 全壊数（棟） | 10,190 | 684 |
| | 全壊率（%） | 27.1 | 9.7 |
| | 半壊数（棟） | 9,209 | 1,111 |
| | 半壊率（%） | 24.5 | 15.8 |

※非木造とはRC（鉄筋コンクリート）造、S（鉄骨）造、軽量S（鉄骨）造の総計

※揺れと液状化による被害（冬季の積雪の影響を考慮した、最大の被害想定）

出典：福井県地震被害予測調査

(2)　火災被害

地震では、建物の倒壊に伴う火災の発生も大きな被害をもたらすとされており、兵庫県南部地震における神戸市でも家屋の倒壊に追い討ちをかけるようにして火災が発生し、なかなか消火がはかどらない状況がみられた。

下表の火災予測一覧には、市全体での焼失棟数と焼失率（木造、ＲＣ造、Ｓ造、軽量Ｓ造）を示している。出火原因としては、コンロ等の一般火気器具、電熱器具、電気機器・配線、化学薬品を考慮している。ただし、兵庫県南部地震でもみられた、漏洩ガスによる火災、電熱器具と可燃物との接触による通電火災等、時間遅れの出火による二次的な被害にも注意が必要である。

また、出火、延焼は季節や気象条件によっても影響を受ける。今回の想定では、時間帯として、最も悪い条件から順に「冬の18時」、「秋の15時」、「冬の５時」の３ケースを、風速については、6mと10mの２ケースを設定している。

◆火災被害予測一覧表（坂井市内）◆

| | | 地震発生６時間後 | 地震発生12時間後 |
|---|---|---|---|
| 火災被害 | 焼失棟数（棟） | 314 | 473 |
| | 焼失率（%） | 0.7 | 1.1 |

※冬季の18時、風速10m/sにおける被害想定（最大の被害想定）

※焼失率とは、総棟数（木造＋非木造）に占める焼失棟数の割合

出典：福井県地震被害予測調査

(3)　人的被害

家屋の倒壊などによる、死者、負傷者、罹災者（倒壊あるいは焼失により家を失う者)、避難者（一時的にでも家を離れざるを得ない者)、帰宅困難者数（福井県民が県内の他市町に勤務・通学等で外出し、滞在先で地震が発生したために、自宅に戻れずに外出先に滞留する人）を想定した結果を下表の人的被害予測一覧として示した。ここでの想定結果は、過去のいくつかの震災例に基づいて作成された経験式を用いて、想定地震に対して推定された地震動、建築物の被害及び火災の状況から想定した結果であるため、医療対策、救護対策、あるいは避難対策（避難所、避難経路、備蓄資材など）の整備状況、鉄道を除く道路等の交通インフラの被災状況によって想定結果は変動する。いずれにしても、建物の耐震化や、水や食料の備蓄の充実など被害を減らす取り組みが重要となる。

◆人的被害予測一覧表（坂井市内）◆

| | | | |
|---|---|---|---|
| 人的被害 | 死者数（人） | | 691 |
| | 負傷者数（人） | | 1,521 |
| | | うち重傷者数（人） | 631 |
| | | うち軽傷者数（人） | 890 |
| | 避難者数 | 建物被害による避難者数(人) | 29,144 |
| | | 断水被害による避難者数(人) | 18,721 |
| | 帰宅困難者数（人） | | 2,181 |

※冬季の５時、風速 10m/s における被害想定（最大の被害想定）

※死傷原因は①建物倒壊、②火災、③急傾斜地崩壊、④屋内収容物の転倒・落下等、ブロック塀等の転倒、⑤中高層建物や全壊建物からの落下物、⑦災害時要援護者、⑧自力脱出困難の死傷者数の合計

※断水による避難者数は最大数（発災から１日後）とした

※ここでいう「帰宅困難者」とは、福井県民が県内の他市町に勤務・通学等で外出し、滞在先での地震発生により鉄道に機能障害が発生し、自宅に戻れずに外出先に滞留する人をいう

出典：福井県地震被害予測調査

(4)　ライフライン施設被害

生活基盤を支えるライフライン施設の被害想定を、ライフライン施設被害予測一覧として示した。想定は上下水道、ガス（ＬＰガス)、電力、通信で行っており、電力と通信については、火災による停電として焼失棟数を考慮していることから、季節と時間帯、風速別による被害想定が行われている。このうち、9割を超える世帯において断水の可能性があり、半数の世帯で停電が発生すると想定されている。

◆ライフライン施設被害予測一覧表（坂井市内）◆

| | | 被害数 | 全体に占める割合（%） |
|---|---|---|---|
| ライフライン施設被害 | 断水世帯数（世帯） | 32,437 | 95.9 |
| | 公共下水道管きょ被災人口（人） | 11,513 | 13.2 |
| | LP ガス被害件数（件） | 240 | 1.5 |
| | 停電被害数（軒） | 19,981 | 51.1 |
| | 固定電話回線の不通回線数（回線） | 1,306 | 4.2 |

※停電及び電話回線不通については冬季の 18 時、風速 10m/s における被害想定（最大の被害想定）

出典：福井県地震被害予測調査

## 第２　津波被害の想定

日本海西部に発生する津波については、平成 25 年度から国が海域の断層調査を実施しているが、調査結果がまとまっていない。

このため、津波被害については、国が断層調査の結果をまとめるまでの措置として、県が平成 23 年度に、独自に断層モデル等の条件を設定して実施した津波シミュレーションの浸水想定を用いていた。

この想定は、新たな断層調査に基づくものではないが、これまでに得られている津波に関する調査結果をもとに、本県に影響を与える津波を考慮し、津波ハザードマップの作成や防災訓練の実施等、市町が津波対策を実施する際に必要な基礎的資料を提供することを目的としたものである。

国は平成２３年１２月に「津波地域づくりに関する法律」を施行し、津波浸水想定の設定・公表を各都道府県に義務付けた。県では平成３０年度より国の手引き等に基づいた津波シミュレーションを実施した。

この想定は、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものである。

今後、県は、国による断層調査の結果がまとまった際には、改めて津波浸水想定調査を実施した上で、津波被害の想定を修正することとしているが、断層調査結果が示されるまでの間は、２つの浸水想定の最大値を浸水範囲として用いることとしている。

本市においても、今後、県の修正にあわせ見直しを図るものとする。

### １　波源の選定

津波波源の検討に当たっては、福井県津波対策検討事業実施委員会（以下「委員会」という。）において、国や研究者による活断層調査資料や最新の海底地質図を参考に幅広く検討対象として県への影響が予測される８つの津波波源候補を選定し、各波源について津波高のシミュレーションを実施している。また、県内沿岸における最大波高の分布状況から、影響が大きい波源を次の 4 つに絞り込んでいる。

なお、断層モデルについては、県が独自に設定したものとなっており、本来、地盤の厚さや傾斜角等は、各断層で個別に異なるが、日本海西部における断層の詳細は明らかになっていないため、今回のシミュレーションでは、「土木学会 2002」の考え方に基づき、全ての断層についてこれらのパラメータを一律と仮定して計算している。

◆選定波源◆

| 選定波源 | ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ Mw | 地震により隆起する地盤 | |
|---|---|---|---|
| | | すべり量 | 長さ、幅 |
| ① 野坂、Ｂ及び大陸棚外縁断層 | 7.28 | 3.73m | 長さ　48.6km　幅 17.32km |
| ② 越前堆列付近断層 | 7.44 | 4.62m | 長さ　65km　幅 17.32km |
| ③ 若狭海丘列付近断層 | 7.63 | 6.43m | 長さ　90km　幅 17.32km |
| ④ 佐渡島北方沖断層 | 7.99 | 12.01m | 長さ　167km　幅 17.32km |

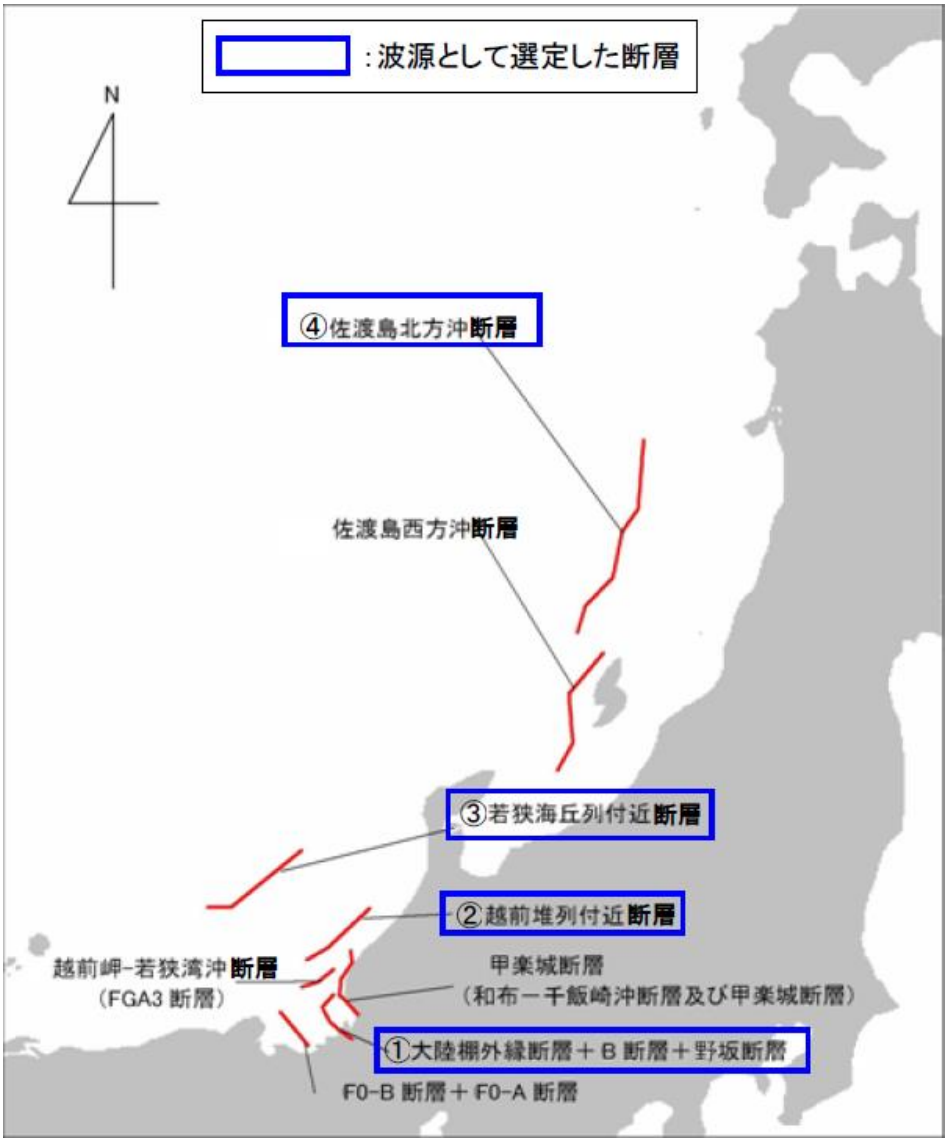

## ２　県による津波シミュレーションの結果

(1)　沿岸部までの津波高

沿岸部までの津波高を見てみると、若狭海丘列付近断層を波源とする津波で、津波高が3.30m～8.68mとなり、中でも米ヶ脇、崎付近が最も高くなる。

また、越前堆列付近断層を波源とする津波でも、2.00m～7.89mが想定されている。

◆想定津波高◆

（単位：m）

| 波　　源 | 津　波　高 |
|---|---|
| ① 野坂、Ｂ及び大陸棚外縁断層 | 0.80 ～ 1.95 |
| ② 越前堆列付近断層 | 2.00 ～ 7.89 |
| ③ 若狭海丘列付近断層 | 3.30 ～ 8.68（米ヶ脇、崎付近） |
| ④ 佐渡島北方沖断層 | 1.50 ～ 5.32 |

(2)　津波到達時間

津波到達時間は、越前堆列付近断層を波源とする津波が最も速く、第一波到達時間は7～14分、最大波高到達時間でも10～14分ほどとみられている。

また、本市において、最も津波高が高くなる若狭海丘列付近断層を波源とする津波では、第一波到達時間は24～27分、最大波高到達時間は、26～29分程度とみられている。

その他、約1時間後に津波が到達する佐渡島北方沖断層を波源とする津波などもあるため、断層の位置により、到達時間に差異があることに留意する必要がある。

◆想定津波到達時間◆

（単位：分）

| 波　　源 | 到　達　時　間 | |
|---|---|---|
| ① 野坂、Ｂ及び大陸棚外縁断層 | 第一波到達時間 | 19 ～ 29 |
| | 最大波高到達時間 | 22 ～ 117 |
| ② 越前堆列付近断層 | 第一波到達時間 | 7 ～ 14 |
| | 最大波高到達時間 | 10 ～ 14 |
| ③ 若狭海丘列付近断層 | 第一波到達時間 | 24 ～ 27 |
| | 最大波高到達時間 | 26 ～ 29 |
| ④ 佐渡島北方沖断層 | 第一波到達時間 | 55 ～ 77 |
| | 最大波高到達時間 | 97 ～ 317 |

(3)　浸水域面積及び推定域内人口

若狭海丘列付近断層を波源とする津波では、浸水域面積が159ha、推定域内人口は1,110人。越前堆列付近断層を波源とする津波では、浸水域面積が55ha、推定域内人口は287人と推定されている。

なお、最大浸水域の面積及び推定域内人口（両波源の浸水区域のメッシュを重ね合わせた最大浸水深図）においては、浸水域面積が 167ha、推定域内人口は 1,143 人に及ぶとみられている。

◆浸水域面積及び推定域内人口◆

（単位：ha、人）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 海岸保全施設がない場合 | 若狭海丘列付近断層 | 浸水域面積 | 159 |
| | | 推定域内人口 | 1,110 |
| | 越前堆列付近断層 | 浸水域面積 | 55 |
| | | 推定域内人口 | 287 |
| 最大浸水域の面積及び推定域内人口※ | | 浸水域面積 | 167 |
| | | 推定域内人口 | 1,143 |

（注）最大浸水域の面積及び推定域内人口は、各地点において想定される最大高の津波が押し寄せた場合に浸水する深さを表したもので、発生したひとつの津波で、すべての沿岸部がその深さまで浸水するものではない。

# 第２章　震災予防計画

# 第２章　震災予防計画

## ≪目　次≫


第１節　防災知識普及計画 ..... 27
第２節　自主防災組織等整備計画 ..... 31
第３節　ボランティア活動支援計画 ..... 36
第４節　避難対策計画 ..... 39
第５節　防災訓練計画 ..... 45
第６節　飲料水、食料品、生活必需品等の確保計画 ..... 47
第７節　要配慮者災害予防計画 ..... 48
第８節　医療救護予防計画 ..... 54
第９節　地震に強いまちづくり計画 ..... 56
第 10 節　津波に強いまちづくり計画 ..... 58
第 11 節　火災予防計画 ..... 60
第 12 節　土砂災害予防計画 ..... 62
第 13 節　浸水防止計画 ..... 65
第 14 節　津波災害予防計画 ..... 66
第 15 節　建築物災害予防計画 ..... 68
第 16 節　交通施設災害予防計画 ..... 71
第 17 節　ライフライン施設等災害予防計画 ..... 74
第 18 節　通信及び放送施設災害予防計画 ..... 78
第 19 節　危険物施設等災害予防計画 ..... 82
第 20 節　積雪時の地震災害予防計画 ..... 83
第 21 節　広域的相互応援体制整備計画 ..... 86
第 22 節　交通輸送体系整備計画 ..... 87
第 23 節　緊急事態管理体制整備計画 ..... 89

# 第１節　防災知識普及計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、学校教育課、嶺北消防本部

**【実施計画】**

地震や津波による災害から市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の職員は勿論のこと、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、市民一人ひとりが日頃から災害について認識を深め、自分の身体及び財産はまず自分で守るということを意識して行動すること、また、地域の人々が互いに助け合うという意識と行動が大切となる。この考えのもと、市民等に対する防災知識と防災思想の普及及びその実践的訓練に努め、地域防災体制の確立を図る。

## 第１　防災知識普及計画

### １　市民に対する防災知識の普及

市は、市民の防災意識の高揚を図るため、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、市民に対する社会教育等の機会を通じて、地震や津波に対する関心を高め、防災知識を普及させる。また、災害による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を市民等に対して行う。

また、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(1)　普及の方法

①　市の広報媒体の活用
②　講習会、研修会等の開催（要配慮者にも十分配慮する。）
③　報道機関を通じた広報
④　防災週間、津波防災の日に合わせての防災知識啓発行事の開催
⑤　防災週間、津波防災の日に合わせての防災訓練の実施
⑥　防災パンフレット、ハザードマップ、住民用の地震・津波防災手引き等の配布
⑦　市民運動としての地域的取組の推進
⑧　メールマガジンの携帯電話等への発信

(2)　普及の内容

①　地震に関する一般知識
②　津波に関する一般知識

ア　避難行動に関する知識

(ｱ)　我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度４程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。

(ｲ)　海水浴場等において、赤と白の格子模様の旗（以下「津波フラッグ」という。）による津波警報等の伝達があったときは、直ちに避難行動を取ること。

(ｳ)　避難に当たっては徒歩によることを原則とすること。

(ｴ)　自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。

イ　津波の特性に関する情報

(ｱ)　地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。
(ｲ)　標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること。
(ｳ)　海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
(ｴ)　津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
(ｵ)　第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること。

ウ　津波に関する想定・予測の不確実性
(ｱ)　地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
(ｲ)　浸水想定区域外でも浸水する可能性があること。
(ｳ)　緊急避難場所・避難所の孤立や緊急避難場所・避難所自体の被災も有り得ること。

③　平常時の心得
ア　非常持出品の準備
イ　家具・ブロック塀等の転倒防止対策
ウ　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
エ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動
オ　津波警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動
カ　緊急避難場所、避難所での行動
キ　災害時の家族内の連絡方法や避難ルールの取決め
④　最低３日間、推奨１週間分の飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
⑤　緊急地震速報のしくみと利用の心得
⑥　地震や津波発生時の心得
⑦　各機関の震災対策
⑧　地震や津波災害事例
⑨　本市における被害想定
⑩　その他必要な事項

## ２　防災関係職員の防災研修

市は、防災業務に従事する職員に対し、震災時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、職員動員等の初動マニュアルを活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。

また、専門的な人材の育成確保を図ることが重要であることから、研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携など、人材育成を体系的に図る仕組みを構築する。

| | |
|---|---|
| 研修の方法 | ①　講習会、講演会等の開催<br>②　見学、現地調査等の実施<br>③　防災活動手引書等の配布<br>④　訓練による実践的研修 |

| | |
|---|---|
| 研修の内容 | ①　市地域防災計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担<br>②　非常参集の方法<br>③　震災の特性<br>④　防災知識と技術<br>⑤　防災関係法令の運用<br>⑥　その他必要な事項 |

### ３　学校における防災教育

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

(1)　児童生徒に対しての防災教育

児童生徒に対しての防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な行動力の修得等を図る。

①　学校教育における防災知識の指導

②　防災訓練の実施

③　学校行事等における指導

(2)　教職員に対する防災教育

教職員に対しては、防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。

### ４　防災上重要な施設の管理者等の防災教育

市及び防災関係機関は、防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐震化の促進や災害時の防災教育を実施する。

### ５　事業者等に対する防災知識の普及啓蒙

市は、事業者等が防災活動を円滑に実施できるよう、商工団体、事業者団体、地域団体等を通じて防災計画等の作成を指導する。

なお、事業所、工場等については、消防法に基づいた消防計画をたて、防災教育と訓練を実施し、自主防火の知識と技術の向上を図るとともに、防火管理者、危険物取扱主任者の講習を行う。

また、自衛消防組織の整備育成や、将来的には地域と事業所、工場等との協力関係を強化していくよう指導していく。

### ６　要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者に対する防災知識の普及については、「第２編　第２章　第７節　要配慮者災害予防計画」による。

## 第２　防災意識調査の実施

市は、市民の防災意識を把握するため、必要に応じてアンケート調査等を実施する。

## 第３　災害教訓の伝承

市民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

市は、県と連携のもと、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

### 第４　地震保険の普及・促進

県および市は、家屋や施設園芸用施設等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、住民の地震保険・共済や農業保険への加入の促進に努める。

# 第２節　自主防災組織等整備計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、各支所、商工労政課、嶺北消防本部、坂井消防団

**【実施計画】**

地震や津波発生時に、行政と市民及び事業所が一体となって災害対策活動に取り組み、被害拡大を防止するため、市は、地域及び事業所における自主防災組織の育成・強化を図る。

## 第１　組織の種類

自主防災組織は、次のものとする。

### １　地域の防災組織

区等で地域住民が自主的に組織し、設置するもの。

### ２　施設、事業所等の防災組織

学校、病院、事業所、興業所等の施設及び危険物等を取り扱う事業所において、管理者が組織し、設置するもの。

### ３　各種団体の防災組織

女性団体、青年団体、アマチュア無線関係団体等の各種団体が自主的に組織し、設置するもの。

## 第２　組織の編成及び構成等

### １　地域の防災組織の設置

(1)　自主防災組織の規模

地域の自主防災組織は、次の事項に留意して市民が防災活動を行う適正な規模の地域を単位として設置を推進する。

①　市民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

②　地理的状況、生活環境等から見て、市民の日常生活上の基礎的な地域として、一体性を有する規模であること。

(2)　自主防災組織の設置重点推進地区

全市的に設置を推進するが、特に次の被災危険の高い地域を重点において推進を図る。

①　家屋等の密集地区

②　震災想定において、特に大きな被害が予想される地域

(3)　自主防災組織の編成

①　自主防災組織は、区活動に防災活動を組み入れることや、女性団体や青年団体等その地域で活動している組織の活動に防災活動を組み入れることによりその組織化を図る。

②　通勤者が多い地域においては、昼間の活動に支障のないよう在宅者中心の組織を編成する。

### ２　施設の自主防災組織の設置

(1)　法令により防火管理者を選任し、自主防災組織を設置している施設については、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備する。

(2)　施設、事業所における自衛消防組織は、地域を構成する一員として地域における自主防災組織に協力参加する。

### ３　自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していく上で基本的な事項は、規約で定める。

### ４　自主防災組織の構成

自主防災組織の構成は、それぞれの規約で定めるところであるが、例示すると次のとおりである。

◆自主防災組織の班構成◆

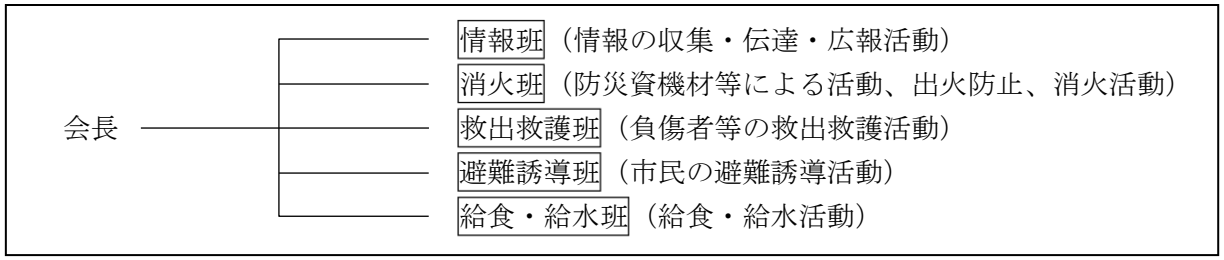


### ５　組織の活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じて、平常時及び災害時において、効果的な防災活動を行うよう努める。

(1)　平常時の活動

| 対　策 | 内　容 | 担　当 |
|---|---|---|
| 消火対策 | ・ 火災予防の啓発<br>・ 延焼危険地区、消防水利等の把握 | 消　火　班 |
| 救出対策 | ・ 救出用資機材の整備計画の立案<br>・ 建築業者への重機の事前協力要請 | 救出救護班 |
| 救護対策 | ・ 各世帯へ救急医薬品の保有指導<br>・ 応急手当講習会の実施<br>・ 負傷者収容についての医療機関との協議 | 救出救護班 |
| 情報対策 | ・ 情報の収集、伝達方法の立案<br>・ 市内防災関係機関や隣接区との連絡方法の確立 | 情　報　班 |
| 避難対策 | ・ 避難対象地区の把握<br>・ 避難路の決定と周知<br>・ 自力で避難困難な者のリストアップ | 避難誘導班 |
| 給食給水対策 | ・ 各世帯への備蓄の徹底<br>・ 食料、水が確保できる場所の把握<br>・ 炊き出し、配分計画の立案 | 給食・給水班 |
| 防災訓練 | ・ 個別訓練の随時実施<br>・ 市が行う防災訓練への参加 | 各　　班 |
| 備　蓄 | ・ 各班の活動に必要な資機材、物資の順次備蓄<br>・ 備蓄資機材、物資の管理、点検 | 各　　班 |

(2)　災害発生時の活動

| 対　　策 | 内　　容 | 担　　当 |
|---|---|---|
| 消火対策 | ・　各自家庭における火の始末<br>・　初期消火の実施 | 全　　員 |
| | ・　延焼の場合は消火活動 | 消　火　班 |
| 救出対策 | ・　初期救出の実施<br>・　建築業者への応援要請 | 救出救護班 |
| 救護対策 | ・　軽傷者は各世帯で処置 | 各　世　帯 |
| | ・　各世帯で不可能な場合は救出救護班が処置<br>・　重傷者等の医療機関への搬送 | 救出救護班 |
| 情報対策 | ・　各世帯による情報班への被害状況報告 | 各　世　帯 |
| | ・　情報の集約と市等への連絡<br>・　隣接区等との情報交換<br>・　重要情報の各世帯への広報<br>・　市へ地域住民の安否、入院先、避難先等の情報提供 | 情　報　班 |
| 避難対策 | ・　避難路の安全確認<br>・　避難者の誘導（組織的避難の実施）<br>・　自力で避難困難な者の担架搬送、介添え | 避難誘導班 |
| 給食給水対策 | ・　飲料水の確保<br>・　炊き出しの実施<br>・　飲料水、食料等の公平配分 | 給食・給水班 |

## 第３　自主防災組織づくりの推進

市は、自主防災組織づくりを推進するため、活動資機材・設備の整備、リーダーの養成、訓練の実施に努める。

また、災害時に自主防災組織の活動が的確に行われるよう、災害情報の伝達、協力要請、活動指導等についてあらかじめ必要な措置を講じる。

### １　広報活動

自発的な防災組織の必要性を認識させることと併せて、防災意識の高揚を図るための広報活動を実施し、自主防災組織の設置及び育成を図る。特に「防災とボランティアの日、週間」における啓発行事を実施するなど自主的な防災活動の普及に努める。

### ２　防災教育

地域住民及び施設の管理者等を対象に自主防災組織の組織づくりを指導するとともに、災害及び防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施する。

### ３　防災リーダー育成

自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に活動の中心的な役割を果たす防災リーダーを育成する。

### ４　訓練の実施

災害時に自主防災組織の活動が的確に行われるよう、組織内において定期的に各種災害を想定した訓練が行われるよう指導する。

また、市が行う各種防災訓練について自主防災組織の参加を推進する。

### ５　自主防災組織への助成

自主防災組織による初期消火活動等を迅速かつ効果的に行うために必要な可搬式動力ポンプ等の施設整備、防災資機材の整備を行う組織に対し、助成を行う。

## 第４　事業所等における防災活動の推進

事業所等は、それぞれの実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努める。

また、事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

### １　平常時の活動

(1)　防災関係機関と事業所等の間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立するとともに、地域との連携を強化する。
(2)　従業員等に対し、防災教育を行う。
(3)　防災訓練を実施する。
(4)　火気使用設備器具等の点検を実施する。
(5)　消防用設備等の整備、点検を実施する。

### ２　災害発生時の活動

(1)　事業所内で災害が発生した場合は直ちに防災関係機関に通報する。
(2)　地域における防災活動に積極的に協力する。
(3)　火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。
(4)　避難誘導措置をとる。
(5)　負傷者の救出救護に当たる。
(6)　その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

### ３　市の指導等

特定の危険物等を取り扱う事業所及び不特定多数の者が利用する施設等については、消防法により消防計画を作成し、自衛消防組織を設置することが義務付けられているが、それ以外の組織についても自衛消防組織の設置を推進する。

また、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率の向上や事業者等の事業継続計画（ＢＣＰ）策定に向けて、市及び商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化のため、リーダーの育成等に努める。

## 第５　自主防災組織と自衛消防組織の連携

市は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

## 第６　地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

# 第３節　ボランティア活動支援計画

**【主な実施担当】**

まちづくり推進課、福祉総務課、社会福祉課、坂井市社会福祉協議会

**【実施計画】**

震災時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、ボランティア活動に関する研修、資機材の整備、ボランティア活動体制の整備等の支援を行うことにより、円滑なボランティア活動の実施を図る。

## 第１　災害ボランティアの定義等

### １　災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後に行政や防災関係機関等が行う応急対策の支援や、被災者の生活や自立を支援することを目的に、自発的に能力や時間を提供できる個人・団体」と定義づけられる。

### ２　災害ボランティアの属性

| | | |
|---|---|---|
| 職能区分 | ・一般ボランティア | 自分の時間と労務を被災地に提供することを主目的とするボランティア |
| | ・専門職ボランティア | 自らの持つ専門知識や技能をボランティア活動に活かすことを主目的とするボランティア |
| 所在区分 | ・被災地域内ボランティア | ボランティアの出身・所在が被災地域内にあるボランティア |
| | ・被災地域外ボランティア | ボランティアの出身・所在が被災地域外にあるボランティア |
| 登録等の有無 | ・登録等ボランティア | 事前に登録等により組織化されているボランティア |
| | ・駆けつけボランティア | 災害発生前には特に組織化されていないボランティア |
| 組織形態 | ・団体ボランティア | 団体としてボランティア活動を行うボランティア |
| | ・個人ボランティア | 個人としてボランティア活動を行うボランティア |

## 第２　ボランティアの活動環境の整備

ボランティアの受入れについては、市社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターにおいて登録、育成、サービスの提供などの実質的な運営を行い、市は、活動拠点、機材の提供、ボランティア活動保険への加入助成など側面的に援助支援する。

なお、災害時におけるボランティア活動としては、近隣における緊急的な人命救助活動から始まり、要配慮者に対する日常生活支援、さらに、心の傷や後遺症などへの対応、要配慮者の個別ニーズへの対応に関わる様々なボランティア活動が展開されるため、それらの取組方法を整理したマニュアルづくりが必要である。このマニュアルについては、市社会福祉協議会にて作成し、別に定める。

また、県が実施する災害ボランティア活動への支援事業等を活用し、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

◆平常時のボランティア・市民活動センターの役割◆

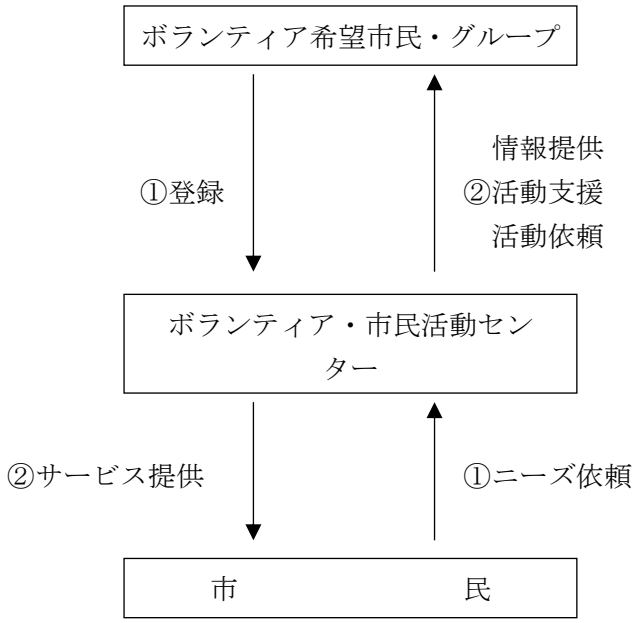


(1)　ボランティア活動の相談、援助、登録、あっせん
(2)　ボランティア活動をする人への各種講座、研修の開催
(3)　ボランティア活動参加の呼びかけと組織化
(4)　ボランティア情報の収集及び提供
(5)　ボランティア保険の加入手続き
(6)　ボランティア活動を広げるための普及啓発、調査、研究
(7)　ボランティア活動をすすめるための基盤整備
(8)　災害時のボランティア活動の研究と開発

## 第３　災害時支援ボランティアの育成

市及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動の確保と活動の活性化、円滑化を図るためボランティア意識の普及啓発や各種講座の開催、既存のボランティアの活用等を推進する。

### １　ボランティア意識の普及啓発

災害時に様々な支援活動を行うボランティアの育成を図るため、災害時支援ボランティア登録制度を確立するとともに、個人やグループに対しパソコン通信や各種の広報媒体等による情報提供に努めるほか、児童生徒に対しても各種の啓発活動を実施する。

また、「防災とボランティアの日、週間」における啓発行事を実施するなどボランティア活動の普及に努める。

### ２　ボランティア希望者のための各種講座の開催

災害時のボランティア活動に必要な知識、技能等についての各種講座を開催する。

### ３　既存ボランティアの活用

市及び市社会福祉協議会は、災害時支援ボランティアの確保とボランティア活動への参加の促進を図るため、登録あるいは組織化されている既存の各種のボランティアの活用を図るとともに、広報や普及啓発活動等により登録者の増加を図る。

### ４　リーダー、コーディネーター等の養成

市は、ボランティア活動のリーダー、コーディネーター、アドバイザーの養成、設置支援を図るとともに、企業や各種の団体に対して、組織的な社会貢献としての災害時支援ボランティア活動への参加を呼びかける。

このほか、個人のボランティア希望者に対する講座開催の情報提供等により、グループづくりの支援を行う。

## 第４　災害時支援ボランティア活動の運営・広域応援（派遣、受入れ）体制の整備

市及び市社会福祉協議会は、災害時にボランティア活動が円滑に実施されるよう、ボランティア自身による自主的な活動運営の環境を整備するとともに、他地域との連携を図る。

### １　応援、調整組織に対する支援

災害時に支援のため集まったボランティアの活動を円滑化するためには、ボランティア団体自体による活動の調整が望ましいことから、それらの活動に対して支援し、活動の助長を図る。

### ２　広域応援協定の締結

災害時のボランティア活動を円滑に立ち上げ、実施するためには、ボランティアのあっせんや隣接の場合のサポートも含め、あらかじめ相互に可能な事項を確認して、県や市町相互による広域的な応援協定や遠隔地との応援協定を締結する。

### ３　ボランティア団体間のネットワークの推進

平常時から登録ボランティア団体、又は活動団体が、地域や拠点において相互に交流・協力を深め、それぞれの主体的活動を生かした民間団体間のネットワークを築いていけるよう支援する。

# 第４節　避難対策計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、各支所、まちづくり推進課、福祉総務課、社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課、子ども福祉課、保育課、観光交流課、都市計画課、教育総務課、学校教育課

**【実施計画】**

地震及び津波から人命を守るため、避難路の点検、災害から一時的に難を逃れる緊急時の避難場所及び被災者が一定期間避難生活を送るための避難所の指定を行い、震災時における迅速かつ適切な避難誘導を行う体制の整備を図る。

## 第１　避難場所及び避難所の種類

### １　避難場所

緊急時において安全を確保するための場所又は施設

| | |
|---|---|
| 指定緊急避難場所 | 市が災害ごとの安全性等を考慮して指定する、災対法施行令で定める基準に適合する安全を確保するための場所又は施設 |
| 一時（次）避難場所 | 区や自主防災組織が自主的に指定し、災害時等に一時的に避難する場所 |

### ２　避難所

被災者が生活を送るための施設

| | |
|---|---|
| 指定避難所 | 市が規模及び設備等を考慮して指定する、災対法施行令で定める基準に適合する被災者が生活するための公共施設 |
| 自主避難所 | 避難指示等の発令までには至らないが、市民の不安を解消するため、市が事前にコミュニティセンターなどに開設する避難所 |
| 福祉避難所 | 一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者に、特別に配慮された施設 |

## 第２　避難場所及び避難所の指定、整備等

市は、災害の危険が切迫した緊急時において市民等の安全を確保するための避難場所及び被災者が一定期間避難生活を送るための避難所並びに避難路を指定し、市民に対し周知徹底を図るとともに、避難所等における救助施設等の整備に努める。

### １　避難場所及び避難所の選定基準

避難場所及び避難所の選定については災害の規模、内容に応じた弾力的な措置が必要とされるが、災害時の避難をより適切、有効なものにするため、市は、おおむね次の基準により避難場所及び避難所を選定する。

(1)　津波、洪水又は高潮の場合は平坦な場所、川沿等をさけた高地
(2)　土砂災害の場合は、あらかじめ定めた危険地の区域外の場所
(3)　地震の場合は、大震災を防除し得る条件を備えた耐災建築物又は空地

## ２　指定緊急避難場所等の指定

市は、災害の危険が切迫した場合における市民等の安全な避難先を確保する観点から、災対法施行令で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所又は施設を、災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、市民に対して周知徹底を図る。

また、市民に対し、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域コミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

さらに、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に対応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(1)　地震災害

①　地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であること。

②　災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること。

③　都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間であること。

(2)　津波災害

①　被災が想定されない安全区域内に立地する施設等、また、安全区域外に立地するものの災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること。

②　災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること。

③　都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有すること。

④　やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化が図られていること。

## ３　指定避難所の指定

市は、円滑な救援活動を実施し、また、一定の生活環境を確保する観点から、以下の事項について調査し、災対法施行令で定める基準に適合する学校やコミュニティセンター等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、市民に対して周知徹底を図る。

指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、

障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

**４　指定緊急避難場所及び指定避難所に関する通知等**

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者は、当該場所若しくは施設を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

市は、指定緊急避難場所又は指定避難所が廃止され、又は災対法施行令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

**５　耐震診断による避難所等の安全確保**

市は、避難所等の安全性を確保するため、昭和 46 年から昭和 55 年度までに新築又は増改築した建物について耐震診断を実施し、その結果に基づき計画的に耐震補強工事を実施する。

**６　要配慮者に配慮した施設整備**

市は、避難所の段差解消のためのスロープを設置するなど、要配慮者に配慮した施設の整備を行う。

**７　学校等を指定する場合の措置**

学校等を避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら避難所として機能させるために、教育委員会及び学校等と避難所としての利用・運営方法等について事前に協議する。

**８　その他の施設の利用等**

市の避難所だけでは不足する場合は、高齢者等の利用に配慮した避難所が必要となる場合には、必要に応じて公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げにより避難所として活用することも考慮する。

**９　避難所の備蓄**

市は、指定避難所又はその近傍に地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

**10　避難所の設備**

市は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

## 第３　避難場所等及び避難方法の周知

市は、避難場所及び避難所の位置と避難に当たっての注意事項等を、次の方法により市民に周知徹底する。

また、避難する時期・タイミングによっては、屋外に避難するよりも、屋内の上階へ避難（垂直避難）した方が安全な場合があることも周知する。

(1)　避難場所等標識
(2)　広報紙やパンフレット
(3)　ハザードマップ等の作成・配布
(4)　市ホームページ
(5)　防災訓練の実施

## 第４　避難路等避難誘導体制の整備

### １　避難路の指定等

市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、避難路をあらかじめ指定し、避難標識や案内板を計画的に整備するとともに、避難誘導マップ等を作成し、市民に対して周知徹底を図る。

なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

### ２　避難誘導体制の確立

市は、避難誘導体制の確立に当たって、警察、消防、自主防災組織等の協力を得ながら、避難道路の要所に誘導員を配置するなど、高齢者や障がい者あるいは旅行者等にも配慮した避難誘導体制の確立を図る。特に、津波による危険が予想される地域は、訓練の実施等を通じて、また、市民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行う。その際、水害、土砂災害、河川の氾濫、台風等による高潮や河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とし、自動車の運転者等に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

なお、検討に当たっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

### ３　避難誘導・支援者の安全確保

市は、消防職員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、市民等に周知する。

また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直しを行う。

### ４　情報伝達手段等の装備の充実

市は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

## 第５　避難所運営体制の整備

### １　指定緊急避難場所、指定避難所の管理運営体制

市は、災害発生後速やかに管理運営体制を構築するため、鍵の保管者をあらかじめ指定し、災害時に指定緊急避難場所又は指定避難所を迅速に開設する体制、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法をあらかじめ定める。

### ２　避難者の自治体制

避難所運営の円滑化を図るため、避難所施設管理者及び運営の中心となる自主防災組織等と協議し、予定される指定避難所ごとに事前に避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する。

### ３　施設管理者の支援体制

避難所施設管理者は、避難所設置時には避難所の管理運営に協力するほか、運営の支援を行う。

### ４　避難所の運営管理に必要な知識等の普及

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

### ５　指定管理者との役割分担

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

### ６　専門家等との定期的な情報交換

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

## 第６　避難所情報通信体制の整備

### １　避難所へのパソコン設置

市は、避難所、医療救護所の予定施設として、小中学校やコミュニティセンター、病院、保健センター等に設置されているパソコンのネットワーク化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。

### ２　オペレーターの確保及び常設ネットワーク化

端末パソコンのオペレーターの確保、育成の面から、小中学校でのカリキュラムあるいは課外活動など教育システムに組み込み、避難所設置時のオペレーターを育成する。

さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワークを開設する。

## 第７　帰宅困難者対策

市は、公共交通機関が運行を停止した場合など、自力では帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生した場合に備え、企業等に対し、従業員等を一定期間内事業所内に留めおくこと、必要な物資を備蓄することなどを促す。

## 第８　応急住宅の供給体制の整備

市は、県、企業等と連携を図りつつ応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなどあらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

## 第９　学校等での避難誘導体制

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼保園等の施設と市との間及び各施設間における連絡・連携体制の構築に努める。

### 第 10　広域避難のための体制の整備

市は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、県と連携のもと、他の地方公共団体との広域一時滞在にかかる応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

# 第５節　防災訓練計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、各支所、まちづくり推進課、嶺北消防本部、坂井消防団

**【実施計画】**

地震や津波災害に備えて応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう隣接市町など他の自治体等との連携にも配慮した訓練や図上訓練の実施、あるいは災害の原因や規模、降雪等の気象条件など幅広い想定に基づく訓練の実施など、防災関係機関の連携体制を強化するとともに、市民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関が市民その他関係機関の協力を得て震災に関する各種の訓練を実施する。

## 第１　実施責務及び協力

### １　実施責務

市は、個別又は関係機関と共同して必要な訓練を行う。

また、地域における防災力向上のため、区、自主防災組織、まちづくり協議会等と連携した訓練の実施に努める。

さらに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

### ２　訓練への参加及び協力

(1)　市職員は、防災訓練に参加する。

(2)　市民その他関係諸団体は、市の行う防災訓練に参加、協力する。

## 第２　訓練の内容

### １　訓練の種別

(1)　水防訓練

(2)　消防訓練

(3)　避難救護訓練

(4)　災害通信連絡訓練

(5)　非常招集（参集）訓練

(6)　図上訓練

(7)　総合的防災訓練

### ２　訓練の時期及び場所の選定

訓練は、地震や津波災害を想定し、規模、降雪等の気象条件など幅広い想定のもとに、その種別、規模によって訓練効果のある時期、場所等を選び実施する。

### ３　訓練の方法及び訓練記録

市は、単独で、又は他の機関と共同して、いくつかの訓練を組み合わせて実施するなど、効果が上がるよう検討するとともに、実施結果を記録する。

(1)　総合的防災訓練

県その他防災関係機関及び市民と一体となって、相互に連携協力し、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、総合的な防災訓練を毎年１回実施する。

訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、実施内容を点検し、新たな実施項目を追加するとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境

等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、総合防災訓練の充実強化を図る。

(2)　自主防災組織と自衛消防組織の合同訓練

県と連携のもと、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう合同訓練の実施について指導助言を行う。

(3)　関係機関との合同訓練

自衛隊、海上保安部等に対する派遣要請等が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の分野ごとに、要請手順、連絡方法・窓口、連絡班の受入れ・活動拠点等を取り決めておくこととし、これらに基づく通信訓練や図上訓練等を含めた合同防災訓練や定期協議を実施する。

**４　訓練実施計画**

| 訓練種別 | 訓練項目 | 主な実施機関 | 実施回数 |
|---|---|---|---|
| 水防訓練 | 水防工法一般<br>舟艇訓練 | 坂井市<br>嶺北消防本部<br>防災関係機関 | 年１回以上 |
| 消防訓練 | 一般火災警防訓練<br>特殊火災警防訓練<br>救出・救助訓練 | 同　上 | 同　上 |
| 避難救護訓練 | 避難訓練<br>食料調達訓練<br>救助救護訓練 | 同　上 | 同　上 |
| 災害通信連絡訓練 | 非常有線通信訓練<br>非常無線通信訓練 | 同　上 | 同　上 |
| 非常招集（参集）訓練 | 職員動員訓練 | 同　上 | 同　上 |
| 図上訓練 | 各種訓練 | 同　上 | 同　上 |
| 総合的防災訓練 | 各種総合訓練 | 同　上 | 年１回 |

## 第３　防災訓練に関する普及啓発

市は、防災訓練の参加者となる市民に対して、市及び県の広報等各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

## 第４　要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、「第２編　第２章　第７節　要配慮者災害予防計画」による。

# 第６節　飲料水、食料品、生活必需品等の確保計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、各支所、農業振興課、商工労政課、上下水道課

**【実施計画】**

地震や津波発生時における市民の生活を確保するため、飲料水、食料品、生活必需品等の備蓄・調達体制を確立する。

## 第１　非常用食料及び生活必需品の確保

市は、災害に備えて、市民の食料備蓄や行政の地域備蓄拠点での備蓄、流通業者並びに応援協定締結市町等との協定等により、総合的な備蓄体制を確立し、発生後 3 日分相当の食料等の確保に努める。

### １　個人備蓄の推進

「自らの身の安全は自ら守る」のが防災の基本であることから、市民に対し、3 日分相当の食料・飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の常備等の啓蒙、普及を図る。

### ２　市の備蓄

各支所、指定避難所単位に生命及び生活を維持するために必要な食料の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。

また、粉ミルクや柔らかい食品など要配慮者向けの食料備蓄にも努める。

## 第２　必要物資調達体制

### １　関係業界団体等との協定締結

市は、今後、食料、日用品、資機材など生活を維持するために最低必要な緊急物資の調達について、地元商店、業者等の能力や実績を勘案し、地元業者、農業協同組合等と協定を締結するよう努める。

### ２　物資調達マニュアル化

市は、必要物資の種類、品目や数量、調達先や連絡先及び連絡方法を明確にするなどマニュアル化を図る。

### ３　事業者団体等との連携

市は、農林水産物、畜産物等の被災地への供給を確保するため、事業者団体や集出荷施設、販売・輸送業者等との連絡体制を図るとともに、定期的に在庫量把握等の情報収集を行う。

### ４　他の地方公共団体からの確保

市は、災害時における食料及び生活必需品の確保及び供給に関する協定等を締結している市町等の応援により確保を図る。

### ５　インターネットメールの活用

市は、避難所における必要物資を把握し、市と県及び他市町間において、不足している必要物資の融通を図るため、インターネットメールシステムの整備、運用方法を検討し、ネットワークによるシステムづくりを推進する。

# 第７節　要配慮者災害予防計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、福祉総務課、社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課、子ども福祉課、保育課、嶺北消防本部、坂井消防団、坂井・坂井西警察署、坂井市社会福祉協議会

**【実施計画】**

地震や津波発生時には、地域住民の多くが何らかの被害を受けることがあるが、中でも、要配慮者は特に大きな影響を受けやすい。そのため、要配慮者に配慮した震災対策を推進する。

## 第１　高齢者、障がい者に配慮したまちづくり

### １　福祉のまちづくりの推進

市は、高齢者や障がい者の社会参加の基盤となる生活環境の改善について、地域社会全体として推進するため、「福井県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がい者に配慮したまちづくりを進める。

### ２　避難路の整備及び確保

市は、社会福祉施設等から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、避難路の安全確保を図る。

また、不特定多数の人が利用する公共施設において、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時用の避難誘導システムの導入を促進するよう検討する。

## 第２　避難行動要支援者への対策

市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する防災関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）に情報を提供することにより、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

### １　避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、市は、次の機関（避難支援等関係者）に協力を求め、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行う。

(1)　消防機関（嶺北消防本部、坂井消防団）
(2)　県警察本部（坂井・坂井西警察署）
(3)　区長
(4)　自主防災組織
(5)　民生委員・児童委員
(6)　坂井市社会福祉協議会
(7)　福祉委員
(8)　その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

## ２　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当する者とする。

なお、要件から漏れた者についても、自らの命を主体的に守るため、市に対し自ら名簿への掲載を求めることができるものとする。

(1)　身体障害者手帳１級、２級（総合等級）を保持する者（肢体不自由、視覚、聴覚障害）
(2)　療育手帳 A1、A2 を保持する者
(3)　精神障害者保健福祉手帳１級、２級を保持する者
(4)　要介護認定者で要支援１以上の者
(5)　福祉サービスを受けている難病患者
(6)　自力で避難することが困難な者
※ただし、家族で対応できる方や施設・病院等への長期入所・入院者は除く

## ３　避難行動要支援者名簿の作成

(1)　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

①　市における情報の集約

災対法第 49 条の 10 第３項に基づき、市長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たって、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。

②　県等からの情報の取得

市は、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

(2)　避難行動要支援者名簿のバックアップ

市は、災害規模等によっては、市の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などによる避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築くとともに、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

## ４　避難行動要支援者名簿の更新及び情報の共有

(1)　避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(2)　避難行動要支援者情報の共有

市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

避難支援等関係者に名簿情報を提供するに当たっては、個人情報の保護に関する法律や坂井市個人情報保護条例等に留意しつつ、本人からの同意を得ることを前提に、避難支援等関係者が適正な情報管理を図る。

なお、避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対し周知する。

**５　名簿情報の漏えい防止措置**

市は、避難行動要支援者名簿が適正に情報管理されるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底し、次の措置を講じる。

(1)　市が講じる措置

①　避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

②　災対法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

③　避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

(2)　避難行動要支援者名簿の提供先に求める措置

①　市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報の無用な共有、利用の禁止

②　避難行動要支援者名簿の施錠可能な場所への保管

③　受け取った避難行動要支援者名簿の必要以上の複製の禁止

④　避難行動要支援者名簿提供先団体内部での取扱者の限定

⑤　避難行動要支援者名簿情報の取扱状況の報告

**６　要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行う事ができるための通知又は警告の配慮**

市は、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、ねたきりの高齢者、視覚障がい者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災警報器等の設置の推進に努める。

**７　避難支援等関係者の安全確保**

市は、避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し、周知する。

(1)　一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと併せて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。

(2)　地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。

(3)　避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

### ８　避難誘導体制の整備

(1)　個別避難計画の作成

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別避難計画」という。）を整備する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

個別避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者本人も参加して避難支援等関係者、避難所、避難方法等について確認するものとし、避難場所やその避難経路、避難時に危険な場所等はないか、避難行動要支援者を誘導する際、支障となる段差等はないかなど、実地調査等を通じて確認し、それをマップに落とし込むことで避難経路の判断などに役立てるものとする。

また、個別避難計画は、個人情報保護に留意の上、避難行動要支援者本人だけでなく、避難支援等関係者にも配布し、地域で情報共有しておくよう努める。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合または、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(2)　避難支援者の定め方

市は、避難支援者を定めるに当たっては、避難支援等関係者自身が被災する場合等もあることから、複数の避難支援等関係者を定めるよう努めるものとし、一人の避難支援等関係者が何人もの避難行動要支援者を支援するような個別避難計画を作成することは避けるよう配慮する。

なお、重度の介護の必要な者の避難受入先は、できる限り社会福祉施設、介護老人保健施設等とし、あらかじめこれらの施設と受入れに関して協議する。

## 第３　災害応急体制の整備

### １　社会福祉施設の耐震化等

市は、スプリンクラーや屋内消火栓の設置、建物構造の耐震化など社会福祉施設等の防災化のための施設・設備の充実強化を指導する。

また、社会福祉施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐震化を図るなど防災化のための施設設備の整備を行う。

### ２　社会福祉施設の災害応急体制

社会福祉施設の管理者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定めておくものとする。

### ３　地域ぐるみの救護体制の整備

要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の市民や近隣の福祉施設等とのつ

ながりを保つよう努力するとともに、近隣住民は日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握しておくものとする。

市は、防災関係機関、福祉関係機関、自主防災組織等と相互に協力し、平時から要配慮者に関する情報の把握や避難訓練を行うなど、要配慮者に関する適切な支援を行うよう努める。

また、災害時におけるホームヘルパー等専門職の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（福祉避難所の設置を含む。）を整備する。

**４　避難所の整備**

市は、要配慮者の利用を考慮して避難所の整備に努める。

また、病院、社会福祉施設、近隣ビルの高所等の避難場所への活用について、管理者の理解が得られるよう努める。

**５　緊急通報システムの整備**

市は、緊急通報システムの整備を図り、区と協議して、災害発生時の援助対策を検討する。

**６　福祉避難所の指定及び周知**

市は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された福祉避難所をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民に周知する。

なお、福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された老人福祉センター及び特別支援学校等の施設を指定する。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

## 第４　情報連絡・伝達整備及び体制の整備

避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備及び体制については、避難行動要支援者の特性に合わせ、「個別避難計画」を作成する中で整備を図る。

また、要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等についても検討し、具体化を図る。

さらに、手話通訳者の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保する。

その他、市は、外国人の避難誘導の際に、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の情報伝達体制の整備に努める。

## 第５　避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

## 第６　防災知識の普及

### １　要配慮者に対する防災知識の普及啓発

市は、県と協力して、漫画やイラスト、ビデオ等の手法を取り入れることや外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。

### ２　社会福祉施設及び事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

## 第７　防災訓練における配慮事項

市は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

## 第８　要配慮者に対する災害対策の配慮

市は、各災害対策を講じるに当たっては、要配慮者のための二次避難所の確保など要配慮者に配慮する。

(1)　要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
(2)　生活支援のための人材確保
(3)　障がいの状況等に応じた情報提供
(4)　粉ミルクや柔らかい食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保、提供
(5)　避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布
(6)　避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
(7)　避難所又は在宅の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入要請の実施（二次避難所の設置を含む。）

## 第９　外国人に係る対策

### （１）　防災知識の普及啓発

県、市および福井県国際交流協会は、災害時に取るべき行動や災害情報を記載した「多言語防災カード」の配布や各地域における外国人コミュニティリーダーの養成等を通じ、外国人の防災知識の普及啓発を推進する。また、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

### （２）　外国人を含めた防災訓練等の実施

市は、防災訓練を実施する際、外国人の参加を呼びかけるなど、地域において外国人を支援する体制が整備されるよう努める。また、外国人、通訳ボランティア等が参加する災害多言語支援センターの設置・運営訓練を行い、参加者や職員の対応能力の向上を図り、災害時の外国人支援に備える。

### （３）　通訳ボランティア等の育成・確保

県、市および福井県国際交流協会は、災害時に外国人を支援できるよう、通訳ボランティアの育成や確保に努めるとともに、外国人の自助や地域でのネットワークづくりに資するため、外国人に日本語を教えるボランティアを育成する。

### （４）　外国人相談体制の充実

県、市、福井県国際交流協会は、防災を含む日常生活の中での様々な問題について、気軽に相談し、適切な助言が受けられるように相談窓口の充実を図る。

# 第８節　医療救護予防計画

**【主な実施担当】**

健康増進課、三国病院

**【実施計画】**

震災は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、応急医療体制の整備が極めて重要であり、初期医療体制、後方医療体制及び広域的医療体制の整備を図る。

## 第１　医療救護活動体制の確立

### １　初期医療体制の整備

市は、応急救護所の設置、救護班の編成、出動について坂井地区医師会と協議して、あらかじめ計画を定めるとともに、自主防災組織等の軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定める。

また、災害時の救急医療に対応できるよう、避難、患者受入れ、トリアージ（傷病者の選別）等に関する研修及び訓練を行う。

### ２　後方医療機関との連携

市は、救護所等で手当を受けた傷病者のうち、重症の傷病者を後方医療機関（救急告示病院や被災地外の病院）へ移送するため、医療情報の提供や患者搬送の体制の確立を図る。

### ３　関係機関との連携強化

市は、平時において災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、県医師会、県歯科医師会等関係機関との連携を図るため、必要に応じ、協議会等に参加する。

### ４　医療施設の耐震化

市は、医療救護の拠点となる医療施設について、地震時にその機能と安全性を確保するため、耐震性の点検・強化の指導、補強建て替えの促進を図る。

### ５　医療救護所間の情報通信体制の整備

市は、医療救護所の予定施設として、病院等に設置されているパソコンのネットワーク化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。

また、こうした端末のオペレーターの確保、育成の面から、医療関係者に対する広報を進める。

さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワークを開設する。

### ６　航空医療搬送拠点の整備

市は、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり、航空医療搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

なお、これらの航空医療搬送拠点には、広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定の基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

### 第２　医薬品及び医療救護用資機材の確保

市は、災害時における医療救護等の迅速かつ適切な措置を講じるため、坂井地区医師会及び医療関係団体と協議し、必要な医薬品及び医療救護用資機材の確保に努める。

また、医薬品及び医療救護用資機材の不足に対応するため、市内の医薬品業者団体及び医療器具業者団体等と協定を締結するとともに応援協定締結市町等の応援により、調達体制の整備を図る。

### 第３　病院等防災マニュアルの策定

病院は、県及び市の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき防災訓練を行う。

また、診療所は病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じた防災マニュアルを作成し、防災訓練を行う。

なお、病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込むものとする。

(1)　災害対策委員会の設置
(2)　防災対策に関する事項（ライフラインの確保、備蓄等の方策、支援協力病院の確保等）
(3)　災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）
(4)　自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重病患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）
(5)　病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ・入院システム等）
(6)　人工透析実施機関にあっては、医療機器及び水の確保対策

# 第９節　地震に強いまちづくり計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、都市計画課、建設課

**【実施計画】**

防災空間の確保等都市防災の総合的推進を図るとともに、積雪時にも配慮した地震に強いまちづくりを推進する。特に、建築物の密集、危険物の集積、交通の混雑、旅館等特殊建築物が集中している市街地については、次の防災施策を講じる。

## 第１　都市防災構造化対策事業計画の策定、推進

市は、市民の生命、身体の安全確保を図るため、県が作成する都市の防災施設を計画的に整備するガイドラインに従い、都市防災構造化対策事業計画を策定し、計画の推進を図る。

## 第２　都市防災の推進

市は、市街地再開発事業や地区計画などを活用し、積雪時にも配慮しながら既成市街地の耐震性、耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業などの実施により災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。

### １　市街地再開発の推進

市は、低層の木造住宅が密集した市街地において、細分化された宅地の統合、耐震・耐火建築物の建築及び公園・緑地・広場・街路等の公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を総合的に行い、防災製の高い安全で快適な都市環境の創造に努めるため、市街地再開発事業を推進するとともに、地区住民に対する指導・助言を積極的に行う。

### ２　土地区画整理事業の推進

市は、幹線街路・区画街路や公園緑地等公共空地の適正な配置及び防災に配慮した街区規模による宅地造成など、災害に強いまちづくりのため土地区画整理事業を推進する。

## 第３　建築物の不燃化

### １　防火、準防火地域の指定

市は、商業地、又は重要施設が集中している地区等で、火災による危険を高度に防止すべき区域について、都市計画上の防火地域、又は準防火地域の指定を推進する。

(1)　防火地域は、容積率が 400％以上の商業地域

(2)　準防火地域は、建ぺい率 80％以上の商業地域、近隣商業地域

### ２　公共建築物の不燃化、耐震化対策

震災時において救援活動の拠点、避難所となる学校、コミュニティセンター、情報収集、伝達、応急対策の拠点となる庁舎等防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。また、これらの建築物に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

### ３　市営住宅の不燃化、耐震化促進

市営住宅の不燃化、耐震化促進のため、既存の市営木造住宅は、逐次耐火構造、耐震構造に建替える。

### ４　一般建築物の不燃化、耐震化対策

一般の建築物についても不燃化、耐震化について広く市民の認識を深めるため、これらの重要性について普及啓発に努める。

### ５　落下物、ブロック塀等倒壊対策

避難や救助活動上の重要なルートを中心に、建築物の所有者又は管理者に対して、窓ガラス及び看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行い、危険性のあるものについては、改修を指導する。

また、ブロック塀等の安全点検及び耐震性の確保の必要性について、広く市民に対し啓発するとともに、危険なブロック塀に対しては改修及び生垣化等を奨励する。

## 第４　防災空間の整備

市は、公園、緑地、道路空間、河川空間、港湾空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。

### １　公園の整備

災害時の避難場所あるいは防火帯としての施設機能を有する公園の整備を推進する。

### ２　緑地の整備

緩衝、避難等の用に供する緑地及び街路樹の整備を推進する。

### ３　道路空間の整備

(1)　広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を推進する。

(2)　幹線道路については、災害時の緊急物資輸送ルート、避難ルート等としての機能を考慮し整備する。

(3)　幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な避難を考慮し整備する。

### ４　河川空間の整備

河川敷へのヘリポート、緊急用道路、船着場等の整備を検討し、防災空間としての活用を図る。

### ５　港湾空間の整備

国及び県と連携のもと、港湾区域内での避難緑地の整備など、オープンスペースの確保を図り、避難地や緊急物資の保管用地として災害時の防災拠点としての利用を図る。

また、整備されている耐震岸壁の活用を図る。

◆耐震岸壁一覧◆

平成 27 年 1 月 1 日現在

| 港名 | 地区名 | 施設名 | 水深 | 延長 |
|---|---|---|---|---|
| 福井港 | 本港地区 | 北耐震岸壁Ⅰ | -5.5m | 100m |

## 第５　被災宅地危険度判定士の養成

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するための被災宅地危険度判定士の養成を推進する。

# 第 10 節　津波に強いまちづくり計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、都市計画課、建設課

**【実施計画】**

津波による被害を軽減するため、海岸保全施設の整備を進めるとともに、避難関連施設の整備、建築物の安全化を推進し、津波に強いまちづくりに努める。

## 第１　津波に強いまちづくりの形成

### １　徒歩による避難を原則とした対策の構築

市は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね 5 分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、地理的条件や土地利用の実態など地域の条件によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

また、公共施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

さらに、市庁舎等防災上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期す。

### ２　地域防災計画と都市計画等との連携

市は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係課による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等の情報を提供するなど、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

### ３　津波浸水想定の設定

市は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

また、市は、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定等を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

さらに、県が、市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定した場合、坂井市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

### ４　ハザードマップの整備

市は、津波浸水想定や津波災害警戒区域の指定を踏まえ、指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、市民等に対し周知を図る。

### ５　津波フラッグの普及啓発

県および市は、津波フラッグによる、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。

### ６　減災のための総合的な取組の推進

市は、最大クラスの津波に対して、市民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備、その他避難対策の強化などの総合的な取組を進める。

また、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

## 第２　避難関連施設の整備

市は、指定緊急避難場所の整備に当たり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて市民への周知徹底を図る。

さらに、市民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

## 第３　建築物の安全化

市及び施設管理者は、駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

また、市は、津波浸水想定の対象地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等の指定緊急避難場所へ通じる避難路等の整備など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。

# 第 11 節　火災予防計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、農業振興課、都市計画課、文化課、嶺北消防本部、坂井消防団

**【実施計画】**

地震時には、同時に多くの火災が発生し、時間、季節等によっては、更に延焼し、大規模災害となる可能性がある。このため、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の強化及び消防用水利の整備等を図る。

## 第１　出火予防対策

### １　一般家庭に対する指導

(1)　市は、地震時における火災防止思想の普及に努める。

(2)　市は、一般家庭に対し、地震発生時の火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。

### ２　立入検査の強化

嶺北消防本部は、消防法に規定する立入検査を、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する。

### ３　防火管理者制度及び防災管理者制度の推進

嶺北消防本部は、消防法第 8 条及び第 36 条の規定に基づき、選任されている防火管理者及び防災管理者に対し、震災時における消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火及び防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

### ４　消防設備保守体制の充実

市は、事業者に対し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。

## 第２　延焼予防対策

### １　消防力の強化

(1)　総合的な消防計画に基づく消防活動体制の整備

嶺北消防本部は、初動及び活動体制を確保するため、防災活動の拠点となる消防庁舎等の耐震化並びに消防機動力、消防緊急情報システム及び個人装備等の整備を早急に進める。

(2)　指定緊急避難場所及び指定避難所の安全確保

市は、地域防災計画に定める指定緊急避難場所及び指定避難所の安全確保及び初期消火体制を確保するため、計画的に防火水槽・耐震性貯水槽の設置及び可搬式動力ポンプを配備し、地域住民の安全確保を図る。

(3)　消防団活動体制の整備強化

市及び嶺北消防本部は、地域の消防防災活動の担い手である消防団の加入促進をはじめとする活性化を推進するとともに、災害が発生した場合における地域の初動体制の確立のため、消防団における警防活動の基準を定めるほか、消防団の機動力の強化、各種装備品の充実や消防団拠点施設の設置を図る。

(4)　防火水槽等消防用水利の整備

① 市及び嶺北消防本部は、消防水利の不足地域及び消火活動が比較的困難な地域を重点に、消防水利（消火栓、防火水槽）を整備し、消防活動体制の整備強化を図る。

② 市及び嶺北消防本部は、消防水利の整備に当たって、消火栓のみに偏ることなく、耐震性を有する貯水槽の設置を促進するほか、水道管の耐震化を推進するなど、消防水利の耐震化を促進する。

③ 嶺北消防本部は、地下水（融雪用地下水等）、河川、池、水路等の自然水利の効果的な利用方法について、各施設管理者と調整を行い、利用方法を構築し、整備確保を図る。

### ２　一般建築物の不燃化

市は、震災時に予想される火災の延焼を阻止し、最小限の被害にとどめるために、一般建築物の不燃化を図る。

(1) 木造の建築物について、屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置等基準法に定める基準の遵守を徹底する。

(2) 不特定多数の人の用に供する火災荷重の大きい建築物、火災発生危険度の大きい建築物及び危険物の貯蔵又は処理の用に供する建築物について、耐火建築物又は準耐火建築物とするなど、建築物の不燃、耐火化について、建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

(3) 不特定多数の人の用に供する特殊建築物、3 階以上の建築物、延べ面積が 1,000 ㎡を超える建築物、無窓建築物及び火気使用室等は、その壁及び天井の仕上げについて、不燃材料等を使用するよう建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

## 第３　文化財火災予防対策

市教育委員会は、指定建造物の防火施設と管理上の注意事項について、県及び嶺北消防本部と協力して所有者、管理者等を指導し、周知徹底を図る。

### １　火災予防体制

(1) 自衛消防組織の結成等防火管理体制の強化

(2) 文化財に対する環境の整備

(3) 定時巡視による火災警戒及び火災危険箇所の早期発見と改善改修

(4) 火気使用の制限

(5) 消防訓練の実施

(6) 市及び嶺北消防本部による合同立入検査の実施と指導

### ２　防火施設の整備強化

(1) 自動火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化

(2) 消火設備（消火器、消火栓、スプリンクラー、ドレンチャー等）の整備

(3) 避雷設備、防火壁、避難通路、消火活動を容易にするための進入道路等の整備

(4) 搬出可能物件の非常搬出先の選定

(5) 消防用水の確保

(6) 防火塀、防火帯、防火壁、防火戸等の延焼防止設備の整備

### ３　その他

(1) 防火思想の普及徹底のため、映画会、講演会等の広報活動の実施

(2) 防災施設に対する助成

## 第４　消防応援体制の整備

市及び嶺北消防本部は、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合に備えて、県内外の消防機関が応援を行う「福井県広域消防相互応援協定」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づく応援体制を整えるとともに、受入体制の整備を図る。

# 第 12 節　土砂災害予防計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、各支所、林業水産振興課、都市計画課、建設課

**【実施計画】**

地震発生時及び発生後の降雨による山地崩壊、地すべり、急傾斜地の崩壊等地盤に係る土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域等の実態を把握し、必要な施策を講じる。

## 第１　治山・治水対策

市は、地震に伴う山地崩壊から市民の生命及び財産を保護するため、所要の対策を講じる。

### １　警戒避難体制の整備

(1)　地域防災計画に基づき、砂防指定地及び土石流危険渓流、山地災害危険区域における警戒避難体制を確立する。

(2)　総点検及びパトロールを定期的に実施する。

### ２　治山・治水対策工事の計画的な実施

(1)　治山ダム、砂防ダム工事

(2)　山腹工事

(3)　排水工事

(4)　落石、なだれ防止柵の設置等

## 第２　急傾斜地対策

市は、地震に伴う急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命を保護するため、所要の対策を講じる。

### １　急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の要対策箇所については、関係機関に対し、危険区域としての指定を積極的に働きかける。

### ２　警戒避難体制の整備

(1)　地域防災計画に基づき、急傾斜地崩壊危険区域における警戒避難体制を整備する。

(2)　急傾斜地危険箇所に対するパトロールを定期的に実施する。

### ３　急傾斜地崩壊対策工事の計画的な実施

急傾斜地崩壊対策工事の計画的な実施等の対策を構ずる。

## 第３　地すべり対策

市は、地震に伴う地すべりから市民の生命を保護するため、所要の対策を講じる。

### １　地すべり防止区域の指定

地すべり防止の要対策箇所については、関係機関に対し、地すべり防止区域としての指定を積極的に働きかける。

### ２　警戒避難体制の整備

(1)　地域防災計画に基づき、地すべり防止区域における警戒避難体制を整備する。

(2)　地すべり防止区域に対するパトロールを定期的に実施する。

### ３　地すべり防止工事の計画的な実施

地すべり防止工事の計画的な実施等の対策を講じる。

## 第４　土砂災害警戒区域等に準ずる箇所における措置

砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域及びその他の土砂災害警戒区域等の指定を受けない箇所についても、その箇所の特殊性に配慮して、本計画の各事項に準じた措置をとる。

## 第５　警戒避難体制の整備

市は、県から土砂災害警戒区域の指定を受けた場合、土砂災害警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定め、次のような体制の整備を図る。

また、情報伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について市民に周知する。特に、市は市地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、病院、幼保園等、学校等の要配慮者関連施設があるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、市は、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

### １　土砂災害警戒区域等の周知

砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害（特別）警戒区域及び山地災害危険地区（以下「土砂災害警戒区域等」という。）については、市地域防災計画、市ホームページへの掲載等によって市民への周知を図る。

土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、市は、関係部局と連携し、その周知を図るものとする。

また、土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料について、土砂災害警戒区域や指定緊急避難場所、指定避難所および 避難経路の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等に配布する。また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップおよび液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めることとする。

基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講ずるよう努める。特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

### ２　自主防災組織の育成

災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、当該区域の協力を得て、自主的な防災組織の育成に努める。

### ３　避難に係る警報装置等の整備促進

土砂災害警戒区域等内の市民の避難が円滑に実施されるよう、雨量計や警報装置等の整備に努める。

### ４　情報の収集及び伝達体制の整備

地震発生後の地盤条件等が変化し、通常よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなるため、県等が実施する防災パトロールの情報を収集する体制を整備するとともに、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難が行われるため、防災行政無線、広報車、防災情報メール、緊急速報メール等を用いた関係住民への周知体制及びインターネット等を活用した、土砂災害警戒情

報、気象情報、雨量情報等の伝達体制を整備する。

さらに、市民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

**５　避難指示等の発令基準の設定**

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

**第６　要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務**

市地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等について定めた避難確保計画を作成し、作成した計画を、市長に報告しなければならない。

そして、当該計画に基づき、避難訓練を行わなければならない。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

市長は、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、必要があると認めるときは、必要な指示を行うことができる。そして、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

# 第 13 節　浸水防止計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、農業振興課、都市計画課、建設課、上下水道課

**【実施計画】**

地震が発生した場合、河川の被害として堤防の沈下、亀裂等が生じ、地震の発生時期が河川の増水期と重なった場合には、被害は甚大なものになると予想されることから、大規模地震による河川施設等の損壊に伴う浸水被害を防止するため、施設の点検・調査、整備等を行う。

## 第１　危険箇所点検調査及び情報連絡体制の整備

### １　危険箇所の調査

施設管理者は点検マニュアルを整備し、定期的にパトロールを実施し、危険箇所の点検調査を行う。

### ２　情報連絡体制の整備

施設管理者は円滑かつ迅速な情報連絡が行えるよう関係機関との連携を密にする。

## 第２　水防施設等の整備

(1)　河川管理者は河川水位及び雨量等の観測施設の整備を図る。
(2)　水門、堤防等水防上重要な施設の管理者は、各施設の耐震性を向上させる。
(3)　溜池の点検結果に基づく、整備を行う。
(4)　ダム施設の管理者は施設の耐震性を向上させる。
(5)　市は、水防活動に必要な資機材の整備を図るとともに、常に計画的な点検整備を行い、補充等に努める。

## 第３　危険箇所の周知

施設の管理者は、危険箇所を速やかに関係地方公共団体へ報告する。

## 第４　浸水対策工事の計画的施工

市管理河川等の改修事業の計画的実施に努める。

# 第 14 節　津波災害予防計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、林業水産振興課、観光交流課、建設課

**【実施計画】**

津波と高潮が重なるという最悪の場合を想定し、津波災害の防止を図る事業を実施するとともに、警戒避難体制の整備、強化に努める。

## 第１　警戒避難体制の整備

### １　津波情報等の伝達体制の整備

(1)　伝達協力体制の整備

①　市及び各防災関係機関は、「第２編　第３章　第５節　地震・津波に関する情報等の伝達計画」に定める伝達経路及び伝達手段を再確認し、常に関係団体等の協力が得られるよう連携を密にする。

②　市及び各防災関係機関は、休日、夜間、休息時等における津波情報の伝達を確実にするため、要員の確保等の防災体制を強化する。

③　津波情報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関合同の津波情報伝達等の訓練を実施する。

(2)　津波情報伝達施設の整備

市長は、市民等に対する津波情報等の伝達手段として、同報系による防災行政無線を充実するとともに、海浜地への津波情報伝達の範囲拡大を図るため、防災行政無線、サイレン・警鐘、登録制防災情報メール、緊急速報メール（エリアメール）等多様な通報・伝達手段の確保を図る。

### ２　津波に関する知識の普及啓発の実施

(1)　津波に関する知識の内容

市は、「地震、イコール津波、即避難」の認識が沿岸地域に限らず、全市民の津波に対する共通意識として定着するよう、あらゆる機会を通じて周知徹底させる。

①　津波警報が発表されたとき、又は津波警報が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸及び河口部付近から離れ、急いで安全な場所に避難すること。

②　津波警報等が解除されるまでは警戒を続けること。

③　テレビ、ラジオ、インターネット、広報車、防災行政無線、登録制防災情報メール、エリアメール等を通じて津波に関する情報を入手すること。

(2)　普及の方法

①　海浜地への立看板の設置

②　海抜表示板等の設置

③　パンフレット、チラシ等の作成

### ３　避難指示の発令基準

市は、津波災害に対する市民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象台等との連携に努める。

### ４　津波監視体制の整備

市長は、津波による災害を防止するため、震度４以上の地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波情報の収集に努め、津波による浸水が発生すると判断したときは、直ちに海浜にいる者、海岸付近の住民に避難のための立ち退きを指示し、生命、身体の安全を確保する。

また、あらかじめ定めておく監視場所、監視担当者により安全性を確保して津波監視を行う。

(1)　監視者

「第２編　第３章　第１節　第１　１　職員の配備体制の基準」に定める第１配備（災害対策連絡室）による。

(2)　監視方法

①　海面監視

津波注意報が発表されたときに実施する。

②　監視パトロール

津波の襲来が予想される場合や津波警報・注意報が発令された場合、海面及び河川遡上の監視パトロールを実施する。

(3)　監視情報の伝達方法

防災行政無線、携帯電話による。

### ５　津波避難対策

津波から人命の安全を守るため、市は避難場所を指定する際には津波災害を考慮するとともに、「第２編　第３章　第９節　避難計画」に定めるところにより、津波発生時において、迅速かつ円滑な避難対策を実施する。

## 第２　河川、河口の津波対策

市は、所管の河川管理施設の整備を行う。

# 第 15 節　建築物災害予防計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、都市計画課

**【実施計画】**

地震に対する建築物の安全性を高めることにより、震災時の被害の発生を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

## 第１　建築物耐震診断体制

### １　耐震性の確保についての基本的考え方

建築物の耐震設計の方針はそれらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は以下による。

(1)　人命に重大な影響を与えない。

(2)　機能的に重大な支障が生じない。

なお、耐震性の確保には、耐震設計のほか、機能の代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方針も含まれる。

### ２　耐震診断体制の整備

県は建築物の耐震性を強化していくために、県の診断判定の指標、判定ランクを設定し、耐震診断技術者の育成や耐震診断判定体制の確立に努めている。

市は、この診断技術者の養成等に協力する。

### ３　建築物の耐震改修の推進

建築物の耐震改修の推進に関する法律に基づき、多数の者が利用する一定の建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めるほか、市は多数の者が利用する一定の建築物の耐震診断及び耐震改修について、必要な指導及び助言並びに指示等を行う。

## 第２　被災建築物応急危険度判定実施体制の整備

市は、大規模な地震により多数の建築物が被災した場合、地震による建築物の倒壊から生じる二次災害を防止して、市民の安全確保を図るため、県が実施する応急危険度判定士の養成及び登録に協力するとともに、判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、県と相互に緊密な連携を図り、応急危険度判定実施体制の整備を図る。

## 第３　公共建築物

### １　防災上重要な建築物の指定

災害対策は迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示及び安全な避難場所の確保が要求される。

市は、これらの活動を円滑に進めるために、次の施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保を図り、崩壊防止に努める。

(1)　災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校、社会福祉施設等

(2)　災害時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる庁舎、消防署、出先庁舎等

### ２　防災上重要な建築物の耐震性強化

(1)　既存建築物の耐震診断の実施

市は、「防災上重要な建築物」に指定された施設等について計画的に耐震診断を実施する。

(2)　既設建築物の耐震改修の促進

市は、耐震診断の実施により補強が必要と認めたものについては、当該建築物の重要度を考慮して順次、耐震改修を実施する。

(3)　新設建築物の耐震・耐火構造化・地盤調査の実施

市は、新耐震設計基準による建築を徹底する。

### ３　防災上重要な建築物の整備・改修

市は、防災上重要な建築物の施設・設備について、避難所として使用することも想定した整備・改修を進める。

## 第４　一般建築物

市は、震災時における個々の建築物等の安全性を高めるため、次の対策を講じる。

### １　既存建築物の耐震性の向上

建築物の耐震改修の促進に関する法律等の主旨に基づき、既存建築物の耐震診断、改修を促進するための基本方針、普及啓発、講習会などを規定とした耐震改修促進計画を早急に作成し、既存建築物の計画的な耐震改修を図る。

また、耐震性向上に関する一般市民向けのパンフレットを活用し、耐震診断・改修必要性等について普及啓発を図るとともに、相談窓口を早急に開設し、相談業務や技術者の紹介を行う。

### ２　木造住宅の耐震性向上の促進

木造住宅に関する自己点検を促進するため、パンフレット等を配布するほか、住まいの情報展等で各種展示や耐震診断、補強方法、家具の転倒防止等の相談を行う窓口を開設するなど、耐震性向上に関する知識の普及啓発を行う。

## 第５　その他の建築物

### １　ブロック塀の倒壊防止対策

(1)　ブロック塀築造に対する指導の強化

市は、ブロック塀を新設又は改修しようとする者に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

(2)　ブロック塀調査に基づく既存ブロック塀に対する改修指導

市は、通学路等を中心にブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握に努めるとともに、危険箇所の改修について必要な助言、勧告等を行う。

(3)　市民に対する知識の普及

市は、市民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

### ２　家具等の転倒防止対策

住宅・事務所等の建築物内に設置されている家具等の地震時における転倒・移動による被害を防止するため、その適切な対策・転倒防止方法についてわかりやすいパンフレットを市民に配布し、普及啓発を図るとともに、防災技術指導者（防災マイスター）を早急に養成し、適切な指導助言等を行うなど、家具等の耐震安全性の確保を図る。

### ３　がけ地近接住宅の安全対策

市は、建築基準法第 39 条に基づき、「災害危険区域」を指定するほか、がけ地付近における住宅等の建築制限の実施及び既存住宅の移転等を促進する。

### ４　天井材等の非構造部材等の安全対策

市は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策や、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図ることとし、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、県および市は、指定避難所等に老朽化の兆候が認める場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

### ５　大規模盛土造成地の安全対策

市は大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

# 第 16 節　交通施設災害予防計画

**【主な実施担当】**

公共交通対策課、林業水産振興課、建設課

**【実施計画】**

震災時の交通システムを維持するため、各施設等の耐震設計や陸海空を通じた交通ネットワークの充実などによる耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、連絡体制を整備し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じる。

## 第１　鉄道施設

鉄道事業者は、高速大量輸送の中核を担う鉄道の安全対策を推進することによって、旅客の安全と輸送体制の確保に努める。

### １　西日本旅客鉄道(株)(金沢支社管内)の措置

西日本旅客鉄道(株)が定める「災害時運転取扱手続」に沿って、「金沢支社災害時の運転取扱準則」により、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関及び関係自治体との連携について定める。

(1)　施設・設備の耐震性の確保

①　周期的な構造物の健全度調査により下記事項を行う。

ア　橋梁の維持補修

イ　法面、土留の維持及び改良強化

ウ　トンネルの維持、補修及び改良強化

エ　建物設備の維持修繕

オ　通信設備の維持

②　地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。

(2)　防災資機材の整備及び要員の確保

①　社内での防災資機材（モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、防災桁）の整備を図るとともに、民間企業から緊急に協力が得られるような体制を整える。

②　社内及び関連業者の災害業務に従事する技術者及び技能者の技術及び技能の程度と人員配置状況を把握し、緊急時における発動体制を確立する。

### ２　えちぜん鉄道(株)の措置

(1)　施設・設備の耐震性の確保

①　駅舎

改築を行う場合は、簡易耐火以上の耐火を図る。併せて、消火器等の設置を促進する。

②　盛土、切上

巡回により異状があれば防護工事を施工する。

③　構造物

要注意構造物を中心に巡回を行い、危険箇所の補修等を行う。

(2)　防災資機材の整備及び要員の確保

①　クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。

②　重機械類、その他必要な資機材、要員の確保体制の整備を図る。

## 第２　道路施設

道路管理者は、広域的で質の高い防災体制の確立と、地域内の確実な避難、救護活動を確保するため、災害に強い道路網の整備に努める。

### １　道路等の整備

市は、震災時における道路機能の確保のため、所管道路での計画的な補強等の対策を推進する。

また、広域的、地域的な防災体制の確立を目的とした道路網についても併せて整備する。

(1)　幹線道路網の整備

交通網の中枢である幹線道路を緊急輸送ルートとして活用するため、福井県広域道路整備基本計画に基づき、高速自動車道と一体となった幹線道路網の整備を推進するほか、地域的な防災体制の確立のため、市と幹線道路及び市と防災上拠点となる都市、防災上拠点となる都市間のそれぞれを連結する幹線道路網等について、被災時の代替性にも考慮しながら整備を推進する。

(2)　補助幹線道路網の整備

補助幹線道路及び区画道路の整備により、幹線道路とのスムーズな連結を図る。

(3)　避難誘導路の確保

防災上必要な地域においては、歩道等の整備による避難誘導路の確保を図る。

(4)　道路の防災補修工事

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩壊が予想される箇所等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事を早急に実施する。

(5)　橋梁等の整備

橋梁等の耐震性の向上を図るため、点検マニュアルに基づき定期的に地震に対する安全性について点検を実施し、これに基づき必要な補修を行う。

橋梁等の耐震基準については、当面は「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用し、耐震点検調査や補修等対策工事を行い、今後新設する橋梁については、上記仕様又は今後国において示される新たな基準に基づき整備を行う。

また、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

(6)　トンネルの整備

震災時におけるトンネルの安全確保のため、所管のトンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定してトンネルの整備を推進する。

(7)　横断歩道橋の整備

震災時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋について、本体と階段の取付部を中心とした耐震点検調査を実施、補修等対策が必要なものについて整備を推進する。

### ２　道路啓開用資機材の整備

市は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材を民間企業から緊急に協力が得られるようその体制づくりに努める。

## 第３　漁港施設

市は、県と連携のもと、震災時における緊急物資及び避難者の海上輸送基地として機能できるよう、施設の安全性及び耐震性や耐浪化の強化を図る。

また、国及び漁港管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路機能を確保するため、耐震強化岸壁等大規模地震対策施設に至る航路沿い等水域沿いの民間事業者が所有する港湾施設の耐震改修を推進するものとする。また、発災後の緊急輸送又は地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。

**１　耐震性の強化**

利用状況の変化に対応しつつ、耐震岸壁の整備など防災対策を考慮した漁港整備を早期に実施する。

**２　施設の点検調査**

施設の安全確保のため、耐震性点検マニュアルに基づき、点検調査を行う。

# 第 17 節　ライフライン施設等災害予防計画

**【主な実施担当】**

上下水道課、各事業所

**【実施計画】**

生活環境施設における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめ、施設の破損等による二次災害を防止するため、各機関において、災害発生原因の除去、耐災環境の整備等必要な予防措置を講じる。

## 第１　上水道施設災害予防対策

市は、地震の発生に伴う断・減水を未然に防止するため、水道施設の耐震化事業計画に基づき、水道の基幹施設の耐震性の強化及び防災上重要な施設や要配慮者への配水管路の耐震化を優先的に進めるとともに、応急対策を円滑に実施するための資機材の整備、訓練及び平常時における広報等を実施する。

### １　重要施設の耐震性の強化

施設の耐震設計に当たっては、「日本水道協会編：水道施設耐震工法指針解説（2009)」及び「日本水道協会編：水道施設設計指針解説（2012)」に基づき行う。

(1)　貯水、取水、導水施設

管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造・材質とし、耐震性を図る。

(2)　浄水施設

ポンプ回りの配管、構造物との取り付け管、薬品注入関係の配管設備について耐震化を進めるため、整備補強を行う。また、被災時の停電を考慮して自家発電設備の整備を行う。

(3)　送配水施設

送配水幹線については、耐震性の強化のため、耐震継手、伸縮可撓管等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、配水系統管の相互連絡を行う。

配水管路は、ループ化、ブロック化等を行って、断水地域の縮小に努める。

既設管については、石綿セメント管、経年管等の耐震管への布設替え等の措置を行う。

### ２　維持管理体制の強化

維持管理に当たっては、施設を適切に保守し、耐震性の確保に努めるものとし、点検マニュアルに基づく巡回点検、予備施設の整備、地盤不良箇所の調査等を実施する。

### ３　給水体制の整備

(1)　応急復旧用資機材の整備

原水処理薬剤や応急復旧用資機材の整備、備蓄を推進する。

(2)　応急復旧体制の整備

災害により被災した水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

また、緊急時における応急給水マニュアルを作成する。

(3)　防災対策上必要な資料の整備

水道施設の災害復旧に必要な配管台帳や基幹水道構造物の図書の保管整備に努める。特に上水道台帳については、統合型ＧＩＳを構築して整備保存に努める。

(4)　給水のための対策

水道施設が被害を受けたときの緊急用水の確保のため、避難所に貯水槽や緊急遮断弁の設置を計画的に進めるとともに、緊急用水の供給のため、給水車等の整備を促進する。

**４　訓練及び平常時の広報**

地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平常時から次の事項を中心に訓練及び広報活動を行う。

| | |
|---|---|
| 訓　　練 | 職員に対し、防災体制、応急復旧措置等に関する総合的な訓練を行う。 |
| 広　　報 | 市民に対し、平常時からの飲料水の確保等災害対策の広報を行う。 |

**５　バックアップ体制の整備**

市は、水道施設の災害復旧に必要不可欠な上水道台帳や基幹水道施設の図書の保管整備に努める。特に上水道台帳については、統合型ＧＩＳを構築して整備保存に努める。

## 第２　下水道施設災害予防対策

下水道処理施設は、生活に必要不可欠であるばかりでなく、河川や海洋の汚染防止の観点からも重要である。

このため、市は、計画的に施設の整備・強化を行い、下水道の被害を最小限にとどめるため、施設の耐震化、点検調査、代替施設・設備の整備等を推進する。

**１　施設の耐震化**

(1)　地盤条件を考慮し、管渠施設・ポンプ施設・処理場の各施設が地震時においてもその根幹的な機能を保持するよう計画・設計に十分配慮するものとし、特に、地盤の液状化対策に考慮する。

(2)　管渠及び処理場又は、ポンプ場の土木建築構造物・機械電気設備について補強・更新を図る。

(3)　非常用電力・用水源の確保

**２　点検調査の実施**

施設設備の点検マニュアルを整備し、これに基づき点検調査等を定期的に実施し、施設整備の改善に努める。

**３　代替施設設備の整備**

下水道施設に支障をきたした場合に備え、従来の仮設トイレの調達供給体制の確立を図るほか、マンホールトイレシステム（公共下水道接続型仮設トイレ）の整備についても検討する。

**４　施設、設備の維持管理**

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

**５　バックアップ体制の整備**

市は、下水道施設の災害復旧に不可欠な下水道台帳や汚水中継ポンプ場等の基幹下水道施設の図書の保管整備に努める。特に下水道台帳については、統合型ＧＩＳを構築して整備保存に努める。

## 第３　電力施設災害予防対策

電気事業者は、電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。

## １　電力施設の耐震性等の強化

予測地震動や想定される津波高、施設の重要度や復旧の容易性を考慮した上で、各種基準に基づく耐震設計や耐津波設計を行う。

また、現在進められている全国規模における検討状況及び関係法規の改訂等を踏まえ、必要に応じて対策を検討する。

(1)　水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物並びに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準等に基づいて行い、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2)　火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準などに基づいて設計を行う。

(3)　変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行い、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(4)　送配電設備

地震による被害を受けやすい軟弱地盤等にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

①　架空電線路

地震力の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいので、これによる設計とするが、耐震性能を明確にしておくものとする。

また、山崩れや建物崩壊による被害を受けにくい地点の選定に努める。

②　地中電線路

大きな地盤移動の発生が予想される地域での地中線施設は避ける。それ以外の地域であっても軟弱地盤や液状化の可能性の大きいところではできるだけ避けて施設する。

また、一旦被災するとその復旧はガスや水道以上の期間を要することを十分考慮して施設する。

(5)　通信設備

主要通信系統の多ルート化を促進するとともに、通信機器の分散配置等に努める。

## ２　電気施設予防点検の実施

電気施設が常に法令に定める技術基準に適合するよう維持すること並びに事故の未然防止を図るために、それぞれの設備実態等に応じ定期的に巡視点検及び検査を行う。

## ３　災害対策用資機材等の確保及び整備

(1)　災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保と整備点検を行い、災害発生時の応急資機材の確保のための備蓄場所の検討や融通方法を決め、指導のガイドライン等により備蓄促進を行う。

(2)　災害対策用資機材等の輸送計画を策定しておくとともに車両等の輸送力確保に努める。

(3)　各電力供給機関等と電力融通並びに災害対策用資機材・復旧要員等の相互融通体制を確立する。

**４　通信連絡施設の整備**

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じて無線伝送設備、有線伝送設備及び通信電源設備について、整備点検を行う。

**５　各種防災訓練の実施**

各電力会社は従業員に対し、防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため防災訓練を実施する。

**６　非常時動員、応援体制の確立**

発生時期・時間帯、規模、距離等災害の状況を考慮にいれた発災時から復興期までの段階ごとの非常時業務マニュアルを、各事業者において早急に作成、あるいは見直しを行う。

## 第４　ガス施設災害予防対策

ガス事業者は、地震や津波時のガス設備の被害の軽減対策の実施、ガスによる二次災害を未然に防止するために設備の耐震性の点検調査の実施等安全性確保対策を進める。

**１　施設の安全化対策**

液化石油ガス事業者は、液化石油ガス設備について液化石油ガス法令等に定める技術上の基準に基づき設置し、定期的に調査・点検するほか、液化石油ガス容器の地震や津波時等における容器の転倒・転落、バルブの損傷等の防止措置を徹底するとともに、感震機能付きのガス漏れ防止のための安全機器等の設置促進に努める。

**２　保安対策**

(1)　液化石油ガス事業者

液化石油ガス事業者は、地震や津波時における緊急応援体制の整備及び地震や津波を想定した緊急措置マニュアルの作成あるいは見直しを行い、従業員の教育・訓練に努めるとともに、(一社)福井県ＬＰガス協会と連携のもと、液化石油ガス消費者への保安啓蒙活動を実施する。

(2)　消費者

消費者の初期防災活動が、被害の拡大と二次災害の防止には重要なことから、「自らが保安の責任者」であるとの認識のもとに、液化石油ガス販売事業者や消防機関等から配布されるパンフレットなどにより、液化石油ガスの安全についての知識を修得し、地震や津波時において的確な対応ができるようにする。

# 第 18 節　通信及び放送施設災害予防計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、嶺北消防本部

**【実施計画】**

地震や津波が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止及び放送電波の確保を図るため、万全の予防措置を講じる。

基幹的な通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの多重化などにより耐震性の確保に努める。

## 第１　情報通信施設の整備・活用

市は、災害の初動期における情報連絡活動の重要性を認識し、情報通信施設設備の整備を推進するとともに、通信設備の運用体制の強化を図る。

### １　無線通信施設の整備・活用

(1)　防災行政無線の整備

市は、防災行政無線の強化及び利用の効率化のため、以下の整備目標に基づいて施設設備及び運用体制の強化を図る。

①　防災行政無線を有効に機能させるため、夜間・休日の運用体制の確立を図る。

②　災害時の停電に対処するため、無停電装置及び非常用発電設備等の強化を図る。

③　災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系無線機の整備更新を図る。

④　市内主要防災関係機関への通信回線の整備確立を図る。

(2)　消防無線の整備

嶺北消防本部は、消防及び救急活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防無線の強化及び利用の効率化を図る。

①　災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動無線車の整備及び携帯無線機の増強を図る。

②　消防広域応援体制の確立に備え、統制波の充実を図る。

(3)　県防災情報ネットワークの活用

県防災情報ネットワークは、災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、県が設置した無線通信設備であり、県庁、県出先機関、県内市町及び国の出先機関に設置されている。

市は、平時よりその利用方法について習熟を図るとともに、運用体制の確立を図る。

(4)　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）や緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ-Ｎｅｔ）との連携

市は、防災行政無線設備と全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）設備を接続し、屋外拡声子局により緊急情報を放送する。また、緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ-Ｎｅｔ）から得られた情報も含め、市民及び関係機関等へ迅速な災害情報の伝達を図る。

(5)　無線従事資格者の養成

無線通信設備の管理者は、無線局の適正な運用を図るため、無線従事資格者の養成を推進する。

### ２　有線通信設備の整備

市は、災害時優先電話の有効な活用体制を強化する。このため、西日本電信電話(株)福井支

店と連携し、災害時優先電話の位置づけを明確にするとともに、電話番号を関係機関に通知する。

### ３　その他の通信手段の整備・活用

(1)　防災相互通信用無線の整備

市は、災害時に相互に通信することのできる防災相互通信用無線の重要性を認識し、整備、増強に努める。

①　無線局の整備、増強を図る。

②　想定される災害に応じた運用体制の整備を図る。

(2)　防災情報システムの活用

市は、防災情報の一元化及び高度情報化に資する防災情報システム構築の重要性を認識し、活用体制の整備・充実を行う。

なお、所掌する業務についてシステム化を行う場合には、他機関への情報の提供に留意する。

◆防災情報システムの概要◆

１　河川・砂防総合情報システム

次に掲げる県内の雨量、河川水位、土砂災害警戒情報などをインターネット、携帯サイトに配信するシステムである。

(1)　県内各地に設置された観測装置からの雨量や河川水位などの情報

(2)　福井地方気象台から提供された雨量や注意報・警報・特別警報などの気象情報

(3)　近畿地方整備局から提供された雨量、河川水位などの情報

(4)　県と福井地方気象台が共同して県管理の 5 河川の洪水予測を行い、それに基づき発表する洪水予報の情報

(5)　県と福井地方気象台が共同して大雨による土砂災害が発生するおそれが高まったときに発表する土砂災害警戒情報（県はその補足情報として土砂災害の危険度を県ホームページ等で提供している。）

２　道路交通情報システム

異常気象による災害を未然に防止するため、道路の状況や道路交通の状況を収集伝達するシステムである。

(3)　衛星携帯電話等の整備の推進

市は、県の協力のもと、被災地域において既設の通信ルートが遮断した場合並びに県防災情報ネットワークのバックアップ用及び機動性のある緊急通信手段の確保のため、衛星携帯電話等の整備を推進する。

(4)　アマチュア無線との連携

市は、アマチュア無線による通信はボランティアによるものであることを配慮の上、災害時にアマチュア無線の円滑な活用が図られるよう、関係団体との連携を図る。

(5)　登録制防災情報メールの活用体制の整備

市は、防災情報メールを登録している市民や職員に対し、気象情報、災害時の避難指示等、災害緊急情報をメール配信し、情報を伝達する体制を整備する。

(6)　緊急速報メール・エリアメール活用体制の整備

市は、市内に在圏しているＮＴＴドコモ、ソフトバンク、ａｕの携帯電話に緊急地震速報、避難指示等の情報を一斉に配信する緊急速報メール・エリアメールを活用し、市民へ周知を行う体制を整備する。

### ４　通信輻輳の防止

移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておく必要がある。

このため、市は、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合において、周波数割当等による対策を講じる必要が生じたときは、国（総務省）と事前の調整を実施する。

### ５　非常通信協議会との連携

市は、北陸地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

## 第２　電気通信設備災害予防対策

西日本電信電話(株)、(株)ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ(株)及びソフトバンク(株)は、地震や津波が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、発災時から復興期までの段階ごとの非常時業務マニュアルに基づき通信の途絶防止及び災害復旧対策の確立に努める。

### １　現況

(1)　通信用建物

耐震・耐火構造の建物設計を行い、地震に起因する火災、浸水等の二次災害防止のため、防火扉、防水堤等を設置している。

(2)　所内設備

①　建物内に設備する電気通信機器は、振動による倒壊、損傷を防止するため、支持金具等による耐震措置を行っている。

②　非常用予備電源として、蓄電池及び発動発電機を設置している。

(3)　災害対策用機器

①　通信の全面途絶地帯、避難場所等との通信を確保するため、災害対策用無線機、移動無線車等を配備している。

②　所内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため、非常用可搬型ディジタル交換装置と衛星通信車載局を配備している。

③　災害時等の長時間停電に対して、通信電源を確保するため、移動電源車を配備している。

④　所外通信設備が被災した場合、応急措置として各種応急用ケーブル、災害対策用機器等を配備している。

### ２　実施計画

(1)　災害を未然に防止するため、電気通信施設の建物内外の巡回点検による施設の補強等の予防対策を行う。

具体的には、準備警戒体制として下記の措置を実施する。

①　情報連絡体制の強化

②　応急復旧用機器等の点検整備

③　措置計画の点検確認

④　設備記録類の点検確認

⑤　被災危険設備の補強及び防護

⑥　回線等の応急措置の準備

⑦　復旧体制の確立

(2)　公共機関等、重要な通信を確保するため、ケーブルの分散使用を行う。

(3)　架空ケーブルは、地震による二次災害（火災）に比較的弱いので、地中化の望ましい区間は県・市等と連携した地中化を推進する。

(4)　交換機相互間を結ぶ通信経路の分散化を推進する。

## 第３　放送施設災害予防対策

日本放送協会福井放送局、福井放送(株)、福井テレビジョン放送(株)及び福井エフエム放送(株)は、地震や津波災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における放送電波の確保を図るため、あらかじめ定められた計画により、放送設備、局舎設備等について各種予防措置を講じ、災害報道の確保に万全を期する。

### １　平常時の措置

(1)　地震や津波災害に備えて、各種放送設備のほか、戸棚等備品についての耐震対策（固定化）を実施する。

(2)　非常用資機材及び消耗品等を定量常備する。

### ２　警戒時の措置

災害発生時には、次の設備について整備、点検を行う。

(1)　電源設備

①　自家発電装置の点検・試運転、燃料及び冷却水の確保

②　蓄電池の点検・充電

③　電力会社に対する受電線確保要請

(2)　給排水設備

①　給排水・消火ポンプの点検整備、燃料補給

②　構外設備の補強、緊急資材の配置

③　保有水の把握、管理

(3)　中継・連絡回線

①　西日本電信電話㈱に対する回線確保及び代用線の要請

②　非常用受信機、自営無線回線設備の点検・整備

(4)　放送設備、空中線設備

①　非常用放送装置の緊急点検・整備

②　送受信空中線の緊急点検・補強、予備空中線材料等資材の確保

# 第 19 節　危険物施設等災害予防計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、嶺北消防本部

**【実施計画】**

危険物施設管理者等に対し、自主保安体制の充実強化を指導し、地震・津波対策、地震・津波防災教育の推進を図る。

## 第１　危険物施設

### １　施設の安全化指導

嶺北消防本部は、製造所、貯蔵所及び取扱所の地震による火災、爆発、漏洩等を防止するため、これら施設の設置又は変更許可に当たっては「消防法令」及び「危険物の規制に関する技術上の基準を定める告示」に定める耐震基準により、地震の影響に対して安全な構造であることを審査指導し、許可する。

また、既存施設における耐震性については、立入検査等により、その強化を指示し、災害の発生及び拡大の防止を図る。

### ２　自主保安体制の確立

嶺北消防本部は、危険物の管理者、取扱者等に対し地震災害予防体制の強化を図るため、講習会、研修会等を通じ指導を行い、保安体制の強化を図る。

(1)　地震時における災害予防のための初動体制マニュアルの整備
(2)　消防、警察等の関係機関及び施設保守業者と連携した保安体制の強化
(3)　地震時におけるヒューマンエラーの防止を含めた防災訓練の充実強化
(4)　近隣の同様の危険物を扱う事業所との相互応援に関する協定締結の促進
(5)　自衛消防隊の組織化の推進強化
(6)　非常用の電源、照明設備及び緊急制御装置並びに防消火に関する保安上必要な設備の整備点検の徹底

### ３　消防施設等の整備

(1)　嶺北消防本部及び事業者は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。
(2)　危険物事業所に、危険物災害の拡大の防止を図るために必要な応急資機材の整備、備蓄を促進する。

## 第２　高圧ガス施設及び毒物、劇物取扱施設

地震による爆発、飛散、漏洩又は流出等を防止するため、市は県に協力し、高圧ガス施設及び毒物、劇物取扱施設への立入検査等を行い、必要な措置を講じるよう指導し、被害の発生及び拡大の防止を図るとともに、管理者による自主保安体制の確立を指導する。

# 第 20 節　積雪時の地震災害予防計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、都市計画課、建設課

**【実施計画】**

積雪時に地震や津波が発生すると、より大きな被害を及ぼすだけでなく、地震発生後の応急対策にも支障を及ぼすことが予想される。このため、各震災対策を講じるに当たっては、特に積雪時を念頭におきながら対応するよう配慮する。

## 第１　総合的かつ具体的な雪害予防対策の推進

積雪時の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進によって確立されるものである。

このため、市は、「第１編　第６章　第１節　雪害予防計画」に定める事項に準じて、各関係機関が緊密に連携したより実効性のある総合的かつ具体的な雪害予防対策を実施する。

## 第２　交通の確保

### １　道路交通の確保

地震時には、各機関の応急対策に伴う輸送の増大に対応するため、道路交通の緊急確保を図ることが必要となる。このため、除排雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1)　除排雪体制の確立

①　各道路の整合性の取れた除雪体制を確立するため、各道路管理者間相互の更に緊密な連携のもと、道路除雪計画を策定する。

②　除雪機械の増強や除雪基地の計画的な整備を進める。

③　各道路管理者間相互の連絡を一層密にし、除雪体制の情報交換を行う。

(2)　積雪寒冷地に適した道路整備の促進

①　冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。

②　山間地帯の冬期通行不能箇所の解消と代替路線の確保を図る。

③　雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、スノーシェルター、雪崩防止柵等の施設の整備を促進する。

### ２　航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的麻痺により、山間地では孤立する集落が多数発生することが予想される。地震による道路交通の一時的麻痺により、山間地では孤立する集落が多数発生することが予想される。市は、これら孤立集落に対するヘリコプターによる航空輸送の確保を図るため、孤立が予想される集落のヘリポートの整備を促進するとともに、除雪体制の確保を図る。

また、防災ヘリコプター等の活用により、積雪時における輸送機能の充実強化を図る。

### ３　鉄道輸送の確保

地震時には応急対策に伴い、遠距離かつ高速・大量輸送が必要になり、鉄道輸送の確保を図ることも必要になる。

このため、西日本旅客鉄道(株)及びえちぜん鉄道(株)は、除雪車両及び除雪機械を改良・整備し、効率的な除雪体制を確立するとともに、流雪溝や消融雪装置及び防雪柵等の整備を行う。

### ４　海上輸送の確保

地震時には、大量の荷物を緊急に海上から輸送することが必要となるため、市は、港湾管理者と連携のもと、輸送事業者や港湾運送事業者と協力し除雪体制を確立し、効率的な除雪に努めることで、海上貨物輸送路を確保する。

## 第３　雪に強いまちづくりの推進

### １　雪に強い住宅地づくり

市は、屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、雪に強い住宅地づくりを促進する。

(1)　屋根雪下ろし

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、早期の屋根雪下ろしについて啓発する。

(2)　克雪住宅の普及促進

雪に強い家づくりを積極的に推進し、克雪住宅の普及を図る。

(3)　雪に強い住環境整備

地域の特性に応じた集団的で一体的な住宅の克雪化、隣接地を考慮した建物の配置、共同雪処理施設の整備等を推進し、雪に強い住環境整備を図る。

### ２　積雪時の避難場所及び避難路の確保等

市は、積雪時において地震が発生した場合においても市民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図る。

(1)　指定緊急避難場所及び指定避難所の確保

市は、地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐震性等を考慮し、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定する。その他以下の対策を講じる。

①　建物周辺にオープンスペースを確保する。
②　消融雪施設を備えるなど雪に強い駐車場の確保を図る。
③　雪を考慮した建築物の配置を図る。
④　融雪型建築の普及を図る。
⑤　載雪型建築の推進を図る。

(2)　避難路の確保

市は、積雪時において地震が発生した場合に備え、市民が円滑に避難所等に避難することができるよう次の対策を講じる。

①　積雪及び堆雪に配慮した体系的街路の整備
②　小型除雪車の増強による歩道除雪の推進
③　機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的な消融雪施設等の整備

(3)　避難誘導標識の設置

市は、市民が安全に避難場所に到達することができるよう降積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置する。

### ３　集落雪崩対策

市は、県と連携のもと、地震に伴う雪崩災害から市民の生命及び財産を守るため、所要の対策を講じる。

(1)　警戒避難体制の整備

①　雪崩危険箇所における警戒避難体制の整備に努める。
②　危険箇所に対するパトロールを定期的に実施する。

(2)　雪崩対策工事の計画的な実施

## 第４　消防活動の確保

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。

このため、嶺北消防本部は消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。

(1)　防火水槽の積雪型への切替を推進する。

(2)　防火水槽及び自然水利の取付箇所付近の除雪を励行する。

(3)　雪に強い消防資機材の整備拡充を図る。

## 第５　情報収集伝達体制の確保

関係機関相互の連携を一層強化し、情報の収集や伝達体制の整備充実に努めるとともに、交通、気象、防災等日常生活全般にわたる総合的な情報の提供を行う雪情報システムの活用を行い、除雪体制の整備を行う。

## 第６　非常持ち出し品の確保

市は、寒冷期における非常持出品について、通常の持出品に加え耐寒用品等の携行にも配慮するよう市民に対し周知を図る。

# 第 21 節　広域的相互応援体制整備計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、企画情報課、嶺北消防本部

**【実施計画】**

大規模災害における広域の相互応援体制を整えるため、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、市との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。

## 第１　県内広域相互応援体制

### １　福井県・市町災害時相互応援協定

市は、市独自では十分な災害応急対策が実施できない場合に備え、「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、密接な連携体制を整備する。

### ２　福井県広域消防相互応援協定

嶺北消防本部は、県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の全市町が参画する「福井県広域消防相互応援協定」を活用し、消防広域応援体制を整備する。

## 第２　県外広域相互応援体制

市は、県域を越えた広域的防災体制を確立するため締結した関係自治体との相互応援協定に基づき、密接な連携体制を整備する。

## 第３　民間団体等との協定

市は、市内における災害応急対策が適確かつ円滑に行われるようにするため、必要に応じ、市域を統括する民間団体等とあらかじめ応援協定を締結する。

## 第４　広域応援・受援体制の整備

### １　応援・受援計画の策定

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体や自衛隊、緊急消防援助隊等の防災関係機関及び民間団体、事業者等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の窓口及び手順、役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整える。

### ２　協定締結機関等との合同訓練等

市は、応援・受援計画に基づき、応援協定の締結機関等と共同し、通信訓練等を含めた合同防災訓練を実施する。

# 第 22 節　交通輸送体系整備計画

**【主な実施担当】**

公共交通対策課、林業水産振興課、建設課

**【実施計画】**

地震や津波発生時の災害応急対策を迅速に実施するには、被災後、直ちに輸送機能の確保が必要であることから、交通輸送体系を整備する。

## 第１　緊急輸送路

市は、緊急輸送物資の種別による優先順位などの基本方針を確立するとともに、道路、鉄道、海路の利用を相互に補完させるよう調整した総合的な緊急輸送路対策を確立する。

## 第２　災害対策用ヘリポートの整備

市は、災害時の救助救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑にするため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定及び整備に努める。

### １　ヘリポートの選定

ヘリポートは、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から、次の事項に留意して選定する。

(1)　十分に平坦であり、ヘリコプターの離着陸に耐えうる地盤強固な土地であること。
(2)　最大縦断勾配及び最大横断勾配は、それぞれ５％以内であること。
(3)　車両の進入路があること。
(4)　図の斜線上に障害物がないこと。

◆回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、仮想離着陸地帯の略図◆

**【平面図】**

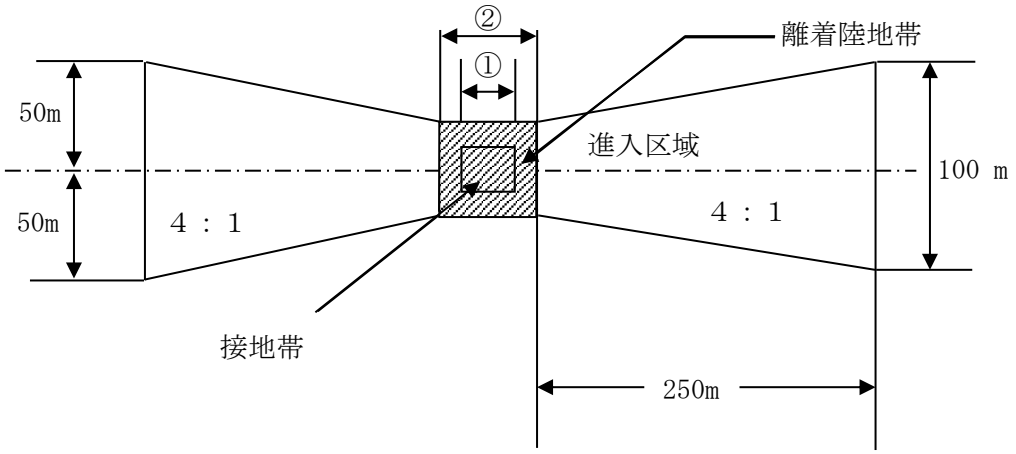


①　接地帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。
②　離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に 20m以上を加えた長さとする。
※　全長が 20mを超す機材については全長の２倍以上の長さとする。
※　離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として 15mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

**【進入表面断面図】**

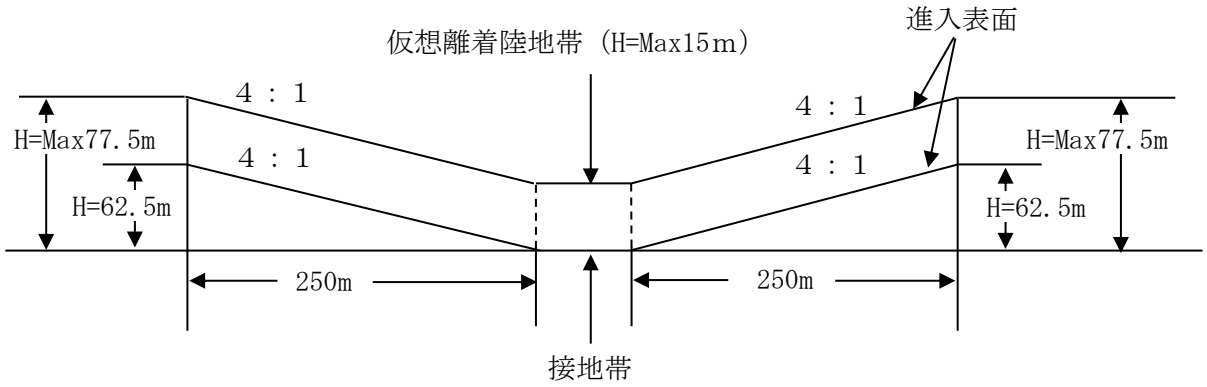


**【転移表面断面図】（転移表面は設定せず）**

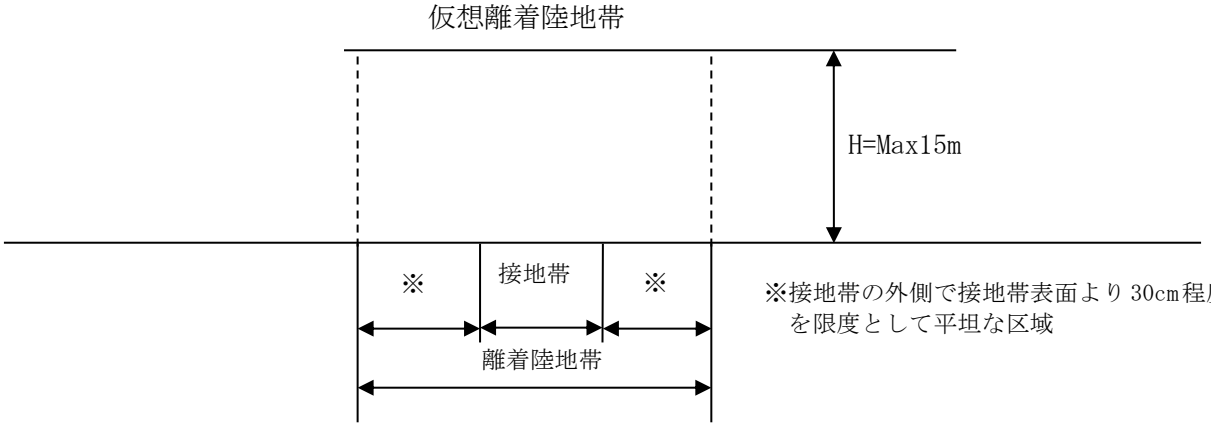


**２　県への報告**

新たにヘリポートを選定した場合には、市地域防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告する。

また、既存のヘリポートについて、随時、点検を行い、変更を行う必要がある場合も同様とする。

(1)　ヘリポート番号
(2)　所在地（緯度、経度）及び名称
(3)　施設等の管理者及び電話番号
(4)　無障害地帯面積（○ｍ×○ｍ）
(5)　付近の障害物等の状況（略図添付）

**３　ヘリポートの管理**

選定したヘリポートの管理について、平素からヘリポートの管理者と連絡を保ち、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるようにしておくものとする。

## 第３　公共交通機関による輸送の確保対策

地震発生後速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（被害の程度、復旧の見込み)、代替道路、道路交通規制などの必要な情報の連絡体制等について、交通事業者、市、県等の関係機関においてマニュアル化を図る。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要となる車両や乗務員の迅速な確保及び義援物資受入れの際に地理・交通情報を伝達する手段の確保を図る。

# 第 23 節　緊急事態管理体制整備計画

**【主な実施担当】**

関係各課、嶺北消防本部、坂井消防団

**【実施計画】**

災害対策活動を円滑に実施するためには、緊急事態に対する備えが重要であることから、機能的な活動体制の整備を図る。

## 第１　階層的防災生活圏構想の推進

市は、消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、小学校区（必要な場合には自治区等）、市、広域ブロック、県といった階層構造の防災生活圏に基づき、それぞれの防災生活圏ごとに包摂する下位の防災生活圏を支援する仕組みの構築を推進する。

このために必要な機能（応援部隊・ボランティアの活動調整、支援物資の集配、備蓄）を備えた防災活動拠点や地域情報センターとなる施設を原則として小学校区にそれぞれ整備し、応援部隊・ボランティアの活動調整や支援物資の集配に当たるほか、平常時における備蓄等の機能を分担する。

また、小中学校等が避難所となった場合に備えて、教職員の緊急時の活動マニュアルを作成するとともに、避難所受入体制の整備として、避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用・運営方法等を定める。

◆防災生活圏の階層ごとの施設、設備の整備◆

| 階層 | 役　割 |
|---|---|
| 区 | ・集会場、集落センター、駐車場等を一時（次）避難場所として設定<br>・基本的な防災資機材等を備蓄 |
| 地区 | ・小中学校等を市指定避難所として設定<br>・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、生活必需品や防災資機材等を備蓄 |
| 市 | ・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能等を有する拠点施設（災害対策本部）を整備<br>・指定避難所等に対する食料、生活必需品等を備蓄<br>・要配慮者に対するサービスの拠点を整備し、必要物資を備蓄 |
| 広域圏 | ・圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備<br>・広域的に融通できるよう食料、生活必需品等を備蓄 |
| 県 | ・県災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報パソコンネットワークを整備 |

## 第２　地域における防災活動体制の整備

市民や自主防災組織は、災害時に活動できる施設や資機材の整備に努める。

また、まちづくり協議会においては、防災に関する勉強会や防災訓練の実施、防災マップの作成などを行い、地域内の防災・減災活動を推進する。

◆防災資機材等の概要◆

| | |
|---|---|
| 初期消火用 | 可搬式動力ポンプ、消火器、組立型水槽等 |
| 救助活動用 | 携帯用無線機、ハンドマイク、発電機等 |
| 救護活動用 | ろ過器、救急医療器セット、防水シート、簡易トイレ等 |
| 訓　練　用 | ビデオ、映写装置、訓練用消火器具等 |

## 第３　市における防災活動体制の整備

市は、物資の集積、救急・救援活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした地域防災拠点、市防災行政無線等の情報通信施設、食料・日用生活品等の備蓄倉庫、避難所や庁舎等の非常用電源等の整備に努めるとともに対応する災害に応じて浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。

また、災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校や防災活動の中心となる庁舎については、耐震化を図る。

災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の市民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

市は、災害時の応急対策活動を効果的に行うため、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

### １　市防災会議

市域における防災行政を総合的に運営するための組織として市防災会議を設置する。その組織及び事務分掌は次のとおりである。

(1)　組織

①　会長

市長

②　委員

1 号委員：指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

2 号委員：福井県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

3 号委員：福井県警察官のうちから市長が任命する者

4 号委員：市長がその部内の職員のうちから指名する者

5 号委員：教育長

6 号委員：消防長及び消防団長

7 号委員:指定公共機関又は指定地方公共機関並びに公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人の役員又は職員のうちから市長が任命する者

8 号委員：自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

9 号委員：その他市長が必要と認める者

(2)　所掌事務

①　市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

②　市の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。

③　市域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

④　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(3)　市防災会議の運営

市防災会議条例等による。（平成 18 年条例第 68 号）

## ２　情報収集・伝達体制の整備

(1)　市と関係機関相互の連携体制の確保

伝達される防災情報、関係機関から伝達される情報等について、職員に的確に伝達できるよう、県防災情報ネットワーク等の取扱いの習熟を図る。

また、必要に応じて情報の受理・伝達に関し、マニュアル等を整備して迅速な対応が図れるように努める。

(2)　情報の収集・伝達に当たる要員の強化

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

さらに、国民保護の対応と併せて、夜間・休日等に発生する災害の非常事態に対処するため、24 時間即応できる体制の整備を検討する。

(3)　移動通信系の活用体制の整備

関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前に調整する。

(4)　関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

意見聴取・連絡調整等のため、坂井市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）又は坂井市災害対策連絡室（以下「災害対策連絡室」という。）に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(5)　情報の分析整理

収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため，最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(6)　市民への的確な情報伝達体制の整備

①　情報伝達内容の整理

災害の経過に応じて市民に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

また、市民に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

②　複合災害時の体制

地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、市民へ的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線等の無線設備、広報車両等の施設、装備の整備を図る。

③　相談窓口の設置

市民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定める。

④　要配慮等に対する情報伝達体制の整備

要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

⑤　多様な媒体の活用

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、ＣＡＴＶ、防災情報メール、一斉電話配信システム、携帯端末の緊急速報メール機能（エリアメール）、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

また、災害情報を市民へ一斉に伝達する公共情報コモンズを活用するための運用体制の構築を進める。

**３　災害対策本部体制等の整備**

災害が発生した場合、市長を本部長とする災害対策本部を迅速かつ的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、坂井市現地災害対策本部（以下「現地災害対策本部」という。）についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

**４　長期化に備えた動員体制の整備**

県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

**５　複合災害に備えた体制の整備**

県と連携し、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

**６　防災関係機関相互の連携体制**

(1)　平常時から国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関と防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

(2)　避難の指示等の発令に当たり、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対して必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(3)　避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

**７　業務継続性の確保**

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食糧等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

さらに、特に災害時の拠点となる庁舎について、非構造部材を含む耐震対策等により、高い安全性を確保するよう努めるものとする。

**８　企業等との連携強化**

(1)　企業等との連携の強化を図るため、事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制を整備するほか、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する体制を整備する。

(2)　燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

(3)　食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業に対し、市及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう要請する。

**９　被災者支援体制の整備**

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

**10　応急対策用資機材の確保**

災害時における救出救助活動等の応急対策活動を迅速かつ適切に行うため、救出・救助用等の資機材を計画的に備蓄するとともに、関連業者や応援協定締結市町等の応援により確保を図る。

## 第４　消防活動体制の整備

嶺北消防本部は、消防活動に必要な防災資機材等の整備充実に努める。

また、災害時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる消防庁舎については、耐震化を図る。

◆防災資機材等の概要◆

| | |
|---|---|
| 消 防 水 利 | 耐震性貯水槽の整備 |
| 車　　両 | 消防自動車、特殊車両（緊急消防援助隊用を含む。）等の整備 |
| 資　機　材 | 画像探査装置、音響探知器等の救助用資機材 |

## 第５　公共建物等における番号表示

### １　標示番号の周知

市は、県や自衛隊等のヘリコプターによる上空から建物の識別を容易にするため、公共建物の屋上に整備した識別番号について、各建物の名称、所在地、識別番号等を記載した一覧表を県及び県警察本部、自衛隊等にあらかじめ送付し、周知を図る。

### ２　標示番号の管理

市は、災害時において県や自衛隊等のヘリコプターが上空から容易に公共建物を特定できるよう、識別番号が確認できる状態を確保する。

# 第３章　震災応急対策計画

# 第３章　震災応急対策計画

## ≪目　次≫


第１節　応急活動体制計画 ..... 97
第２節　広域的応援対応計画 ..... 106
第３節　自衛隊災害派遣要請及び受入れに関する計画 ..... 111
第４節　ボランティア受入計画 ..... 114
第５節　地震・津波に関する情報等の伝達計画 ..... 117
第６節　災害情報収集伝達計画 ..... 122
第７節　通信運用計画 ..... 141
第８節　広報計画 ..... 145
第９節　避難計画 ..... 148
第 10 節　被災者の救出計画 ..... 159
第 11 節　要配慮者応急対策計画 ..... 161
第 12 節　医療救護計画 ..... 164
第 13 節　消防応急対策計画 ..... 168
第 14 節　土砂災害応急対策計画 ..... 171
第 15 節　水防計画 ..... 172
第 16 節　災害警備計画 ..... 173
第 17 節　飲料水、食料品、生活必需品等の供給計画 ..... 178
第 18 節　緊急輸送計画 ..... 185
第 19 節　交通施設災害応急対策計画 ..... 190
第 20 節　ライフライン施設等災害応急対策計画 ..... 194
第 21 節　通信及び放送施設災害応急対策計画 ..... 199
第 22 節　危険物施設等応急対策計画 ..... 202
第 23 節　住宅応急対策計画 ..... 204
第 24 節　廃棄物処理計画 ..... 206
第 25 節　防疫、食品衛生計画 ..... 208
第 26 節　死体の捜索及び処理並びに埋葬等計画 ..... 213
第 27 節　文教対策計画 ..... 215
第 28 節　災害救助法の適用計画 ..... 219

# 第１節　応急活動体制計画

**【主な実施担当】**

関係各課

**【実施計画】**

地震や津波により市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市及び防災関係機関が迅速かつ的確に応急対策を実施する。

## 第１　配備計画

### １　職員の配備体制の基準

(1)　災害対策連絡室設置前の配備体制

| 種別 | 配備基準 | 配備要員 | 配備内容 |
|---|---|---|---|
| 注意体制 | ①　市内で震度 3 の地震を観測したとき。 | 本庁：安全対策課<br>支所：各支所<br>（課長・担当職員） | ①　防災担当職員による情報連絡活動が円滑に行い得る体制 |

(2)　災害対策本部設置前の配備体制（災害対策連絡室設置）

| 種別 | 配備基準 | 配備要員 | 配備内容 |
|---|---|---|---|
| 第１配備<br>(災害対策連絡室設置) | ①　市内で震度 4 の地震を観測したとき。<br>②　県内の沿岸に津波注意報が発表されたとき。<br>③　その他市長が災害対策連絡室の設置の必要があると認めたとき。 | 防災関係課の部長・課長・担当職員 | ①　災害対策連絡室の設置<br>②　地震・津波情報の伝達体制及び災害情報の収集体制<br>③　小規模災害に対処できる出動体制<br>④　避難対策の体制 |
| 第２配備 | ①　市内で震度 5 弱の地震を観測したとき。<br>②　県内の沿岸に津波警報が発表されたとき。<br>③　第 1 配備以降に市長が体制を強化する必要があると認めたとき。 | 全部長・全課長・防災関係課職員 | ①　必要により災害対策本部の設置<br>②　災害の状況に対応した応急対策活動<br>③　非常配備に移行できる体制<br>④　避難対策の体制<br>⑤　全職員に自宅待機指示 |

(3)　災害対策本部設置後の配備体制

| 種別 | 配備基準 | 配備要員 | 配備内容 |
|---|---|---|---|
| 非常配備<br>(災害対策本部設置) | ①　市域に係る特別警報が発表されたとき。(※)<br>②　市内で震度 5 強以上の地震を観測したとき。<br>③　県内の沿岸に大津波警報が発表されたとき。<br>④　第 2 配備以降大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。<br>⑤　その他市長が災害対策本部の設置の必要があると認めたとき。 | 全職員 | ①　災害対策本部の設置<br>②　職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制 |

（注）
１．各部局長等は必要と認める範囲内において総務部長と協議の上、動員数を適宜増減することができる。
２．各部局長等は、あらかじめ職員の中から配備要員を指名しておくものとする。
※　津波の場合：高いところで 3mを超える津波が予想される場合
（大津波警報が特別警報に位置づけられている。）
地震の場合：震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合
（緊急地震速報（震度 6 弱以上）が特別警報に位置づけられている。）

## ２　職員の動員

市は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、職員を非常招集する。

(1)　配備体制の決定等

配備体制の種別、開始及び解除は、第 2 配備までにおいては総務部長、非常配備体制においては市長が指令する。

(2)　招集体制の整備

各部長は、勤務時間以外又は休日においても迅速に職員の招集が行われるよう、あらかじめ職員の招集順位、連絡方法等の招集体制を整備しておくものとする。

(3)　招集指令

職員は、招集指令を受けたとき、又は指令がないときでも、ラジオ・テレビ等により災害が発生し、又は発生するおそれがあることを承知したときは、直ちに登庁して配備計画に従い所定の活動を開始する。

(4)　動員方法

①　職員の動員は、「1　職員の配備体制の基準」の配備種別に応じて逐次動員する。

②　総務部長は、第 1 配備又は第 2 配備を指令したときは、直ちに全部長に連絡し、関係部長は担当職員をそれぞれの配置につかせる。

③　市長は、非常配備を指令したときは、全部長に連絡し、全職員を各配置につかせる。

④　非常配備において、各部長は、災害の状況に応じて他の部班の応援を必要とするときは、本部長に連絡するものとし、本部長は、直ちに関係部長に連絡し応援をさせる。

⑤　消防団の動員については、消防団独自の判断で行うことを原則とする。ただし、災害の態様、災害応急対策状況等に応じて、本部長は消防団長に要請することができる。

## ３　伝達手段及び経路等

(1)　伝達手段

①　勤務時間中における伝達

電話及び口頭等迅速かつ的確な方法により伝達するものとし、庁内放送によりこれを徹底する。

②　勤務時間外又は休日等における伝達

電話によるものを第一とし、あらかじめ定めた緊急連絡網により伝達する。

(2)　伝達系統

職員の動員配備は、次の系統で伝達する。

◆本庁職員への伝達方法◆

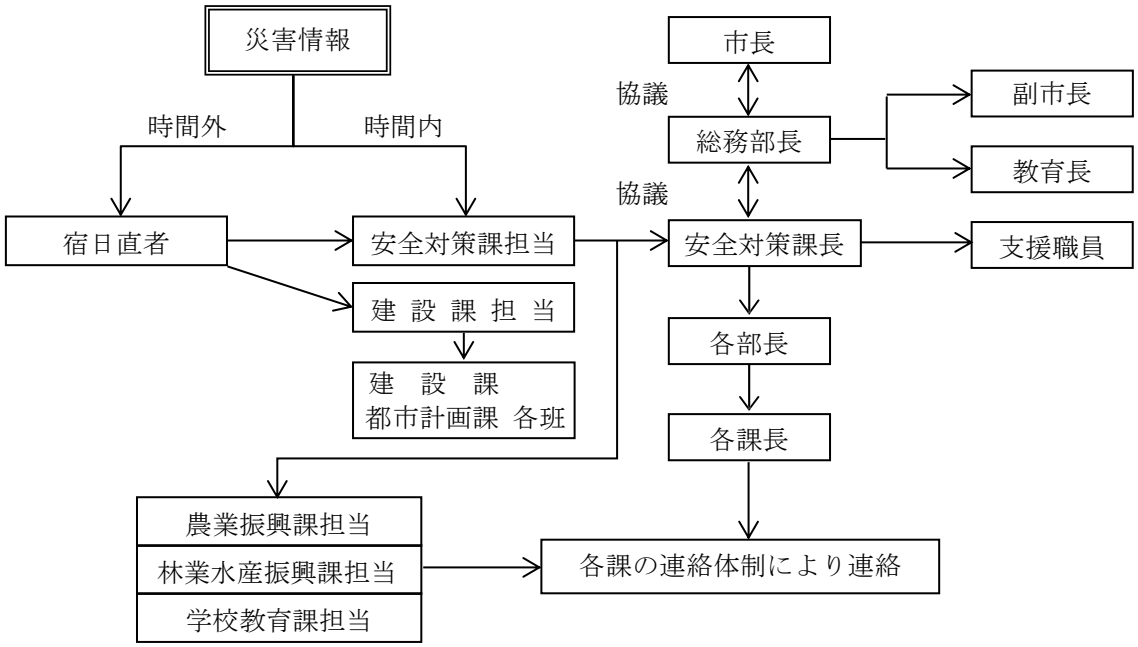


※ 時間外において宿日直者は、安全対策課及び建設部の担当へ連絡する。その他関係部署への連絡は安全対策課から行う。

◆支所職員への伝達方法◆

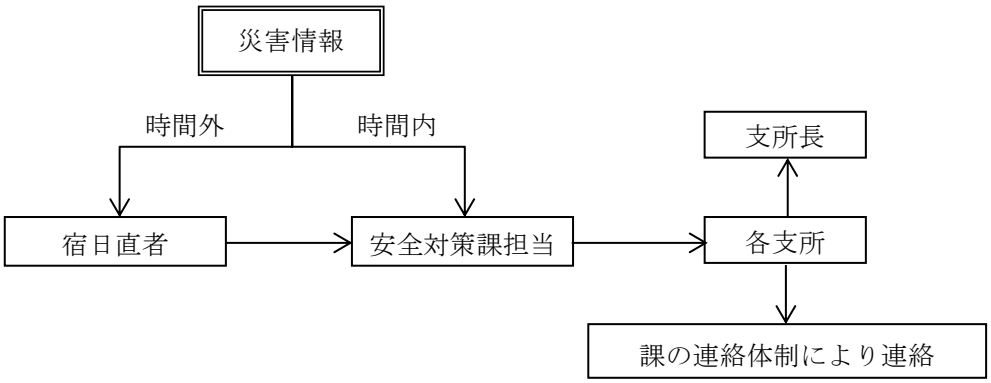


※ 問い合わせ等によって通信回線が混み合い、加入電話では通話できない状態になるおそれがあるが、その場合、職員は自己判断により参集する。

(3)　伝達事項

配備の伝達時には、次の事項を伝達する。

①　配備体制
②　参集時間及び参集場所（本部設置場所等）
③　装備等
④　その他必要と認める事項

**４　職員の参集**

(1)　自主参集

職員は、大規模若しくは広範囲にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、配備の伝達前であっても直ちに参集する。

(2)　参集時の心構え

職員は、参集途中に周囲の被害状況を確認し、所属長等に報告する。

また、参集途中重大な被害が生じているのを認めたときは、各自の判断で市民の救出を優先し、救出の状況等について所属や参集場所に連絡するよう努める。

(3)　参集状況等の報告

各課長（各班長）は、職員の参集状況等を速やかに把握し、職員課へ報告する。

## 第２　組織計画

### １　災害対策連絡室

総務部長は、応急対策等又はその初期段階において、情報連絡体制を強化するために災害対策連絡室を設置する。

(1)　設置及び廃止基準

①　設置基準

ア　市内で震度 4～震度 5 弱の地震を観測したとき。

イ　県内の沿岸に津波注意報又は津波警報が発表されたとき。

ウ　その他市長が災害対策連絡室の設置の必要があると認めたとき。

②　廃止基準

ア　災害応急対策がおおむね完了したとき。

イ　災害の発生するおそれがなくなったとき。

ウ　災害対策本部の設置が決定されたとき。

(2)　設置場所

災害対策連絡室は、原則として「市役所本庁舎」に設置する。ただし、大規模災害により、「市役所本庁舎」が使用不能となった場合は、代替場所を定め職員に周知する。

(3)　組織及び業務内容

災害対策連絡室の組織及び運営に関する事項は、坂井市災害対策連絡室運営要綱の定めるところによるが、災害対策連絡室の組織図については、次のとおりである。

◆災害対策連絡室組織図◆

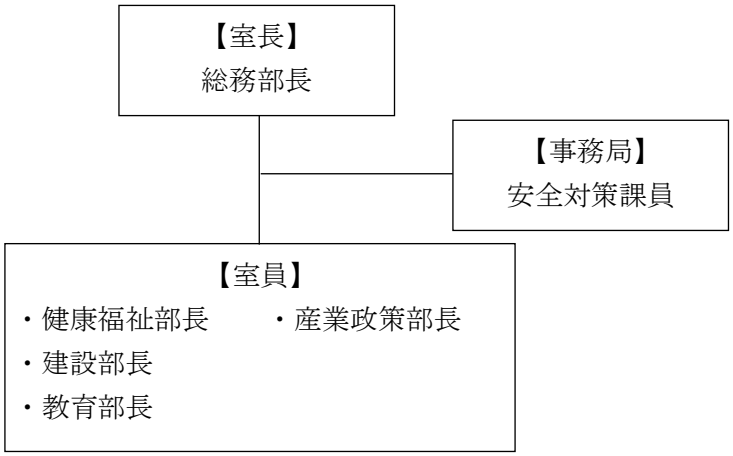

## ２　災害対策本部

市長は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るため必要があると認めるときは、坂井市災害対策本部条例及び坂井市災害対策本部運営要綱に基づき、災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部未設置の場合においても市長が必要と認めるときは、災害対策本部に準じて災害対策事務を行う。

(1)　設置及び廃止基準

①　設置基準

ア　市内で震度５強以上の地震を観測したとき。

イ　県内の沿岸に大津波警報が発表されたとき。

ウ　その他市長が災害対策本部の設置の必要があると認めたとき。

②　廃止基準

災害対策本部は、おおむね次の基準により本部長が廃止する。

ア　災害応急対策がおおむね完了したとき。

イ　災害の発生するおそれがなくなったとき。

(2)　設置場所

災害対策本部は、原則として「市役所本庁舎」に設置する。ただし、大規模災害により、「市役所本庁舎」が使用不能となった場合は、代替場所を定め職員に周知する。

(3)　災害対策本部の設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次の関係機関に公表する。

また、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部の標識を市役所庁舎玄関に掲示する。

| 公表先 | 方法 | 担当 |
|---|---|---|
| 県知事（危機対策・防災課） | 電話、防災行政無線、電報、口頭 | 安全対策課 |
| 防災会議構成機関 | 電話、防災行政無線、連絡員 | |
| 隣接の市町長 | 電話、防災行政無線、電報 | |
| 市の関係機関 | 口頭、電話、庁内放送 | |
| 嶺北消防本部 | 口頭、電話 | |
| 市民・一般 | 電話、防災行政無線、電報、口頭 | |
| 報道機関 | 口頭、文書、電話、電報 | |

(4)　災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営に関する事項は、坂井市災害対策本部運営要綱の定めるところによるが、災害対策本部の組織概要は、下記のとおりである。

| 災害対策本部<br>設置時の部名 | 部長名 | 災害対策本部<br>設置時の部名 | 部長名 |
|---|---|---|---|
| 総務部 | 総務部長 | 福祉生活部 | 健康福祉部長 |
| | 議会事務局長 | | 生活環境部長 |
| | 会計管理者 | 産業建設部 | 産業政策部長 |
| | 総合政策部長 | | 建設部長 |
| 財務部 | 財務部長 | 教育部 | 教育部長 |
| | 財務部技監 | 医療部 | 三国病院事務局長 |

◆災害対策本部組織図◆

| 災害対策本部 | | | |
|---|---|---|---|
| | 本部長 | | 市長 |
| | 副本部長 | | 副市長 |
| | 本部員 | 参与 | 教育長 |
| | | 各部局長 | 総務部長、総合政策部長、財務部長、財務部技監、健康福祉部長、 |
| | | | 生活環境部長、産業政策部長、建設部長、教育部長、 |
| | | | 議会事務局長、会計管理者、三国病院事務局長、各支所長 |
| | 事務局（事務局長） | | 安全対策課（安全対策課長） |
| | 本部連絡員 | | 各部長の指名する者 |

| | | 本庁 | | 支所 |
|---|---|---|---|---|
| 総務部 | | | | |
| | 部長　総務部長<br>議会事務局長<br>会計管理者 | 総務班 | 総務課 | 現地対策班 |
| | | | 安全対策課 | 各支所 |
| | | | 職員課 | |
| | | | 秘書広報課 | |
| | | | 会計課 | |
| | | | 議会事務局 | |
| | | | 監査委員事務局 | |
| | 部長　総合政策部長 | 情報連絡班 | 企画政策課 | |
| | | | 情報統計課 | |
| | | | 公共交通対策課 | |
| | | | まちづくり推進課 | |
| 財務部 | | | | |
| | 部長　財務部長<br>財務部技監 | 財政班 | 財政課 | |
| | | | 監理課 | |
| | | | 営繕課 | |
| | | | 工事検査課 | |
| | | 調査班 | 課税課 | |
| | | | 納税課 | |
| 福祉生活部 | | | | |
| | 部長　健康福祉部長 | 福祉班 | 福祉総務課 | |
| | | | 社会福祉課 | |
| | | | 高齢福祉課 | |
| | | | 健康増進課 | |
| | | | 子ども福祉課 | |
| | | | 保育課 | |
| | 部長　生活環境部長 | 市民生活班 | 市民生活課 | |
| | | | 保険年金課 | |
| | | | 環境推進課 | |
| 産業建設部 | | | | |
| | 部長　産業政策部長 | 産業政策班 | 農業振興課 | |
| | | | 林業水産振興課 | |
| | | | 農業委員会事務局 | |
| | | | 観光交流課 | |
| | | | 商工労政課 | |
| | 部長　建設部長 | 建設班 | 都市計画課 | |
| | | | 建設課 | |
| | | 上下水道班 | 上下水道課 | |
| 教育部 | | | | |
| | 部長　教育部長 | 教育施設・文化班 | 教育総務課 | |
| | | | 学校教育課 | |
| | | | 生涯学習スポーツ課 | |
| | | | 文化課 | |
| 医療部 | | | | |
| | 部長　三国病院事務局長 | 医療班 | 三国病院事務局 | |

現地災害対策本部（本部長の指示により設置）

### ３　現地災害対策本部

市長は、災対法第 23 条の 2 第 5 項の規定に基づき、災害対策本部の事務の一部を行う組織として、災害地に現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部を設置した場合及び廃止した場合は、直ちに防災関係機関に通知する。

(1)　設置期間

原則として、その担当区域において災害応急対策が終了するまでの期間とし、設置を決定した日から起算して一月を設定する。

なお、その設置期間は延長できる。

(2)　設置場所

各支所又は担当区域内の安全な場所とする。

(3)　組織

坂井市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。

### ４　緊急初動班

緊急初動班は、市役所本庁舎から、徒歩又は自転車で 20 分程度の事務職員（通勤距離 2km 以内）で構成され、主に、以下の役割を担う。

(1)　災害対策本部の本部事務局の準備

(2)　関係機関との連絡調整

### ５　災害対策プロジェクトチーム

災害対策プロジェクトチームは、市長の指示により、必要に応じて災害時の対策ごとに、各部・班を超えての対策が必要な事項についてライフライン、避難対策等テーマ別の部・チームで調整・検討する。

また、状況に応じて部・課を追加したり、非設置とするなど柔軟に運用する。各チームの事務は、以下のとおりとする。

| チーム名 | 事務分掌 |
|---|---|
| 連絡調整 | ①災害対策プロジェクトチーム全体の調整・指揮・総括<br>②他機関への応援要請<br>③国・県との連絡調整等 |
| 情報収集・伝達（調査） | ①災害対策本部における広報<br>②被害情報収集 |
| 渉外 | 外部機関の災害現地視察の受入窓口等 |
| 避難対策 | ①住民避難状況把握<br>②避難者への対応<br>③避難所に関する連絡調整 |
| 食料物資供給 | 被災者用の食料、生活必需物資等の確保・供給 |
| ライフライン対策 | ライフライン（電気・電話・ガス・水道）の被害・復旧状況の把握 |
| 交通等対策 | ①土木被害・復旧状況把握<br>②交通規制状況把握<br>③バスの被害・復旧状況把握 |
| ボランティア対策 | ①ボランティア活動の支援<br>②特殊ボランティアの派遣に関する連絡調整 |
| 環境衛生対策 | ①ごみ対策<br>②し尿処理対策<br>③産業廃棄物対策 |

| チーム名 | 事務分掌 |
|---|---|
| 防疫対策 | ①浸水家屋、下水、その他の消毒<br>②避難所のトイレ、その他の消毒<br>③井戸の消毒<br>④感染症患者の対応 |
| 救護・保健活動 | ①被災者の応急救護<br>②被災者の健康管理活動 |
| 住民相談 | 災害時の市民からの各種相談対応 |

**６　権限委譲措置**

市長が不在又は職務の遂行が困難な場合の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定める。

また、災害対策本部の本部員はあらかじめ次席責任者を指名し、権限委譲の措置を講じておくものとする。

第１順位　副市長
第２順位　総務部長
第３順位　建設部長

**７　複合災害発生時の体制**

複合災害が発生した場合は、災害対策本部において災害種別に想定している班や要員の重複を調整し、一元的に災害対応を行うための体制づくりに努める。

また、現地災害対策本部についても、同様の対応を行うものとする。

**８　防犯隊及び沿岸警備協力会の協力**

市長は、災害の状況により災害対策要員が不足するとき、又は大規模な災害が発生したとき（発生のおそれを含む。）は、防犯隊及び沿岸警備協力会の出動を求める。

(1)　市長は、防犯隊の出動を求めるときは、防犯隊長に出動地区、出動支隊及び任務等の指示を行う。この場合、防犯隊各支隊はそれぞれ該当する区域内の活動に出動するほか、必要に応じて隣接区域へ支援出動し、次の任務を行う。

①　地区内の秩序の維持に協力すること。
②　避難指示等の伝達及び避難誘導並びに要配慮者への援助に関すること。
③　災害情報の収集、伝達に関すること。
④　救出、救護及び負傷者の応急手当に関すること。
⑤　その他災害の応急対策の協力に関すること。

(2)　沿岸警備協力会の出動

市長は、沿岸警備協力会の出動を求めるときは、沿岸警備協力会長に出動地区、出動隊及び任務等の指示を行う。この場合、沿岸警備協力会はそれぞれ該当する区域へ出動するほか、必要に応じて隣接区域へ支援出動し、上記(1)の「防犯隊」と同様の任務を行う。

**９　防災関係機関及び協力団体等の動員協力**

防災関係機関は、法令、防災業務計画等の定めるところにより、その所掌事務にかかる災害応急対策を速やかに実施するとともに市が実施する応急対策について、必要な人員の応援を求めたときには、可能な限りこれに応ずる。

また、協力団体は自らの災害応急措置の実施に支障のない限り、市が実施する応急対策業務に協力する。

## 第３　被害調査

### １　震度４の場合又は津波注意報が発表された場合〔第１配備〕

防災関係課等の職員により、あらかじめ指定された職員が参集し被災状況を調査する。

### ２　震度５弱の場合又は津波警報が発表された場合〔第２配備〕

災害対策連絡室により初動活動を行い、被害調査は各班（災害対策本部の事務分掌参照）の連絡担当者が行い被害状況を整理した上で、安全対策課に報告する。

### ３　震度５強以上の場合又は大津波警報が発表された場合〔非常配備〕

全職員が参集し、初動活動を行い、被害調査は各班（災害対策本部の事務分掌参照）の連絡担当者が行い被害状況を整理した上で、安全対策課に報告する。

## 第４　合同調整所の設置

県又は市は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

# 第２節　広域的応援対応計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、企画政策課、嶺北消防本部

**【実施計画】**

大規模地震災害においては、市の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援が必要になることから、広域の応援に対応できる体制を整える。

## 第１　広域応援要請

### １　要請の判断

応援要請は原則として市で判断するが、地震被害が市域を越えて同時多発した場合、知事が必要な機関、自治体等に迅速に応援要請することがある。

### ２　要請の順位

応援要請は、被災の範囲、被害規模等の状況に応じ次の順位により要請する。

(1)　県内相互応援

災対法、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号)、福井県・市町災害時相互応援協定及び福井県広域消防相互応援協定（資料編参照）に基づく要請

(2)　県外からの応援

災対法及び消防組織法に基づく要請

### ３　災害対策基本法に基づく応援等

(1)　県内市町に対する応援要請

本部長は、「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき県内の市町に応援を求める。

(2)　県外市町村に対する応援要請

本部長は、県外の市町村と締結している協定に基づき応援を要請したときは、県に対し報告する。

(3)　知事への要請

本部長は、市の応急対策を実施するため必要があるときは、知事に必要な事項を明らかにして応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

(4)　指定地方行政機関に対する要請

本部長は、市域における応急対策又は災害復旧のため必要があると認めたときは、指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

また、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

(5)　民間団体等に対する要請

本部長は、市域における応急対策又は災害復旧のため必要があると認めたときは、民間団体等に協力を要請する。

### ４　消防の応援

(1)　県内市町消防に対する応援要請

嶺北消防本部は、単独では対処不可能な火災が発生した場合は、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の市町に応援要請を行う。

(2)　相互応援協定に基づく応援要請

嶺北消防本部は、単独では対処不可能な火災が発生し、必要と認められる場合、相互応援協定の締結機関に応援を要請する。

(3)　他都道府県消防機関に対する応援要請

本部長は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第 44 条の規定に基づき、必要な事項を明らかにして知事を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

**５　自衛隊の災害派遣**

本部長は、災害の発生に際し、市民の生命又は財産の保護のため、必要があると認めたときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。ただし、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合など知事に要請する時間がなく、やむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続きをとる。

**６　応援要請等を行う場合に示す基本的事項**

(1)　措置を必要とする理由
(2)　措置を必要とする人員、車両、装備、資機材等
(3)　措置を必要とする場所
(4)　特に道路に損壊がある場合の市内経路
(5)　期間、その他必要な事項

**７　県による応急措置の代行**

県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため、市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

## 第２　応援協力等の要請

本部長は、県に対し応援を求める場合、又は指定行政機関等の応援のあっせんを県に求める場合には、知事（安全環境部危機対策・防災課、健康福祉部地域福祉課）に対し、次に掲げる事項について文書をもって要請する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話等によることができるが、事後において速やかに文書を提出する。

**１　県に応急措置の実施又は応援を求める場合**

(1)　災害救助法の適用
①　災害発生の日時及び場所
②　災害の原因及び被害の状況
③　適用を要請する理由
④　適用を必要とする期間
⑤　既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
⑥　その他必要な事項

(2)　被災者の他地区への移送要請
①　被災者の他地区への移送要請
②　移送を必要とする被災者の数
③　希望する移送先
④　被災者を収容する期間

(3)　県への応援要請又は応急措置の実施の要請（災対法第 68 条）
①　災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
②　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
③　応援（応急措置の実施）を必要とする場所
④　応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
⑤　その他必要な事項

**２　指定地方行政機関等、他府県、自衛隊、他市町等の応援のあっせんを県に求める場合**

(1)　自衛隊災害派遣要請のあっせんを求める場合
「第２編　第３章　第３節　自衛隊災害派遣要請及び受入れに関する計画」による。

(2)　他の市町、指定地方行政機関等又は他府県の応援要請のあっせんを求める場合
①　災害の状況及び応援のあっせんを求める理由
②　応援を希望する機関名
③　応援を希望する物資、資材、器具等の品名及び数量
④　応援を必要とする場所
⑤　応援を必要とする活動内容
⑥　その他必要な事項

(3)　指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣あっせんを求める場合（災対法第 30 条）
①　派遣のあっせんを求める理由
②　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
③　派遣を必要とする期間
④　派遣される職員の給与その他の条件
⑤　その他参考となるべき事項

## 第３　防災ヘリコプターの活用

市は、災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

**１　防災ヘリコプターの活動内容**

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

(1)　被災状況等の調査及び情報収集活動
(2)　救急患者、医療従事者等の搬送及び医療機材などの搬送
(3)　消防隊員、消防資機材等の搬送
(4)　被災者等の救出
(5)　食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
(6)　災害に関する情報、警報等の伝達広報活動
(7)　その他災害応急対策活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

**２　応援要請の原則**

防災ヘリコプターの応援要請は、「福井県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、本部長は、市域内で災害が発生した場合で、次のいずれかに該当するとき、防災ヘリコプターの応援要請を行う。

なお、防災ヘリコプターの運航は、「福井県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「福井県防災ヘリコプター使用要領」の定めるところによる。

(1)　災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(2)　市の消防力によっては、防ぎょが著しく困難と認められる場合
(3)　その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

### ３　応援要請の方法

応援要請は、福井県防災航空事務所長に次の事項を明らかにして行う。

(1)　災害の種別
(2)　災害発生の日時、場所及び被害の状況
(3)　災害発生現場の気象状態
(4)　災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
(5)　飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
(6)　応援に要する資機材の品目及び数量
(7)　その他必要な事項

◆緊急運航要請フロー◆

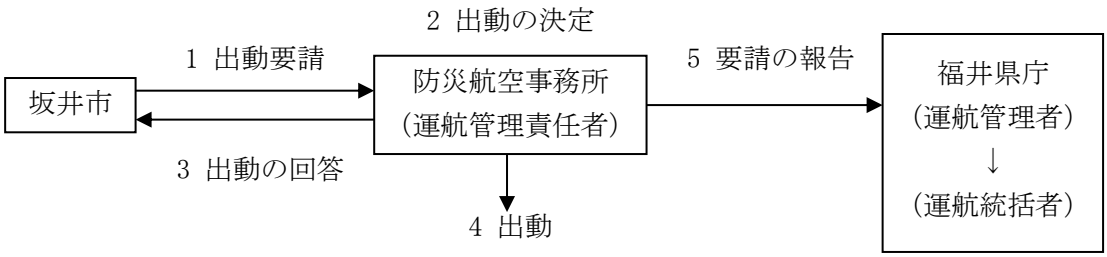


福井県防災航空事務所
福井県坂井市春江町江留中 50－1－2
電話番号　0776 - 51－6945　ＦＡＸ番号　0776－51－6947

## 第４　応援の受入体制

### １　受入機関

応援隊の受入れは次の原則に従い、市においては、安全対策課がその調整に当たる。

(1)　警察災害派遣隊及び緊急消防援助隊については、それぞれの機関が受入れを行う。
(2)　自衛隊については、基本的には市で受け入れるものとし、広域にわたる場合は県が受け入れる。
(3)　自治体については、市又は県で受け入れる。

### ２　総合調整

応援隊は、県災害対策本部の総合的調整のもとで活動するもので、市は県災害対策本部と密接な連携を図る。

## 第５　防災活動拠点

市は、適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための活動拠点、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を確保する。

## 第６　資料の相互交換

市は、県及び指定行政機関等と災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換する。

## 第７　協力及び経費の負担

### １　協力の実施

(1)　市は、他市町及び防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施の遂行に支障のない限り協力又は便宜を供与する。

(2)　協力業務の内容は、「第２編　第１章　第２節　防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによるものとし、協力方法は、協力要請先と協議の上定める。

(3)　各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を整えておくものとする。

### ２　経費の負担

他市町又は国及び県からの派遣職員に対する給与及び経費の負担方法は、災対法に定めるところによる。

# 第３節　自衛隊災害派遣要請及び受入れに関する計画

**【主な実施担当】**

安全対策課

**【実施計画】**

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊の派遣を要請するとともに、受入体制に万全を期す。

## 第１　災害派遣要請の基準

天災地変その他の災害において、人命又は財産を保護するための災害応急対策の実施が市の組織等を動員してもなおかつ不可能又は困難であると認められる場合、若しくは、災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がない場合には、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

## 第２　災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、おおむね次のとおりである。

| 実施区分 | 作業内容 | 備　考 |
|---|---|---|
| 1　被害状況の把握 | 被害状況（現地）偵察 | 車両、航空機により実施 |
| 2　避難の援助 | 避難者の誘導、輸送 | |
| 3　避難者の捜索救助 | 捜索、救助 | 通常他の救助作業に優先し実施 |
| 4　水防活動 | 土のうの作成、運搬、積込等 | |
| 5　消防活動 | 消防機関の消火活動の協力 | 利用可能な消防車､防火用具等を使用 |
| 6　道路、水路の啓開 | 啓開、除去等 | |
| 7　応急医療､救護及び防疫 | 被災者の応急診察、防疫、病虫防除の支援 | 薬剤等は、通常地方公共団体で準備 |
| 8　人員及び物資等の輸送 | 救急患者、医師、救援物資の緊急輸送 | 航空機による輸送は､特に緊急を要する場合に限定 |
| 9　炊飯及び給水の支援 | 炊事、給水 | |
| 10　救援物資の無償貸付又は譲与 | 生活必需品等を無償貸付又は救じゅつ品を譲与 | 防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令による |
| 11　危険物の保安措置 | 火薬類、爆発物等の危険物の保安措置、除去 | 方面総監が必要と認めたとき､かつ能力上可能なものについて実施 |
| 12　その他 | 自衛隊の能力で対応可能なものについて所要の措置 | |

## 第３　災害派遣要請の依頼

### １　手続

本部長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生したときは、文書により知事（県危機対策・防災課）に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。ただし、特に緊急やむを得ない場合、その

他交通機関の途絶等やむを得ない理由により文書にて連絡がつかないときは、電信又は電話をもって行い、事後速やかに文書を提出する。この場合、口頭で要請する場合の連絡事項は次のとおりである。

(1)　災害の状況及び派遣を要請する理由
(2)　派遣を希望する期間
(3)　派遣を希望する区域及び活動内容
(4)　その他参考となるべき事項

**２　留意事項**

本部長は、特に次の事項に留意の上、知事に災害派遣の要請を依頼する。

(1)　災害応急対策活動及び災害予防（災害の発生が目前に迫り、かつ、これが予防のためには部隊等の派遣を待つ以外に方法がないと思われるとき。）のための派遣要請ではあるが、自衛隊が到着する頃には危険が去ったということのないような的確な情勢判断をすること。
(2)　災害派遣を要請するときは、災害の状況及び派遣を要請する理由、派遣を必要とする期間、派遣を希望する勢力及びその任務、派遣を希望する区域及び活動等の概数、携行資材等並びに内容、その他部隊派遣上特に参考となる事項（現在までにとった処置、今後における能力及び見通し等を含む。）を県危機対策・防災課に通報すること。

**第４　本部長の緊急要請**

本部長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡が取れない場合など知事に要請する時間がなく、やむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続きをとる。

| 災　害　派　遣　要　請　先 | 電話番号 |
|---|---|
| 陸上自衛隊第 14 普通科連隊長（連絡窓口：第 3 科）<br>石川県金沢市野田町 1－8 | 076 - 241 - 2171<br>（内 2862）<br>（当直内 2259） |
| 陸上自衛隊第 372 施設中隊長<br>鯖江市吉江町 4－1 | 0778 - 51 - 4675 |
| 海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部）<br>京都府舞鶴市余部下 1190 | 0773 - 62 - 2250<br>（内 2222）<br>（当直内 2223） |
| 航空自衛隊第 6 航空団司令（連絡窓口：防衛部）<br>石川県小松市向本折町恵比戊 267 | 0761 - 22 - 2101<br>（内 231）<br>（当直内 225） |

**第５　自主派遣**

災害の発生が突発的で、その救助が特に急を要し、知事の要請を待つ時間がないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。

なお、県内において震度５弱以上の地震が観測された場合、各自衛隊は、航空機等により被害状況の収集活動を行い、その収集した情報を必要に応じ、県に伝達する。

(1)　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
(2)　災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められるとき。

(3)　災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
(4)　その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、知事等からの要請を待つ時間がないと認められるとき。
(5)　庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣するとき。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

## 第６　派遣部隊の受入体制

### １　関係機関の相互協力

本部長は、派遣部隊の移動、現地進入及び災害応急措置に係る補償問題等の発生並びに必要な現地資材の使用等に関して、県、坂井・坂井西警察署、嶺北消防本部等と緊密に連絡し、協力する。

### ２　作業計画及び資材等の準備

本部長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、他の災害救助隊、復旧機関等と競合、重複しないよう効率的な計画を策定するとともに、作業実施に必要な資材を準備し、かつ諸作業について関係ある管理責任者の了解を得るよう配慮する。

### ３　派遣部隊との連絡調整

市は、派遣部隊との間において、災害にかかる各種情報の交換を行う。

### ４　派遣部隊の受入れ

自衛隊の派遣が決定したときは、下記により速やかに受入体制を整備する。

(1)　派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者を決定する。
(2)　自衛隊連絡員室を市役所内に設置し、机、椅子（数人分）を配備する。
(3)　宿舎は、災害状況に応じて市有施設を充てる。
(4)　災害の状況によっては、野営もあるので場所を確保する。
(5)　食料等の供給の必要がある場合は「第１編　第３章　第11節　食料供給計画」、「第１編　第３章　第12節　衣料、生活必需品その他物資供給計画」等により調達の手配をする。
(6)　被災地の状況、ヘリコプターの機種により異なるが、あらかじめ設定した地点を対象にその都度自衛隊及び県と協議してヘリポートを設置する。

## 第７　派遣部隊の撤収要請

本部長は、応急対策、復旧対策等の進行状況により、派遣部隊の撤収要請を依頼するときは、派遣部隊の長と協議の上、知事宛てに要請する。

## 第８　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として派遣を要請した本市で負担する。ただし、負担区分について疑義が生じる場合は、その都度県及び災害派遣を要請した他の市町と協議して定める。

(1)　派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
(2)　派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費及び入浴料
(3)　活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

# 第４節　ボランティア受入計画

**【主な実施担当】**

まちづくり推進課、坂井市社会福祉協議会、坂井市災害ボランティアセンター連絡会

**【実施計画】**

大規模災害においては全国各地から、多くのボランティアの参集が予想されるため、災害時においてはこれらの活動を被災者のニーズと適時適切に結び付け、救援救護活動及び被災者の生活支援を効果的に進める方策を講じる。

なお、救援活動へのボランティアの受入れに当たっては、個人の自主性・自発性に基づくボランティア活動の特性に配慮する。

また、実施主体は、市災害ボランティアセンター連絡会が当たり、市は、市災害ボランティアセンター連絡会のボランティア受入活動の支援を行う。

## 第１　ボランティアの種類及び対応

| ボランティアの種類 | 今後の対応の方向 |
|---|---|
| (1)　日常より市内で福祉等のボランティアとして従事している者 | 希望者は災害時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を行う。 |
| (2)　特殊技能者（医師、看護師、土木・建築技術者等） | 国、県などの動向を踏まえながら、今後防災ボランティア登録制度を検討していく。 |
| (3)　応急危険度判定士 | 応急危険度判定士の派遣を県に要請する。 |
| (4)　市内外のボランティア希望者 | ①　市災害ボランティアセンター連絡会は、災害ボランティアの受入れや活動の調整を行う窓口を災害対策本部に設ける。規模に応じて市災害ボランティアセンターを設置する。<br>②　市災害ボランティアセンターは、各ボランティア団体等の中から長期活動可能なリーダー（ボランティアコーディネーター）を選び、ボランティア自身により組織編制及び運営が行えるよう協力する。<br>③　市災害ボランティアセンターは、ボランティアと相互に情報交換を行い、宿舎、食事、活動拠点、事務用品等を給与する。<br>④　市は、市災害ボランティアセンター連絡会と連携し、受入対策について支援する。 |

## 第２　災害時におけるボランティア活動の支援調整

災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場合に全国から参集することが予想される数多くのボランティアの活動を支援・調整するため、関係各機関との連携による体制の整備を図る。また、市は、市災害ボランティアセンター連絡会や社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

### １　市の受入支援体制

(1)　ボランティアニーズの把握

市災害ボランティアセンター連絡会は、市や社会福祉協議会、避難施設、救援物資集積所等から情報収集し、ボランティアニーズの把握を行う。

また、当該ニーズに応じて県にボランティアの要請を行う。

(2)　ボランティア受入窓口

市災害ボランティアセンター連絡会は、「坂井市災害ボランティアセンター本部」を設置し、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う。設置・運営方法については、マニュアルを作成し、整理する。

市は、市災害ボランティアセンター本部に対して把握したボランティアニーズの情報を提供し、ボランティアが活動に参加しやすい体制づくりを行うとともに、市災害ボランティアセンター本部と連携し、受入体制の整備や運営面での支援を行う。

(3)　活動拠点の提供

市災害ボランティアセンター本部は、市災害ボランティアセンター連絡会の構成団体を中心に、日本赤十字社福井県支部やボランティア団体、ＮＰＯ、専門職組織、地域関係者等との連携・協働によって運営する。活動方針や運営方法については、市災害ボランティアセンター連絡会で本部自らの決定に委ねることとし、市はその運営の支援を行う。

また、市は、市災害ボランティアセンターに対し、ボランティア活動に必要な場所の提供や、ボランティア関係団体への情報提供に努める。

## ２　市災害ボランティアセンター本部の体制

災害対策本部と連絡をとり、被害状況に応じて以下の活動を行う。

(1)　ボランティアの受付、登録
(2)　ボランティアニーズの把握及びボランティアへの活動紹介（コーディネート）
(3)　災害対策本部からの要請に基づくボランティアの派遣
(4)　災害対策本部との連絡調整
(5)　ボランティア活動情報の集約・管理
(6)　活動に関するボランティアへの事前説明（活動内容、宿泊、食事等）
(7)　外部ボランティア組織や地元ボランティア組織との活動調整
(8)　ボランティア活動保険加入業務
(9)　その他

## ３　災害ボランティアの受入業務

(1)一般ボランティア　例

①　避難所管理運営
②　避難者リストの作成整理（50 音順）
③　給水
④　物資の仕分け・整理
⑤　炊き出し
⑥　安否情報や生活情報の収集・伝達等の広報、情報収集業務補助
⑦　清掃等の衛生管理
⑧　ボランティア対策事務の補助

(2)専門職ボランティア　例

①　医師、看護師、保健師、助産師等
②　航空機、船舶、特殊車両等の操縦・運転の資格者

③　建築物の応急危険度判定技術者
④　通訳（外国語、手話）
⑤　高齢者、障害者等の介護、看護補助者
⑥　アマチュア無線技師
⑦　コンピューター関係者

**４　災害ボランティアの受付・登録**

市災害ボランティアセンター本部で災害ボランティア登録申込書の提出により災害ボランティアの受付・登録を行う。

**５　ボランティア活動への支援**

市は、ボランティア活動に対し、次の支援を行う。

(1)　災害の状況、災害応急状況等の情報提供
(2)　机や電話、市内地図などの資機材の提供
(3)　会議室等の活動拠点の提供
(4)　職場や学校へ提出するための従事証明書の発行
(5)　光熱水費などの経費の負担

**６　ボランティア保険への加入奨励**

ボランティア活動時の事故等の補償のため、災害ボランティア活動者については、社会福祉協議会によるボランティア活動保険等に加入する。

**７　関係機関との連携**

市は、県、県・市災害ボランティアセンター本部、県・市社会福祉協議会、日本赤十字社福井県支部、その他のボランティア関係機関・団体との協働・連携を図り、ボランティアの受入れをはじめとして、救援救護活動の実施、要配慮者への支援等の分野におけるボランティアの円滑な参加を図る。

**８　平常時の取り組み**

市災害ボランティアセンター連絡会は、平常時から連絡会員や災害ボランティアに関わる諸団体が、地域や拠点において相互に交流・協力を深め、災害発生時に関係者が迅速に参集できる体制を整備する。

また、研修会や勉強会、設置運営訓練の実施や参加呼びかけを通し、災害ボランティアセンター運営に精通した人材を育成し、災害時の被災地の状況に効果的に即応して必要な活動体制を組み立てられるコーディネーターを養成するよう努める。

また、地域住民に対し市災害ボランティアセンターの役割や活動内容等の普及啓発に努める。それぞれの主体的活動を生かした団体間のネットワークを築いていけるよう支援する。

# 第５節　地震・津波に関する情報等の伝達計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、各支所、林業水産振興課、建設課、嶺北消防本部

**【実施計画】**

地震・津波に関する情報等を各機関の緊密な連携のもとに、迅速かつ的確に伝達し、早期の災害応急対策の実施を可能にする。

## 第１　津波関係の情報の種類と概要

### １　大津波警報、津波警報、津波注意報

(1)　大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては、精度の良い地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

◆津波警報等の種類と発表される津波の高さ等◆

| 津波警報等の種類 | 発表基準 | 発表される津波の高さ | | 想定される被害と取るべき行動 |
|---|---|---|---|---|
| | | 数値での発表<br>（津波の高さの予想の区分） | 巨大地震の場合の発表 | |
| 大津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合 | 10m超<br>（10m＜予想高さ） | 巨大 | 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。<br>沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。<br>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| | | 10m<br>（5m＜予想高さ≦10m） | | |
| | | 5m<br>（3m＜予想高さ≦5m） | | |
| 津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合 | 3m<br>（１m＜予想高さ≦3m） | 高い | 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。<br>沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| 津波注意報 | 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | 1m<br>（0.2m≦予想高さ≦1m） | （表記なし） | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。<br>海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。<br>注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。 |

（注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2)　津波警報等の留意事項等

①　沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

②　津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

③　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(3)　津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

◆津波予報の発表基準とその内容◆

| | 情報の種類 | 発表内容 |
|---|---|---|
| 津波予報 | 津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表） | 津波の心配なしの旨を発表 |
| | 0.2m 未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表） | 高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表 |
| | 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表） | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表 |

(4)　津波警報等の発表区域

福井県が属する津波警報等や津波予報で用いる予報区の名称は「福井県」であり、気象庁本庁が発表する。

(5)　津波情報

①　津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

◆津波情報の種類と発表内容◆

| | 情報の種類 | 発表内容 |
|---|---|---|
| 津波情報 | 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻（※１）や予想される津波の高さを発表［発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照］ |
| | 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 | 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表 |
| | 津波観測に関する情報 | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※２） |
| | 沖合の津波観測に関する情報 | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※３） |
| | 津波に関するその他の情報 | 津波に関するその他必要な事項を発表 |

（※１）各津波予想区の津波の到達予想時刻について

・ 最も速く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※２）津波観測に関する情報の発表内容について

・ 沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

・ 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

◆最大波の観測値の発表内容◆

| 発表中の津波警報等 | 発表基準 | 発表内容 |
|---|---|---|
| 大津波警報 | 観測された津波の高さ＞１ｍ | 数値で発表 |
| | 観測された津波の高さ≦１ｍ | 「観測中」と発表 |
| 津波警報 | 観測された津波の高さ≧0.2m | 数値で発表 |
| | 観測された津波の高さ＜0.2m | 「観測中」と発表 |
| 津波注意報 | （すべて数値で発表） | 数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現） |

（※３）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・ 沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・ 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・ ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

② 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

(ｱ) 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。
同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

(ｲ) 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

(ｱ) 津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

(ｲ) 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

(ｱ) 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。

(ｲ)　津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。

また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

**２　地震関係の情報の種類と概要**

福井地方気象台は、地震に関する情報を市民が容易に理解できるよう、県や市、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震の状況等）の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

(1)　緊急地震速報

①　緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

②　緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。

また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

③　市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市の防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対照地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(2)　地震情報の種類とその内容

◆緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称◆

| 都道府県名 | 緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称 | 市町名 |
|---|---|---|
| 福井県 | 福井県嶺北 | 福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、**坂井市**、吉田郡［永平寺町］、今立郡［池田町］、南条郡［南越前町］、丹生郡［越前町］ |
| | 福井県嶺南 | 敦賀市、小浜市、三方郡［美浜町］、大飯郡［高浜町、おおい町］、三方上中郡［若狭町］ |

◆地震情報の種類と発表基準・内容◆

| 情報の種類 | 発表基準 | 内容 |
|---|---|---|
| 震度速報 | ・震度３以上 | ・地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報 |
| 震源に関する情報 | ・ 震度３以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。） | ・「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 |
| 震源・震度に関する情報 | 以下のいずれかを満たした場合<br>・震度３以上<br>・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が想定される場合<br>・緊急地震速報（警報）を発表した場合 | ・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表<br>・震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表 |
| 各地の震度に関する情報 | ・震度１以上 | ・震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表<br>・震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表<br>・地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報)」で発表 |
| その他の情報 | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など | ・顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表 |
| 推計震度分布図 | ・震度５弱以上 | ・観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表 |

## 第２　津波予報及び地震・津波情報の伝達

### １　津波予報の伝達

(1)　気象庁本庁からの伝達

本市を含む福井県沿岸（津波予報区：福井県）に対する津波予報は、気象庁本庁が伝達中枢及び福井地方気象台を通じて、防災関係機関に通知する。

(2)　気象庁本庁からの津波予報の伝達を受けた機関の措置

気象庁本庁から津波予報の通知を受けた次に掲げる機関は別に定める伝達先及び伝達系統により、他の通信又は放送に優先して市へ伝達又は放送する。

①　福井地方気象台・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第１図のとおり
②　福井県警察本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第２図のとおり
③　福井海上保安署(敦賀海上保安部)・・・・・・・・・・・・・・第３図のとおり
④　東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)

⑤　ＮＨＫ福井放送局、福井放送(株)及び福井テレビジョン放送(株)は緊急警報放送を行う。
⑥　県は、県防災情報ネットワークにより県出先機関、県内市町及び消防本部へ伝達する。

(3)　市の措置

市は、県から県防災情報ネットワークにより、伝達を受けた津波情報を速やかに市民及び所在の官公庁等へ伝達する。

(4)　その他の防災関係機関の措置

それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に伝達する。

**２　地震及び津波に関する情報の伝達**

福井地方気象台が福井県を対象区域として地震及び津波に関する情報を発表した場合、前出の「1　津波予報の伝達」を準用して、通報する。

## 第３　沿岸住民の避難、誘導体制

**１　沿岸住民等への避難指示**

市は、津波による被害を防止するため、津波警報が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市長自らの判断で、海浜にいる者に対して直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

また、浸水被害が発生すると判断した場合、速やかに海岸及び河口部付近の住民等に対し避難するよう指示する。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を市民等に伝達する。

**２　避難指示の助言**

市は、避難指示の発令に当たり、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対して避難指示の対象地域、判断時期等について必要に応じ助言を求めることができる。このため、あらかじめ、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

**３　避難誘導体制**

市は、海浜にいる者及び付近の住民に避難するよう指示した場合は、状況に応じた避難場所、避難路を指示し、職員、消防団、自主防災組織等により速やかに避難誘導を行う。

なお、海岸付近の住民は、津波警報が発表された場合や震度 4 以上の強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、あらかじめ指定された避難場所又は高台に速やかに避難する。その際、避難行動要支援者の避難支援を協力して行う。

## 第４　異常現象発見者の通報義務（災対法第 54 条）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に連絡し、市は速やかに県、福井地方気象台及びその他関係機関に通報しなければならない。

**１　通報内容**

市が福井地方気象台に通報すべき事項の内容は次のとおりである。

(1)　著しく異常な気象現象

①　異常な高波・うねり・潮位・河川水位等があったとき。
②　震度 4 以上の地震があったとき。
③　頻発地震（数日にわたり頻繁に感じる地震）があったとき。

(2)　市から県、福井地方気象台及びその他の関係機関への通報は、「第２編　第３章　第６節　災害情報収集伝達計画」に定めるところにより行う。

## ２　異常現象発見時の通報系統

異常現象発見時の通報系統は、次のとおりである。

◆異常現象発見時の通報系統◆

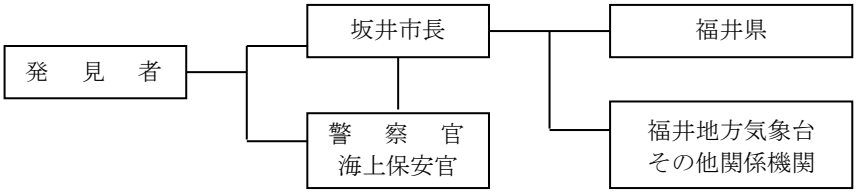

◆第１図　津波警報等伝達系統図◆

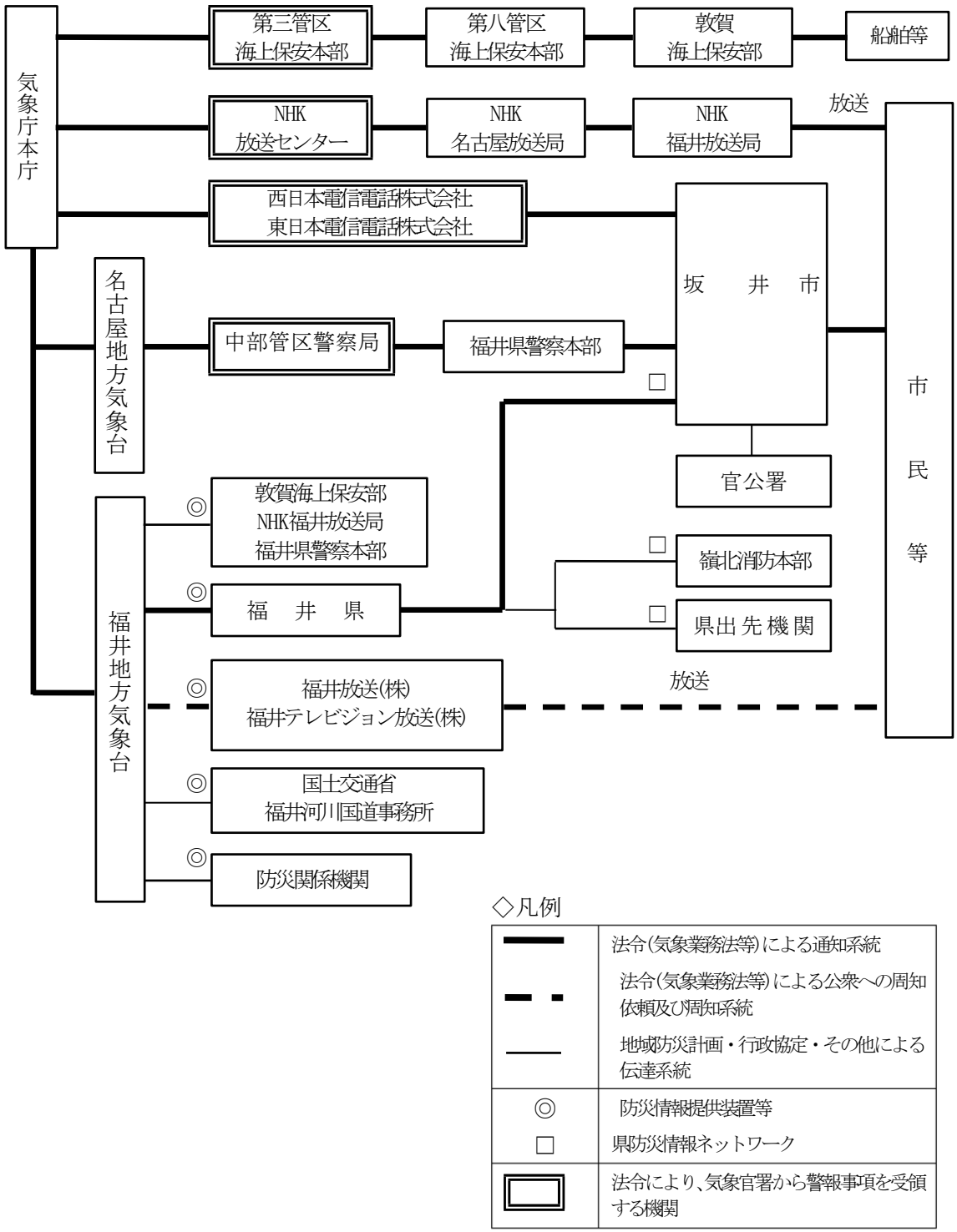


◆第２図　県警察の津波予報伝達系統図◆

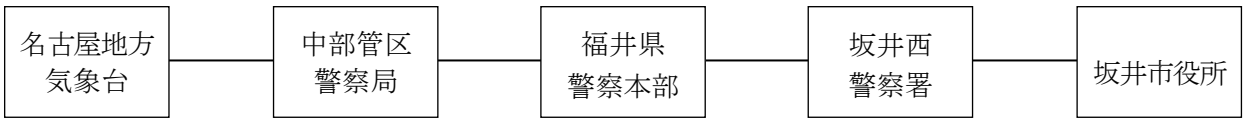

# 第６節　災害情報収集伝達計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、関係各課、嶺北消防本部

**【実施計画】**

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うには、被害や復旧状況に関する情報を迅速かつ正確に収集し、関係機関に連絡することが重要であることから、所掌の情報を積極的に収集把握して、県に報告する体制を確立する。

## 第１　災害情報の収集及び伝達

### １　市の収集事項

(1)　被害発生情報

日時場所原因の他、以下の項目について把握する。

①　地震発生直後

ア　人命危険の有無及び人的被害の発生状況
イ　家屋等建物の倒壊状況
ウ　火災等の二次災害の発生状況及び危険性
エ　避難の必要の有無及び避難の状況
オ　市民の動向
カ　道路及び交通機関の被害状況
キ　電気、水道、ガス、電話等ライフラインの被害状況
ク　その他被害の発生拡大防止措置上必要な事項

②　その後の段階

ア　被害状況
イ　避難指示等又は警戒区域の設定状況
ウ　避難所の設備状況
エ　避難生活の状況
オ　食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
カ　電気、水道、ガス、電話等ライフラインの復旧状況
キ　医療機関の開設状況
ク　救護所の設置及び活動状況
ケ　傷病者の収容状況
コ　道路及び交通機関の復旧状況

(2)　被害概況（後述の被害状況報告に整理する。）

(3)　応急対策の概況（同上の基準）

(4)　県に対する要請事項（自衛隊派遣要請等）

(5)　その他応急対策の実施に際し必要な事項

### ２　被害情報の収集

(1)　調査事項

①　被害発生情報日時　場所　原因

②　被害概況（後述の被害状況報告に準じ、内容により、そのまま被害状況報告に移行する。）

③　応急対策の概況（同上の基準）

④　県に対する要請事項（自衛隊派遣要請等）
⑤　その他応急対策の実施に際し必要な事項

(2)　調査の方法

関係各課は、被害の状況等について、災害対策本部事務分掌に基づき、市民の生命及び財産に関する事項並びに市の管理する施設について調査し、安全対策課に報告する。

安全対策課は、関係各課から報告を受けた情報を集計する。

①　調査様式は、「坂井市災害状況報告要領」（資料編）に定めるところによる。
②　被害の程度の調査に当たっては、関係各課の連絡を密にして脱漏重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、調査する。
③　罹災世帯人員等については、現地調査のみでなく住民登録等の諸記録とも照合し、その正誤を確認する。
④　津波による浸水状況については、時刻、現場の状況から具体的調査が困難な場合が多いため、当該地域に詳しい関係者の協力により、現況を把握するものとし、事後調査により正確な記録を収録する。
⑤　全壊、半壊、流失、死者及び負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

(3)　警察及び通信・電力・交通機関等からの収集

市は、災害発生や応急対策に関連ある事項について各機関から情報を収集する。

(4)　防災関係機関の協力

市は、各種情報の収集について、県及び防災関係機関と十分に連絡調整を行い、また、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図る等、相互に情報を交換して、応急対策が円滑に実施できるように協力する。

市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

### ３　行方不明者の把握

市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

### ４　情報の伝達

安全対策課は、集計した情報を災害対策本部に報告するとともに、本部連絡員を通じ関係各課に伝達する。

### ５　情報の優先順位

情報収集及び通報は、人的被害及び住家被害に関連あるものを優先する。

## 第２　被害状況の報告

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（消防庁）へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、

行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

なお、他の法令に基づき報告を要する事項については別に定める。（別記「災害報告事務一覧表」参照）

### １　報告すべき災害

報告すべき災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象、又は大規模な事故等災対法第 2 条第 1 号に規定する原因により生ずる被害であり、災害状況報告に当たっては、おおむね次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに報告する。

(1)　災害救助法の適用基準に合致するもの。
(2)　市が災害対策本部を設置したもの。
(3)　災害が 2 市町以上にまたがるもので、1 市町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
(4)　災害による被害に対し、国、県の特別の財政援助を要するもの。
(5)　災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記(1)～(4)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
(6)　地震が発生し、県内の区域内で震度 4 以上を記録したもの。
(7)　その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。
(8)　注意報・警報が発表された場合において発生し、上記基準に該当しないもの。
(9)　その他特に報告の指示があったもの。

### ２　被害程度の認定基準

市が被害程度の認定を行う場合は、別表の「被害程度の認定基準」により行う。

### ３　報告の種類

(1)　災害即報

災害を覚知したとき、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で行う。

(2)　災害確定報告

応急対策が終了後 10 日以内に行う。

(3)　災害年報

毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを、4 月 15 日までに行う。

### ４　報告の方法

(1)　被害状況報告責任者

被害状況報告責任者は、総務部長をもって充てる。

(2)　報告様式

①　災害即報は、第１号様式により報告する。
②　災害確定報告は、第２号様式により報告する。
③　災害救助法が適用されたとき、又は同法の適用基準に達する見込みがある場合は、災害即報と併せて、第４号様式により報告する。

(3)　報告の方法

災害即報等は、原則として県防災情報ネットワーク又は一般加入電話により行うが、やむを得ない場合には、電報あるいは非常無線等を用いて報告する。

災害確定報告及び災害年報は、必ず文書により報告する。

(4)　報告先

被害状況の報告は、原則として安全対策課が直接県危機対策・防災課へ行うものとするが、本市に県の現地対策本部が置かれたときはこの本部を経由して行う。ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告する。

①　通常時における国（総務省消防庁）の連絡先（消防庁応急対策室）

| | 電話番号 | ＦＡＸ番号 |
|---|---|---|
| ＮＴＴ回線 | 03-5253-7527 | 03-5253-7573 |
| 消防防災無線 | 90-49013 | 90-49033 |
| 地域衛星通信ネットワーク | 発信特番-048-500-90-49013 | 発信特番-048-500-90-49033 |

②　夜間・休日等における国（総務省消防庁）の連絡先（消防庁宿直室）

| | 電話番号 | ＦＡＸ番号 |
|---|---|---|
| ＮＴＴ回線 | 03-5253-7777 | 03-5253-7553 |
| 消防防災無線 | 90-49012 | 90-49036 |
| 地域衛星通信ネットワーク | 発信特番-048-500-90-49102 | 発信特番-048-500-90-49036 |

③　通常時における県（危機対策・防災課）の連絡先

| | 電話番号 | ＦＡＸ番号 |
|---|---|---|
| ＮＴＴ回線 | 0776-20-0308 | 0776-22-7617 |
| 消防防災無線 | 18-111 | 18-113 |
| 地域衛星通信ネットワーク | 発信特番-018-111-61-2171 | 発信特番-018-111-61-2189 |
| 地上系無線 | 発信特番-61-2171 | 発信特番-61-2189 |

④　夜間・休日等における県（危機対策・防災課）の連絡先

| | 電話番号 | ＦＡＸ番号 |
|---|---|---|
| ＮＴＴ回線 | 0776-20-0742 | 0776-22-7617 |
| 消防防災無線 | 18-113 | 18-113 |
| 地域衛星通信ネットワーク | 発信特番-018-111-61-2186 | 発信特番-018-111-61-2189 |
| 地上系無線 | 発信特番-61-2186 | 発信特番-61-2189 |

(5)　報告系統

被害状況の報告系統は、以下のとおりである。

◆被害状況報告系統図◆

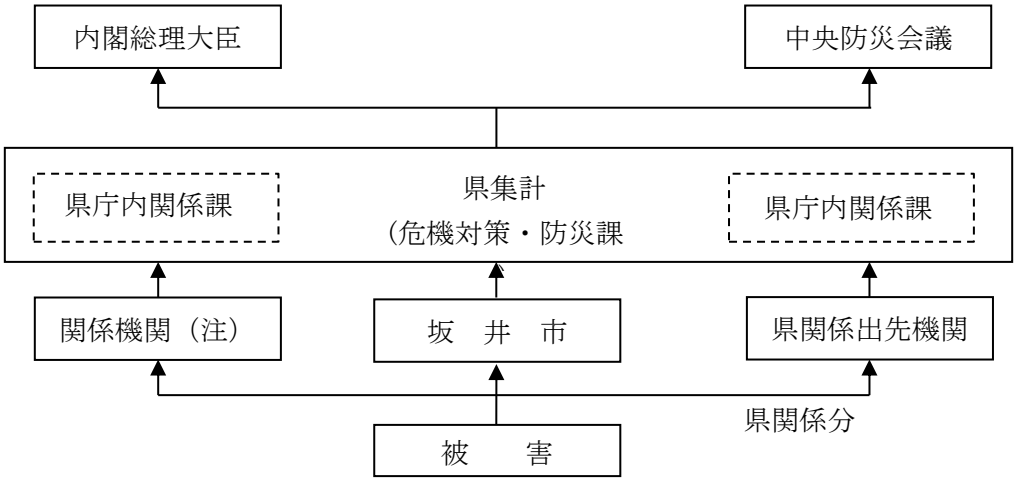


（注：関係機関）

| |
|---|
| 近畿地方整備局福井河川国道事務所・足羽川ダム工事事務所・九頭竜川ダム統合管理事務所 |
| 近畿中国森林管理局福井森林管理署 |
| 西日本電信電話(株)福井支店、西日本旅客鉄道(株)金沢支社 |
| 中日本高速道路(株)福井保全・サービスセンター、同敦賀保全・サービスセンター |
| 西日本高速道路(株)福知山管理事務所 |
| 北陸電力(株)福井支店、関西電力(株)原子力事業本部、関西電力送配電㈱ |
| えちぜん鉄道(株)、福井鉄道(株) |

(6)　119 番通報が殺到した場合の報告

嶺北消防本部は、災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、119 番通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告する。

◆被害状況及び災害応急対策実施状況の報告系統（県の災害対策本部への報告）◆

| 情報連絡内容 | 情報収集・連絡系統図 |
|---|---|
| **Ⅰ　被害・復旧の状況** | |
| ①人的被害・家屋状況<br>火災状況 | 坂井市 ― 県災害対策本部<br>嶺北消防本部　警察部 ― 県災害対策本部 |
| ②道路状況・交通状況 | 坂井市 ― 県災害対策本部<br>三国土木事務所 ― 土木部 ― 県災害対策本部<br>公団・公社 ― 警察部 ― 県災害対策本部<br>輸送関係機関 ― 県災害対策本部 |
| ③堤防・護岸施設の状況 | 坂井市 ― 農林水産部 ― 県災害対策本部<br>土木部 ― 県災害対策本部<br>三国土木事務所 ― 土木部 |
| ④ライフライン・<br>輸送機関状況 | ライフライン関係機関 ― 県災害対策本部<br>輸送関係機関 ― 県災害対策本部<br>坂井市（上・下水道） ― 健康福祉部 ― 県災害対策本部<br>土木部 ― 県災害対策本部<br>企業局 ― 県災害対策本部 |
| ⑤文教施設関係状況 | 坂井市<br>県立文教施設 ― 教育庁 ― 県災害対策本部<br>民間文化施設 ― 教育庁 |
| ⑥病院施設関係状況 | 坂井市（市立病院等） ― 健康福祉部 ― 県災害対策本部 |
| ⑦廃棄物処理場関係状況 | 坂井市 ― 安全環境部 ― 県災害対策本部 |
| ⑧火葬場関係状況 | 坂井市 ― 健康福祉部 ― 県災害対策本部 |
| ⑨その他の施設の状況 | 県立施設 ― 所管部 ― 県災害対策本部<br>坂井市 ― 県災害対策本部<br>その他の施設 |
| **Ⅱ　対策の実施状況** | |
| ①住民避難の状況 | 坂井市 ― 県災害対策本部<br>警察部 ― 県災害対策本部 |
| ②救護物資・避難所運営・ボランティアの受入状況 | 坂井市 ― 総務部 ― 県災害対策本部<br>安全環境部 ― 県災害対策本部 |
| ③治安の状況 | 警察部 ― 県災害対策本部 |
| ④その他の対策の状況 | 坂井市<br>関係機関 ― 県災害対策本部<br>各部 ― 県災害対策本部 |

### 第３　孤立集落の被害状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市に連絡する。また、県及び市は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

別記　災害報告事務一覧表

| 主管課 | 報告事項 | 報告内容 |
|---|---|---|
| 総務課<br>安全対策課 | 下記以外の被害報告 | 災害の状況、被害の程度、応急措置の概要、電気、電話、鉄道不通、その他被害状況、炊き出し状況 |
| まちづくり<br>推進課 | 社会教育施設被害報告 | コミュニティセンター等の所管施設の被害 |
| 嶺北消防本部 | 火災報告 | 火災の状況、被害の程度、消防機関の活動、風速、雨量、積雪量の観測値 |
| 課税課 | 避難状況報告 | 避難日時、場所、区域、人員 |
| | 家屋等の被害報告 | 家屋被害（住家、非住家の別及び全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水）、ブロック塀崩壊 |
| 福祉総務課<br>社会福祉課 | 災害救助法関係報告 | 人的被害（死者、行方不明者、重軽傷者）、罹災世帯数、罹災者数、救助実施状況 |
| | 福祉施設被害報告 | 福祉施設の被害 |
| 子ども福祉課<br>保育課 | | |
| 高齢福祉課<br>健康増進課 | | |
| | 被害状況報告 | 患者発生状況、医療施設等の被害 |
| | 防疫活動報告 | 防疫活動、負傷者手当状況 |
| 建設課 | 公共土木施設被害報告 | 河川、海岸、道路、橋梁、砂防施設、街路、崖崩れ等の被害 |
| 都市計画課 | 都市施設被害報告 | 公園、公営住宅等の被害 |
| 農業振興課<br>林業水産振興課 | 農林水産業施設被害報告 | 農業用施設、林業用施設、治山施設、漁港施設、共同利用施設、農地（田、畑の流失埋没、冠水）等の被害 |
| | 農林・畜産・水産被害報告 | 農業（稲、野菜、果樹、ビニールハウス等の被害）林業（立木、苗木等の被害）水産（漁具、養殖施設、漁船、水産物の被害）畜産（家畜、家きん、畜産物、畜舎等の被害） |
| 上下水道課 | 水道施設被害報告 | 断水戸数、水道施設の被害 |
| | 下水道施設被害報告 | 排水不能戸数、下水道施設の被害 |
| 観光交流課 | 観光業の被害報告 | 観光業、観光施設の被害 |
| 商工労政課 | 商工業の被害報告 | 商工業の被害 |
| 教育総務課 | 文教施設被害報告 | 小中学校、幼保園等施設の被害、授業の状況 |
| 生涯学習<br>スポーツ課 | 社会教育施設被害報告 | 体育館等の被害 |
| 文化課 | 文化財被害報告 | 文化財等の被害 |

別表　被害程度の認定基準

| 被害区分 | | 認　定　基　準 |
|---|---|---|
| 人的被害 | 死者 | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。 |
| | 行方不明者 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。 |
| | 重傷者 | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち、1ヵ月以上の治療を要する見込みのある者とする。 |
| | 軽傷者 | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヵ月未満で治療できる見込みの者とする。 |
| 住家の被害 | 住家 | 現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。 |
| | 全壊 | 住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。 |
| | 半壊 | 住家損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。 |
| | 一部破損 | 全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 |
| 世帯等 | 世帯 | 生計を一つにしている生活単位とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 |
| | 被災世帯 | 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 |
| | 被災者 | 被災世帯の構成員とする。 |
| 非住家の被害 | 非住家 | 住家以外の建物で、この基準中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。全壊、又は半壊の被害を受けたもののみ記入する。 |
| | 文教施設 | 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専門学校及び専修学校における教育の用に供する施設とする。 |
| | 福祉施設 | 社会福祉法第 2 条の規定により、社会福祉事業により経営される施設とする。 |
| | その他の公共建物 | 例えば、役所庁舎、コミュニティセンター及び図書館等の公用、又は公共の用に供する建物とする。 |
| | 公共建物以外の非住家 | 公共建物以外の倉庫、工場、車庫等の建物とする。 |

| 被害区分 | | 認　定　基　準 |
|---|---|---|
| 火災発生件数 | 火災発生件数 | 地震、又は火山噴火の場合に限る。その他の火災の報告は、別に定めるところにより行う。 |
| | 危険物 | 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条第 1 項により、市町長、消防組合管理者の許可を受け設置されている危険物製造所、危険物貯蔵所及び危険物取扱所の施設とする。 |
| 公共土木施設の被害 | 市又は市の機関の維持管理に属する以下の施設とする。 | |
| | 道路 | 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。 |
| | 橋りょう | 道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 |
| | 河川 | 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。ただし、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。 |
| | 砂防等施設 | 砂防法第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって、同法が準用される砂防のための施設、又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸及び地すべり等防止法第 2 条第 2 項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。 |
| | 林地荒廃防止施設 | 林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設とする。 |
| | 港湾施設 | 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。 |
| | 漁港 | 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する基本施設、又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。 |
| | 海岸 | 国土を保全するために防護することを必要とする海岸、又はこれに設置する堤防、護岸、突堤、その他海岸を防護するための施設とする。 |
| 農林水産業施設の被害 | 農業用施設 | 農地の利用、又は保全上必要な公共的施設であって、かんがい排水施設、農業用道路、又は農地若しくは農作物の災害を防止するため必要な施設とする。 |
| | 林業用施設 | 林地の利用、又は保全上必要な公共的施設であって、林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体、又はその機関の維持管理に属するものを除く。）、林道とする。 |
| | 漁港施設 | 漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、水産業協同組合の維持管理に属する施設であって、外かく施設、けい留施設及び水域施設とする。 |
| | 共同利用施設 | 農業協同組合、農業共同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、又は水産業協同組合連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設であって、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 152 号）第 1 条の 3 に規定する施設とする。 |

| 被害区分 | | 認　定　基　準 |
|---|---|---|
| 農林水産業施設の被害 | 農地 | 耕作の目的に供される土地とする。 |
| | 田の流失・埋没 | 田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 |
| | 田の冠水 | 稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。 |
| | 畑の流失・埋没・冠水 | 田の例に準じて取り扱うものとする。 |
| | その他の公共施設 | 公共建物、公共土木施設、農林水産業施設以外の公共施設をいい、例えば都市施設、公園施設等の公用、又は公共の用に供する施設とする。 |
| 農産・林産・水産・畜産の被害<br>「農産」「林産」「水産」「畜産」とは、農林水産業施設以外の被害をいい、それぞれの項目ごとに記入すること。 | | |
| 商工業の被害<br>建物以外の商工業の被害で、工業原材料、生産物、生産機械器具及び操業率低下や観光客のキャンセル等による間接被害等とする。 | | |
| その他の被害 | 清掃施設 | ごみ処理及びし尿処理施設とする。 |
| | 鉄道不通 | 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 |
| | 船舶・漁船 | ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 |
| | 水道 | 上水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 |
| | 電気 | 災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 |
| | ガス | 一般ガス事業、又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 |
| | 電話 | 災害により通話不能となった電話の回線数とする。 |
| | ブロック塀 | 倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする。 |

（その他）
(1)　災害年報の公立文教施設、公共土木施設、農林水産施設、その他の公共施設等の被害額については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は朱書すること。
(2)　災害に対しとられた措置
　①　災害に対してとられた措置の概要は、具体的かつ詳細に記載するものとし、報告様式に余白がない場合は、別紙とする。
　②　消防機関の活動状況の報告に当たっては、被害が発生し防災活動に従事した者で、待機は含まない。報告は、消防職員、消防団員別とし、使用した機材と主な活動内容を報告する。

（第１号様式）（その１）

（災害概況即報）

| | |
|---|---|
| 報告日時 | |
| 都道府県 | |
| 市町村<br>（消防本部名） | |
| 報告者名 | |

災害名　　（第　　報）

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 災害の概況 | 発生場所 | | | | 発生日時 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被害の状況 | 人的被害 | 死　者 | | 人 | 重傷 | | 人 | 住家被害 | 全壊 | | 棟 | 床上浸水 | | 棟 |
| | | 不　明 | | 人 | 軽傷 | | 人 | | 半壊 | | 棟 | 床下浸水 | | 棟 |
| | | | | | | | | | 一部破損 | | 棟 | 未分類 | | 棟 |
| | 119 番通報の件数 | | | | | | | | | | | | | | |
| 応急対策の状況 | 災害対策本部等の設置状況 | （都道府県） | | | （市町村） | | | | | | | | | | |
| | 消防機関等の活動状況 | （地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。） | | | | | | | | | | | | | |
| | 自衛隊派遣要請の状況 | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 | | | | | | | | | | | | | | |

（第１号様式）（その１）　（別紙）

（避難指示等の発令状況）

| 市町村名 | 緊急安全確保 | | 発令日時 | 避難指示 | | 発令日時 | 高齢者等避難 | | 発令日時 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 対象世帯数(※) | 対象人数(※) | 解除日時 | 対象世帯数(※) | 対象人数(※) | 解除日時 | 対象世帯数(※) | 対象人数(※) | 解除日時 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

（第１号様式）（その２）　（被害状況即報）

| 市町名 | | 区分 | | | 被害 | 区分 | | 被害 | 災害等の対策本部設置状況 | 都道府県 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 災害名・報告番号 | 災害名<br>第　報<br>（　月　日　時現在） | その他 | 田 | 流失・埋没 | ha | | 公立文教施設 | 千円 | | 市町村 | |
| 報告者名 | | | | 冠水 | ha | | 農林水産業施設 | 千円 | | | |
| | | | 畑 | 流失・埋没 | ha | | 公共土木施設 | 千円 | | | |
| | | | | 冠水 | ha | | その他の公共施設 | 千円 | | | |
| | | | 文教施設 | | 箇所 | | 小計 | 千円 | | | |
| | | | 病院 | | 箇所 | | 公共施設被害市町村数 | 団体 | | | |
| | | | 道路 | | 箇所 | | その他 | 農業被害 | 千円 | | |
| | | | 橋りょう | | 箇所 | | | 林業被害 | 千円 | | |
| | | | 河川 | | 箇所 | | | 畜産被害 | 千円 | | |
| | | | 港湾 | | 箇所 | | | 水産被害 | 千円 | | |
| | | | 砂防 | | 箇所 | | | 商工被害 | 千円 | | |
| | | | 清掃施設 | | 箇所 | | | | | | |
| | | | 崖くずれ | | 箇所 | | | | | | |
| | | | 鉄道不通 | | 箇所 | | | その他 | 千円 | | |
| | | | 被害船舶 | | 隻 | | 被害総額 | 千円 | | 災害救助法適用市町村名 | 計　団体 |
| | | | 水道 | | 戸 | | | | | | |
| | | | 電話 | | 回線 | | | | | 119番通報件数 | 件 |
| | | | 電気 | | 戸 | | | | | | |
| | | | ガス | | 戸 | | | | | | |
| | | | ブロック塀等 | | 箇所 | | | | | | |
| | | | り災世帯数 | | 世帯 | | | | | | |
| | | | り災者数 | | 人 | | | | | | |
| | | 火災発生 | 建物 | | 件 | | | | | | |
| | | | 危険物 | | 件 | | | | | | |
| | | | その他 | | 件 | | | | | | |

| 人的被害 | | | | 住家被害 | | | | 非住家 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 死者 | | 人 | | 全壊 | 棟 | | | 公共建物 | 棟 | |
| 行方不明者 | | 人 | | | 世帯 | | | | | |
| 負傷者 | 重傷 | 人 | | | 人 | | | | | |
| | 軽傷 | 人 | | 半壊 | 棟 | | | その他 | 棟 | |
| | | | | | 世帯 | | | | | |
| | | | | | 人 | | | | | |
| | | | | 一部破損 | 棟 | | | | | |
| | | | | | 世帯 | | | | | |
| | | | | | 人 | | | | | |
| | | | | 床上浸水 | 棟 | | | | | |
| | | | | | 世帯 | | | | | |
| | | | | | 人 | | | | | |
| | | | | 床下浸水 | 棟 | | | | | |
| | | | | | 世帯 | | | | | |
| | | | | | 人 | | | | | |

| 災害の概況 | |
|---|---|
| 応急対策の状況 | 消防機関等の活動状況（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動概要、活動状況等を記入すること。） |
| | 自衛隊の災害派遣 |
| | その他 |

（第２号様式）（災害確定報告）

| 都道府県 | | | 区分 | | | 被害 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 災害名・確定年月日 | 月　日　時確定 | | その他 | 田 | 流失・埋没 | ha | |
| | | | | | 冠水 | ha | |
| | | | | 畑 | 流失・埋没 | ha | |
| | | | | | 冠水 | ha | |
| 報告者名 | | | | 学校 | | 箇所 | |
| 区分 | | 被害 | | 病院 | | 箇所 | |
| 人的被害 | 死者 | 人 | | 道路 | | 箇所 | |
| | うち災害関連死者 | 人 | | 橋りょう | | 箇所 | |
| | 行方不明者 | 人 | | 河川 | | 箇所 | |
| | 負傷者 重傷 | 人 | | 港湾 | | 箇所 | |
| | 負傷者 軽傷 | 人 | | 砂防 | | 箇所 | |
| 住家被害 | 全壊 | 棟 | | 清掃施設 | | 箇所 | |
| | | 世帯 | | 崖くずれ | | 箇所 | |
| | | 人 | | 鉄道不通 | | 箇所 | |
| | 半壊 | 棟 | | 被害船舶 | | 隻 | |
| | | 世帯 | | 水道 | | 戸 | |
| | | 人 | | 電話 | | 回線 | |
| | 一部破損 | 棟 | | 電気 | | 戸 | |
| | | 世帯 | | ガス | | 戸 | |
| | | 人 | | ブロック塀等 | | 箇所 | |
| | 床上浸水 | 棟 | | | | | |
| | | 世帯 | | | | | |
| | | 人 | | | | | |
| | 床下浸水 | 棟 | | り災世帯数 | | 世帯 | |
| | | 世帯 | | り災者数 | | 人 | |
| | | 人 | | 火災発生 建物 | | 件 | |
| 非住家 | 公共建物 | 棟 | | 危険物 | | 件 | |
| | その他 | 棟 | | その他 | | 件 | |

| 区分 | | 被害 | 都道府県災害対策本部 | 名称 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 公立文教施設 | 千円 | | | 設置 | 月　日　時 |
| 農林水産業施設 | 千円 | | | 解散 | 月　日　時 |
| 公共土木施設 | 千円 | | | | |
| その他の公共施設 | 千円 | | 災害対策本部設置市町村名 | | |
| 小計 | 千円 | | | | |
| 公共施設被害市町村数 | 団体 | | | 計 | 団体 |
| その他 農産被害 | 千円 | | | | |
| 林産被害 | 千円 | | 災害救助法適用市町村名 | | |
| 畜産被害 | 千円 | | | | |
| 水産被害 | 千円 | | | | |
| 商工被害 | 千円 | | | | |
| | | | | 計 | 団体 |
| その他 | 千円 | | 消防職員出動延人数 | 人 | |
| 被害総額 | 千円 | | 消防団員出動延人数 | 人 | |

| 備考 | |
|---|---|
| | 災害発生場所 |
| | 災害発生年月日 |
| | 災害の概況 |
| | 消防機関の活動状況 |
| | その他（避難指示等の状況） |

（第４号様式）

# 被　害　状　況　報　告

世帯構成員別被害状況調（中間、決定）

| 区分 / 世帯数 | 全壊 | | 流出 | | 半壊 | | 床上浸水 | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 世帯数 | 人員 | 世帯数 | 人員 | 世帯数 | 人員 | 世帯数 | 人員 | 世帯数 | 人員 |
| １人世帯 | | | | | | | | | | |
| ２人　〃 | | | | | | | | | | |
| ３人　〃 | | | | | | | | | | |
| ４人　〃 | | | | | | | | | | |
| ５人　〃 | | | | | | | | | | |
| ６人　〃 | | | | | | | | | | |
| ７人　〃 | | | | | | | | | | |
| ８人　〃 | | | | | | | | | | |
| ９人　〃 | | | | | | | | | | |
| １０人　〃 | | | | | | | | | | |
| １１人　〃 | | | | | | | | | | |
| １２人　〃 | | | | | | | | | | |
| １３人　〃 | | | | | | | | | | |
| １４人　〃 | | | | | | | | | | |
| １５人　〃 | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | |

# 第７節　通信運用計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、各支所、情報統計課、嶺北消防本部

**【実施計画】**

地震・津波に関する予報、警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達等通信の疎通を確保するため、通信施設の適切な運用を図る。

## 第１　通信手段の確保

### １　通信手段

災害時における通信連絡は、おおむね次に掲げる方法により、単独又はこれらを組み合せて弾力的な運用を図る。

◆通信手段◆

| |
|---|
| ①　加入電話（災害時優先電話、非常・緊急扱い通話（電報）を含む。） |
| ②　県防災情報ネットワーク |
| ③　防災行政無線（同報系・移動系） |
| ④　携帯電話・衛星携帯電話 |
| ⑤　関係機関の無線設備 |
| ⑥　アマチュア無線 |
| ⑦　その他の伝達手段 |
| ・広報車 |
| ・インターネット（市ホームページ、防災情報システムを含む。） |
| ・サイレン、警鐘 |
| ・登録制防災情報メール |
| ・緊急速報メール、エリアメール |
| ・放送局への要請 |
| ・伝令員 |

### ２　地震発生直後の機能確認と応急復旧

地震が発生した場合、市は、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合には速やかに応急復旧に当たるとともに、代替通信手段を確保するほか、すべての通信手段が途絶された場合には、使者を派遣して通信の確保を図る。

## 第２　災害時における通信連絡

### １　通常の状態における通信連絡

市は、災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等について、原則として有線通信（加入電話）又は防災行政無線、県防災情報ネットワーク等の無線通信により速やかに行う。

◆関係機関との通信方法◆

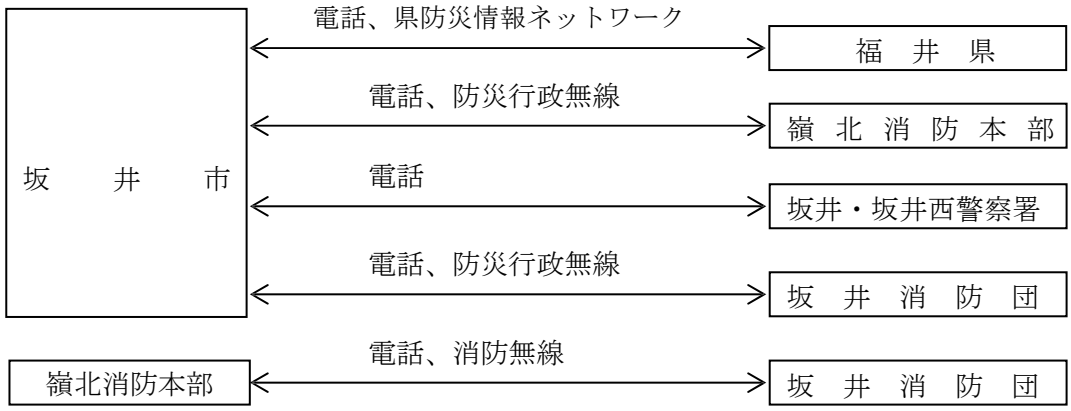


## ２　各種通信設備の利用

(1)　電気通信設備の優先利用

災害時において、通信網に異常輻輳が生じて一般の通話を規制した場合も、最優先に確保すべき通話を行うため、一般加入電話を西日本電信電話(株)の承諾を受けて災害時優先電話を利用する。

また、手動接続による通話（電報）は 102（115）番通話により行い、この場合は、非常扱い通話（電報）又は緊急扱い通話（電報）である旨を申し出る。

①　非常扱い通話

天災､事変その他非常事態が発生し､又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救護､交通､通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする手動接続通話で非常扱い通話として取り扱われ、他の手動接続通話より先立って接続される。

申し込みに当たっては、非常・緊急通話 102 番より申し込む。

②　緊急扱い通話

火災その他緊急事態が発生し､又は発生するおそれがある場合等において､その予防､救護､復旧等に関し緊急を要する事項等公共の利益のため緊急に通話することを要する事項を内容とする手動接続通話で､緊急扱い通話として取り扱われ、他の手動接続通話(非常扱い通話を除き）より先立って接続される。

③　非常扱い電報

非常扱い通話と同様な事項を内容とする電報で非常電報として取り扱われ､他の電報より先立って伝送及び配達される。電報発信に当たっては､あらかじめ電報サービス取扱所（115 番）と事前に発信方法等について協議しておくものとする。

④　緊急扱い電報

非常扱い通話と同様な事項のほか船舶又は航空機の遭難に際し、その救援若しくは気象、水象､地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項で､緊急に通報することを要する事項を内容とする電報で、緊急電報として取り扱われ、他の電報（非常扱い電報を除き）より先立って伝送及び配達される。

電報発信に当たっては、あらかじめ電報サービス取扱所（115 番）と事前に発信方法等について協議しておくものとする。

(2)　有線電気通信法に基づく有線、無線通信設備の使用

有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）第 3 条第 4 項第 3 号に基づき、次に掲げる者が設置する有線電気通信設備を使用し、通信連絡を確保する。ただし、災対法第 57 条による警報の伝達等を行う場合は、あらかじめ有線、無線通信設備の設置者と協議して定めた手続により行う。

①　警察事務を行う者
②　消防事務を行う者
③　水防事務を行う者
④　航空保安事務を行う者
⑤　海上保安事務を行う者
⑥　気象業務を行う者
⑦　鉄道事務を行う者
⑧　軌道事務を行う者
⑨　電気事務を行う者
⑩　自衛隊

(3)　電波法に基づく非常無線通信の利用

電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条及び第 74 条の規定並びに非常無線通信規約に基づき、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないとき又はこれを利用することが著しく困難であるときは、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のため、非常無線通信として無線局の無線設備を利用する。

①　警察無線局
②　消防無線局
③　その他の業務無線局
④　アマチュア無線局

(4)　放送局の利用

放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 3 号に規定する放送局に対して災害に関する伝達、通知又は警告について放送の要請を行うときは、原則として県危機対策・防災課を通じて行う。

(5)　急使による通報

あらゆる通信施設が利用できないとき、又は急使によることが適当なときは、伝令員等急使を派遣して行う。

なお、孤立地区においては、必要に応じ、空中偵察に対して旗による合図を使用する。

空中偵察に対する合図は、次のとおりである。

①　赤旗（病人あり）
②　青旗（食料不足）

## 第３　通信の統制

通信施設の管理者は、災害の発生により有線及び無線通信が輻輳した場合には、必要に応じ適切な通信統制を実施する。

別添様式

非常通信協議会

# 非　常　通　信　用　紙

| | | | |
|---|---|---|---|
| あて先 | 機関名：<br>ＴＥＬ：（　　）　　－<br>ＦＡＸ：（　　）　　－ | | |
| 発信人 | 発信日時　　月　　日　　時　　分<br>機関名<br>（取扱者：　　） | | 伝達方法：無線　有線　使送<br>回線種別：（　　）<br>伝達手段：音声　ＦＡＸ　電信　映像<br>ＴＥＬ：<br>ＦＡＸ： |
| 通報文 | | | |
| 伝達経路 | １ | 受信（　　時　　分）・送信（　　時　　分）<br>機関名：<br>（取扱者：　　） | 伝達方法：無線　有線　使送<br>回線種別：（　　）<br>伝達手段：音声　ＦＡＸ　電信　映像<br>ＴＥＬ：<br>ＦＡＸ： |
| | ２ | 受信（　　時　　分）・送信（　　時　　分）<br>機関名：<br>（取扱者：　　） | 伝達方法：無線　有線　使送<br>回線種別：（　　）<br>伝達手段：音声　ＦＡＸ　電信　映像<br>ＴＥＬ：<br>ＦＡＸ： |
| | ３ | 受信（　　時　　分）・送信（　　時　　分）<br>機関名：<br>（取扱者：　　） | 伝達方法：無線　有線　使送<br>回線種別：（　　）<br>伝達手段：音声　ＦＡＸ　電信　映像<br>ＴＥＬ：<br>ＦＡＸ： |
| | ４ | 受信（　　時　　分）・送信（　　時　　分）<br>機関名：<br>（取扱者：　　） | 伝達方法：無線　有線　使送<br>回線種別：（　　）<br>伝達手段：音声　ＦＡＸ　電信　映像<br>ＴＥＬ：<br>ＦＡＸ： |
| | ５ | 受信（　　時　　分）・送信（　　時　　分）<br>機関名：<br>（取扱者：　　） | 伝達方法：無線　有線　使送<br>回線種別：（　　）<br>伝達手段：音声　ＦＡＸ　電信　映像<br>ＴＥＬ：<br>ＦＡＸ： |

＊回線種別には使用した回線の種別を記載すること。
＊中継依頼機関は伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。
＊ＦＡＸによる通報の場合は着信確認を行うこと。

# 第８節　広報計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、秘書広報課、各支所、市民生活課

**【実施計画】**

地震や津波発生時におけるパニックの発生を防止するため、市民に対し、速やかに正確な情報を提供し、民心の安定と円滑な応急対策活動の実施を確保する。

## 第１　震災時における広報

市は第一義的な広報機関として、関係機関と調整の上、次の事項について広報する。

### １　災害発生直後の広報

(1)　地震・津波災害の予測
(2)　パニック防止の呼びかけ
(3)　避難の指示
(4)　出火防止の呼びかけ
(5)　人命救助の協力呼びかけ
(6)　市内被害状況の概要（建物破壊、火災発生時等）
(7)　市の応急対策実施状況
(8)　その他必要な事項

### ２　災害の状況が静穏化した段階の広報

(1)　地震・津波災害の現況
(2)　被害情報及び応急対策実施状況
(3)　安否情報
(4)　生活関連情報（①電気・ガス・上水道・下水道　②食料、生活必需品の供給状況）
(5)　通信施設の復旧状況
(6)　道路交通状況
(7)　交通機関の運行状況
(8)　医療機関の活動状況
(9)　その他必要な事項

### ３　避難所避難者への情報伝達

市は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報ニーズの把握に努め、情報を伝達する。

## 第２　災害広報資料の収集及び保存

### １　情報等の収集要領

市は、関係各課による情報収集のほか、必要に応じ、秘書広報課を現地に派遣して情報収集並びにカメラ及びビデオカメラによる撮影を行う。

### ２　作成及び収集すべき資料等

市は、災害広報に必要な資料及び記録を保存するため、秘書広報課において、おおむね次に掲げるものを作成又は収集する。

(1)　広報担当者等の撮影した災害写真、災害映画
(2)　防災関係機関及び市民が取材した災害写真、災害映画

(3)　報道機関等による災害現地の取材写真、航空写真
(4)　災害応急対策活動を取材した写真、その他
(5)　災害現場における録音、記述、その他による記録

## 第３　災害広報の実施

市は、災害の状況に応じて各防災関係機関と緊密な連絡をとり、統制のとれた、しかも迅速な情報を発表する。

### １　市民に対する広報

市は、市民に対して、防災行政無線、サイレン・警鐘、登録制防災情報メール、緊急速報メール（エリアメール）等による伝達及び報道機関や市ホームページ、広報車、広報紙等を通じた災害広報を実施する。

(1)　広報内容
①　気象関係予報・警報等
②　災害の現況及び予測
③　市、その他防災関係機関の対策状況
④　交通機関の運行状況及び交通規制状況
⑤　避難措置、その他の市民の保護措置
⑥　治安・警備・その他の市民の士気、相互扶助の高揚に関する事項
⑦　市民の生活確保、指導に関する措置

(2)　広報手段
①　防災行政無線による広報及び伝達
災害発生の直後から、防災行政無線により広報する。
②　広報車による広報
災害の状況に応じて、必要地域へ広報車による広報を実施し、特に必要が認められる地域に対しては、職員を派遣し広報を行う。
③　登録制防災情報メールによる伝達
防災情報メールを登録している市民や職員に対し、気象情報、災害時の避難指示など、災害緊急情報をメール配信し、情報を伝達する。
④　緊急速報メール・エリアメールによる伝達
市内に在圏しているＮＴＴドコモ、ソフトバンク、ａｕの携帯電話に緊急地震速報、避難指示等の情報を一斉に配信し、市民への周知を行う。
⑤　広報紙等による広報
複雑な情報を被災者に的確に伝えるため、必要に応じて、文字情報としての広報紙等を作成、配布する。
ア　発行
平常時の紙面形態にこだわらず、広報紙等の印刷発行を行う。
イ　配置場所
通常の配布が困難である場合は、避難所等、被災者が共通して見られる場所への配布と街頭での貼り出しを重点に行う。
ウ　配送手段
各避難所等への配送は、物資等の配送ルートを利用するとともに、ＦＡＸ等の伝達手段も可能な限り活用する。
⑥　インターネットを活用した広報

市ホームページ等を活用して、災害に関する情報や避難情報等を提供する。

⑦　行政チャンネルを活用した広報

データ放送や緊急 L 字放送を活用して、災害に関する情報や避難情報等を提供するとともに、必要に応じて、臨時放送を行う。

⑧　報道機関による広報

報道機関を通じ、市民に対して必要な情報や注意事項及び市の対策などを周知徹底する。

ア　報道機関との連携

(ｱ)　災害発生直後は、主に報道機関と連携し、広範囲かつ迅速な広報に努める。特に、テレビ・ラジオの利用が有効であることから、日本放送協会福井放送局及び民間放送各社に対し広報事項の放送を依頼する。

(ｲ)　テレビ・ラジオ番組を利用し、地域に密着した災害関係情報の広報を行う。

イ　報道機関に対する情報提供

収集した災害に関する情報や対策等は、広報担当者を通じ原則として定時に各報道機関に発表する。ただし、重要な情報については臨時に発表する。

また、必要に応じプレスルームを設置し、かつ収集した災害情報や市の対策の重要事項を報道機関に発表し、情報提供に努めるとともに、迅速かつ的確な報道について協力を得る。報道機関から災害対策本部等への取材や情報提供は、プレスルームで行う。

なお、プレスルーム設置の際は、掲示板の設置により災害関連情報資料を常時閲覧できる体制を整備する。

⑨　その他広報媒体の活用

報道機関、広報車、広報紙のほか、写真若しくはポスター等を掲示する。

また、必要に応じ自衛隊の協力を得て、航空機によるビラ散布を行う。

**２　要配慮者及び外国人への広報**

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい高齢者、障がい者及び外国人等に対する広報については、各種ボランティア団体等との連携を図り、文字情報の点字化、多言語化、手話通訳によるテレビ放送等を可能な限り実施する。

**３　県及び関係諸官庁に対する広報**

市は、被害状況、被害写真、情報、報告及び要望事項等を県、関係諸官庁に対し広報する。

## 第４　相談窓口、情報提供窓口の開設

市は、災害が発生した場合には、被災者等から幅広い相談に応じる総合相談窓口を開設する。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

## 第５　安否情報の提供

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

# 第９節　避難計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、各支所、まちづくり推進課、課税課、納税課、福祉総務課、社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課、子ども福祉課、保育課、環境推進課、教育総務課、学校教育課、嶺北消防本部、坂井消防団

**【実施計画】**

震災時において、危険区域内にある居住者、滞在者その他の者を安全地域に避難させ必要に応じて避難所に収容し、人命被害の防止及び軽減を図る。

## 第１　避難情報等の種類

避難情報等の種類及び市民に求める行動、自主避難所の開設基準及び市民に求める行動は以下のとおりとする。

| | 警戒レベル | 発令時の状況 | 市民に求める行動 |
|---|---|---|---|
| 自主避難所の開設 | ― | ①避難指示までには至らないと判断するものの、災害状況により、市民の不安を解消するために必要と判断する場合<br>・コミュニティセンター等を自主避難所として開設し、職員（保健師等）を派遣<br>・自主避難所を開設した旨を対象区長へ連絡 | ①市民は、必要に応じ、自主的にコミュニティセンター等へ避難<br>②自主避難の際、必要な食料、飲物、日用品等を持参<br>③避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要するものは、できるだけ早期に自主避難 |
| 高齢者等避難 | 警戒レベル３ | ①避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 | ①避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）<br>②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 |
| 避難指示 | 警戒レベル４ | ①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況<br>②堤防の隣接地等、地域の特性等から重大な洪水災害による人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 | ①通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始<br>②災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する<br>③指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行う |
| 緊急安全確保 | 警戒レベル５ | ①人的被害の発生または切迫した状況 | ①既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる |

## 第２　避難の準備情報、指示

### １　避難を必要とする場合

(1)　地震等により、被害の拡大や二次災害発生のおそれがあるとき
(2)　延焼火災の拡大により広範囲な区域が危険にさらされるおそれがある場合
(3)　津波の襲来が予想され、又は襲来した場合
(4)　崖崩れ、地すべり等大規模な地盤災害が予想され、又は発生した場合

### ２　避難指示等の実施責任者及び基準

地震及び津波に関する情報が発表され、建物被害や土砂災害等による被害が発生、又は発生のおそれがある場合、市長又は法令で定める実施責任者は、次の基準により、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、市民等への周知徹底に努める。

◆避難指示等の実施責任者等◆

| 事項／区分 | 実施責任者 | 措置 | 実施の基準 |
|---|---|---|---|
| 高齢者等避難 | 市長<br>［災対法 56 条］ | 立退き準備の勧告（避難行動要支援者に対し避難の確保が図られるよう必要な情報を提供） | 避難行動要支援者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。 |
| 避難指示 | 市長<br>［災対法 60 条］ | 立退きの指示及び立退き先の指示 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 |
| | 知事又はその命を受けた職員<br>［水防法 29 条］<br>［地すべり等防止法 25 条］ | 立退きの指示 | 地震・津波により著しい危険が切迫していると認められるとき。 |
| | 知事<br>［災対法 60 条第６項］ | 避難の指示等 | 災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき |
| | 警察官・海上保安官<br>［災対法 61 条］ | 立退きの指示及び立退き先の指示 | 市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。 |
| | 警察官<br>［警察官職務執行法 4 条］ | 警告<br>避難の措置 | 危険な状態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。 |

| 事項／区分 | 実　施　責　任　者 | 措　置 | 実　施　の　基　準 |
|---|---|---|---|
| 避難指示 | 自衛官<br>［自衛隊法 94 条］ | 避難について必要な措置 | 災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。 |

**３　避難指示等の判断基準の策定**

市は、避難指示等の意思決定を迅速かつ的確に実施するため、避難指示等の判断基準を策定する。

なお、避難行動要支援者の避難については、避難が夜間に及ぶおそれのある場合、日没前に避難が完了できるよう高齢者等避難を発令するなど、着実な情報伝達及び早い段階での避難の促進に努める。

また、避難時の周囲の状況により、屋内に留まったほうが安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を講ずべきことも留意する。

**４　避難指示等実施責任者の代理規定**

市長不在時における避難指示等発令に係る職務代理者は「第２編　第３章　第１節　第２　６　権限委譲措置」に準ずる。

**５　避難指示等の助言**

市は、避難指示等の発令に当たり、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対して避難指示等の対象地域、判断時期等について必要に応じ助言を求めることができる。このため、あらかじめ、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

**６　避難の区分**

(1)　事前避難

地震又は津波による氾濫、山崩れのおそれがある場合は、病人、高齢者、幼児、婦女子、障がい者等をあらかじめ定めた安全な場所へ避難させる。

(2)　緊急避難

地震又は津波による氾濫、山崩れにより事前避難の暇がなく、著しく危険が切迫しているときは、至近の安全な場所へ避難させる。

(3)　収容避難

一時的避難場所から必要に応じて更に安全な場所に移動させる。

**７　避難の事前準備と留意事項**

(1)　事前準備

①　火気の取扱いに常に注意し、避難に際しては必ず火気、その他危険物の始末を完全に行うこと。

②　会社、工場、事業所等にあっては、実情に即した緊密な防災計画を作成し万全の措置を講じておくこと。

③　盗難等の予防に十分備えておくこと。

(2)　避難時の留意事項

①　食料、水筒、タオル、トイレットペーパー等、最小限の着替え、救急薬品、懐中電灯、ラジオ、印鑑等を携行する。

なお、これら携行する物品等はあらかじめ非常用の標示をした布袋等に入れておくものと

する。

② 服装はできるだけ軽装とするが、素足を避け必ず帽子をかぶり、季節によっては雨合羽又は防寒具を携行する。

**８　避難指示等の伝達**

(1) 伝達内容

市は、避難指示等の発令を行うときは、市民が生命に係る危険であることを認識するなど具体的で判りやすい内容とするよう努め、次の事項を伝達する。

① 避難を要する理由
② 避難の対象地域
③ 避難場所の指定
④ 避難経路
⑤ 火気の始末、ブレーカー断等の確認
⑥ その他必要な事項

また、市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(2) 伝達手段

市は、サイレン・警鐘、防災行政無線、標識、一斉電話配信システム、防災情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、拡声器、ケーブルテレビ及び広報車等あらゆる広報手段により、市民等に対して速やかに伝達する。

(3) 避難広報の要請

① 報道機関

市は、報道機関にテレビ、ラジオによる避難の広報について要請する。

② 県等

市は、県、県警察本部、第八管区海上保安本部に対し、ヘリコプターによる広報の協力について要請する。

**９　避難指示等の解除**

市は、十分に安全性を確認した上で避難の必要がなくなったときは、避難している市民等に対して直ちにその旨を周知する。

**10　報告等**

(1) 知事への報告

市長は、避難指示等を発令したとき若しくは解除したとき、又は警察官等から避難指示等を行った旨の通知を受けたときは、速やかに知事に報告する。

(2) 関係機関への連絡

市長は、避難指示等を発令したとき又は解除したときは、必要に応じ、警察等の関係機関にその旨を連絡する。また、災害情報インターネットシステムを活用して避難者等の情報を関係機関と共有するものとする。

(3) 市長に対する通知

警察官等は、避難の指示を行ったときは、速やかに市長にその旨を通知する。

## 第３　警戒区域の設定

**１　実施責任者及び基準**

警戒区域の設定実施責任者等は、次のとおりである。

◆警戒区域の実施責任者及び基準◆

| 実施責任者 | 措置 | 実施の基準 |
|---|---|---|
| 市長<br>［災対法 63 条］ | 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 | 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めるとき。 |
| 知事<br>［災対法 73 条］ | 同上 | 上記の実施の基準の場合において市長若しくはその委任を受けた職員がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。 |
| 警察官<br>［災対法 63 条］ | 同上 | 同上 |
| 自衛官<br>［災対法 63 条］ | 同上 | 同上 |
| 消防長又は消防署長<br>［消防法 23 条の 2］ | 火災警戒区域を設定し、その区域における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限する。 | ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ、火災が発生した場合、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。 |
| 警察署長<br>［消防法 23 条の 2］ | 同上 | 上記の実施の基準の場合において消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。 |
| 消防吏員又は消防団員<br>［消防法 28 条］ | 消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限する。 | 火災その他の災害の現場において人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めたとき。 |
| 警察官※<br>［消防法 28 条］ | 同上 | 上記の実施の基準の場合において消防吏員又は消防団員が火災その他の災害現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。 |

※　警察官は、消防法第 28 条、水防法第 21 条の規定によっても、第１次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があった場合、警戒区域を設定できる。

### ２　規制の実施

本部長は、警戒区域の設定について警察と連絡調整を行う。

また、警戒区域を設定したときは、警察署長に協力を要請し、警戒区域から退去又は立入禁止の措置を講じる。

なお、規制の実施後は、警察、嶺北消防本部、自主防災組織等の協力を得て、市民の退去を確認するとともに、防犯・防火の警戒を行う。

## 第４　避難誘導等

### １　避難の事前準備と留意事項

市は、避難の準備等について、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。

(1)　事前準備

①　火気の取扱いに常に注意し、避難に際しては必ず火気、その他危険物の始末を完全に行うこと。

② 台風期には風水害に備えて家屋の補強を行い、浸水の予想される場合には、家財を高所に移動させること。

③ 会社、工場、事業所等にあっては、実情に即した緊密な防災計画を作成し万全の措置を講じておくこと。

④ 浸水によって流出拡散のおそれがある油脂類、消石灰、放射性物質等、危険物の安全管理及び電気、ガス等の保全措置を講じておくこと。

⑤ 盗難等の予防に十分備えておくこと。

(2) 避難時の留意事項

① 食料、水筒、タオル、トイレットペーパー等、最小限の着替え、救急薬品、懐中電灯、ラジオ、印鑑等を携行すること。

なお、これら携行する物品等はあらかじめ非常用の標示をした布袋等に入れておくこと。

② 服装はできるだけ軽装とするが、素足を避け必ず帽子をかぶり、季節によっては雨合羽又は防寒具を携行すること。

**２　避難誘導**

(1) 避難、立退きを円滑かつ安全に行うため、誘導責任者を各区長が担当することとし、必要に応じ警察署、消防団に協力を求める。

(2) 避難に当たっては、要配慮者を優先し、適切な避難誘導を行う。

**３　避難路**

指定緊急避難場所及び指定避難所までの避難経路は、あらかじめ地区ごとに選定した経路とする。ただし、災害の状況によりこの経路を経ることが困難又は危険と認められるときは、誘導責任者が代替の経路を決定する。

その他の場所を避難所とした場合は、誘導責任者がその都度避難経路を決定する。

**４　運送事業者による被災者の運送**

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

## 第５　避難所の開設、運営等

**１　避難所の開設及び周知**

市長は、災害時、必要に応じてあらかじめ資料編で定めた指定緊急避難場所及び指定避難所を開設するとともに、開設状況について、速やかに知事及び関係者に情報提供又は通報する。

また、災害が発生していない場合であっても、市民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設するよう努める。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の所在地、名称及び収容能力については、あらかじめ把握し、表示するとともに、日常より市民に周知を図っておくものとする。

さらに、市長は、災害時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。

**２　収容対策**

市は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を避難所に収容し、保護する。

(1)　避難所設置の方法

避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、適当な施設を得難いときは野外にプレハブを仮設し、または天幕を設置するものとする。予定した避難所が使用できないときは、市長は知事または隣接市町長と協議し、指定避難所の設定または被災者の収容について所要の処置を講ずるものとする。また、市は、特定の指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、当該研修所、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。資材の確保が困難な場合は、県に対し必要な資材のあっせんを要請する。

なお、国有財産を避難所の用に供する場合には、国に対し無償借受等の申請を行う。

(2)　避難所開設状況連絡

本部長は、避難所を設置した場合、直ちに避難所開設の状況を知事に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、おおむね次のとおりであり、とりあえず電話又は電報で情報提供する。

①　避難所開設の日時及び場所
②　箇所数及び収容人員
③　開設期間の見込み

**３　避難所の管理・運営**

市は、指定避難所の運営に当たっては、保健・衛生面、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持及び人権に配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努める。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市は、避難所の運営に関し役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

(1)　管理責任者

①　指定避難所に管理責任者及びその他の職員を配置する。管理責任者は原則として市の職員が当たるものとし、あらかじめ定める。
②　管理責任者は、災害対策本部との緊密な連絡体制のもとに避難者の収容に当たる。
③　管理責任者及びその他の職員は、避難者の不安又は二次的災害を防止するため避難所の安全管理に万全を期する。
④　管理責任者及びその他の職員は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握はもとより、避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等の情報の把握に努める。
⑤　避難所にかかる記録、報告書作成その他については、災害救助法の定めるところによる。

(2)　避難所における業務

指定避難所を開設したときは、次の事項による業務又は記録をしなければならない。

①　一般的事務
ア　避難者の受付
イ　避難者に対する情報の伝達
ウ　救護所の設置場所の選定
エ　避難所に配布された食料等物資の管理
オ　給食時刻の調整
カ　救助食料の配布
キ　トイレその他不衛生な場所の消毒及び施設の清掃管理
ク　避難所に充てられた施設の保全管理及び管理者との連絡協議

②　記録に関する事項
ア　避難所勤務状況の記入
イ　日誌の記入
ウ　物品の受払簿の記入
エ　避難者名簿の調製
オ　避難状況調書の記入

③　報告に関する事項
ア　避難所の開設及び閉鎖の日時の報告
イ　避難所状況の報告
ウ　その他状況に応じての随時報告

(3)　避難所の運営

①　維持管理体制の確立

指定避難所に配置された職員は、避難所運営のための自治組織を構築し、業務ごとに自治組織のリーダーを補助する者を専任する。

維持管理体制の確立に当たっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等に配慮する。

②　行政と自治組織等との連携

避難所運営上の諸問題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者及び施設管理者は、定期的な協議の場を設ける。また、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

③　情報の提供

市は、避難者の不安を解消するため、災害状況等に関する情報を逐次提供する。

④　平常体制への復帰

避難者の減少に伴い、避難所の規模縮小・統合・廃止の措置をとる場合は、円滑な移行に努める。

(4)　要配慮者への配慮

避難所に高齢者、障がい者等要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、介護職員などによる支援を行う。

(5)　避難所における生活環境の整備

市は、指定避難所の生活環境を確保するため、食事の供与状況を確認するとともに、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態保持のため、清掃・し尿処理・生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性犯罪・性暴力についての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

市は指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

### ４　被災者へのケア

(1)　市は、環境の変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

(2)　市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。

(3)　市は、被災者の効果的な栄養補給を図るため、県が実施する栄養補給に関する指導に協力する。

### ５　避難所の閉鎖

本部長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になった場合、避難所の閉鎖を決定し、必要な指示を与える。

また、避難が長期化する場合は、避難者の健全な居住生活と施設の本来機能の早期確保のため、応急仮設住宅や市営住宅の空室、民間賃貸住宅及び空き家等の迅速かつ適切な提供等により避難者の居住先確保を図り、避難所の早期閉鎖に努める。

## 第６　広域避難

### １　地方公共団体間の応援協定に基づく広域避難

市は、地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議は、その定めるところにより行う。

### ２　災害対策基本法に基づく広域避難

市は、事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災対法に基づく広域避難を行う。

(1)　広域一時滞在の協議等

災害の予測規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、原則として、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、都道府県知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

県は市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待つ時間がないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

市は、指定避難所および指定緊急避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(2)　助言の要請

市は、必要に応じて、県に対し、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災市民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請する。

### ３　避難者の把握

市は、市外等に多数の避難者が発生した場合には、全国避難者情報システムなどを活用し、市外等避難者の把握に努めるとともに、市外等避難者に対する諸手続きがスムーズに行われるような体制づくりに努める。

### ４　情報の提供

政府本部、指定行政機関、公共機関、県および市町、事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

## 第７　防災上特に重要な施設の避難対策

学校、病院、社会福祉施設等の防災上特に重要な施設の管理者等は、市、関係市町、警察、消防関係者等と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底させるとともに、訓練等を実施し、避難の万全を期する。

特に、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

また、市は、不特定多数の者が利用する施設においては、施設の管理者等と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮する。

### １　防災上特に重要な施設

(1)　学校、幼保園等の文教施設
(2)　医療施設
(3)　保育所、老人ホーム、障がい者施設等の社会福祉施設
(4)　大規模小売店舗、興行場、旅館等の不特定多数の者が利用する施設

**２　避難計画に定める事項**

(1)　防災責任者
(2)　情報収集方法及び誘導者
(3)　避難所
(4)　避難時の応急保護

**３　情報収集活動**

学校、病院、社会福祉施設等の職員は速やかに被害状況等の情報収集に努める。

**４　避難誘導活動**

(1)　避難誘導活動は、自力避難が困難な者を優先して行う。
(2)　避難は、先頭と最後尾に誘導員及び情報員を配置して行う。

**５　要配慮者の避難所の確保**

要配慮者の避難所の確保に当たっては、次の点に留意し保護の場所（福祉避難所の設置も含む。）を確保する。

(1)　避難者の健康状態等に対応できる避難所機能の確保
(2)　医療機関との連絡体制の確保
(3)　防災関係機関との連絡体制の確保
(4)　家庭との連絡体制の確保

## 第８　被災地域における動物の保護等

動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養･保管するよう努めるが､飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。

また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と連携し、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。

# 第 10 節　被災者の救出計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、嶺北消防本部、坂井消防団

**【実施計画】**

地震や津波は広域的災害であり、同時多発的に多くの要救出者が生ずることが予想されるため、防災関係機関相互の緊密な連携による救護活動体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。県、市、県警察本部、福井海上保安署等は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努め、緊密な連携のもとに救出活動を実施する。

## 第１　実施体制及び救助対象者

### １　実施体制

(1)　市及び嶺北消防本部は、坂井・坂井西警察署、福井海上保安署等と緊密な連携のもとで救出活動を実施する。

(2)　警察機関は、人の生命、身体が危険な状態にある者の救出を他の措置に優先して行う。

(3)　海上における救護救出（行方不明者の捜索を含む。）は、福井海上保安署が行う。

### ２　救助対象者

救出する対象者は、災害が直接の原因となって、現に速やかに救出しなければ生命の安全を保障できないような危険な状態にある者とし、おおむね次の内容とする。

(1)　災害のために現に生命、身体が危険な状態にある者

①　火災の際に火中に取り残されたような場合

②　地震の際に倒壊家屋等の下敷きになったような場合

③　津波の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合

④　なだれ、土砂災害等により生き埋めになったような場合

(2)　災害のため生死不明の状態にある者

## 第２　陸上における救出対策

陸上における救出は、坂井・坂井西警察署、消防団、自主防災組織等の協力を得て実施する。

### １　自主防災組織及び市民

自主防災組織は、消防団員や市民と協力して、救助機関が到着するまでの間、可能な限りの初期の救出活動に努める。

### ２　市、消防、警察等の応急対策

(1)　市及び嶺北消防本部は、消防職員を主体に、市の職員を含む救助隊を編成するとともに、救助に必要な車両、特殊機械器具等の資機材を調達し、坂井・坂井西警察署と協力して迅速な救助に当たる。

なお、普段から以下に掲げる救助体制等の整備に努める。

①　救助体制の整備

震災時の救助活動計画を定め、救助資機材を備えた自主防災組織を育成するとともに、高度救助隊、特別救助隊又は救助隊の整備を図る。

②　救急救護体制の整備

集団救急救助活動計画を定め、救急医療情報体制の整備及び救急資機材の整備を図る。

③　傷病者搬送体制の整備
救急活動を効率的に行うため、救急車等の増強を図る。
④　要配慮者に対する救護体制の確立
要配慮者に関する情報のオンライン・ネットワーク化を図る。

(2)　市自体の能力で救出作業が困難であり、かつ救出作業に必要な車両、特殊機械器具等の調達を要するときは、福井県広域消防相互応援協定や福井県・市町災害時相互応援協定に基づき県、他の市町及び他の市町消防に応援を要請する。

(3)　災害現場に出動した消防職員、警察官等は、危険箇所の監視又は警らを行い、傷病者及び生命の危険に瀕している者の発見に努め、全力を尽くして救出に当たる。

(4)　災害の発生したところは、必要に応じて危険区域を設定するとともに同区域内の巡視を行い救出に当たる。

## 第３　空からの救出対策

市は、航空機やヘリコプターを活用した救出を行うため、あらかじめ緊急離着場の指定を行うとともに、関係機関に要請し、空からの機動的な救出活動の実施を図る。

(1)　県防災ヘリコプター

(2)　県警察ヘリコプター

(3)　自衛隊

(4)　海上保安庁

## 第４　海上における救出対策

船舶の避難等海上における災害発生に際しては、福井海上保安署を中心に、坂井西警察署その他の関係機関と連携協力し、必要な措置をとる。

### １　福井海上保安署

(1)　被害規模の情報収集を行い、所要の活動体制を確立する。

(2)　海上における捜索救助は、巡視船艇及び航空機等により行い、必要に応じて民間救助組織等に出動を要請する。

(3)　救助の内容
①　海上又は船舶内における人命、負傷者、患者の救出及び収容
②　えい航、防火、防水、座礁の引下し作業及び監視

(4)　市、坂井西警察署その他関係機関と連携協力して実施する。

### ２　坂井西警察署

(1)　遭難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の被災者の確認措置

(2)　警備艇等による可能な救助活動及び救出救護活動等に伴う陸上における緊急輸送確保のための交通整理規制その他の所要措置

(3)　行方不明者がある場合は、沿岸関係警察への手配によるその速やかな発見措置

### ３　市

水難救護法による人命、船舶の救助を行う。

# 第 11 節　要配慮者応急対策計画

**【主な実施担当】**

まちづくり推進課、福祉総務課、社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課、子ども福祉課、保育課、嶺北消防本部、坂井消防団

**【実施計画】**

地震や津波発生時には、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者は、特に大きな影響を受けやすいことから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

## 第１　要配慮者への避難支援

### １　迅速な避難の実施

要配慮者は機敏な動作がとれないため避難が遅れがちとなり、人的被害が拡大するおそれがある。要配慮者の避難支援を行う場合、地域住民は地域の要配慮者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとし、誘導員は、平常時から避難の方法について検討するとともに、次の点に留意して要配慮者を保護できる場所を確保するように努める。

(1)　避難者の健康状態等に対応できる避難所機能の確保
(2)　医療関係との連絡体制の確保
(3)　防災関係機関との連絡体制の確保
(4)　家庭との連絡体制の確保

### ２　社会福祉施設等における対策

社会福祉施設の管理者等は、施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

市は、被災施設等の的確な状況の把握に努め、県、他市町、他の社会福祉施設等との連携のもと、迅速かつ円滑な避難が行われるよう市内外の施設への緊急避難及び避難の受入れについての情報収集、提供を行う。

### ３　避難所等における要配慮者への配慮

市は、要配慮者を支援するため、防災担当部局と福祉部局との連携の下、避難所等において次の措置を講じる。

(1)　地域社会の協力を得て要配慮者が必要とする支援内容を把握する。
(2)　ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
(3)　特別な食料を必要とする場合は、その確保、提供を行う。
(4)　生活する上で必要な資機材を避難所等に設置、提供する。
(5)　避難所・居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。
(6)　老人福祉施設、医療機関、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入要請を行う。
(7)　社会福祉施設へのライフラインの優先的復旧が図られるよう、ライフライン事業者に要請する。

### ４　巡回健康相談の実施

市は、県と協力し、保健センター等を拠点として、在宅並びに避難所の要配慮者を対象に巡回健康相談を実施する。

## 第２　避難行動要支援者に対する対策

市は、区、自主防災組織、社会福祉協議会等の福祉関係機関の協力を得て、避難行動要支援者名簿を作成し管理するとともに、避難行動要支援者に対して避難支援等関係者を定めるなど、一人ひとりのための避難支援プランの的確な実施に努める。

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

### １　避難行動要支援者の避難支援対応

(1)　避難支援等関係者等の対応原則

平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。

なお、避難行動要支援者の避難支援に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となるため、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(2)　名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため、緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、守秘義務違反には当たらないものとする。ただし、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から、他者に名簿情報を提供することは、「正当な理由」には該当しないものとする。

(3)　避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

①　不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断することに留意する。

②　不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合、それらの者にも名簿情報を提供することができる。

また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組むものとする。

③　不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられるため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講じる。

### ２　避難行動要支援者情報等の引継ぎ

避難場所等において、避難行動要支援者及び名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に適正に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ規定し、避難行動要支援者

の引継ぎを行うとともに、その際、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう配慮する。

### ３　要配慮者（避難行動要支援者）の安否確認等

(1)　被害が予想される場合、県と連携のもと、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、市地域防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の安否確認を行う。

　また、避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。

(2)　在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所等への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の対策を講じる。

## 第３　児童に係る対策

市は、保護者を亡くした乳幼児等について、児童相談所を通して必要な措置を講じる。

# 第 12 節　医療救護計画

**【主な実施担当】**

健康増進課、三国病院

**【実施計画】**

地震や津波災害は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力により早期に広域的医療活動を実施し、負傷者の救護を図る。

## 第１　医療救護活動体制の確立

### １　市の措置

(1)　負傷者の手当て、医師等の確保、医療救護所の設置並びに医薬品、医療用具及び衛生材料（以下「医療品等」という。）の手配等必要な措置を講じる。

(2)　市の医療活動のみで対処できない場合は、県等に協力を要請する。

### ２　県に対する医療活動の要請

(1)　医師等の確保、医療救護所の設置、医薬品等の手配

(2)　県立病院等への医療要請

(3)　日本赤十字社福井県支部、県医師会、坂井健康福祉センター、近畿厚生局、福井大学医学部、その他の医療機関の協力の要請

◆災害時医療活動体系図◆

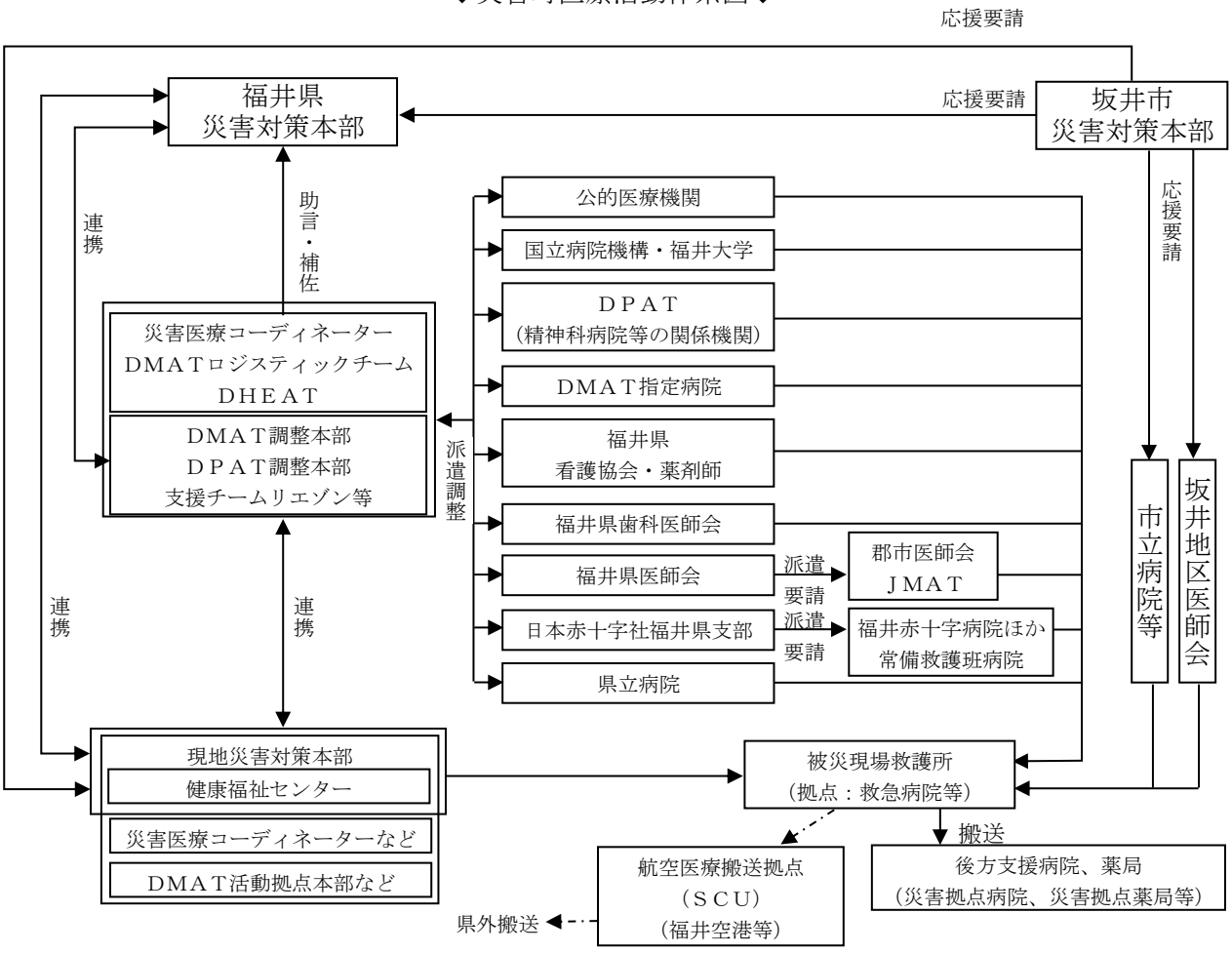

・災害医療コーディネーター
　必要に応じ、災害医療コーディネーターを災害対策本部及び県現地災害対策本部に配置し、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言および支援を行う。
・ＤＭＡＴロジスティックチーム
　災害対策本部及び現地災害対策本部等の本部業務において、災害医療コーディネーター等を支援し、主に病院支援や情報収集等の活動を行う。
・日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）
　日本医師会が被災都道府県医師会からの要請に基づいて各都道府県医師会に依頼して結成される医療チームであり、救護班等と連携をとって災害医療に当たる。
・災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）
　精神科病院等が県からの要請に基づいて結成される医療チームであり、１チームあたり３～５名程度（医師１名、看護師１～２名、業務調整員１～２名）とする。災害急性期（発災から４８時間以内）に活動するチームをＤＰＡＴ先遣隊とする。
・医療救護所
　患者の応急処置のほか、搬送を要する傷病者の後方支援病院への収容の要請を行う。
・拠点医療救護所及び後方支援病院
　救急告示病院等を被災現場に設置された医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院を医療救護所の後方支援病院とし、医療救護所からの重篤患者の受入れ・調整等を実施する。
　県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、基幹災害医療拠点病院として広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たる。
・航空搬送拠点
　県内の医療機関では対応しきれない事態の場合は、必要に応じて、福井県ドクターヘリ等の航空機を活用した患者等の県外搬送のために、福井空港等に航空搬送拠点を設置する。航空搬送拠点内には、患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設（ＳＣＵ）を設置する。

## 第２　初動体制

災害時における救急医療を迅速に行うため、市は、体制を整備し、初動医療活動を開始するとともに、使用する医薬品等の確保に努める。

### １　救護班の編成

市は、災害に伴う傷病者等が集団的に発生したとき、医療班において救護班を編成する。このとき、原則として救護班は医師１名、看護師２名で１班を編成する。

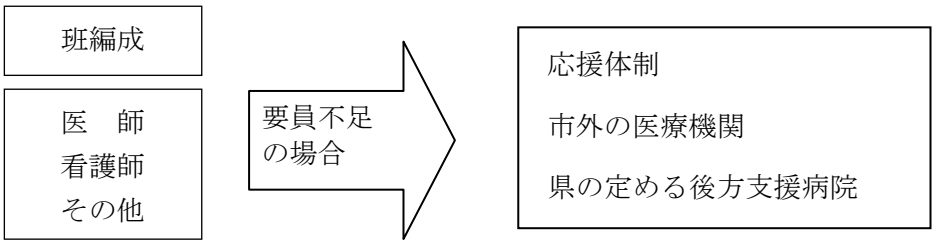


### ２　救護班の派遣要請（坂井地区医師会・県医師会等）

市で編成する救護班のみでは対応が困難な場合、市は、坂井地区医師会に対して救護班の派遣を要請し、更に不足する場合は、知事に対し、県医師会、日本赤十字社福井県支部等の救護班の派遣を要請する。

また、必要に応じて知事に対し、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣を要請する。

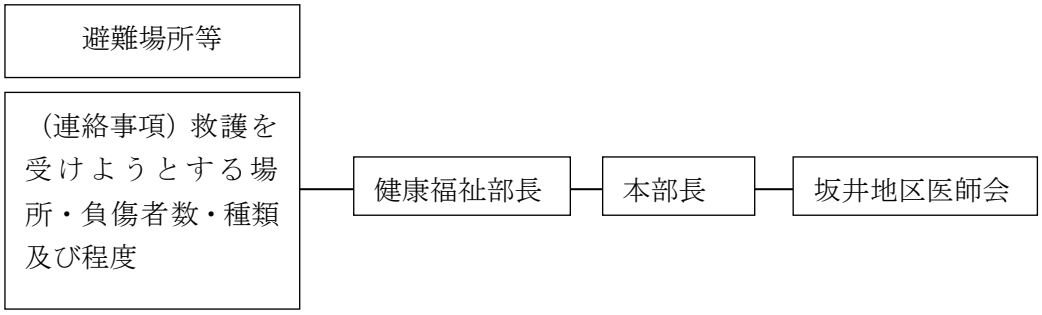


### ３　医療救護所の設置

市は、災害の規模及び患者の発生状況により、「第１編　第３章　第８節　避難計画」に定める避難所（資料編）のうち、適当な場所を選んで救護所を設置する。医療救護所では、患者の応急処置のほか、搬送を要する傷病者の後方支援病院への収容の要請を行う。

なお、災害の規模が大きく、他の救護班の派遣を要請し、かつ医療救護所が不足する場合は、学校の保健室等に医療救護所を増設する。

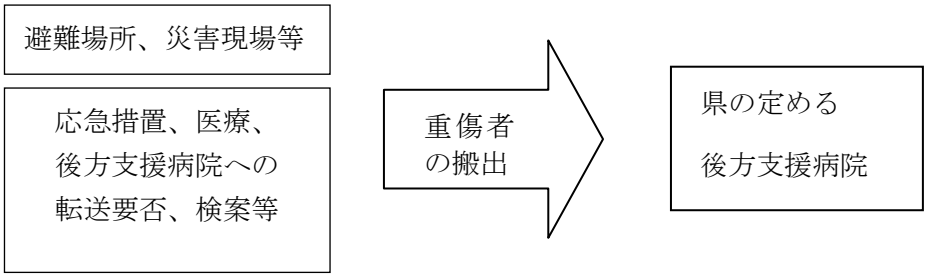


### ４　応急救護所の設置

市は、被災現場の状況により、現地に救護所が必要と認められるとき、現場周辺の安全な場所を選定して応急救護所を設ける。

### ５　応急医療の内容

(1)　医療及び助産の対象者とその範囲及び期間は、「災害救助法」の適用範囲とする。

(2)　応急医療は、救護班が医療救護所等において次のように実施する。

①　傷病者の傷害程度の区分（トリアージ）
②　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
③　重症者に対する応急処置
④　転送困難な患者に対する医療の実施
⑤　助産救護
⑥　死亡の確認

## 第３　後方医療との連携

市は、医療助産処置の迅速かつ的確な実施を図るため、県立病院及び坂井健康福祉センター等の県の機関へ連絡をとり、後方医療機関の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握するとともに、傷病者の傷害程度の区分に応じ、応急医療で対応できない重傷者等については、後方医療機関への搬送及び収容を行う。

## 第４　医療薬品及び医療器材の調達

医療及び助産に必要な薬品、医療器材は手持品を繰替え利用するが手持品がなく不足した場合、市は、取扱業者から調達する。

なお、市内において確保不能又は困難な場合は、県に要請する。

## 第５　患者等の搬送力の確保

### １　搬送体制の確保

市は、患者、医療従事者及び医療資機材等の搬送体制を確保するものとし、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。

また、県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、福井県ドクターヘリ等の航空機を活用した患者等の航空搬送拠点として、福井空港等の活用を図る。

### ２　救護所・後方医療機関への搬送

救護所及び後方医療施設への患者の搬送は、次のように行う。

(1)　被災現場から救護所までの搬送は、自主防災組織、ボランティア、警察官、消防団員等が協力して実施する。

(2)　救護所から後方医療機関への一次搬送は、嶺北消防本部が関係機関の協力を得て行う。

(3)　患者に二次搬送の必要性が生じた場合は、原則として嶺北消防本部がこれを行う。ただし、ヘリコプターによる二次搬送が必要となった場合、市は、県又は自衛隊に二次搬送の応援を要請する。

## 第６　こころのケア体制の確立

市は、災害時におけるこころのケアにも十分配慮し、県による精神科救護所の開設、精神科医等による巡回相談等に協力して被災者の精神ケア体制の確立に努める。

また、必要に応じ、県に対して災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣を要請する。

（注）災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team）：自然災害や犯罪事件及び航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

## 第７　医療施設の応急復旧

公立医療機関、病院を中心にあらかじめ作成した計画に基づき、応急復旧が円滑に行われるよう努める。

## 第８　坂井健康福祉センター等への連絡

市は、医療助産の処置の実施に協力するため、県立病院及び坂井健康福祉センター等の県の機関へ連絡をとる。

# 第 13 節　消防応急対策計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、嶺北消防本部、坂井消防団

**【実施計画】**

地震発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

## 第１　消防の任務

消防は、その施設、装備及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を洪水や火災等の災害から保護するとともに、これらの災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

## 第２　出火防止、初期消火

出火防止、初期消火活動は市民や自主防災組織により行われることになるが、市及び防災関係機関は地震発生直後、あらゆる手段、方法により市民に対し出火防止、初期消火を呼びかける。この場合は、次の事項を中心に広報活動を行う。

### １　火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブを、石油類のタンクは元バルブを閉止し、更に通電火災を防ぐため避難時においては必ず電気ブレーカーを遮断する。

### ２　初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、消火バケツ等で消火活動を行う。

## 第３　地震時の消防活動

### １　自主防災組織

自主防災組織は、地域住民と協力して、消防機関が到着するまでの間、可能な限りの初期消火活動に努めるとともに、消防団等消防機関が到着した場合には、現地火災情報等の伝達を行う。

### ２　消防本部

嶺北消防本部は、管内における災害を防ぎょし被害を軽減するため、地域の実情を考慮し、災害の種類に応じた消防部隊等の編成及び運用その他の消防活動の具体的な実施体制について計画を立てておくものとする。

◆特に重点を置く地域◆

| |
|---|
| ①　住宅密集地帯の火災時危険予想地域 |
| ②　危険物多量取扱所等の特殊火災時危険予想地域 |
| ③　洪水、浸水等の危険予想地域 |
| ④　土砂災害等の危険予想地域 |

(1)　別に定める大地震発生直後の消防職員の初動体制をとり、初期の消防活動を実施する。

(2)　消防活動を円滑に実施する上で重要な消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう、情報収集計画をあらかじめ定める。

(3)　大地震時における同時多発の火災に対処し効率的な消防隊の運用を図るため、次の活動指針に基づき消防活動を実施する。

①　避難所、避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路確保の活動を行う。

②　市街地火災消防活動優先の原則

工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消防活動に当たる。

③　防災上重要な建築物優先の原則

防災上重要な建築物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、防災上重要な建築物の防ぎょ上に必要な消防活動を優先する。

(4)　道路、地形、水利等の状況を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防ぐ。

## 第４　応援要請

市及び嶺北消防本部は、大災害時の非常事態が発生し、市内の消防機能では適切な防ぎょ措置を講じることができないと認められる場合、また、大規模特殊災害でヘリコプターを使用することが極めて有効であると考えられる場合、次により応援を要請する。

### １　県内市町に対する応援要請

県内の市町の応援を要請したいときは、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う。

### ２　県外市町村に対する応援要請

(1)　本部長は、協定に基づき県外他市町村に応援を要請したときは、県に報告する。

(2)　応援消防機関の円滑な受入れを図るため、応援を受ける嶺北消防本部は、連絡系統を設け、次の事項に留意し、受入体制を整える。

①　応援消防機関の誘導方法

②　応援消防機関の部隊数、器材数、指揮者等の確認

### ３　緊急消防援助隊の出動要請

(1)　他の都道府県の消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第 44 条の規定に基づき次の事項を明らかにして知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動を要請する。

①　災害発生日時

②　災害発生場所

③　災害の種別及び状況

④　人的及び物的被害の状況

⑤　応援活動を開始する日時

⑥　必要応援部隊

⑦　応援部隊の集結場所及び到達ルート

⑧　指揮体制及び無線統制体制

⑨　その他必要事項

なお、緊急消防援助隊の出動を要請した場合、嶺北消防本部は、連絡系統を設け 2-(2)に掲げる事項に留意し、受入体制を整える。

(2)　県に対する緊急消防援助隊の出動要請先は、県危機対策・防災課とする。ただし、県と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。

なお、この場合における出動要請先は、次のとおりである。

①　通常時における国（総務省消防庁）の連絡先（消防庁応急対策室）

| | 電話番号 | ＦＡＸ番号 |
|---|---|---|
| ＮＴＴ回線 | 03-5253-7527 | 03-5253-7573 |
| 消防防災無線 | 90-49013 | 90-49033 |
| 地域衛星通信ネットワーク | 発信特番-048-500-90-49013 | 発信特番-048-500-90-49033 |

②　夜間・休日等における国（総務省消防庁）の連絡先（消防庁宿直室）

| | 電話番号 | ＦＡＸ番号 |
|---|---|---|
| ＮＴＴ回線 | 03-5253-7777 | 03-5253-7553 |
| 消防防災無線 | 90-49012 | 90-49036 |
| 地域衛星通信ネットワーク | 発信特番-048-500-90-49102 | 発信特番-048-500-90-49036 |

### ４　広域航空消防応援の要請

市に大規模な特殊災害が発生した場合に、消防組織法第 44 条の規定に基づき、他の都道府県のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合の手続等は、大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱によるものとする。

## 第５　応援出動

市及び嶺北消防本部が、県から他府県等の消防応援のための必要な措置を求められた場合においては、消防職員の応援出動等の措置をとる。

## 第６　救急救助対策

市は、嶺北消防本部と連携のもと、救急救助に関する組織及び施設を充実し、救急救助活動の万全を期する。

さらに、救急業務計画を作成し、集団救急事故対策の推進を図る。

### １　救急救助体制の整備推進

救急救助組織の充実を図るとともに、広域的共同処理方法、相互応援協定等により一層強力な救急救助体制の整備推進を図る。

### ２　救急救助施設等の整備の促進

救急自動車その他の救急用資機材並びに救助工作車及び救助用資機材を計画的に整備し、充足を図る。

### ３　救急救助隊員の教育訓練

救急隊員及び救助隊員は、その重要な使命により高度な技術と知識が要求されるため、これに対応した教育訓練を計画的に実施する。

### ４　救急医療機関等との連絡協調

救急救助業務を円滑に実施するため、医療機関、その他関係機関との連絡協調を図る。

## 第７　惨事ストレス対策

市及び嶺北消防本部は、救急救助又は消火活動を実施する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、嶺北消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家派遣の要請を行う。

# 第 14 節　土砂災害応急対策計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、各支所、農業振興課、林業水産振興課、建設課、関係各課

**【実施計画】**

地震により土砂災害が発生した場合もしくは発生するおそれがある場合、迅速な応急対策を実施し、被害の拡大防止に努める。

## 第１　災害原因情報の収集・伝達

### １　現地状況の把握

市は、「第２編　第３章　第６節　災害情報収集伝達計画」を活用し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努める。

また、所管する各危険地域等のパトロールを実施して、現地状況を把握する。

なお、広域的な大規模地震が発生した場合は、斜面の危険度を一定の技術水準で判定できる傾斜判定士を活用し、危険状況の把握に努める。

### ２　降雨状況の把握

地震発生後は、気象状況等により被災箇所の急激な拡大及び土砂の異常流出が発生し易くなるため、市は、降雨の時期、福井地方気象台が発表する土砂災害警戒判定メッシュ情報や、県河川・砂防総合情報の雨量・水位の観測情報を定期的に監視するなど、土砂災害警戒区域等の情報の収集伝達及び指示、周知を正確に行う。

### ３　警戒体制の確立

市は、時期を失することなく、あらかじめ定める各危険地域等における基準に基づき速やかに警戒体制を確立する。

## 第２　砂防等施設の応急対策

地震により砂防等施設が被害を受けるおそれがある場合もしくは被害を受けた場合に、各施設の管理者は迅速な応急処置を実施し、被害の拡大防止に努める。

### １　砂防等施設の巡視・点検

砂防等施設の管理者は具体的な基準震度を定めて、施設の巡視・点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ、関係機関及び地域住民に連絡する。

### ２　応急復旧工事の実施

各施設の管理者は迅速かつ的確に応急補強等の工事を行う。

## 第３　緊急調査結果及び土砂災害緊急情報の周知

国又は県は、土砂災害防止法に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切に市民への避難指示の判断等を行えるよう緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を市に通知する。

市は、県と連携のもと、市民への周知を徹底する。

# 第 15 節　水防計画

**【主な実施担当】**

建設課、嶺北消防本部、坂井消防団

**【実施計画】**

地震による河川施設等の損壊に伴う浸水被害の発生に対応するための水防活動を実施する。

## 第１　水防活動

地震が発生し、浸水が予想される場合若しくは被害が発生した場合に、市は、所要の対策を講じ、被害の拡大防止に努める。

### １　出水危険箇所等の巡視、点検

大規模な地震の発生に際しては、直ちに区域内の河川等を巡視し、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を求める。

### ２　出水時の対策

大規模な地震により、出水時の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、坂井市水防計画に準拠して水防活動を実施する。

## 第２　河川施設等の応急対策

地震により河川施設等が被害を受けるおそれがある場合若しくは被害を受けた場合、各施設の管理者は、迅速な応急対策を実施し、被害の拡大防止に努める。

### １　河川施設等の巡視・点検

河川施設等の管理者は、市内で震度 4 以上の地震が観測された場合、施設の巡視・点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ、関係機関及び地域住民に連絡する。

### ２　河川施設等の緊急措置

(1)　水門、樋門、堰堤、溜池の管理者は、洪水に関する通報を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。

なお、その開閉については、三国土木事務所と相互に緊密な連絡をとる。

(2)　排水機の管理者は、上下流の水位の状況を把握し、溢水、破堤等の危険が生ずるおそれのある時は、排水機の運転を停止する。

### ３　応急復旧工事の実施

各施設の管理者は、迅速かつ的確に応急補強等の工事を行う。

# 第 16 節　災害警備計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、建設課

**【実施計画】**

大規模な地震が発生した場合には、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡のもとに災害情報の収集に努め、市民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の災害警備活動を行う。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

## 第１　災害警備対策

### １　陸上における災害警備

大地震発生時には、社会生活に多くの混乱が予想されるため、坂井・坂井西警察署は「福井県警察大規模災害警備計画」に基づき、早期に警備体制を確立する。

(1)　警備体制

①　災害警備本部の設置

大地震発生時には警察本部に災害警備本部を、各警察署に現地災害警備本部を設置する。

②　警備要員の参集及び招集

警察職員は大震災の発生を知ったとき、及び招集されたときは、速やかに参集して、災害警備活動に従事する。

(2)　大規模地震発生時の警備活動

①　情報の収集及び伝達

②　被害の実態把握

③　被災者の救出救助

④　住民の避難誘導

⑤　行方不明者相談への対応及び捜索

⑥　死体の検視又は調査及び身元確認

⑦　警戒区域等への立入制限

⑧　避難路及び緊急交通路確保のための交通規制

⑨　被災地域における犯罪の未然防止及び検挙

⑩　現場広報

⑪　その他必要な警察活動

### ２　海上における災害警備

福井海上保安署は、海上保安庁防災業務計画に基づき、防災業務の総合的かつ計画的な実施を図る。

(1)　対策本部の設置

地震による災害が発生したときは、福井海上保安署は、別に定めるところにより対策本部を設置する。

(2)　応急対策

①　通信の確保

② 警報等の伝達
③ 情報の収集
④ 海難救助等
⑤ 排出油の防除
⑥ 海上交通安全の確保
⑦ 危険物の保安措置
⑧ 治安の維持
⑨ 物資の収容、保管等
⑩ 広報の実施

### ３　防犯隊の協力

本部長は、大規模災害の発生、又は発生のおそれがある場合で、災害対策要員が不足するときは、防犯隊の出動を求め、災害応急対策を実施して被害の軽減及び被災地の秩序維持に務める。

(1) 防犯隊の出動

本部長は、防犯隊の出動を求めるときは、防犯隊長に出動地区、出動隊及び任務等の指示を行う。この場合、防犯各支隊は、それぞれ該当する区域内の活動に出動するほか、必要に応じて隣接区域へ支援出動する。

(2) 防犯隊の任務

① 地区内の秩序の維持に関すること。
② 避難指示等の伝達及び避難誘導並びに要配慮者への援助に関すること。
③ 災害情報の収集、伝達に関すること。
④ 救出、救護及び負傷者の応急手当に関すること。
⑤ その他災害応急対策の協力に関すること。

(3) 県内市町防犯隊の相互協力

「福井県市町防犯隊相互応援協定書」に基づき、災害の状況等により当該市町防犯隊のみでは十分な活動が行えない場合、相互に応援要員を派遣する。

## 第２　交通規制対策

大地震発生直後の交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行路を確保する。

### １　交通支障箇所の調査、通報及び応急対策

(1) 市は、その管理に属する道路、橋梁等について災害時に危険と予想される箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合には建設課により当該道路、橋梁の被害状況を調査する。

(2) 市は、被害状況の調査結果、支障箇所を発見したときは、直ちにその道路名、橋梁名、支障箇所区域、迂回道路の有無、その他被害の状況等について三国土木事務所、坂井・坂井西警察署、嶺北消防本部その他関係機関に通報する。

(3) 道路の破壊、流失埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち、比較的軽微な被害の場合は、道路の補強、盛土又は埋土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図る。

(4) 応急対策の実施に相当な日数を要する場合は、被害箇所の復旧対策と同時に、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路（迂回道路）を開設し交通の確保を図る。

(5) 一路線の交通が相当期間途絶する場合は、付近の道路網の状況により、適当な代替道路（迂回道路）を選定し、交通の確保を図るとともに標識及び表示を行い交通機関に対する必要な指示を行う。

(6)　道路施設の被害が広範囲にわたり代替道路も得られず、被災地域一帯が交通途絶の状態になり、応急対策実施上重要かつ緊急を要する場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請し、交通の確保に努める。

## ２　交通規制

(1)　規制の実施及び緊急交通路の指定

県警察は、震災が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両等の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、交通規制又は県指定交通規制を実施する。

また、市、県公安委員会及び警察署長は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合又は災害時における交通の確保のため必要があると認められた場合、通行の禁止、制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。

(2)　交通規制の区分

| 実施者 | 規制種別 | 規制理由等 | 規制対象 | 根拠法令 |
|---|---|---|---|---|
| 県公安委員会 | 通行の禁止及び制限 | 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。 | 歩行者<br>車両等 | 道路交通法<br>（昭和 35 年<br>法律第 105 号）<br>第 4 条第 1 項 |
| | | 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき。 | 緊急通行車両等以外の車両 | 災対法<br>第 76 条 |
| 警察署長 | 同上 | 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。 | 歩行者<br>車両等 | 道路交通法<br>第 5 条第 1 項 |
| 警察官 | 同上 | 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがあり、緊急の必要があると認めるとき。 | 同上 | 道路交通法<br>第 6 条第 4 項 |
| 市 | 同上 | 道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。 | 同上 | 道路法<br>第 46 条第 1 項 |

(3)　規制区間における警察官、自衛官、消防吏員の措置命令等

①　警察官の措置命令等

警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。

命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

②　自衛官、消防吏員の措置命令等

通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項の規定に基づき、車両その他の物件の移動等必要な措置命令を行うことができる。

また、消防吏員は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同法第 76 条の 3 第 4 項の規定に基づき、同様の措置を行うことができる。

なお、自衛官及び消防吏員が、この措置を行ったときは、直ちに、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(4)　規制情報の連絡及び周知

①　関係機関への連絡等

ア　県公安委員会（県警察本部長）

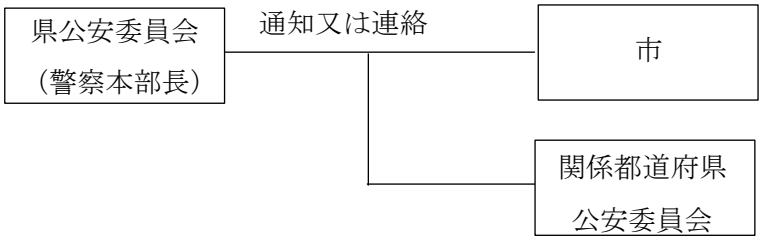


イ　警察署長

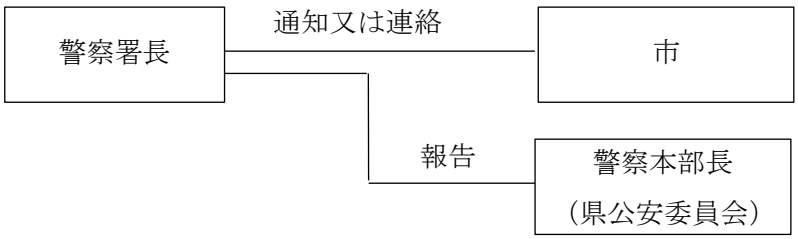


②　一般市民への周知

市は、県公安委員会及び警察署長の実施する交通規制に伴う一般市民への周知について協力する。

なお、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合は、災対法施行規則第 5 条の規定に基づく標示を設置する。

(5)　市の措置

①　市（道路管理者）による規制の実施

市は、管理する道路施設の破損等によって交通の危険が生じたとき、応急の復旧を図るとともに、緊急の場合を除き、県公安委員会の意見を聴いて、区間を定めて通行を禁止又は制限する。

②　規制標識の設置

市は、道路法による交通規制を行った場合、速やかに通行の禁止又は制限の内容及び理由を県公安委員会へ通知するとともに、 坂井・坂井西警察署に連絡の上、規制標識を設置する。ただし、緊急のため規制の標識を設置することが困難又は不可能なときは、通行を禁止、又は制限したことを明示し、関係職員をもって現場において指揮させるものとする。この場合に職員がやむを得ない事由により現場指導できないときは危険防止の最善の方策を施してこれに替えるものとする。この場合において、通行の禁止、制限の規制及び「車両通行止め」、「まわり道」、「工事中」等の道路標識又は立看板等の準用状況について、坂井・坂井西

警察署と相互に連絡し、把握しておくものとする。

(6)　車両運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

(7)　緊急通行車両等の確認等

①　緊急通行車両等の範囲

緊急通行車両等及び事前届出対象の規制除外車両の範囲は、道路交通法第 39 条第 1 項の規定に基づく緊急自動車のほか、災対法第 50 条第 1 項に規定する災害対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが必要として災対法施行令第 32 条の 2 第 2 号に定められた車両とする。

②　緊急通行車両等の事前届出

緊急通行車両等の使用者は、災害応急対策に必要な車両について、あらかじめ、県公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度による届出を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けておくものとする。

③　緊急通行車両等の確認申請

緊急通行車両等の確認申請は、坂井・坂井西警察署及び交通検問所において、緊急通行車両等事前届出済証を提出して行う。ただし、あらかじめ緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けていない車両については、坂井・坂井西警察署及び交通検問所において、緊急通行車両等確認申請の手続きを行う。

④　標章等

緊急通行車両等と確認された車両については、県公安委員会より、標章及び緊急通行車両等確認証明書を受け、標章については、車両前面の見やすい場所に掲示し、証明書については当該車両に備え付ける。

## ３　交通情報の収集と広報活動

(1)　収集・提供

市は、県及び県警本部が実施する災害時における道路交通情報の収集に際し、管理する道路交通情報を県へ提供する。また、市は、公共交通機関（鉄軌道、バス）の運行状況の情報について、県の情報収集に協力する。

(2)　広報

市は、収集した情報に基づき交通規制状況や迂回路、通行禁止、制限解除の見通し及び公共交通機関の運行状況等について、「第 2 編　第 3 章　第 8 節　広報計画」により実施する。

## ４　自動車運転者のとるべき措置

地震発生時において、自動車運転者は次に定める事項をとる。

(1)　走行中

①　できるだけ安全な方法により車両を左側に停車させる。

②　停車後はカーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

③　車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上において避難するときは、車両を道路の左側に停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックをしない。

(2)　避難するとき

避難するときは、原則として車両を使用しないこと。

# 第 17 節　飲料水、食料品、生活必需品等の供給計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、各支所、まちづくり推進課、監理課、社会福祉課、高齢福祉課、農業振興課、商工労政課、上下水道課、学校教育課

**【実施計画】**

地震や津波災害時における市民の生活を確保するため、飲料水、食料品、生活必需品等の確保及び供給に関して必要な施策を講じる。

なお、県においては、市における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待つ時間がないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する物資を確保し輸送を行うこととしている。

## 第１　給水対策

地震や津波災害時には水道等給水施設の損壊が予想されるため、早期に給水体制を確立し、1人１日当たり最低必要量３ ℓの水を供給するように努める。

### １　飲料水の供給方針

(1)　給水量

被災者に対する最低給水量は、１日１人当たり３ ℓとし、給水力の強化及び上水道施設の復旧状況に応じて、随時給水量を増加する。

(2)　水源及び給水資機材の確保

市は、災害の発生後、直ちに水道施設の点検調査を行い、施設の被災状況及び浄水の供給不能範囲を把握するとともに、次の措置を講じる。

①　給水用資機材及び給水車等の保有状況並びに給水能力を常に把握しておくとともに各種災害に備え、各家庭、各事業所において 10 ℓ～20 ℓ入りポリ容器を必要数常備しておくよう市民及び関係者へ周知徹底を図り、迅速かつ的確に応急対策を行えるよう準備しておくものとする。

②　上水道施設の被害程度が大きく、浄水の供給再開に時間を要すると判断されたときは、早期に応急給水の体制を確立し、必要な給水資機材の確保を図る。

③　被災地での給水が困難な場合、又は輸送による給水が困難な場合は、被災地及び周辺の既設井戸を対象に、水源としての利用を井戸所有者に要請する。

なお、井戸の利用に当たっては、その水質の適否を水質検査により判定し給水する。

④　市域で応急給水用の水源が確保できないときは、隣接市町で所管する水源の使用を要請する。

(3)　消毒用薬品資材の確保

消毒用薬品資材の確保については、必要最小限保管しておくものとする。

(4)　県及び他の市町との協力

市単独での飲料水の応急給水が困難な場合は、県及び近隣市町に協力を要請する。

### ２　備蓄・調達計画

(1)　個人の備蓄

市は、「自らの身の安全は、自らが守る」ことが防災の基本であることから、市民に対し、飲料水の備蓄について普及啓発を図る。

(2)　市の備蓄

市は、各支所、指定避難所単位に飲料水の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。

(3)　取水（給水源）

市は、被災地区に対する給水源となる水道施設を選定し取水する。

①　消火栓等による取水

飲料水の取水は、公設消火栓とし、消火栓からの取水

②　井戸による取水

水道施設の使用が不能なときは、井戸水の活用を実施する。市はあらかじめ市内の井戸の水質検査を行い、飲料水として適当な井戸の所在を把握しておくものとする。

なお、取水の際には、坂井健康福祉センターの指導のもとで行う。

ア　水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の罹災者のために飲料水として給水する。

イ　水質検査の結果、飲用に適さない水質のときは、ろ過及び消毒等により飲料水として確保する。

### ３　飲料水の供給

(1)　給水方法

飲料水の給水の実施に当たっては、給水場所、時間等を十分に広報し、自主防災組織等の協力を得て、円滑に行えるよう努める。

①　給水車による給水

避難所等に収容されている被災者及び集団住宅等の被災者並びに炊出所、更に市域を小学校通学区域に分けて拠点を設け、これを中心に重点給水する。

②　容器による給水

病院、医院等において、給水車での給水が不可能な場合で緊急給水しなければならない施設に対しては、ドラム缶、ポリタンク、飲料水袋等容器により給水する。

③　ろ水器による給水

局地的給水、又は陸上輸送による給水が不可能なときは、ろ水器による給水基地を設営し給水する。

(2)　飲料水の運搬等

市は、飲料水の運搬のための車両、舟艇等の借上げを行うとともに、必要な人員及び容器の調達をする。

## 第２　米穀等食料の供給

地震や津波災害時に被災者及び災害応急対策従事者等に対する米穀等食料の円滑な供給を実施する。

### １　食料の供給方針

(1)　食料の供給対象者

①　避難所へ避難した者

②　自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者

③　救助作業、その他の災害応急対策業務に従事する者

④　旅行者、宿泊者等で、他に食料を得る手段のない者

⑤　その他市長が必要と認める者

(2)　応急供給の取扱い

①　供給の申請手続き及び数量

米穀及び乾パン等の応急供給は、供給対象等に応じ、次に掲げる者が知事の承認を得て行う。

| 供　　給　　対　　象 | 限度数量 | 実施責任者 |
|---|---|---|
| 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合 | 必要数量 | 本部長 |
| 被災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合 | 〃 | 〃 |
| 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合 | 〃 | 作業実施責任機関 |
| 特殊災害（爆発、船舶の沈没、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合 | 〃 | 本部長と災害発生機関が協議 |

②　供給品目

供給品目は原則として米穀とするが、消費の実情等によっては弁当、生パン、乾パン等及び麦製品とする。

**２　備蓄・調達計画**

市は、災害時の救助用として、食料を次のとおり確保する。

(1)　災害救助用米穀等以外の米穀

管内の関係機関、米穀販売業者と協議し、主要地を重点に、保管設備を有する販売業者を選定し、常時、政府所有米穀以外の米穀を保管確保させ、災害発生に当たり、応急的に、これを活用供給でき得るよう常に態勢を整えておくものとする。

(2)　個人の備蓄

「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、市民に対し、家庭内の食料備蓄について普及啓発を図る。

(3)　市の備蓄

各支所、指定避難所単位に生命及び生活を維持するために必要な食料の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。

(4)　流通備蓄

あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の食料の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

(5)　要配慮者への配慮

物資の調達・供給に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮する。

(6)　県への要請

被災者等に応急供給を実施する必要があると認めるときは、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀等食料の所要数量を知事に申請する。

(7)　農林水産省への要請

①　政府所有米の調達手続き

政府所有米の調達を要するときは、知事に対し、農林水産省へ政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、通信機能不全等により手続きがとれないときは、本部長は直接農林水産省に要請する。

知事及び本部長は、当該米穀を買い受ける場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基

本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）の規定に基づき、農林水産省と売買契約を締結した上で、農林水産省と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しとなるため、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

② 政府所有米穀の受渡し系統

ア 市からの要請を受け、県が要請する場合

市から県に対し米穀の供給要請を行った場合は、県から農林水産省に要請し、売買契約を締結する。

◆政府所有米穀の受渡し系統（県に要請する場合）◆

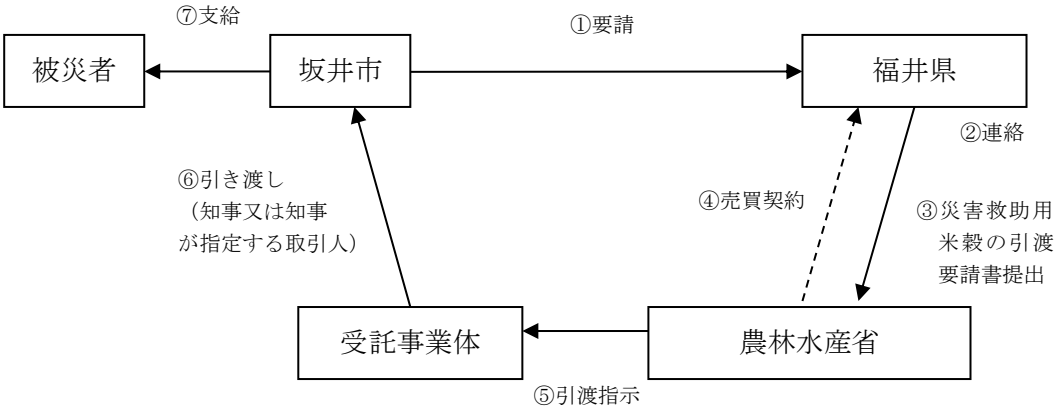


イ 市が直接、要請した場合

市が直接農林水産省に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省に連絡する。

◆政府所有米穀の受渡し系統（直接要請する場合）◆

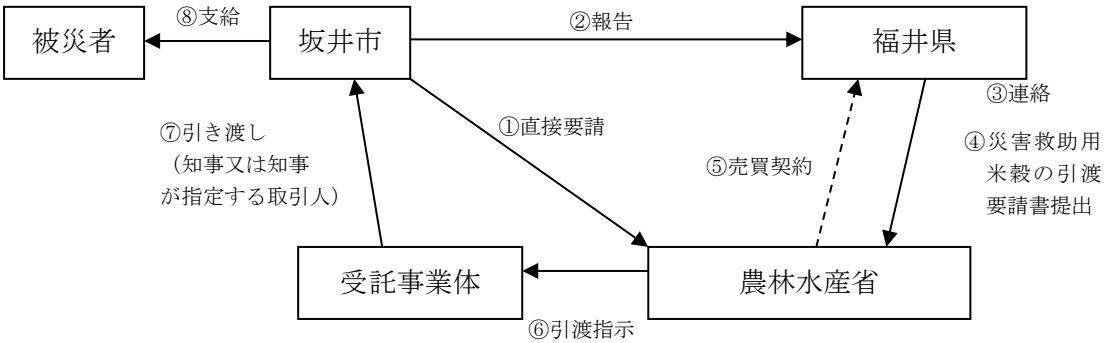

### ３　食料の供給

(1)　食料の供給方法

市は、避難者数等から必要数量の把握を行い、次の点を考慮の上、備蓄食料の配布、加工食品（弁当等）の調達、炊き出しの実施等による供給計画を作成する。

①　食料の供給は、原則として避難所で実施する。

②　避難所での食料の受入れ、配布については、避難所内の自主防災組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

③　食料の配布に当たっては、要配慮者を優先する。

④　避難所以外で避難生活を行っている被災者に対して、広報車等によって食料の供給に関する情報を提供する。

⑤　食料の受取が困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得て各戸配布等によって供給する。

⑥　災害当初において、炊き出し等の体制が十分整わない場合は備蓄食料による供給を行う。また、備蓄食料が不足する場合は業者から調達し供給する。

(2)　炊き出しの実施

①　市は、赤十字奉仕団、ボランティア等の応援協力を得て、給食センター等の既存の給食施設を利用して炊き出しを行う。

なお、炊き出しの実施に当たっては、次の点に留意する。

ア　炊出所には責任者を配置する。責任者はその実施に関し、指揮するとともに関係事項を記録する。

イ　献立は栄養価等を考えて定めなければならないが、被害の状況を十分考慮し、食器が確保され配給されるまでの間は、にぎり飯と缶詰の副食などを考慮する。

②　市において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯（炊飯）業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準を明示して業者から購入し、供給する。

(3)　食料供給時の留意事項

市は、次の事項に留意の上、常に食品衛生等を心掛ける。

①　炊出所には、飲料適水を十分供給する。

②　供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。

③　炊出所には、洗浄設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。

④　炊き出しに当たっては、ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。

⑤　使用原材料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に注意する。

## 第３　生活必需物資の供給方針

### １　生活必需品等の供給方針

(1)　給与及び貸与対象者

生活必需品等の給与及び貸与の対象者は、全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他、生活必需品を損失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

(2)　支給基準

被災者に対する生活必需品の配布基準は、原則として災害救助法による生活必需品の給与限度内とする。

(3)　給付又は貸与の内容

①　夏季、冬季それぞれについて、救助物資購入（供給）計画をたて、これにより購入し、給

付又は貸与する。

② 所要物資は、市内において調達が困難なときには、県に依頼する。

③ 支給する物資は、次の品目の範囲内で現物をもって支給する。

| | |
|---|---|
| 寝具 | 就寝に必要な毛布及び布団など |
| 外衣 | 普段着、作業衣、婦人服、子供服など |
| 肌着 | シャツ、パンツなど |
| 身回品 | タオル、長靴、靴下など |
| 炊事用具 | なべ、かま、包丁など |
| 食器 | 茶わん、皿、箸など |
| 日用品 | 石けん、トイレットペーパー等、歯ブラシ、歯磨き粉など |
| 光熱材料 | マッチ、ロウソク、灯油など |

### ２　備蓄・調達計画

(1) 個人の備蓄

市は、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、市民に対し、非常持出品備蓄を行うよう普及啓発を図る。

(2) 市の備蓄

市は、各支所、指定避難所単位に、生命及び生活を維持するために必要な毛布、日用品、資機材等の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。

(3) 流通備蓄

市は、あらかじめ関係業界団体又は小売業者等と協議し、災害時の物資の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

(4) 要配慮者への配慮

市は、物資の調達・供給に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮する。

### ３　配布方法

避難所に配送された物資は、各避難所の管理責任者の指示により、避難所内の自主防災組織を通じて、子供や病弱者等を優先しながら配付する。

なお、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては広報車等により援助物資の情報を提供する。

また、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得ながら配付する。

## 第４　救援物資の受入れ、集積及び配分

### １　状況の把握

市は、市内の状況を速やかに把握し、市のみで調達のできない物資の種類と数量、受入場所を県に連絡し応援を要請する。

また、市に届いた物資の把握に努め、過不足となっている物資を調整し、適切な供給に努め、状況を県に報告する。

### ２　物資の受入れ、集積場所

救援物資の集積場所は「坂井体育館」とする。市は、集積場所に職員を配置し、援助物資の受入作業及び仕分け作業を行う。

### ３　配布方法

避難所に配布された物資は、各避難所の維持管理責任者の指示により各自治組織を通じて、子

どもや病弱者等を優先しながら配布する。

避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により援助物資の情報を提供する。避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得る等の方法により配布する。

**４　震災時の食料、生活必需品等の供給の流れ**

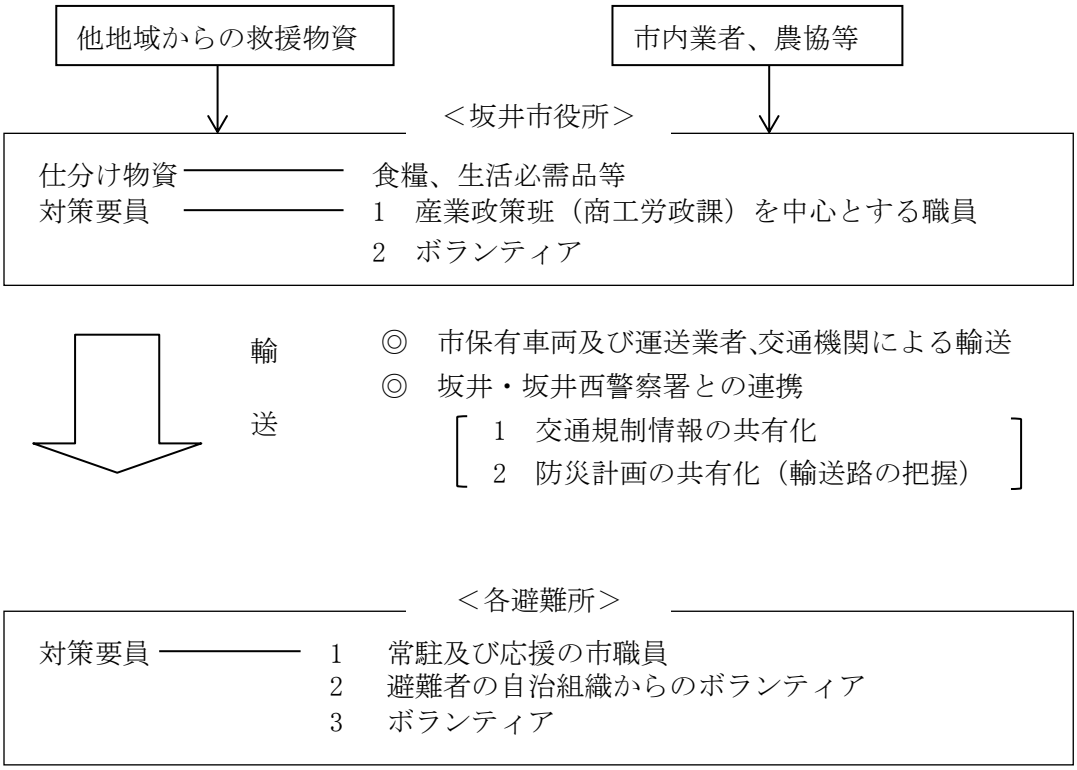


**５　避難所における供給計画**

大規模地震の発生により避難所を開設した場合の食料及び生活必需品等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がける。

| 区分 | 食料 | 生活必需品 |
|---|---|---|
| 第一段階<br>（生命の維持） | おにぎり、パン等すぐに食べられるもの | 毛布（季節を考慮したもの） |
| 第二段階<br>（心理面・身体面への配慮） | 温かい食べ物（煮物等）、<br>生鮮野菜、野菜ジュース等 | 下着、タオル、洗面用具、<br>生理用品等 |
| 第三段階<br>（自立への援助） | 食材の給付による避難者自身の炊き出し | 鍋、食器類、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備 |

震災時には、生活必需品を喪失又は破損し、日常生活を営むことが困難な者が生ずる可能性があるため、これらの物資を迅速確実に供給するよう努める。

# 第 18 節　緊急輸送計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、公共交通対策課、監理課、建設課、関係各課

**【実施計画】**

地震や津波発生時の災害応急対策を実施するための要員、緊急物資及び復旧資材等の緊急輸送を確保することにより、迅速な応急対策の実施を可能にする。

## 第１　緊急輸送の順位

市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、災害対策本部において調整する。

第１順位　市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第２順位　地震や津波災害の被害拡大防止のために必要な輸送
第３順位　地震や津波災害の災害応急対策のために必要な輸送
第４順位　その他の人員、物資の輸送

## 第２　緊急輸送の範囲

(1)　災害応急対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資
(2)　救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資
(3)　消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
(4)　後方医療機関・被災地外へ搬送する負傷者及び被災者
(5)　食料、水等生命の維持に必要な緊急物資及び他府県からの援助物資
(6)　罹災者を収容するために必要な資機材
(7)　二次災害防止用及び応急復旧の資機材
(8)　その他緊急に輸送を必要とするもの

## 第３　緊急輸送体制の確立

### １　輸送体制

発災直後は緊急を要するため、災害応急対策要員・医療従事者、無線通信施設の保安要員、医薬品・資機材等を輸送する。

被災後 1～6 日程度の間は、航空輸送、海上輸送及び利用可能な手段により、重傷者、生命維持に必要な物資、緊急輸送道路復旧に必要な人員・資機材等の輸送を行い、被災後 7 日目程度以降は、陸上輸送、海上輸送を中心に輸送を実施し、孤立地帯等の陸上交通が不可能な地域に対して県による航空輸送を継続する。

### ２　輸送計画の策定

市及び防災関係機関は、その所管する災害対策の実施に当たっては、原則として自己が保有し、又は直接調達できる車両等により輸送を行うとともに、その所管する業務について、災害時における輸送に関する計画を策定する。

### ３　輸送対象

市は、緊急輸送の実施に当たって、人命の安全、災害の拡大防止、応急活動の迅速な実施等を最重点に、次の事項を輸送対象とする。

また、その輸送対象も被災の状況や応急対策の進捗状況に応じて優先順位を定める。

(1)　第１段階

①　事前避難実施時の避難者の輸送

②　重傷等の傷病人収容のための輸送

③　医療従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資の輸送

④　消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資の輸送

⑤　被災者の避難のための輸送

⑥　緊急輸送路確保のための緊急復旧要員及び資機材等の輸送

⑦　交通規制等に必要な人員及び物資の輸送

(2)　第２段階

①　飲料水供給のための輸送

②　食料供給のための輸送

③　緊急を要する生活必需品供給のための輸送

④　遺体の搬送

⑤　災害応急対策要員及び救援用資機材の輸送

(3)　第３段階

①　生活必需品供給のための輸送

②　災害復旧対策要員及び復旧用資機材の輸送

### ４　輸送手段

市は、災害の状況により、次の輸送手段から迅速かつ適切な方法で輸送を行う。

(1)　自動車等による輸送

(2)　鉄道による輸送

(3)　船舶、船艇等による輸送

(4)　航空機による輸送

(5)　自転車、オートバイ等による輸送

(6)　人力による輸送

## 第４　緊急輸送の実施

### １　自動車等による輸送

(1)　緊急輸送路の指定

市は、県が指定した大規模地震等発生時の緊急交通路と整合を図り、市内の各主要防災拠点を結ぶ緊急輸送路をあらかじめ指定する。

(2)　指定緊急輸送路の確保

①　交通情報の収集

市は、災害時の指定緊急輸送路等の交通情報の収集を、坂井・坂井西警察署や国、県、中日本高速道路(株)等の道路管理者と県防災情報ネットワーク等により行う。

②　道路管理者の行う交通規制

市は、災害による道路の陥没、破損等の事由により通行に危険を及ぼすと認められる場合や道路沿いの建物や工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる場合、また、道路区域内に存する障害物が直ちに除去できないときは、通行禁止等の緊急措置を講じるとともに、県警察本部及び坂井警察署又は坂井西警察署に通報し、協議する。

また、他の関係機関に対しても速やかに連絡する。

③　警察の行う交通規制

警察は、緊急交通路を確保するため、必要な交通安全施設の整備、又は交通管理対策を行う。

(3)　指定緊急輸送路の啓開

市は、災害発生後、速やかに指定緊急輸送路線の調査を行い、通行可能な路線から啓開を実施する。

なお、道路上に障害物等があり通行不能の指定緊急輸送路線については、緊急に障害物等を除去するよう努める。

①　調査、点検

国、県等の関係機関と連携のもと、指定緊急輸送路を最優先としながら、市内全域で次の内容の調査、点検を行う。

また、必要に応じて災害時に(一社)坂井郡建設業協会や(一社)福井県タクシー協会、福井県個人タクシー協同組合、嶺北個人タクシー協同組合に応援を要請し、調査、点検、報告等を依頼する。

ア　擁壁、又は法面の崩壊、落石
イ　橋梁、トンネル、ボックスカルバート等立体構造物の落下、又は崩壊路面陥没、水没等
ウ　標識類、照明、電柱、電線等の倒壊、又は落下
エ　道路沿いの建築物、工作物の倒壊、又は落下
オ　街路樹の倒木、枝の落下、流木
カ　放置車両
キ　その他

②　道路啓開に必要な資機材の確保

道路啓開は、平常時に使用する業務用資機材によるほか、(一社)坂井郡建設業協会等の協力により資機材を確保する。

(4)　輸送車両の配車等

災害対策の実施に当たっては、原則として市が保有し、又は直接調達できる車両等により輸送を行う。このため、監理課において、動員できる車両（ジープ、大型トラック等)、船艇等を把握するとともに、輸送車両等の確保及び配車を行う。

①　輸送車両の確保

市で行う輸送は、原則として関係各課で所有する車両を使用し、不足が生じる場合は、監理課指定の車両を使用する。

監理課は、関係各課からの要請により、市有の車両だけでは不足する場合、又は不足が予想される場合、次により輸送車両等の確保を図る。

ア　県へのあっせん要請

応急対策活動に当たって市内での車両等の調達が不可能な場合は、次の輸送条件を示した上で、県危機対策・防災課に対して調達あっせんの要請を行う。

なお、必要に応じトラック等の車両については、日本通運(株)福井支店や福井県トラック協会に借上げを要請する。

また、被災者等の輸送については、指定地方公共機関のバス等の借上げを要請する。

(ｱ)　輸送区間及び借上期間
(ｲ)　輸送人員、又は輸送量
(ｳ)　車両等の種類及び台数
(ｴ)　集積場所及び日時
(ｵ)　その他必要事項

イ　民間業者への依頼

市域の自家用及び営業用車両等保有車に対し、あらかじめ協力を依頼し、災害の程度に応じ出動要請を行う。

ウ　自衛隊の要請

災害の状況により自衛隊の航空機等による輸送を必要とするときは、「第２編　第３章　第３節　自衛隊災害派遣要請及び受入れに関する計画」の定めるところにより、自衛隊災害派遣を要請する。

②　輸送車両の配車

監理課は、災害対策本部や関係各課等からの配車請求について、市が所有する車両や借り上げた車両で対応する。

なお、配分や料金等の負担については次に定めるところによる。

ア　配車請求

関係各課は、車両を必要とする場合、使用目的、日時、車種、乗車人員、積載トン数、台数、引渡場所等を明示の上、監理課に請求する。

イ　配車

監理課は、必要車両を調達し、請求した災害対策本部や各対策等に引き渡す。

ウ　借上料金等

借上げに要する費用は、市が当該輸送業者等の団体若しくは当該業者と協議して定める。

(5)　燃料の確保

監理課は、自動車用等の燃料の確保ができない場合、安全対策課に連絡し、県を通じ福井県石油商業組合に対し供給協力を要請する。

**２　鉄道による輸送**

災害により自動車等による輸送が不可能な場合、又は鉄道による輸送が迅速確実な場合には鉄道による輸送を行う。この場合においては、鉄道事業者と綿密な協議のもと実施する。

**３　船舶、船艇等による輸送**

陸上輸送が不可能な場合、又は船舶、船艇等による輸送がより効果的な場合は、中部運輸局福井運輸支局、敦賀海上保安部及び海上自衛隊の協力のもとに海上輸送を実施する。

国、港湾管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

**４　航空機による輸送**

交通途絶のための孤立地帯への輸送は航空機によるものとし、県防災ヘリコプターの活用を図るとともに、必要に応じ、自衛隊、海上保安庁、県警察本部の航空機の派遣要請を行うほか、航空運送事業者に対して協力を要請し、民間機の借上げを行う。

この場合、市は、災害時用臨時ヘリポートとして選定する地点の被災状況、避難所等の利用状況を確認し、災害時用臨時ヘリポートとして活用する場所を確認・設定する。

なお、臨時ヘリポートを設定したときは、県及び関係機関に通知するとともに、吹き流し又は発煙筒、Ⓗ の標示及び警戒人員を準備する。

**５　自転車、オートバイ等による輸送**

災害により機動力による輸送が不可能な場合又は自転車等による輸送が適当な場合には、自転車、オートバイ等による輸送を行う。

### ６　人力による輸送

災害により機械力輸送が不可能な場合又は人力による輸送が適当な場合には人夫等による輸送を行う。

## 第５　救援物資等の集積・配送拠点等

### １　集積・配送拠点等の設定

市は、「坂井体育館」を他都市からの救援物資の受入れや調達した物資等の集約、各地域への配送仕分け等を行うための集積・配送拠点として設定し、必要な救援物資を迅速に避難所等に供給する。

また、市は福井県緊急輸送道路ネットワークの中から輸送、保管に適した場所を選び、「地域内輸送拠点」として開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

### ２　救援物資等の対応専門係の設置

救援物資の受付、配送等の対応業務を総合的に行うため、関係対策班の職員からなる専門係を市役所内に設け、救援物資対応マニュアル等をもとに、集積拠点等への集積や仕分け、搬送の指示等の業務に当たる。

なお、集積や仕分け等の人員については、各応急対策等への動員要請によるほか、ボランティアの協力により確保を図る。

◆救援物資等の対応専門係の業務内容◆

| |
|---|
| (1)　救援物資の受付 |
| (2)　救援物資の集積状況の把握 |
| (3)　救援物資の配送指示 |
| (4)　集積、配送状況等の情報の提供 |
| (5)　救援物資配送計画の作成 |
| (6)　食料、生活必需品等の調達 |
| (7)　輸送車両等の配車指示、借上げ等 |
| (8)　集積・配送拠点への人員配備 |

# 第 19 節　交通施設災害応急対策計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、公共交通対策課、林業水産振興課、建設課、関係各課

**【実施計画】**

各交通施設の事業者及び管理者は、震災により交通施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止することにより人命の安全を確保するとともに、速やかに応急復旧を行い交通機関としての機能を維持する。

## 第１　鉄道施設

### １　西日本旅客鉄道(株)（金沢支社管内）の措置

(1)　活動体制

①　対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に事故対策本部を、事故現場には現地対策本部を設置する。

②　社員の動員

社員は、緊急時の連絡経路図及び非常招集連絡表に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業等の任務を行う。

(2)　災害時の初動措置

①　旅客に対する広報

乗務員は輸送指令員からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。

現地本部長は、地震被害の状況を考慮して旅客及び公衆の動揺や混乱を招かぬようにするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、地震規模と建造物の耐震的安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺及び沿線の被害状況等についての周知に努める。

②　避難誘導

乗務員は、列車又は線路構造物の被害若しくは二次災害の発生危険が大きいと予測したとき、その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令又は近接の市町と連絡の上、旅客を安全な地点に誘導する。

現地本部長は、地震の規模、二次災害の発生の危険、建築物の状況、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して負傷者、高齢者、障がい者、児童、その他特に援護が必要な者等を優先して混乱を招かないよう配慮する。転倒、落下物に注意し、停電で誘導不能の事態が生じないように携帯電灯を準備する。

③　救護措置

現地本部長は、被害の状況により救護所を開設し、関係防災機関及び隣接現業機関、医療機関の救護を求める。

(3)　関係施設の応急復旧

支社と社員及び外注業者の協力により、復旧は重要度の高い線区から仮復旧を行って食料その他非常緊急にかかわるものの輸送を早急に確保するよう努める。

(4)　震度による運転規制

各線区の拠点に地震計を設置しているほか、次により列車防護を行う。

①　震度 80 ガル以上の取扱い

全列車を一旦停止させ、全線地上巡回による点検（但し、気象庁発表震度が 4 以下と判明した場合、各担当箇所打ち合わせの上、15km/h 以下で最寄り駅まで運転することができる。）

地上巡回による点検で、線路に異常は無く列車走行は可能と確認できた場合は、諸列車は 30km/h 以下で運転

②　震度 40 ガル以上～80 ガル未満の取扱い

ア　要注意箇所がない場合

(ｱ)　初列車は速度 15km/h 以下で運転、これによれない場合は工務社員による地上巡回

(ｲ)　次列車は、初列車の乗務員又は工務社員からの線路に異常が無い旨の報告を受け速度 45km/h 以下で運転

(ｳ)　前項(ｲ)で乗務員からの線路に異常が無い旨の報告を受けその後の列車は所定速度での運転となる。

イ　要注意箇所がある場合

(ｱ)　初列車は速度 15km/h 以下で運転、これによれない場合は工務社員による地上巡回

(ｲ)　次列車は、初列車の乗務員又は工務社員からの線路に異常が無い旨の報告を受け速度 45km/h 以下で運転

(ｳ)　前項(ｲ)で乗務員からの線路に異常が無い旨の報告及び要注意箇所のスポット地上巡回で異常の無いことを確認しその後の列車は所定速度での運転となる。

③　震度 40 ガル未満の取扱い

規制はなし

なお、要注意箇所とは、次の箇所をいう。

ア　過去に地震に起因して変状が生じた構造物

イ　耐震評価上の弱点となる構造物等

ウ　降雨、増水により運転規制を実施している箇所

**２　えちぜん鉄道(株)の措置**

(1)　活動体制

①　「えちぜん鉄道事故･災害対策本部規程」に定めるところにより災害対策本部を設置する。

②　社員は「緊急時救急体制内規」に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業等の任務を行う。

(2)　災害時の初動措置

①　旅客に対する広報

ア　乗務員は、運転指令からの指示、情報等のうち必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。

イ　駅係員は、地震被害の状況を考慮し、旅客の動揺、混乱を招かぬよう避難場所や列車の運行状況等の周知に努める。

ウ　無人駅での災害発生時については、音声カメラによる誘導を行うほか、社員を派遣し旅客誘導を行う。

②　避難誘導

ア　乗務員は、列車、線路構造物の被害又は二次災害の発生する危険が大きいと予測した時若しくは、その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断した時は、速やかに運転指令と連絡の上、旅客を安全な場所に誘導する。

イ　駅係員は、地震の規模、二次災害発生の危険が高い建造物の状況、駅及び駅周辺の被害状況、転倒、落下物等を考慮して旅客を安全な場所に誘導する。

③　救護措置

ア　被害の状況により災害対策本部を設置し、救護班は関係防災機関及び医療機関の救護を求める。

イ　平素から救護選定方法や救急病院の選定基準を整えるとともに、旅客取扱者に対し救護上必要な教育を周知徹底する。

(3)　関係施設の応急復旧

地震時の非常災害に際しては、「福井本社災害対策本部規程」に基づき災害対策本部を設置し、関係施設の応急復旧に当たる。

(4)　震度による運転規制

地震による運転規制については、次の各項により行う。

①　地震が発生した時、運転指令者は、各列車に対して、地震が発生した旨を急報し、不適当な場所を避けて各列車及び車両の運転を中止するよう指令する。

②　運転指令者は、列車を停止させた後、福井地方気象台に震度や状況を確かめ、乗務員、保線及び電気区長に対して次の名号による指令又は要請を行う。

ア　震度４相当

停止させた待機中の列車に対し、震度を明示し、最徐行運転により運転を再開するよう指令する。

イ　震度５弱以上

停止させた待機中の列車に対し、震度を明示して運転中止指令を行い、送電を停止するとともに保線及び電気区長に対して巡回点検を要請する。

## 第２　道路施設

### １　災害対策用緊急輸送道路の確保

地震により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線をあらかじめ選定する。

### ２　一般道路

各道路管理者は安全かつ円滑な交通を確保するため、次の措置を講じる。

(1)　防災関係機関等への連絡

所管する道路の被害状況を速やかに把握し、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡する。

(2)　点検措置の実施

大地震の発生直後、道路等について直ちに点検（状況把握、応急復旧箇所）を実施する。駐車車両、道路上への倒壊物・落下物等道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急輸送路線、主要道路から優先的に障害物の除去を実施する。

(3)　応急復旧の実施

地震による災害が発生した場合、所管の道路について、路面の沈下陥没及び亀裂、構造物と取付部の段差、法面の崩壊、橋梁の損傷等、被害状況に応じた応急復旧を行い、最も早い工法を選定し、交通の確保に努める。

(4)　占用物件等他管理者への通報

上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。緊急のため、その時間がない場合は通行禁止等、市民の安全の確保のため必要な措置を講じ、事後通報を行う。

(5)　交通止め等緊急処置

所管する道路の陥没及び亀裂等、地震による災害が発生した場合、所轄の警察署、消防署等の協力を求め、通行の禁止又は制限、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、市民の安全確保のための必要な措置を講じる。

### ３　高速道路

中日本高速道路(株)及び西日本高速道路株式会社は、地震による災害発生のおそれがある場合、又は災害が発生した場合は、直ちに災害応急対策に入る。

## 第３　漁港応急対策

福井港三国港地区及び梶、崎、安島漁港は、地震や津波発生時には救援活動や物資等の緊急輸送の拠点として重要な位置を担っており、被災した場合は早急に復旧する必要がある。

そのため、大規模な地震・津波が発生した場合は、速やかに被災状況を調査することを原則とする。

なお、小規模な地震・津波であっても漁港や水産施設に被害が見込まれる場合はこの限りではない。

### １　被害状況の把握

災害後、ほぼ一両日の日程で目視観測を中心として、漁港施設の被災概要（被災の有無・大小・位置）を把握するとともに、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するための調査を実施する。

### ２　緊急処置

二次災害のおそれのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板設置による安全管理の処置を行う。

### ３　漁業者に対する広報

漁港施設に被害が生じたときは、被害状況に応じ、漁業協同組合と連携し、出漁漁船等に対する漁港施設被害状況の情報提供を行う。

# 第 20 節　ライフライン施設等災害応急対策計画

**【主な実施担当】**

上下水道課、各事業所

**【実施計画】**

生活環境施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該施設を災害から防御するとともに、災害が発生した場合には速やかに応急復旧を行い、上下水道、電力の供給及び一般通信の確保を図る。

## 第１　上水道施設

市は、震災時における被害を最小限にとどめ、生活機能を維持するため、システム全体について被害状況を把握し、速やかに応急復旧を行う。

### １　応急復旧体制

災害時の行動指針に基づき情報伝達体制、相互協力体制及び応急復旧資機材の調達体制を確立する。

### ２　応急措置及び復旧

(1)　被害状況の収集

地震が発生した場合、速やかに施設の点検を行い、被害の把握に努める。

(2)　第１次復旧工事

導水管、送水管及び主要な配水管を修理し、特設された応急給水栓等から給水し得るまでの復旧工事をめどとする。

(3)　第２次復旧工事

第１次復旧工事により応急給水栓から給水された時点で、医療施設等緊急を要する施設を優先的に、各戸給水をめどとして復旧工事を施行する。

①　給水管の分岐は配水管及びその支管の復旧工事が完成した後、医療施設等緊急を要する施設を優先的に給水管の分岐工事を開始する。

②　給水装置の整備は被害状況に応じて次の方法により整備する。

ア　既設管を生かす。

イ　仮配管より既設管に通水して生かす。

ウ　仮配管より各戸に給水する。

(4)　恒久復旧工事

復旧に当たっては再度の被災の防止を考慮に入れ、耐震化、緊急時貯水施設の整備を図るなど計画的に復旧対策を進める。

①　改良復旧は、現行の拡張事業を勘案して施行する。

②　地震後の地域復旧計画と連携を保って施行する。

③　石綿セメント管及び老朽管はできる限り取り替える。

④　工事復旧後は、配管台帳の修正、整備保管に努める。

### ３　代替施設設備の活用

医療施設や避難所等に対する飲料水等確保のため、給水車（水槽付き消防車も含む。）やろ水器による給水を行うほか、水質条件を満たした道路融雪用の井戸水などの活用を図る。

## 第２　下水道施設

市は、震災時における下水道の被害を最小限にとどめ環境汚染の防止を図るため、管路施設・ポンプ場及び処理場施設を含むシステム全体について被害状況を把握し、施設の復旧作業を実施する。

### １　要員及び応急対策用資材の確保

要員､応急対策用資材等の確保及び施設復旧について､民間企業及び他の下水道管理者に対し、広域的な支援を要請する。

### ２　応急対策

(1)　被害状況の調査及び施設の点検

震災発生後、二次災害のおそれのある施設等緊急度の高い施設から、順次重点的に調査及び点検を実施する。

(2)　応急復旧計画の策定

管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として復旧計画を策定する。

①　応急復旧の緊急度及び工法
②　復旧資材及び作業員の確保
③　設計及び監督技術者の確保
④　復旧財源の措置

(3)　応急措置及び復旧

下水道管理者は、災害発生時において、公共下水道などの構造等を勘案して、速やかに、公共下水道などの巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要なものとして、速やかに以下の応急措置を講ずるものとする。

①　管路施設

ア　管路損傷等による路面の障害に対する緊急措置

交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとった後、関係機関に連絡をとり、応急対策を講じる。

イ　マンホール等からの溢水の排除

可搬式ポンプを利用して、雨水管渠、河川又は他の下水道管渠あるいは排水路等への緊急排水をする。

ウ　吐き口等における浸水防止

防止河川等の管理者に連絡をとるとともに、破損箇所での土のう等による浸水防止の措置、可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

②　ポンプ場及び処理場施設

ア　ポンプ施設の機能が停止した場合の措置

損傷及び故障箇所は直ちに復旧にかかるとともに、浸水等の場合には緊急排水、浸水防止等の措置を講じる。

イ　処理場の機能が停止した場合の措置

設備の損傷、故障の程度等を確認の上停電が生じた場合には、自家発電設備等の活用を図るとともに損傷箇所の復旧に努める。

ウ　自動制御装置の停止に伴う代替措置

自動制御装置が損傷・故障により停止した場合には、手動操作により速やかに運転を再開する。

エ　危険物の漏洩に対する応急措置

危険物を扱う設備については、震災後速やかに点検し漏洩の有無を確認するとともに、漏洩を発見したときは、あらかじめ訓練した方法に従って、速やかに応急措置を講じる。

**３　下水の排除制度及び仮排水**

管渠の損壊等により処理不能となった場合は、市民に対し下水排除の制御を行うほか、下水の滞留に備え、ポンプ、高圧洗浄機等の確保を行う。

**４　代替施設設備の活用**

避難所等に仮設トイレを設置するなど代替設備の活用を図り、環境衛生面で支障のないよう対応する。

## 第３　電力施設

電力供給機関は、被害状況等を迅速に把握し、的確な応急対策を実施することにより、事故の拡大を防止し、電力の供給を維持する。

**１　応急対策**

(1)　危険予防措置の実施

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い、感電等の二次的災害のおそれがある場合で電力供給機関が必要と認めた場合又は消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じる。

(2)　復旧資材の確保及び輸送

①　資材の調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

②　資機材の輸送

非常対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船舶、航空機等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

③　復旧資材の置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難と思われる場合は、県及び市の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

(3)　応急対策工事の実施

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

①　水力、火力、原子力発電所設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

②　送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

③　変電設備

機器損壊事故に対し、電力系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

④　配電設備

その場の状況に応じた臨機応変の仮工事により迅速確実な復旧を行う。

⑤　通信設備

可搬型電源、移動無線等の活用により通信連絡を確保する。

(4)　災害復旧の順位

各施設の復旧に当たっては、避難所、医療機関等を原則として優先するが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案の上、電力供給上復旧効果の大きいものから行う。特に緊急を必要とするものは、電源車を配置し緊急送電を行う。

### ２　災害時における広報活動

(1)　市民に対する広報活動

電力設備の状況、復旧活動の状況、復旧送電のめど、公衆感電事故防止及び復旧後の通電時の火災発生防止についてのＰＲを主体とした広報活動を、広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

(2)　地域防災機関との協調

緊急を要する広報は、必要に応じ県、市町、警察、消防機関等とも密接な連絡をとり行う。その手段は防災無線を活用する。

### ３　代替施設設備の活用

避難所等に対する電力供給確保のため、非常用発電機等の代替施設設備の活用を図る。

## 第４　ガス施設

ガス事業者は、地震や津波の発生によりガス施設に被害が生じた場合、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

### １　初動対策

(1)　消費者による初動対策

消費者は、地震や津波が発生した直後の二次災害を防止するため、自らが使用している火を消すとともに容器バルブを閉止するほか、要配慮者に対しても、近隣住民が協力してその措置に当たる。

(2)　液化石油ガス事業者による初動対策

液化石油ガス事業者は、地震や津波が発生した場合はその規模により緊急応援体制をとり、また、緊急点検マニュアルに基づき病院等公共施設及び集団供給設備のような大規模容器置場を有する施設に対し、速やかな施設の巡視点検、容器バルブ閉止などの応急措置を優先的に行う。

点検については常時施錠してある貯蔵設備、病院等公共施設及び大規模な容器置場を有する施設を優先して行う。

(3)　容器の回収

液化石油ガス事業者は、消費者の要請又は巡視点検により発見した家屋の倒壊等により危険な状態となった液化石油ガス容器を安全な場所へ移動する。

### ２　応急復旧

液化石油ガス事業者は、巡視点検により安全が確認された施設から順に供給を再開する。

また、改修が必要なものについては、緊急応援体制により事業者相互が連携し、復旧のための改修を行う。

### ３　災害時における広報活動

液化石油ガス事業者は、次の場合には需要家の二次災害防止を図るため、テレビ、ラジオ、新聞、チラシ、広報車等を利用して広報を行う。

(1)　ガスの供給停止が予想される時

(2)　ガス供給停止時

(3)　復旧完了における再供給時

**４　代替施設設備の活用**

液化石油ガス事業者は、避難所等に対するガス供給確保のため、カセットコンロ、ＬＰガス等の代替施設設備の活用を図る。

# 第 21 節　通信及び放送施設災害応急対策計画

**【主な実施担当】**

安全対策課

**【実施計画】**

通信の途絶防止及び放送電波の確保のための諸施策を講じるとともに、設備の早期復旧を図る。

## 第１　防災行政無線

### １　震災時の初期活動体制

(1)　要員の確保

市は、機器操作・監視要員並びに応急復旧要員を確保するため、職員を招集するとともに、必要に応じ関係業者に対し待機又は出動の要請をする。

(2)　通信の統制

市は、通信の状況を監視し、輻輳がある場合には、統制局又は支部局において適切な統制措置を講じる。

(3)　機器動作等の監視強化

市は、無線設備の被害状況を把握するとともに、異常がある場合には、応急措置を実施する。

(4)　予備電源の確認

市は、停電に備え、蓄電池設備の確認、非常用発電機の確認・試運転を実施する。

### ２　応急対策

(1)　通信施設の被害実態把握

市は、前記１(3)により障害が認められた無線局へ、保守要員が出動し状況確認を行うとともに、応急復旧策を検討する。

(2)　仮復旧作業の実施

市は、上記(1)の検討を踏まえ、必要機材、要員を確保し、早期仮復旧を図る。

## 第２　電気通信設備

西日本電信電話(株)、(株)ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ(株)及びソフトバンク(株)は、公共機関等の通信確保を図るとともに、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、迅速かつ的確な応急作業を実施する。

### １　応急対策

(1)　震災時の通信確保体制

災害の規模等により、災害情報連絡室及び災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策及び復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制とする。

(2)　初動措置

①　電源の確保

②　災害対策用無線機、移動無線車等の発動

③　予備電源設備、移動発電装置等の発動

(3)　重要通信の確保

各種災害応急対策の実施に不可欠な重要通信を優先的に、復旧を行う。

(4)　特設公衆電話の設置

災害又は大規模故障により特定の地域が全面的に通信困難となった場合には特設公衆電話を設置する。

(5)　通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款に基づき、臨機に通信の利用制限等の措置を行う。

**２　広報活動**

災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知させる。

(1)　通信途絶、利用制限の理由及び内容

(2)　災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期

(3)　通信利用者に協力を要請する事項

(4)　その他、必要な事項

**３　復旧対策**

災害により被災した通信設備の復旧に当たっては、電気通信施設等の機能、形態を被災前の状態に復旧するが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張、改良工事等を折り込んだ復旧工事を実施する。

## 第３　放送設備

**１　日本放送協会（福井放送局）**

地震災害の発生に際して放送施設に障害を受けた場合は、被害箇所を優先的に復旧するとともに、迅速かつ適切な応急措置により放送の継続及び放送電波の確保を図り、公共放送としての使命を達成する。

(1)　応急対策

①　放送機等障害時の措置

ア　放送機等が障害を受けた場合は、必要な措置を講じて、放送の確保を図る。

イ　停電又は受電設備に障害が発生した場合は、自家発電装置によって給電するが、自家発電装置運転不能の場合には、仮設電源の設置又は被害箇所の応急措置等により対処する。

②　回線障害時の措置

西日本電信電話(株)に対し早期回復を要請するとともに、次の措置を講じる。

ア　放送回線の場合には、無線中継の実施、ＦＰＵ等による臨時回線の措置、衛星放送の活用、非常用番組の送出等、障害程度に応じた措置を講じる。

イ　局間打合回線の場合には、代替回線を単独に、あるいは併用して使用する。

③　演奏所障害時の措置

演奏所が使用不能となったときは、放送所等に臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

(2)　視聴者対策

災害時における受信の維持・確保のため次の措置を講じる。

①　受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて、告知放送、チラシ又は新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、受信機巡回修理班を編成し、関係団体の協力を得て被災受信機の復旧を図る。

②　情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置・速報板等を設置するとともに、状況により広報車等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。

(3)　復旧対策

①　被災した施設及び設備等については、迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

②　復旧の順位は、放送内容・障害状況等を考慮しつつ、原則として放送実施の優先順位に従う。復旧工事の実施に当たっては、人員・資材等を最大限に活用して作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図る。

**２　民間放送会社（福井放送(株)、福井テレビジョン放送(株)、福井エフエム放送(株)）**

(1)　応急対策

①　放送機等障害時の措置

放送機等障害により一部の放送系統による放送送出が不可能となったときは、予備系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組のみの送出継続に努める。

②　回線障害時の措置

一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

③　演奏所障害時の措置

災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

(2)　視聴者対策

災害時における受信の維持、確保のため次の措置を講じる。

①　受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて、告知放送、チラシ又は新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、受信機巡回修理班を編成し、関係団体の協力を得て被災受信機の復旧を図る。

②　情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置・速報板等を設置するとともに、状況により広報車等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。

(3)　復旧対策

①　被災した施設及び設備等については、迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

②　復旧の順位は、放送内容・障害状況等を考慮しつつ、原則として放送実施の優先順位に従う。復旧工事の実施に当たっては、人員・資材等を最大限に活用して作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図る。

# 第 22 節　危険物施設等応急対策計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、嶺北消防本部

**【実施計画】**

危険物施設等の管理者は、地震や津波の発生により施設に被害が生じた場合、火災、爆発、流出拡散の防止等二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を行う。

また、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図るため、必要な措置を行う。

## 第１　危険物施設

危険物施設の地震による被害を最小限にとどめるため、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等は地震が発生した場合、当該危険物施設の実態に応じて、次の措置を講じる。

### １　危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。

### ２　危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認をするため、危険物の取扱施設、消火設備等の点検及び近隣の危険物施設の状況把握を行う。

### ３　危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

### ４　災害発生時の応急措置

危険物により災害が発生したときは、化学消火薬剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

### ５　防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに嶺北消防本部、坂井・坂井西警察署、福井海上保安署に通報し状況を報告する。

### ６　従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置

災害発生事業所は、嶺北消防本部、坂井・坂井西警察署、福井海上保安署との連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

## 第２　火薬類貯蔵施設

火薬類貯蔵施設の地震による被害を最小限にとどめるため、火薬類取扱保安責任者は危害予防規程等により次の保安措置を講じる。

### １　自衛保安等に必要な措置

火薬類取扱保安責任者等は、地震による被害を最小限にとどめるため、関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講じる。

(1)　施設の安全確認及び爆発・火災に対する適切な措置
(2)　危険な状態の場合、付近の住民に対し警告する措置
(3)　火薬類の数量等の確認
(4)　その他災害の発生防止又は、軽減を図るための措置

### ２　火薬類持出し等の緊急措置

市は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため、必要に応じて県が行う火薬類取扱保安

責任者等に対する火薬類の持出し等緊急措置に協力する。

## 第３　高圧ガス施設

高圧ガス施設の地震による被害を最小限にとどめるため、製造者等は危害予防規程により、次の保安措置を講じる。

### １　自衛保安等に必要な措置

製造者等は、地震による二次災害を防止するため、関係機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講じる。

(1)　製造施設の運転、充てん作業、火気取扱作業、高所作業、荷役作業等の停止等の措置
(2)　移動式荷役設備等入出荷設備に関する退避又は安全措置
(3)　落下防止、転倒防止等の安全措置
(4)　その他災害の発生の防止又は軽減を図るための措置
(5)　従業員及び付近の住民に対し退避するよう警告する措置

### ２　一時停止等の緊急措置

市は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため、必要に応じ県が行う製造業者等に対する操業の一時停止等の緊急措置に協力する。

## 第４　毒物・劇物取扱施設

嶺北消防本部は、県及び坂井・坂井西警察署と協力し、毒物・劇物取扱施設が地震により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏洩、又は地下に浸透し保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがあるときは、施設等を管理する者に対し危害防止のための応急措置を講じるよう指示する。必要に応じ、市はこれに協力する。

# 第 23 節　住宅応急対策計画

**【主な実施担当】**

環境推進課、都市計画課

**【実施計画】**

応急仮設住宅の設置や被害家屋の応急修理の実施又は既存公営住宅等の活用により、被災者の住居の確保を図る。

## 第１　実施機関等

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、原則として市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事（救助事務を委任した場合は市長）が同法に基づき応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を実施する。

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて、実施する。

なお、市は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておくとともに、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

## 第２　応急仮設住宅の供与

### １　応急仮設住宅の建設

市は、災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、災害救助法の基準に準じて応急仮設住宅を建設し一時的な居住の確保を図る。

### ２　入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定は市が行うが、災害救助法が適用された場合には県が実施し、市はそれに協力する。

なお、応急仮設住宅の供与期間は、原則として完成の日から 2 年以内とする。

### ３　応急仮設住宅の運営管理

市は、男女共同参画による応急仮設住宅の適切な運営管理を行うとともに、男女双方の視点に配慮した安全の確保、孤独死や引きこもりを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

### ４　応急仮設住宅からの退去

市は、入居者に対して、応急仮設住宅は、被災者に一時入居の場所を提供するもので、その目的が達成されたときは撤去されるべきものであることを、徹底するとともに、住宅のあっせん等を積極的に行う。

### ５　要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者に配慮した住宅の建設を考慮する。

## 第３　住宅の応急修理

市は、災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、災害救助法の基準に準じて応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

## 第４　応急危険度判定制度

### １　被災建築物応急危険度判定

市は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

市は、建築物の地震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、県に被災地へ応急危険度判定士の派遣を要請する。被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の被災度を判定し、建築物に判定結果の表示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

また、判定する際、アスベストの飛散による危険性を応急的な調査により判定し、周辺住民に対してアスベストの飛散の可能性について情報提供を行うとともに、被災建築物の解体・瓦礫処理作業を行う者に対して情報提供を行う。

### ２　被災宅地危険度判定

市は、宅地の盛土斜面及び石垣などの擁壁の崩壊等による二次災害の防止を図るため必要がある場合、県に対して被災地に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

派遣された被災宅地危険度判定士は、現地調査を通じて、主に目視により被災宅地の被害状況を調査し、危険度を判定するとともに、宅地への判定結果の表示及び所有者等に対する勧告によって注意を喚起する。

市は、これら被災建築物に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、国（内閣府、国土交通省）及び県は、市の活動の支援に努めるものとする。

## 第５　公営住宅等の活用

市は必要に応じて地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく目的外使用として市営住宅の空き家を活用し、被災者を一時入居させる。

なお、市営住宅の空き家の確保が困難な場合は、県及び近隣市町に対し公営住宅の活用について応援を要請する。

また、必要に応じて被災者に公営住宅以外の空き家のあっせんを行う。

## 第６　各種被災建築物調査の説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は、市の活動の支援に努める。

## 第７　石綿応急措置の実施

建築物等の倒壊・損壊により石綿露出が確認された場合、建築物等の使用者（所有者・管理者）は、周辺の立入禁止措置および石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

また、使用者が対応できず緊急の対応が必要と判断される場合には、県および市が周辺の立入禁止措置等を実施する。

# 第 24 節　廃棄物処理計画

**【主な実施担当】**

農業振興課、環境推進課、上下水道課、福井坂井地区広域市町村圏事務組合、坂井地区広域連合

**【実施計画】**

震災時には、建築物の倒壊、津波や火災等によって一時的にがれき（石綿含有廃棄物を含む。）等が大量に発生し、かつ避難所等からは多量のごみが排出されることが予想される。

また、倒壊家屋、焼失家屋や避難所における仮設トイレ等のし尿くみ取り、その処理需要が発生するほか、し尿処理施設及び下水道施設の損壊による機能低下が予想される。

このため、被災地における廃棄物の収集処理を適切に実施し環境衛生に万全を期する。

## 第１　応急清掃対策

### １　応急清掃の基準

被災地における応急清掃は、原則として災害発生の日から 10 日以内に完了する。

### ２　ごみ及びし尿の処理施設の選定基準

既設の処理施設が被災した場合における応急処理施設の選定は、ごみ及びし尿を衛生的に処理するため、次により行う。

(1)　ごみ及びし尿を適切に処理できる場所であること。

(2)　処理施設の数は地理的条件を考慮し、あらゆる災害を予想して適当数を選定すること。

(3)　処理施設は人家から相当の距離を有し、ごみ及びし尿の処理により衛生上影響のない場所であること。

(4)　ごみ及びし尿処理施設の消毒は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）」に定める消毒方法により行うこと。

### ３　ごみ収集処理方法

(1)　収集運搬

市は、被災地におけるごみの排出状況に応じ清掃車を集中的に配備し、災害により排出されたごみを能率的かつ衛生的に収集し、処理施設へ運搬する。ただし、排出量が市の収集運搬能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、県に対して応援を要請し、トラック等車両及び作業員を確保して収集運搬する。

(2)　処理処分

災害の規模によって排出されるごみの質量は異なるが、水害によって排出されるごみの場合は、水分の多い難燃性のごみが大部分を占めるので、市は、収集したごみを直接福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターで処分する。

### ４　し尿の収集処理方法

(1)　収集運搬

市は、被災の状況に応じ、し尿取扱業者の清掃車（バキュームカー）を動員し、能率的かつ衛生的に収集し処理場へ運搬する。ただし、収集を要する量がし尿取扱業者の収集能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、応援を要請し、清掃車（バキュームカー）及び作業員を確保して収集運搬する。この場合、くみ取り料金は、その状況により本部長が定める。

(2)　処理

被災地から収集したし尿は、坂井地区広域連合の処理施設において処理するが、一時に大

量のし尿が搬入され、処理施設の処理能力を超える場合又は当該処理施設が被災し処理できない場合、市は、県と協議を行い、他市町の処理施設に搬入して処理する。

なお、被災が広域にわたり、しかも緊急を要する場合で他市町の処理施設を利用して処理することができないときは、処理施設選定基準により選定し、確保した処理施設において衛生的に埋没処理する。

(3)　簡易トイレの設置

市は、災害により下水道の使用が不可能となった場合、簡易トイレ又は移動トイレを次の基準で設置する。

①　市有施設（役所、学校、避難所等）で必要度の高い施設に設置する。

②　市民の利用に便利と判断される場所（駅等）に設置する。

## 第２　災害廃棄物の発生への対応

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市は十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

市は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。

国、県、市は、災害廃棄物に関する情報、D.Waste-Net や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

市は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

県、市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

## 第３　死亡獣畜対策

死亡獣畜（牛馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか保健所所長の許可を得て次の方法等で処理する。

なお、犬、猫、家きん類についても下記の方法に準ずるものとする。

### １　移動しうるもの

適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理する。

### ２　移動し難いもの

その場で個々に処理する。

# 第 25 節　防疫、食品衛生計画

**【主な実施担当】**

健康増進課、農業振興課

**【実施計画】**

地震や津波の発生に伴う家屋、工作物等の倒壊、水道断水、浸水等は、生活環境の悪化を招き、感染症の発生の危険を高めることから、家屋内外の消毒、感染症患者の早期発見等感染症予防のための各種措置及び食品の衛生監視など防疫に関する措置を講じ、感染症流行等の未然防止を図る。

## 第１　防疫活動の概要

市は、災害地における感染症流行の未然防止を図るため、次の防疫活動を実施する。

なお、市の被害が甚大で本市限りでは実施不可能である場合、他の市町又は県の応援により実施する。

### １　消毒場所

(1)　宅地及び家屋の内外（台所、トイレ、寝室等を含む。）
(2)　畳、敷物、寝具衣類等
(3)　床下
(4)　汚水停留場所又は湿潤著しき場所等
(5)　その他状況により藪、草むら等

### ２　消毒方法

(1)　薬品消毒
(2)　煮沸消毒
(3)　蒸気消毒
(4)　焼却

### ３　昆虫等の駆除方法

(1)　発生源を除去し、発生源となる施設を改善する。
(2)　薬品等により成虫、幼虫及びさなぎを駆除する。
(3)　昆虫等の出入りを防止する設備を設ける。

### ４　鼠族の駆除方法

(1)　殺鼠剤又は捕鼠器により鼠を駆除する。
(2)　棲息場所を駆除し、営巣材料を適切に処理する。
(3)　食物の残廃物等を適切に管理する。
(4)　鼠族の出入りを防止する設備を設ける。

## 第２　防疫活動の実施要領

### １　情報の収集及び体制の整備

(1)　情報の収集及び防疫の実施計画の作成

災害発生と同時に職員を現地に派遣して被災地の状況を把握するとともに、坂井健康福祉センター等関係機関と連絡を図り、防疫の実施計画を作成する。

また、これに必要な器具、資材、薬剤及び人員を確保して防疫体制を整える。

(2)　防疫実施体制

災害の規模により防疫活動実施体制は異なるが、災害が激甚で広範囲に及ぶ場合は、1 班 3 名の人員をもって編成し、公共的場所の消毒及び各区長に対する薬剤配布を行う。

**２　知事の指導及び指示等**

知事が感染症予防上必要と認めて次の命令、指示及び指導を発した場合、本部長は、災害の規模、態様に応じその範囲及び期間を定めてこれを速やかに実施しなければならない。

(1)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、本節において「法」という。）第 27 条第 2 項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示

(2)　法第 28 条第 2 項の規定よる鼠族、昆虫等の駆除に関する指示

(3)　法第 29 条第 2 項の規定による物件に係る必要な措置に関する指示

(4)　法第 31 条第 2 項の規定による家庭用水の供給の指示

(5)　予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種に関する指示（本部長をして実施させることが適当な場合に限る。）

**３　防疫活動に必要な人員資材等の確保**

(1)　人員

本部長は清潔方法及び消毒方法を施行するため必要と認めるときは、医師その他予防上必要な人員を雇い上げる。

(2)　器材

市が保有している消毒用機器を使用するが、必要に応じて関係機関又は民間取扱業者等からの借入れを図る。

(3)　車両

市有車両を使用するが必要に応じて民間車両を借り上げる。

(4)　薬剤

市が保管する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は消毒薬剤取扱業者より購入するほか、県薬務主管課にあっせんを要請する。

**４　感染症患者発生時の処理**

(1)　本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症患者のいる又はいた場所、当該感染症による死体がある又はあった場所、その他感染症の病原体に汚染し若しくは汚染の疑いのある場所について消毒を実施する。

また、感染症予防上必要と認めたときは、知事は感染症患者を感染症指定医療機関等に入院の勧告若しくは入院させることができる。

(2)　知事は、必要と認めるときは、病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物への立入制限や禁止、又は封鎖等を実施することができる。

また、一定の日時間感染症患者がいる場合、その他感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある場所の交通の制限や遮断をすることができる。

(3)　その他感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき処理する。

**５　防疫業務の実施手順**

環境の清掃及び消毒方法については、以下の手順で実施する。

◆防疫業務の実施手順◆

| 汚染の段階 | 実施手順 |
|---|---|
| (1)　最初の洗浄 | ・浸水した水が引いた後､床及び壁の汚泥をきれいな水でよく洗い流す。(ブラシの使用可能な所はデッキブラシを使い水で洗浄) |
| (2)　比較的汚れの少ないところ | [冷蔵庫・戸棚等]<br>・汚水及び泥を洗い流した後、汚染の度合いの少ないと思われる場所は使い捨て手袋をして消毒用アルコールで布等を使い洗浄する。<br>・洗浄した後は、手指を消毒用アルコール、又は流水で石鹸を使用して洗浄する。<br>・消毒用アルコールとして使うオスバン（塩化ベンザルコニュウム）は 1000 倍から 2000 倍に希釈して使用する。(洗面器１杯（1600mℓ）の容器にオスバンのキャップ 3～5 杯（10mℓ）程度) |
| (3)　汚染が強いと考えられるところ | [床面等]<br>・汚染が強いと考えられるところは、使い捨て手袋をして消毒用アルコールを散布する。<br>・消毒用アルコールとして使うオスバン（塩化ベンザルコニュウム）は 50 倍から 100 倍の希釈液で 50mℓ/㎡の条件とする。(バケツ一杯分 (5ℓ）の水にオスバンをコップ半分（50mℓ）程度) |
| (4)　もっと汚染が強いと考えられるところ | [トイレの便座等、トイレがあふれたところ]<br>・0.1%次亜塩素酸ナトリウムを散布する。<br>・0.1%次亜塩素酸ナトリウムを作成する際は、ミルトンの場合 10 倍希釈、ピューラックスの場合 60 倍希釈とする。 |

### ６　市民の活動

市民は、自己の管理する家屋と敷地等の消毒については、上記「5　防疫業務の実施手順」に基づき、各区長を通じて配布された薬剤で行う。

### ７　防疫記録

市は、防疫活動を実施した場合、次の事項を記録する。

(1)　災害状況報告書
(2)　防疫活動状況報告書
(3)　防疫経費所要額調及び関係書類
(4)　各種防疫措置の指示命令に関する事項
(5)　防疫作業日誌（作業の種類、作業量、従事者、実施地域、期間、その他参考事項）

### ８　代執行

市の被害が激甚なため、又はその機能が著しく阻害されたため、市が知事の指示命令により行うべき業務を実施できないか、実施しても不十分である場合、知事は、市に替わりその業務を行うことができる。

## 第３　家畜の防疫

被災地の畜舎等施設の被害、家畜の状況及び防疫については、県の指導及び指示に基づいて行うものであるが、この場合、本部長は調査、報告事項については県家畜保健衛生所長と緊密な連絡をとり、被害の軽減に努める。

## 第４　食品衛生対策

市は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する食品の衛生状態の保持に努めるとともに、県の実施する食品衛生に関する指導について協力する。

### １　臨時給食施設、避難所等における食品衛生の確保

市は、関係機関と密接な連携をとり、施設の実態を把握するとともに、健康福祉センターが実施する食品衛生指導及び食中毒が発生した場合における、県の食品衛生監視員を中心とする調査班による原因の究明作業に協力する。

(1)　救援食品の衛生的取扱い
(2)　食品の保有方法、消費期限等の遵守
(3)　配布された弁当の適切な保管と早期喫食
(4)　手洗い・消毒の励行
(5)　食器、器具の消毒

### ２　食中毒発生防止の措置

市は、避難所への弁当等の配給に当たっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講じる。

(1)　弁当等の搬送には、温度管理に留意する。
(2)　早期喫食のため、弁当等の搬送時間を調整する。
(3)　避難者等に対する早期喫食の指導を行う。

別添様式

## 畜産関係被害状況報告

第　　号
年　　月　　日現在

受信時刻　　月　　日　　時　　分
発信者
受信者

１．災害の原因

２．災害発生の日時

３．災害発生の場所

４．被害の程度

１）畜産施設、被害金額

２）家畜の種類、性別

３）頭・羽数（被害数／規模)、被害金額

４）飼料（被害量)、被害金額

５）その他（飼料畑、牧草地等)、被害金額

５．被害の経過

６．措置の状況

７．その他参考となるべき事項関係被害状況報告

# 第 26 節　死体の捜索及び処理並びに埋葬等計画

**【主な実施担当】**

各支所、市民生活課、福祉総務課、社会福祉課、環境推進課

**【実施計画】**

災害時において死亡していると推定される者の捜索及び死体の収容、処理、埋葬（火葬）を実施する。

## 第１　死体の捜索

### １　捜索の対象

捜索の対象は、災害により行方不明の状態にある者で、各種の事情から既に死亡していると推定されるものとする。

### ２　捜索方法

捜索の方法は、坂井・坂井西警察署の協力のもと、人夫及びその他機械器具等を借り上げて実施する。ただし、市において実施困難な場合には、他の機関からの応援を得て実施する。

### ３　応援要請等

市は、被災、その他の事情により実施が困難と考えられるとき、又は死体が流失等により、他市町に漂着していると考えられる場合は、次の方法により応援を要請する。

(1)　県に応援要請を行う。

また、死体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合には、県に対して福井海上保安署又は自衛隊の応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合にあっては、隣接市町、又は死体漂着が予想される市町村長に直接捜索の応援を要請する。

(2)　応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

①　死体が埋没又は漂着していると思われる場所
②　死体数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣、持物等
③　応援を求めたい人数、又は船艇器具等
④　その他必要な事項

## 第２　死体の収容・処理

### １　処理の対象

死体の処理は、災害で死亡した者について社会混乱期のためその遺族等が死体の識別のための洗浄、縫合、消毒等の処置、死体の一時保存を行うことができない場合に応急救助として、その処置を実施する。

### ２　処理の方法

市は、死体が発見された場合、坂井・坂井西警察署及び福井海上保安署（海上の場合）に連絡するとともに、遺体の検視場所を確保し、警察等関係機関による検視を受けた後、次の要領により処理する。

また、地域住民の協力を得て身元確認を行う。

(1)　身元が判明し、かつ遺族等の引取人がある場合は、遺族等に引き渡す。

(2)　身元が判明しない者又は遺族等の確認ができない者については次による。

①　体育館・寺院等の借上げ、又は寺院・学校等の敷地内に死体を収容する施設を仮設するなどして死体安置所を設ける。

② 坂井・坂井西警察署又は福井海上保安署から死体の引き渡しを受けた後、できるだけ霊柩車等により死体安置所へ搬送するものとし、運搬車両等が不足する場合は、車両の手配をするよう県に要請する。

③ 遺体の洗浄・縫合・消毒及び検案は、現地医師等が日本赤十字社福井県支部及び坂井地区医師会と協力して行う。

④ 発見時の状況、遺体の性別、身長、人相、所持品、着衣、特徴その他必要事項の死体調書への記載及び写真撮影を行い、遺留品と併せて保管する。

⑤ 死体安置所において、死体の一時保存及び埋葬等が行われるまでの間、天幕を張る等して遺体を管理する。

⑥ 遺体の腐敗を防止するため、棺やドライアイス等の手配をする。
なお、棺やドライアイス等が不足する場合、県に応援を要請する。

## 第３　死体の埋葬等

### １　埋葬等の対象

埋葬等の対象は、次の基準によるものとする。

(1) 災害の混乱期に死亡したものであること。（災害の発生前に死亡したもので、葬祭の終っていないものを含む。）

(2) 災害のため、次のような理由で埋葬又は火葬を行うことが困難な場合であること。

① 緊急に避難を要するため、時間的労力的に埋葬等を行うことが困難なとき。

② 墓地又は火葬場等が浸水又は流失し、個人の力では埋葬等を行うことが困難なとき。

③ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず棺、骨つぼ等の入手が困難なとき。

④ 埋葬等を実施すべき遺族がいないか、又はいても老齢者、幼年者等で埋葬等を行うことが困難なとき。

### ２　埋葬等の方法

市は、直接埋葬又は火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する。

なお、埋葬又は火葬の実施に当たっては、次の事項に留意して行う。

(1) 事故死等による死体については、坂井・坂井西警察署から引継ぎを受けた後、埋葬等を行う。

(2) 身元不明の死体については、坂井・坂井西警察署その他関係機関に連絡し、身元確認の調査に当たるとともに、埋葬等を行う。

なお、身元確認の調査に当たっては、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに、遺留品を保存して身元発見の調査及び身元引受人の発見に努める。

(3) 被災地域以外に漂着した死体のうち身元が判明しないものの埋葬等は、行旅死亡人としての取扱いによる。

### ３　災害応急埋葬場

(1) 災害時における死亡者を火葬に付する場合は、坂井市赤坂聖苑、代官山斉苑又は最寄りの火葬場を使用する。ただし、非常緊急時には、知事の許可を受けて応急仮設火葬場を設置し、現場処理を行う。

(2) 身元不明の死体の埋葬場については、坂井市赤坂聖苑、代官山斉苑内において処理する。

# 第 27 節　文教対策計画

**【主な実施担当】**

健康増進課、教育総務課、学校教育課、生涯学習スポーツ課、文化課

**【実施計画】**

地震や津波災害により通常の教育が行うことができなくなった場合は、早急に文教施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置するとともに、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、できるだけ早期に学校教育を再開する。

## 第１　学校の措置

### １　地震発生後の措置

| | |
|---|---|
| 児童生徒在学中 | ①　避難<br>地震発生時の行動は、児童生徒の安全避難を最重点とし、児童生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行う。<br>②　防災措置<br>火気及び薬品類を使用中の場所（給食室、湯沸し室、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講じる。<br>③　人員確認と応急手当<br>災害発生避難後、速やかに児童生徒及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行う。<br>④　避難と引渡し<br>災害の状況により、児童生徒を避難場所へ誘導する。この場合、避難順序は秩序正しく非常出入口に近い所から低学年を最初に避難させる。その際、1 クラス 1 名の教職員を必ず付けて誘導する。また、速やかに保護者への引渡しを行う。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておくものとする。<br>⑤　被災報告<br>被害の状況を調査し、教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況、給食室の稼動の可否については必ず報告する。<br>⑥　その他の措置<br>上記のほか、「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づき、必要な措置をとる。 |
| 児童生徒不在中 | ①　防災業務の分担<br>災害の状況に応じ「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づく事務の分担等により、防災に努める。<br>②　報告<br>被災状況を調査し、教育委員会に報告する。<br>③　情報収集<br>児童生徒の被災状況について、情報の収集に努める。 |

### ２　その他事前計画の必要な事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておくものとする。

(1)　避難所の運営における教職員の役割及び市本部との連携
(2)　児童生徒の安否確認の方法
(3)　学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童生徒とで供用する部分と児童生徒又は避難者のみが使用する部分の区分けの検討
(4)　授業中に大規模地震が発生した場合の児童生徒の帰宅及び保護者との連絡方法

## 第２　教育再開計画

### １　被害状況の把握と救急体制

文教施設における災害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画を立てる。

### ２　情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定する。

### ３　学校施設の確保

文教施設が被災した場合、市は、緊急に協議し、応急復旧及び応急教育を実施する。

(1)　災害の種類、規模等によりその対策はそれぞれ異なるが、被害程度を迅速に把握し、応急復旧可能な場合はできるだけ速やかに補修し、施設の確保に努める。
(2)　被災により学校施設の全部が用途に供し得ない場合は、隣接学校の余剰教室・特別教室を借用し、分散授業を実施する。この場合余裕学校がなく、又は不足して被災学校の児童生徒を収容し得ない場合には、臨時的施設（プレハブハウス）等を建設するほか、コミュニティセンター等の建物に応急収容し、分散授業を実施する。
(3)　被災により学校施設の一部が用途に供し得ない場合は、学校運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所について応急修理又は補強を実施し、できる限り休校となるのを避ける。
　なお、必要に応じて二部授業、圧縮学級の編成などの措置を講じる。

### ４　教職員の確保

市は、罹災教職員の状況を把握し、次のような措置を講じる。

(1)　教職員の被災が軽症の場合（1 ヵ月以内治癒見込みのとき。）は、校内の教職員をもって操作する。
(2)　教職員の被災が 1 ヵ月以上にわたるときは、代替教員を充てる。
(3)　1 ヵ月以内に治癒の見込みあがっても 2 人以上に被災があったときは、授業実施の状況に応じて必要教職員を補充する。
(4)　市内で操作が不可能なときは、県に教職員の派遣を要請する。

### ５　教材、学用品等の調達及び給付

市は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等によって学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある児童生徒に対し、教科書、文房具及び通学用品を調達・支給する。

なお、災害救助法が適用された場合、同法施行規則に基づき迅速な措置を講じる。

(1)　支給品目
　①　教科書（準教科書、副読本等の教材を含む。）
　②　文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、下敷、定規等）
　③　通学用品（運動靴、傘、鞄、長靴等）

(2)　教科書

被災した学校の学校別、学年別、教科別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給所、教科書発行所等に連絡してその供給を求める。

また、同一教科書使用の学校に古本の供与を依頼して調達し配分するものとするが、それでもなお不足する場合は県教育委員会に対し調達供与を依頼する。

(3)　文房具及び通学用品

必要数量を県教育委員会に報告し、送付を受けたものを配布するほか、県教育委員会の指示に基づき調達し、配布する。

### ６　授業等再開対策

非常時の授業体制について、実施可能な教科や確保可能な授業時数及び教室等について検討し、当面の週時程及び日課表を立案するなど、早期の授業再開対策について指針を示し、その策定について指導する。

### ７　通学路の安全確保

市は、授業再開に向けて、通学に必要な道路や安全の確保について、関係機関と連携を取りながら、その確保に努める。

### ８　その他の対策

(1)　転学手続き

被災した児童生徒の中で、転学を希望する児童生徒については、保護者との連絡調整を図り、隣接市町、他府県に速やかな受入れを要請する。

(2)　高校入試手続き

被災時の高校入試については、入試期日・出願資格・出願手続き・検査場所・募集人員・入学手続きの延期等の弾力的な対応及び高校や中学校との連絡調整等の措置を講じる。

(3)　児童生徒の精神保健対策

市は、カウンセリングが必要な児童生徒数を把握し、県に専門的知識を有する精神科医や臨床心理士の派遣等を要請し、児童生徒の精神面のケアに努める。

## 第３　学校給食の措置

### １　給食の確保

市は、学校給食センター及び学校内給食施設が被災した場合、速やかに復旧措置を講じ、正常な運営に復するよう努め、できる限り給食を継続する。

(1)　復旧措置は、施設及び設備とし、食品取扱等衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。

(2)　災害時における応急配給は、文部科学省及び農林水産省の定める「災害時における応急配給」により給食物資の確保と輸送に万全を期する。

(3)　給食物資に関する所在場所及び在庫数量を常に把握し、給食物資の貯蔵保管については常に安全備蓄を考慮した保管を行う。

### ２　炊き出し等に協力する基準

緊急に学校給食センター施設設備等を使用して炊き出しを実施する場合、災害救助法を適用する分についてはその定めるところによるが、災害救助法によらない分について、学校長は、市教育委員会の承認を受けて実施する。

### ３　被害を受けた給食物資の処分

市は、被害を受けた給食物資についてその状況を把握し、県学校給食会に報告するとともに、その物資の処分方法について指示を受ける。

## 第４　保健厚生対策

### １　罹災教職員、児童生徒の保健管理

市は、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒に対し、県の指示又は協力により感染症予防接種や健康診断等を実施する。

### ２　被災学校の清掃、消毒

市は、学校が浸水等の被害を受けた場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づき県の指示又は協力により校舎等の清掃、消毒を行う。

## 第５　社会教育施設等応急対策

コミュニティセンター及びその他の社会教育施設や体育施設は、災害時において避難所、現地災害対策本部などに利用されるため、市は、施設の被害状況を直ちに調査するとともに、その応急修理又は補強を実施する。

## 第６　文化財保護対策

### １　災害発生の届出

文化財について災害が発生した場合、所有者（管理責任者）は、速やかに文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、福井県文化財保護条例（昭和 33 年条例第 39 号）及び市文化財保護条例（平成 18 年条例第 169 号）の規定に基づき県教育委員会及び市教育委員会に届け出なければならない。

### ２　文化財の保護復旧

市は、前項の届出を受けた場合は、直ちに係員を現地に派遣し、被害状況を把握し、その現状を維持するように努めるとともに、その個々の実情に応じた復旧対策を講じる。

# 第 28 節　災害救助法の適用計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、福祉総務課、社会福祉課、関係各課

**【実施計画】**

災害の発生により、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の滅失、傷病等により生活困窮に陥った被災者に対して、被災者の保護と社会秩序の保全を図る目的で応急的に必要な救助を実施する。

## 第１　実施機関

災害救助法の適用による応急救助は、法定受託事務として知事が行うこととされている。ただし、救助事務の実施について、その一部が市長に委任されたときは、市長が行う。

## 第２　災害救助法の適用に関する事項

### １　適用基準

(1)　基準世帯数（全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数）が 80 世帯以上である場合。

(2)　県全体の基準世帯数が 1,000 世帯以上で、市内で 40 世帯以上の世帯の住家が滅失したとき。

(3)　県全体の基準世帯数が 5,000 世帯以上で、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき。

(4)　災害が隔絶した地域に発生した場合等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(5)　多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。
なお、この場合は住家の滅失には関係ない。

### ２　被災世帯の算定基準

住家の滅失した世帯、すなわち全壊（焼）、流出等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2 世帯で 1 世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯にあっては、3 世帯で 1 世帯とみなす。

### ３　適用手続

(1)　市は、災害に際し、市域における災害が前記 1 の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込がある場合、本部長は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用申請手続を行う。

(2)　市は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供するとともに、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

◆救助の種類◆

| 救助の種類 | 実施の期間 |
|---|---|
| 避難所の開設及び収容 | 7 日 |
| 災害にかかった者の救出 | 3 日 |
| 炊き出しその他による食品の給与 | 7 日 |
| 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 10 日 |
| 飲料水の供給 | 7 日 |
| 応急仮設住宅の供与 | 20 日以内着工 |
| 住宅の応急修理 | 1 ヵ月以内完成 |
| 医療及び助産 | 14 日及び 7 日 |
| 死体の捜索、処理、埋葬 | 10 日 |
| 障害物の除去 | 10 日 |
| 学用品の給与（教科書）<br>（文房具） | 1 ヵ月以内<br>15 日以内 |
| 生業資金貸与 | 1 ヵ月以内 |
| 応急救助のため輸送 | 救助種目ごとの救助期間中 |
| 応急救助のための賃金職員雇上げ | 救助種目ごとの救助期間中 |

## 第３　個別適用計画

### １　避難所の開設及び収容

知事の救助事務を委任された市長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を避難所に収容し保護する。

(1)　適用期間

災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合、市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2)　避難所設置のための費用

避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費及び購入費、光熱水費並びに仮設トイレ等の設置費とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障がい者等に配慮した避難所）を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。

(3)　避難所設置の方法

避難所は、学校、コミュニティセンター等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、又は天幕の設営により実施する。

(4)　避難所開設状況報告

市長が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を知事に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、おおむね次のとおりであり、電話又は電報で情報提供する。

①　避難所開設の日時及び場所
②　箇所数及び収容人員
③　開設期間の見込

### ２　応急仮設住宅の供与

知事は、災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の確保を図る。

(1)　適用期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに完成させる。

その供与期間は、建築工事が完了した日から 2 年以内とする。

(2)　設置場所

市において決定する。

なお、市は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておくものとし、二次災害に十分配慮する。

また、仮設住宅を建設するに当たって、その場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

(3)　入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、県が市の協力を得て行うが、状況に応じ市長に救助事務の一部として委任できる。

◆（参考）入居者基準◆

○ 住家が全壊（焼）、流失した世帯
○ 居住する住家がない世帯
○ 自己の資力では住宅を確保することができない世帯
・生活保護法の被保護者及び要保護者
・特定の資産のない失業者
・特定の資産のない母子家庭
・特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障がい者など

(4)　建設の構造及び規模並びに費用の基準

①　建坪：１戸当り 29.7 ㎡
②　構造：１戸建、長屋建のいずれか適当なもの
③　費用：知事が定める額

(5)　要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

### ３　炊き出しその他による食品の給与

市長（災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市長）は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また、食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

(1)　適用期間

災害発生の日から７日以内とする。

ただし、相当大規模な地震が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2)　給与のための費用

主食、副食及び燃料費の経費とする。

(3)　炊き出し等の方法

炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

その際市は、各現場に実施責任者を指名して、その任に当たらせる。

### ４　飲料水の供給

知事の救助事務を委任された市長は、災害のため飲料水が枯渇し又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

(1)　適用期間

災害発生の日から 7 日以内とする。

ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2)　飲料水供給のための費用

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3)　飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、浄水器による給水、家庭用井戸水等による給水の方法により実施する。

### ５　被服寝具その他生活必需品の給貸与

知事は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(1)　適用期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、大地震により交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議しなければならない。

(2)　給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。

①　被服、寝具及び身の回り品
②　日用品
③　炊事用具及び食器
④　光熱材料

### ６　医療及び助産

知事は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療のみちを失った場合に、応急的に医療を施し、被災者の保護を図る。

(1)　適用期間

災害発生の日から 14 日以内とする。

ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議しなければならない。

(2)　医療のための費用

①　医療救護班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費

②　一般の病院又は診療所による場合
国民健康保険の診療報酬の額以内

③　施術者による場合
協定料金の額以内

(3)　医療の方法

県医療救護班は、医療機構の混乱が回復するまでの応急的な医療を実施する。

県医療救護班の編成は、県立病院による医療救護班、健康福祉センターによる救護班、国立病院・療養所による医療救護班、福井大学による医療救護班、公的医療機関による医療救護班、知事から委託を受けた日赤医療救護班並びに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会医療救護班とする。

**７　災害にかかった者の救出**

知事の救助事務を委任された市長は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を捜索し、又は救出してその者を保護する。

(1)　適用期間

災害発生の日から 3 日以内とする。ただし、地震の揺り返しが続いて被害が続出し、どの地震によって現に救出を要する状態になかったか判明し難いときなど、この期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2)　救出のための費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

**８　住宅の応急修理**

知事は、災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

(1)　適用期間

1 箇月以内に完成する。

(2)　応急修理の内容

居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分について行う。

(3)　協力要請

県は、市の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、関係業界団体に対して協力を要請する。

**９　学用品の給与**

学用品の給与は、災害による住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の児童及び生徒を含む。）に対して行う。

(1)　給与する品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

①　教科書
②　文房具
③　通学用品

(2)　適用期間

教科書については 1 箇月以内、その他の学用品については 15 日以内に給与を完了しなければならない。

(3)　給与の実施

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として市長が行うが、教科書については、県が、市教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講じることもある。

### 10　遺体の捜索、処理、埋葬等

災害により現に行方不明の状態にある者に対して捜索を実施するほか、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその死体の処理が実施できない場合に処理を、また、遺族の資力にかかわらず、埋葬等を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合にその埋葬等を実施する。

なお、遺体の捜索、処理、埋葬等に係る適用期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

### 11　障害物の除去

知事は、災害のため住宅に土石等障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、障害物の除去を行う。

(1)　適用部分

居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分について行う。

(2)　適用期間

災害発生の日から 10 日以内に完了する。ただし、期間内において打ち切ることができないときは期間を延長することができる。

(3)　費用

費用の限度はロープ、スコップその他障害物の除去のための必要な機械、器具等の借上費、輸送費及び人夫費とし、費用の算定は、災害救助法に基づき知事が定める額とする。

### 12　応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇上げ

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げを行い、その人員及び物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動の万全を期する。この場合の賃金職員等の雇上げ及び輸送手段の借上げは市が実施するが、市から要請があった場合は、県があっせんする。

(1)　輸送及び賃金職員等の雇上げを行う救助の範囲及び適用期間

| 範　　囲 | 期　　間 |
|---|---|
| 被災者の避難 | 1 日～2 日以内<br>（内閣総理大臣の承認により延長できる。以下同じ。） |
| 医療及び助産 | 7 日～14 日以内 |
| 被災者の救出 | 3 日以内 |
| 飲料水の供給 | 7 日以内 |
| 死体の捜索 | 10 日以内 |
| 死体の処理 | 10 日以内 |
| 救援用物資の整理配分 | 輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内 |

（注）災害救助法が適用された場合は、市において直接必要に応じて雇い上げるものとし、賃金職員等雇上費の限度額は地域の職業安定所の業種別標準賃金の例による。

(2)　輸送及び賃金職員等の雇用のための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上料、燃料費、消耗器材費、修繕費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3)　輸送力の確保

①　応急救助は緊急を要するので常に輸送手段を考慮して輸送の確保に努める。

②　市及び県は動員できる車輌（ジープ、大型トラック等）、船艇を把握しておくものとする。

③　救助連絡班は輸送各班と常に連絡し、事態が急迫した場合は従事命令を発する。

# 第４章　震災復旧・復興計画

# 第４章　震災復旧・復興計画

## ≪目　次≫

第１節　公共施設の災害復旧 ..... 227
第２節　激甚災害の指定計画 ..... 229
第３節　民生安定計画 ..... 233
第４節　経済秩序安定計画 ..... 233
第５節　復興計画 ..... 239

# 第１節　公共施設の災害復旧

**【主な実施担当】**

関係各課

**【実施計画】**

災害復旧は、災害発生時被災した各施設の復旧と併せ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設、又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を策定し、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、早期復旧を目標に重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施する。

## 第１　災害復旧事業

### １　実施責任者

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において早期復旧を目標にその実施を図る。

### ２　災害復旧事業の種類

(1)　公共土木施設災害復旧事業
　①　河川災害復旧事業
　②　海岸災害復旧事業
　③　砂防設備災害復旧事業
　④　林地荒廃防止施設災害復旧事業
　⑤　地すべり防止施設災害復旧事業
　⑥　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
　⑦　道路災害復旧事業
　⑧　港湾災害復旧事業
　⑨　漁港災害復旧事業
　⑩　下水道災害復旧事業
　⑪　公園災害復旧事業
(2)　農林水産業施設災害復旧事業
(3)　都市災害復旧事業
(4)　上水道災害復旧事業
(5)　住宅災害復旧事業
(6)　社会福祉施設等災害復旧事業
(7)　公立医療施設、病院等災害復旧事業
(8)　学校教育施設災害復旧事業
(9)　社会教育施設災害復旧事業
(10)　その他の災害復旧事業

## 第２　緊急災害査定の促進

災害が発生した場合、市は、県と連携のもと、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅速が期されるよう努める。

### 第３　特定大規模災害等における復旧工事の代行要請

市は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受け、かつ市の工事実施体制等地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、県に対し、復旧工事の代行を要請する。

### 第４　災害復旧資金の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために起債及び災害つなぎ短期借入について所要の措置を講じるなど、災害復旧事業の早期実施が図られるように努める。

また、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の途を講じて財源の確保を図るものとし、この場合には、県及び福井財務事務所と適切かつ効果的な融資措置について協議する。

# 第２節　激甚災害の指定計画

**【主な実施担当】**

関係各課

**【実施計画】**

甚大な被害が発生した場合、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号、以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、県又は市において、災害の状況を調査して早期に指定が受けられるよう措置し、公共施設の復旧が円滑に行われるよう努める。

## 第１　激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

また、関係各課は、必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

## 第２　激甚災害指定の手続

本部長は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、県に働きかけを行う。

県は国の機関と密接な連絡の上、指定の手続きをとる。

◆激甚災害指定の手続き◆

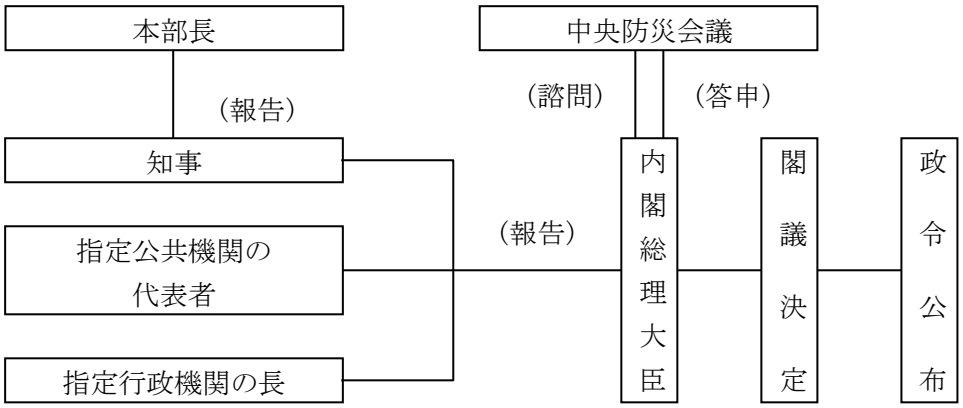


## 第３　特別財政援助額の交付手続き

激甚災害の指定を受けた場合、本部長は、速やかに関係調書等を作成して県各部に提出する。

県関係部は激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金を受けるための手続その他を実施する。

なお、激甚災害に係る特別の財政援助の対象となる事業は、以下のとおりである。

### １　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(1)　公共土木施設の災害復旧事業及び災害関連事業

①　災害復旧事業とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

②　公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認め

られるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第 1 条各号の施設の新設又は改良に関する事業（道路、砂防を除く。）

(2)　公立学校施設の災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の適用を受ける公立学校施設の災害復旧事業

(3)　公営住宅等の災害復旧事業

公営住宅法第 8 条第 3 項の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

(4)　社会福祉施設の災害復旧事業

①　生活保護法第 40 条（地方公共団体が設置するもの）又は 41 条（社会福祉法人又は日本赤十字社が設置するもの）の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

②　児童福祉法第 35 条第 2 項から第 4 項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

③　老人福祉法第 15 条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

④　身体障害者福祉法第 28 条第 1 項又は第 2 項の規定により県又は市が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

⑤　障害者総合支援法第 79 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 83 条第 2 項若しくは第 3 項の規定により県又は市が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業

⑥　売春防止法第 36 条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

(5)　感染症病院等の災害復旧事業及び感染症予防事業

①　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により規定により設置された感染症病院、隔離病舎、隔離所又は消毒所の災害復旧事業

②　激甚災害のため感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による県の支弁に係る感染症予防事業及び本部長が行う感染症予防事業

(6)　堆積土砂及び湛水の排除事業

①　堆積土砂排除事業

ア　公共施設の区域内の排除事業

激甚災害の発生に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法施行令第 4 条に定めた程度にその達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下堆積土砂）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施工するもの。

イ　公共施設の区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、本部長が指定した場所に集積されたもの又は本部長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、本部長が行う排除事業

②　湛水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の区域について浸水面積が、引き続き 1 週間以上にわたり 30ha 以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施工するもの

**２　農林水産業に関する特別の助成**

(1)　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業（農地、農業用施設及び林道）及び災害関連事業（農業用施設及び林道）に要する経費の額から、災害復旧事業については農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置

法」という。）第３条第１項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

(2)　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧事業について暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について補助対象の範囲を拡大する。

(3)　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4)　天災融資法の特例

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第２条第１項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の２点の特別措置を行う。

①　天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額及び政令で定める資金として貸付けられる場合の貸付限度額を引き上げ、政令で定める経営資金については償還期間を延長する。

②　政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合又は農業協同組合連合会に対する貸付限度額を引き上げる。

(5)　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

(6)　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

(7)　共同利用小型漁船の建造費の補助

(8)　森林災害復旧事業に対する補助

### ３　中小企業に関する特別の助成

(1)　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

①　激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する担保限度額を別枠として設ける。

②　災害関係保証の保険についてのてん補率を引き上げる。

③　保険料率を引き上げる。

(2)　中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対し、激甚災害を受ける以前において中小企業近代化資金等助成法によって貸付け及び貸与した設備の対価について、県は償還期間を延長することができる。

(3)　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4)　中小企業者に対する資金の融通に関する特例

商工組合中央金庫の激甚災害を受けた者に対して再建資金を貸付ける。

また、中小企業金融公庫及び国民金融公庫においても低利融資を行う。

### ４　その他の特別の財政援助及び助成

(1)　公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助

(2)　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

(3)　市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

(4)　水防資材費の補助の特例

(5)　罹災者のための住宅建設事業に対する補助又は融資の特例

①　罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

②　産業労働者住宅建設資金融通の特例

(6)　小災害復旧債の元利補給

①　公共土木施設小災害復旧事業

② 公立学校施設小災害復旧事業

③ 農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業

(7) 激甚災害時における求職者給付の支給の特例

# 第３節　民生安定計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、会計課、各支所、財政課、課税課、納税課、市民生活課、福祉総務課、社会福祉課、都市計画課

**【実施計画】**

災害発生後において、被災者等の生活再建を迅速かつ的確に進め、民生の安定を図る。

## 第１　被災者生活再建支援のための措置

### １　生活支援総合相談窓口の設置

災害が発生した場合、被害の状況に応じ、被災者の健康の確保、税の減免、融資、住宅の確保など生活全般にわたって相談に応じられるよう、福井地域さわやか行政サービス推進協議会において定められた「震災等大規模災害時における相談窓口体制について（申合せ）」により、国、県、市及び関係機関による総合相談窓口を開設する。

### ２　罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

### ３　被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

### ４　支援制度の周知

県および市は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

## 第２　住宅の確保

県及び市は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

### １　計画目標

災害用応急仮設住宅から恒久、良質の住宅に切り換えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

### ２　対策

(1)　市は、損壊公営住宅を速やかに修繕する。

(2)　市及び県は、被害の程度に応じて公営住宅の供給計画を修正し、必要と認められるときは、公営住宅を建設して、被災者の住宅の確保を図る。

(3)　住宅金融支援機構融資のあっせん

市は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が実施する災害復興住宅融資の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該投資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興住宅融資の促進を図る。

## 第３　義援金品の受付及び配分

### １　義援金及び義援物資の募集と周知

市は、義援金及び義援物資の受入れについて、各種広報媒体や報道機関を通じて次の事項を公表し、広く一般への周知を図る。

なお、市に寄託された義援金については、会計課において受け付け、義援物資については安全対策課で受け付けるものとする。

(1)　義援金

①　受入窓口

②　振込金融機関（金融機関名、口座番号、口座名等）

(2)　義援物資

①　受入窓口

②　受入れを希望する物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、逐次改定）

### ２　義援金の受入れ・配分

(1)　受入れ

市は、金融機関の協力を得て義援金受入窓口を開設し、義援金の受入れを行う。

(2)　配分

市は、必要に応じて日本赤十字社等の義援金収集団体と配分委員会を設置するなど、義援金の使用について十分協議の上、迅速な配分に努める。

### ３　義援物資の受入れ・配分

(1)　受入れ

市は、速やかに義援物資の受入れ・照会窓口を開設し、義援物資の受入れを行う。

また、物資の集積場所については、輸送、保管に適した場所を選ぶ。

(2)　配分

市は、自己調達物資や応援要請物資等との調整を図り、義援物資の目的に沿った迅速かつ効果的な配分を行う。

## 第４　坂井市災害弔慰金等の支給・貸付

市は、坂井市災害弔慰金の支給等に関する条例（坂井市条例 82 号）の規定に基づき、自然災害により被害を受けた市民に対し給付又は貸付を行い、市民の福祉及び生活の安定を図る。

### １　災害の種類

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、土砂災害、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずるもの

### ２　対象者

災害により被害を受けた当時、市域内に住所を有した者

### ３　災害弔慰金の支給

市民が災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、市条例に基づき災害弔慰金の支給を行う。

◆災害弔慰金の額◆

| 死　亡　者 | 金　額 |
|---|---|
| 死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持した場合 | 500 万円 |
| その他の場合 | 250 万円 |

（注）ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、上記の額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

### ４　災害障害見舞金の支給

市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定した時を含む。）に当該障がい者に対し、坂井市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害障害見舞金の支給を行う。

◆災害障害見舞金の額◆

| 死　亡　者 | 金　額 |
|---|---|
| 当該障がい者が災害により負傷又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持した場合 | 250 万円 |
| その他の場合 | 125 万円 |

### ５　災害援護資金の貸付

災害により被害を受けた市民である世帯に対し、その生活の再建に資するため、市条例に基づき、災害援護資金の貸付を行う。

◆災害における一世帯当たりの貸付限度額◆

| 被害の種類及び程度 | | 金　額 | （特別の事情がある場合） |
|---|---|---|---|
| 療養に要する期間がおおむね一箇月以上である世帯主の負傷があり、かつ右記のいずれかに該当する場合 | ①　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害及び住居の損害がない場合 | 150 万円 | |
| | ②　家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 | 250 万円 | |
| | ③　住居が半壊した場合 | 270 万円 | （350 万円） |
| | ④　住居が全壊した場合 | 350 万円 | |
| 世帯主の負傷がなく、かつ、右記のいずれかに該当する場合 | ①　家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 | 150 万円 | |
| | ②　住居が半壊した場合 | 170 万円 | （250 万円） |
| | ③　住居が全壊した場合（④の場合を除く。） | 250 万円 | （350 万円） |
| | ④　住居の全体が滅失若しくは流失した場合 | 350 万円 | |

### ６　支給の制限

坂井市災害弔慰金の支給等に関する条例第 7 条による。

### ７　生活福祉資金の貸付

市は、県社会福祉協議会の実施する生活福祉資金の貸付けに対し、小規模の災害により被害を受けた低所得世帯の経済的自立と安定した生活のため、必要な情報提供を行う。

また、被災した家屋を増築、改築拡張又は補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。

**８　母子父子寡婦福祉資金の貸付**

市は、小規模の災害により被害を受けたひとり親家庭及び寡婦に対しその経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、拡張又は補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。

## 第５　被災者生活再建支援金の支給等

市域において被災者生活再建支援金の支給に該当する自然災害が発生した場合、市は、被害状況等の確認を行い、取りまとめの上、県に対して被害報告を行う。

なお、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が県より拠出された基金を活用して行う。

◆被災者生活再建支援金の支給の流れ◆

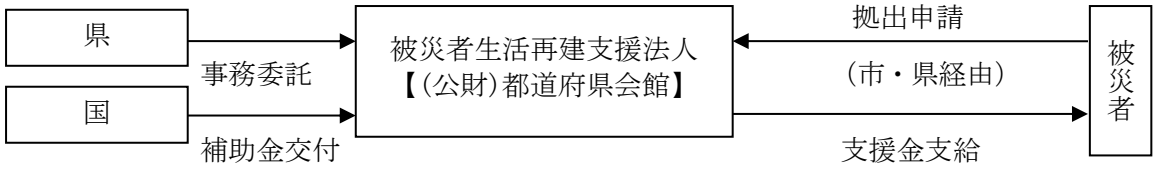


（所管・内閣府）　（支援金の 1/2）

**１　対象となる自然災害**

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、土砂災害、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

(1)　災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する被害（同第２項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町の区域に係る自然災害

(2)　10 以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害

(3)　100 以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害

(4)　5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口 10 万未満のものに限る。）の区域であって、(1)～(3)の区域に隣接するものに係る自然災害

(5)　県内で、(1)又は(2)の自然災害が発生した場合で 5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口 10 万未満のものに限る。）の区域に係る自然災害

(6)　(1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が 2 以上ある場合に、5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口 10 万未満のものに限る。）の区域に係る自然災害（人口 5 万未満の市町については、2 世以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合）

**２　対象となる被災世帯**

(1)　住宅が全壊した世帯

(2)　住宅が全壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(3)　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
(4)　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
(5)　住宅が半壊し、相当規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

**３　支給限度額**

次の(1)及び(2)の合計額を支給する。（世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額を支給する。）

(1)　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

| 住宅の被害程度 | 全壊<br>2 の(1)に該当 | 解体<br>2 の(2)に該当 | 長期避難<br>2 の(3)に該当 | 大規模半壊<br>2 の(4)に該当 | 中規模半壊 |
|---|---|---|---|---|---|
| 支給額 | 100 万円 | 100 万円 | 100 万円 | 50 万円 | ― |

(2)　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

| 住宅の再建程度 | 建設・購入 | 補修 | 賃貸（公営住宅以外） |
|---|---|---|---|
| 支給額<br>（全壊<br>解体<br>長期避難<br>大規模半壊） | 200 万円 | 100 万円 | 50 万円 |
| 支給額<br>（中規模半壊） | 100 万円 | 50 万円 | 25 万円 |

（注）被害程度が全壊、解体、長期避難、大規模半壊のいずれかで、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200 万円（中規模半壊の場合は 100 万円）又は 100 万円（中規模半壊の場合は 50 万円）を支給限度額とする。

## 第６　郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

日本郵便(株)は、災害が発生した場合、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

**１　被災者に対する郵便葉書等の無償交付**

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

**２　被災者が差し出す郵便物の料金免除**

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

**３　被災地宛て救助用郵便物の料金免除**

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等その他総務省令で定める法人又は団体に宛てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

**４　被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分**

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、お年玉葉書等寄附金を配分する。

## 第７　暴力団排除活動

県警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

# 第４節　経済秩序安定計画

**【主な実施担当】**

財政課、納税課、農業振興課、林業水産振興課、商工労政課

**【実施計画】**

災害により混乱をきたした社会経済の秩序安定のため、被災者に対する金融措置や流通機能の回復のための措置を講じる。

## 第１　金融措置

市は、災害により被害を受けた市民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する租税の徴収猶予及び減免、事業資金融資のあっせん等を行い、被災者の生活の確保を図る。

### １　租税の徴収猶予及び減免

被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定しておくものとする。

### ２　中小企業・農林漁業関係融資

(1)　中小企業向け緊急融資

重大な災害が発生した場合において、災害により被害又は影響を受け経営の安定に支障を生じている中小企業の金融の円滑を図るため、既存制度融資の条件緩和又は緊急融資の実施について、周知を図る。

(2)　農林漁業関係融資

災害時における農林漁業関係の融資について、周知を図る。

| | | |
|---|---|---|
| 農業関係 | 被害農家の経営 | 天災資金<br>農業経営支援資金（災害資金）<br>農林漁業セーフティネット資金 |
| | 施設等の復旧 | 農業経営支援資金（災害資金）<br>農林漁業セーフティネット資金 |
| 林業関係 | 被害林業者の経営 | 天災資金<br>農林漁業セーフティネット資金 |
| | 施設関係の災害復旧 | 農林漁業施設資金 |
| 漁業関係 | 被害漁業者の経営 | 天災資金<br>農林漁業セーフティネット資金 |
| | 漁船その他施設関係の災害復旧 | 農林漁業施設資金 |

## 第２　流通機能回復

市は、県及び関係機関と連携のもと、流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

### １　商品の確保

生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不定量については県、企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。

また、速やかに管理する施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

### ２　消費者情報の提供

生活必需品その他の商品の価格、需給状況の動向、販売場所等の必要な情報を提供し、消費者の利益を図るよう努め、民生の安定を図る。

# 第５節　復興計画

**【主な実施担当】**

安全対策課、企画政策課、都市計画課

**【実施計画】**

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域復興のための基礎的な条件づくりを目指す。

## 第１　改良復旧

市は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとし、被災施設の復旧に当たっては、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示する。

## 第２　計画的復興

大災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、市は、事業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。

市は、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに要配慮者や女性等を含む市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、安全で快適な市街地の形成と都市機能の充実を図る。

## 第３　復興計画策定体制の確立

### １　復興都市計画原案の策定

(1)　都市計画区域内の復興都市計画

市の都市計画区域内においては、「防災都市づくり計画」を踏まえた「市町村の都市計画に関する基本方針」を復興都市計画原案として位置付ける。

(2)　都市計画区域外の復興都市計画

市の都市計画区域外においては、「防災都市づくり計画」の策定を推進し、当該計画を復興都市計画原案として位置付ける。

(3)　各種データの整備保全

復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

①　各種データの総合的保全（地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

②　不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

### ２　審議会・協力体制の整備

(1)　復興都市計画原案等の事前審議制度の創設

復興都市計画の円滑で迅速な審議を行うため、復興計画の原案として位置付けられる「市の都市計画に関する基本方針」策定の事前審議制度を創設する。

(2)　復興計画策定連絡協議会の設置

復興都市計画と公共土木施設整備計画の整合を図るため、「復興計画策定連絡協議会」を設置し、事前審議の円滑な運営体制と被災後の迅速な復興計画策定体制を確立する。

## 第４　大規模災害からの復興に関する法律の活用

### １　復興計画

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針、県の復興方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

### ２　都市計画の決定又は変更の代行要請

市は、都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、県に対し、都市計画の決定又は変更の代行を要請することができる。

### ３　職員派遣の要請

市は、特定大規模災害からの復興ために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣その他の協力を求める。